

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和8年度開設用)

<別冊>

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

目次

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| V. 参考 | 1 |
| 1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄） | 1 |
| (1) 教育職員免許法（抄）【令和4年7月1日現在】 | 1 |
| (2) 教育職員免許法施行規則（抄）【令和6年4月1日施行】 | 4 |
| 2. 各科目の名称例について | 19 |
| 3. Q&A（よくある質問と回答） | 23 |
| 4. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） | 45 |
| 5. 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（令和4年12月20日依頼） | 46 |
| 6. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月25日通知） | 48 |
| 7. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月27日通知） | 51 |
| 8. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等に係る教職課程認定基準等の改正等について（令和5年9月28日事務連絡） | 58 |
| 9. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知） | 66 |
| 10. 在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について | 71 |
| 11. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（令和6年3月21日通知） | 72 |
| 12. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（抄）（令和3年4月13日通知） | 83 |
| 13. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年5月7日通知） | 85 |
| 14. 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」のポイント | 91 |
| 15. 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」 | 93 |
| 16. 複数の学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会）の改正等について（令和3年8月4日事務連絡） | 106 |
| 17. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年8月4日通知） | 110 |
| 18. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（令和4年7月28日通知）（抄） | 118 |
| 19. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日） | 124 |
| 20. 大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について（令和4年11月25日通知） | 133 |
| 21. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡） | 148 |
| 22. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日） | 154 |
| 23. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物 | |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（令和5年7月13日通知） | 162 |
| 24. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（令和6年6月20日事務連絡） | 170 |
| 25. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）（令和6年10月23日事務連絡） | 173 |
| 26. 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（令和6年6月3日通知） | 176 |
| 27. 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（令和6年7月4日事務連絡） | 187 |
| 28. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日通知）（抄） | 189 |
| 29. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて（令和4年5月20日事務連絡） | 195 |
| 30. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について（令和2年7月10日事務連絡） | 197 |
| 31. 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について（令和3年4月1日事務連絡） | 200 |
| 32. 教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について（令和4年6月29日事務連絡） | 202 |
| 33. 「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について（令和5年5月18日事務連絡） | 203 |
| 34. 教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（令和5年10月27日事務連絡） | 205 |
| 35. 教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について（令和4年10月3日事務連絡） | 208 |
| 36. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン | 213 |
| 37. 教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について（令和2年10月5日通知） | 222 |
| 38. 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知） | 228 |
| 39. こども基本法の施行について（令和5年4月1日通知） | 229 |
| 40. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月31日） 概要 | 241 |
| 41. 外国人児童生徒等の教育を担う教員の養成・研修のモデルプログラムについて | 242 |
| 42. 学校安全について | 243 |
| 43. 教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日事務連絡） | 247 |
| 44. 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム | 248 |
| 45. 「StuDX Style」について | 249 |
| 46. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要 | 250 |
| 47. 学校図書館の充実に向けた取組について | 252 |
| 48. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日通知） | 260 |
| 49. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（抄）（令和3年6月11 | |

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 日通知) | 278 |
| 50. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（令和3年4月16日通知） | 281 |
| 51. 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡） | 285 |
| 52. 「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）（令和5年7月5日事務連絡） | 288 |
| 53. 「生命（いのち）の安全教育」について | 290 |
| 54. 性に関する指導について | 291 |
| 55. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等 | 292 |
| 56. 成年年齢引き下げを踏まえた、学校教育における消費者教育の推進について | 294 |
| 57. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日通知） | 296 |
| 58. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日通知） | 302 |
| 59. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】 | 304 |
| 60. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日通知） | 307 |
| 61. 学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日通知） | 314 |
| 62. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和3年9月17日通知） | 316 |
| 63. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（平成29年4月28日通知） | 321 |
| 64. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（平成31年2月4日通知） | 328 |
| 65. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日通知） | 336 |
| 66. ハンセン病に関する教育の更なる推進について（令和6年10月1日通知） | 346 |
| 67. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（令和元年6月6日通知） | 351 |
| 68. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）（令和5年5月25日事務連絡） | 355 |
| 69. 「薬害」を学ぶための教育の充実について | 357 |
| 70. B型肝炎副読本「B型肝炎いのちの教育」の活用について | 362 |
| 71. 臓器移植に関するパンフレット「いのちの贈りもの」について | 371 |
| 72. 放射線副読本について | 375 |
| 73. 学校図書館司書教諭の養成について | 376 |
| 74. 社会人教育人材の養成について（社会教育主事・社会教育士関係） | 380 |
| 75. 参考情報 | 384 |

| | |
|-----------------------------------------|-----|
| 76. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について | 388 |
|-----------------------------------------|-----|

V. 参考

1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）

（教職課程認定関係条文抜粋）

（1）教育職員免許法（抄）【令和4年7月1日現在】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 | |
|--------------|-------|------------------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 所要資格 | | 基礎資格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | |
| 免許状の種類 | | | 教科及び教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 七五 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 五一 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 三一 | |
| 小学校 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 八三 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 五九 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 三七 | |
| 中学校 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 八三 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 五九 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 三五 | |
| 高等学校 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 八三 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 五九 | |
| 特別支援学校 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | 五〇 |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | 二六 |
| | 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | 一六 |

備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業

- した場合は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第五条関係）

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 |
|-----------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 所要資格 | | 基礎資格 | 大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数 |
| 免許状の種類 | | | |
| 養護教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 八〇 |
| | 一種免許状 | イ 学士の学位を有すること。 | 五六 |
| | | ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。 | 一二 |
| | | ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。 | 二二 |
| | 二種免許状 | イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 | 四二 |
| ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けている | | | |

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------|--|
| | | こと。 | |
| | | ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。 | |
| 備考 | | | |
| <p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p> | | | |

別表第二の二（第五条関係）

| 第一欄 所要資格 | | 第二欄 基礎資格 | 第三欄 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 免許状の種類 | | | 大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数 |
| 栄養 教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 | 四六 |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。 | 二二 |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。 | 一四 |
| 備考 | | | |
| <p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p> | | | |

(2) 教育職員免許法施行規則 (抄) 【令和6年4月1日施行】

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項及び第三項(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号)第五条、短期大学設置基準(昭和三十五年文部省令第二十一号)第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準(昭和三十七年文部省令第三号)第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
|-------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 最低修得単位数 | 第二欄 領域に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | 一六 | 一六 | 一二 |
| | | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | | | |
| | 第三欄 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 一〇 | 一〇 | 六 |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | | | |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | | | |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | | |
| 第四欄 教育相談に関する科目 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 四 | 四 | 四 | |
| | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | | | | |
| | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | | | | |
| 第五欄 実践に関する科目 | 幼児理解の理論及び方法 | 五 | 五 | 五 | |
| | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | | | | |
| 第六欄 大学が定める科目 | 教育実習 | 二 | 二 | 二 | |
| | 教職実践演習 | 三八 | 一四 | 一一 | |

備考

- 領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。)の単位の修得方法は、学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を

含むものとする。

- 三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
 - イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
 - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号及び第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九の二 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第二十二項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四

条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)

十二 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。)

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。)

十五 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
|-------|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 最低修得単 | 第二欄 | 指導教科に関する科目及び関係 | 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | 三〇 | 三〇 | 一六 |
| | 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 一〇 | 一〇 | 六 |

| | | | | | |
|---------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|----|----|---|
| 第四欄 | 目 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 一〇 | 一〇 | 六 |
| | | 総合的な学習の時間の指導法 | | | |
| | | 特別活動の指導法 | | | |
| | | 教育の方法及び技術 | | | |
| | | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | | | |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | | | |
| | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | | | | | |
| 第五欄 | 目 実践教育に関する科目 | 教育実習 | 五 | 五 | 五 |
| | | 教職実践演習 | 二 | 二 | 二 |
| 第六欄 | 目 大学が独自に設定する科目 | | 二六 | 二 | 二 |

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、一単位以上修得するものとする（次条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 | |
|---------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|-------|------|
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科に関する専門的事項 | 二八 | 二八 | 一二 | |
| | | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | | | | |
| | 第三欄 | 教科及び教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | （六〇） | （六〇） | （三六） |
| | | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | | | |
| | | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | | | |
| | | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | | |
| | | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | | |
| | | | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | | | |
| | 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | （六〇） | （六〇） | （四六） |
| | | | 総合的な学習の時間の指導法 | | | |
| | | | 特別活動の指導法 | | | |
| | | | 教育の方法及び技術 | | | |
| | | | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | | | |
| | | | 生徒指導の理論及び方法 | | | |
| | | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | | | | | | |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | （三五） | （三五） | （三五） | |
| | | 教職実践演習 | | | | |
| 第六欄 | 独自に設定する科目 | | 八二 | 四 | 四 | |

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
- ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水

産実習、商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」ニ 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとと

もに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | |
|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|------|
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科に関する専門的事項 | 二四 | 二四 | |
| | | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | | | |
| | 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | （四〇） | （四〇） |
| | | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | | |
| | | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | | |
| | | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | |
| | | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | |
| | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | | | | |
| | 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な探究の時間の指導法 | （五八） | （五八） |
| | | | 特別活動の指導法 | | |
| 教育の方法及び技術 | | | | | |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | | | | | |
| 生徒指導の理論及び方法 | | | | | |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | （二三） | （二三） | |
| | | 教職実践演習 | | | |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 | | 三六 | 一二 | |

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
- リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
- ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学

- (運動方法学を含む。)、生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
- ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
- ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)、看護実習
- ワ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服実習を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学、保育学
- カ 情報 情報社会(職業に関する内容を含む。)、情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術
- ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
- タ 工業 工業の関係科目、職業指導
- レ 商業 商業の関係科目、職業指導
- ソ 水産 水産の関係科目、職業指導
- ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。)、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
- ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
- ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| | |
|--------------|----------|
| 特別支援教育に関する科目 | 免許状の種類 |
| | 特別支援学校教諭 |

| | | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 | |
|-----------------------------------|------------------------|-----------------------------------|------------------|-------|---|
| 最低 修得 単位 数 | 第一欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 二 | 二 | 二 |
| | 第二欄 | 特別支援教育領域に関する科目 | 一六 | 一六 | 八 |
| | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | | |
| | 第三欄 | 特別支援教育領域以外の科目 | 免許状に定められることとなる科目 | 五 | 五 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | | | | |
| 第四欄 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実践 | 三 | 三 | 三 | |

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）
- 三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。
- 四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。
- 五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

- 2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差

- し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。
- 4 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - 5 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
 - 6 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
 - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上
 - 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
 - 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
 - 7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。
 - 8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | | 養護及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
|------------------------|-----|----------------------------|-----------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 最低修得 | 第二欄 | 養護に関する科目 | | 二八 | 二八 | 二四 |
| | 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 八 | 八 | 五 |
| | | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | | | |
| | | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | | | |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | | | | | |
| | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | | | |

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|--------------------------------------|----|---|---|
| | | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | | | |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 | 六 | 六 | 三 |
| | | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | | | |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | | | |
| | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 養護実習 | 五 | 五 | 四 |
| | | 教職実践演習 | 二 | 二 | 二 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 | | 三二 | 七 | 四 |

備考

- 一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
- イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 四 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。
- イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
- ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修

得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）・学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のへの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 栄養に係る教育及び教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 | |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|-------|---|
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 目的に係る栄養に関する科目 | 四 | 四 | 二 | |
| | 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 八 | 八 | 五 |
| | | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | | | |
| | | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | | | |
| | | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | | |
| | | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | | |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | | | | | | |
| 第四欄 | 生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 | 六 | 六 | 三 | |
| | | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | | | | |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | | | | |
| | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | | |
| 第五欄 | 実践教育に関する科目 | 栄養教育実習 | 二 | 二 | 二 | |
| | | 教職実践演習 | 二 | 二 | 二 | |
| 第六欄 | 独自に設定する科目 | | 二四 | | | |

備考

- 一 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。
- 二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第二章 認定課程

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を

得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第五十五条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十一条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 指定大学の名称
- 二 当該指定大学を指定した日
- 三 当該指定大学を指定した理由

3 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定大学について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大

学設置基準第八条第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

- 4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。
- 5 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学（以下この項において「構成大学」という。）は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうち他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。
- 6 認定課程を有する大学であつて、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定を受けたものが、これらの規定に定める先導的な取組により当該大学の認定課程を適正に実施できるものと認められる旨の文部科学大臣の認定を受けたときは、第一項中「授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を」とあるのは「教育課程を体系的に」と、第三項中「授業科目を第一項」とあるのは「授業科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」と、第四項中「科目を第一項」とあるのは「科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」とする。

第二十二条の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定め違反しているときその他認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第三項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

- 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事。
 - 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事。
 - 四 卒業生（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関する事。
 - 五 卒業生の教員への就職の状況に関する事。
 - 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行ふものとする。

第二十二條の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第二十二條の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第二十三條 認定課程に関し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第三章 相当課程

第二十四條 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号ロの規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五條 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六條 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第三百三十二条に規定するものに限る。）とする。

（略）

第六十六條の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

（略）

2. 各科目の名称例について

○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------|
| 第2欄 ・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | 幼児と健康 |
| | | 幼児と人間関係 |
| | | 幼児と環境 |
| | | 幼児と言葉 |
| | | 幼児と表現 |
| | 各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。) | 国語科教育法 |
| | | 教科教育法(国語) |
| | | 初等教科教育法(国語) |
| | | 初等科教育法(国語科) |
| | | 社会科・地歴科教育法 |
| | | 社会科・公民科教育法 |
| | | 社会科・地歴科指導法 |
| | | 社会科・公民科指導法 |
| | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | 中等教科教育法(社会・地歴) |
| | | 保育内容指導法 |
| 保育内容総論 | | |
| 保育内容指導法(健康) | | |
| 保育内容「人間関係」の指導法 | | |
| 領域(環境)の指導法 | | |
| 第3欄 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論 |
| | | 教育原理 |
| | | 教育基礎論 |
| | | 学校と教育の歴史 |
| | | 教育学概論 |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | 教職概論 |
| | | 教職原論 |
| | | 教職論 |
| | | 教職入門 |
| | ※保育者論 | |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育行財政 |
| | | 教育行財政論 |
| | | 教育制度論 |
| | | 学校制度論 |
| | | 学校の制度 |
| | | 教育の制度と経営 |
| | | 教育行政学 |
| | | 教育社会学 |
| | | 学校教育社会学 |
| | | 教育経営論 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| | 心身の発達と学習過程 | |
| | 学習心理学 | |
| | 学校教育心理学 | |
| | 学習・発達論 | |
| | 発達心理学 | |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育概論 |
| | | 特別支援教育総論 |
| | | 特別支援教育入門 |
| | | 特別の教育的ニーズの理解とその支援 |
| | | 特別のニーズ教育の基礎と方法 |
| | | ※特別支援教育・保育概論 |
| | | ※特別支援教育概論(障害児保育を含む) |
| ※特別な支援を要する子どもの理解と支援 | | |

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 | |
|------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 第3欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育課程論 |
| | | | 教育課程編成論 |
| | | | カリキュラム論 |
| | | | 教育課程総論 |
| | | | 教育課程の意義と編成 |
| | | | ※保育カリキュラム論 |
| | | | ※保育・教育課程論 |
| | ※教育・保育課程論 | | |
| 第4欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳教育の理論と実践 |
| | | | 道徳教育の理論と方法 |
| | | | 道徳教育指導論 |
| | | | 学校教育における道徳指導 |
| | | | 道徳教育の指導法 |
| | | 総合的な学習の時間の指導法 | 総合的な学習の時間の指導法 |
| | | | 総合的な学習の指導法 |
| | | | 総合的な学習の理論と方法 |
| | | | 総合的な探究の時間の指導法 |
| | | 特別活動の指導法 | 特別活動論 |
| | | | 特別活動の指導法 |
| | | | 特別活動の理論と方法 |
| | | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育の方法と技術 |
| | | 教育の方法及び技術 | 教育方法論 |
| | | | 教育方法学 |
| | | | 教育方法の理論と実践 |
| | | | 教育方法・技術論 |
| | | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 情報通信技術の活用 |
| | | | 情報通信技術活用論 |
| | | | 教育とICT活用 |
| | | | ICT活用の理論と方法 |
| | ICT活用の理論と実践 | | |
| | 教育におけるICT活用 | | |
| | 教育現場でのICT活用 | | |
| 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導論 | | |
| | 生徒・進路指導論 | | |
| | 生徒指導の理論及び方法 | | |
| | 生徒指導の理論と方法 | | |
| 幼児理解の理論及び方法 | 幼児理解 | | |
| | 幼児理解の理論と方法 | | |
| 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 教育相談 | | |
| | 教育相談の基礎 | | |
| | 教育相談の基礎と方法 | | |
| | 教育相談の理論と方法 | | |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 進路指導論 | | |
| | 進路指導 | | |
| | 進路指導・キャリア教育の理論と方法 | | |
| 第5欄 | 教育実践に関する科目 | 事前及び事後の指導 | 事前及び事後の指導 |
| | | | 教育実習指導 |
| | | 教育実習 | 教育実習Ⅰ～Ⅳ |
| | | 学校体験活動 | 学校体験活動 |
| | | | 学校インターンシップ |
| | | 教職実践演習 | 教職実践演習(幼稚園) |
| | | | 教職実践演習(中・高) |
| | 教職実践演習(養護教諭) | | |
| | 教職実践演習(栄養教諭) | | |
| | ※保育・教職実践演習(幼稚園) | | |

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | 科目名称例 |
|-------------------|--------------|
| 栄養に係る教育に関する科目 | 学校栄養教育法 |
| | 学校栄養教育の理論と方法 |
| | 学校栄養指導論 |
| | 食育指導論 |
| | 食育指導の理論と方法 |
| | 食育実践論 |

○特別支援教育に関する科目

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 |
|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 障害者教育総論 障害児教育総論 障害者教育概論 障害者教育論 障害者発達教育論 特別支援教育総論 特別支援教育概論 特別支援教育基礎理論 特別支援教育論 |
| 第2欄 | 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 |
| | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 |
| | | 視覚障害者の心理・生理・病理 視覚障害児の心理・生理・病理 聴覚障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 視覚障害者教育論 視覚障害児教育論 視覚障害者教育課程論 視覚障害者指導法 視覚障害者指導論 視覚障害者教育方法論 視覚障害教育 聴覚障害者教育論 知的障害者教育論 肢体不自由者教育論 病弱者教育論 |
| | | 視覚障害者教育総論 聴覚障害者教育総論 知的障害者教育総論 肢体不自由者教育総論 病弱者教育総論 |

| | | | |
|---------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | ※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。 |
| | | | 重複障害・LD等の心理・生理・病理 |
| | | | 重複障害児等の心理・生理・病理 |
| | | | 言語障害者の心理・生理・病理 |
| | | | 発達障害者の心理・生理・病理 |
| | | | 情緒障害者の心理・生理・病理 |
| | | | 学習障害者の心理・生理・病理 |
| | | | LDの心理・生理・病理 |
| | | | 学習障害(LD)者の心理・生理・病理 |
| | | | 注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理 |
| | | | ADHDの心理・生理・病理 |
| 第3欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複障害者教育論 |
| | | | 重複障害児教育論 |
| | | | 重複障害者教育課程論 |
| | | | 重複障害者指導法 |
| | | | 重複障害者指導論 |
| | | | 重複障害者教育方法論 |
| | | | 重複障害・LD等教育 |
| | | | 発達障害者教育論 |
| | | | 言語障害者教育論 |
| | | | 情緒障害者教育論 |
| | | 学習障害者教育論 | |
| | | LD教育論 | |
| | | 学習障害(LD)者教育論 | |
| | | 注意欠陥多動性障害者教育論 | |
| | | ADHD教育論 | |
| | | 注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論 | |
| | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複障害者教育総論 |
| | | | 言語障害者教育総論 |
| | | | 情緒障害者教育総論 |
| 学習障害教育総論 | | | |
| 注意欠陥多動性障害教育総論 | | | |
| 重複障害等教育総論 | | | |
| LD等教育総論 | | | |
| 第4欄 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 | | 教育実習 |
| | | | 障害者教育実習 |
| | | 特別支援教育実習 | |
| | | 教育実習事前事後指導 | |
| | | 教育実習指導 | |
| | | 障害者教育実習事前事後指導 | |
| | | 障害者教育実習指導 | |
| | | 特別支援教育実習事前事後指導 | |
| | | 特別支援教育実習指導 | |

3. Q & A (よくある質問と回答)

課程認定申請に当たって、特に多い質問及びその回答について以下に記載する。なお、免許法改正に伴う経過措置の解釈や科目等履修生の取扱い等、法解釈及び免許状の取得・申請に関する質問については、教育人材政策課免許係 (menkyo@mext.go.jp) へ問い合わせること。

●教職課程認定基準関係

| No. | Q & A |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について | |
| 1 | <p>Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。</p> <p>A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科など(以下、「学科等」という。))に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格(学科等名称、学科等の設置理念及び学位(又は学科の分野)など)と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」2(1)、(4) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」</p> |
| 2 | <p>Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもちて教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのが分からない。</p> <p>また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。</p> <p>A (前段) 教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け(単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか)などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位(又は学科の分野)及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。</p> <p>(後段) 大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での要件ではない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」2(6) 「教職課程認定審査の確認事項」1(5) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」</p> |
| ○科目の開設及び修得方法について | |
| 3 | <p>Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。</p> <p>A 大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3(1)、4-1(1)、(2)、4-2(1)、(2)、(3)、4-3(1)、(3)、4-4(1)、(3)、4-6(1)など 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p> |
| 4 | <p>Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程におけ</p> |

| | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>る「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。</p> <p>A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（1）、4-4（1） 「教職課程認定審査の確認事項」2（1） 「教育職員免許法施行規則」第4条第1項表備考第2号</p> |
| 5 | <p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるかの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。</p> <p>A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。</p> <p>例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 <p>の5つの事項が規定されており、5の半数は2.5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。</p> <p>なお、このほか、教科に関する専門的事項に関する科目の合計単位数で基準を満たすことも可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（2）、4-4（2）、4-8（1）</p> |
| 6 | <p>Q 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理解に関する科目等」などに含めることはできるか。また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。</p> <p>A （前段） 教職課程認定基準7には、必要教職専任教員数の観点から、一部・二部を1つの課程とみなして必要教職専任教員数を充足させることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通常の教職課程と同様に、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが原則となる。</p> <p>なお、昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）はそれぞれ個別に教職課程認定を受けるものであるため、教職課程認定基準4-8により科目を共通開設することは可能である。</p> <p>（後段） できない。教職課程認定基準8では、必要教職専任教員数の観点では、通信課程の教職専任教員について、通学課程の教職専任教員をもってあてることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8、7、8</p> |
| 7 | <p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」などとして開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。</p> |

| | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。 |
| 8 | <p>Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。</p> <p>A 幼稚園又は小学校の教職課程においては、教員養成を主たる目的とする学科等に置かれていることから、「教育の基礎的理解に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることが原則となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、それを要件としていないが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。</p> |
| 9 | <p>Q 教育学部で開設している小免の「各教科の指導法」に開設する授業科目を他学部の小免の「各教科の指導法」と共通開設することは可能か。</p> <p>A できない。教職課程認定基準上「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することができるのは、4-8(2)vii)又はviii)に挙げている組み合わせのみであり、複数の小免の教職課程において「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することはできない。 【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)(2)</p> |
| 10 | <p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合(例えば、数学と工業)、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。</p> <p>A 原則できない。ただし、教職課程認定基準に定められている場合に限り、「教科に関する専門的事項」を複数の課程において共通開設できる。 質問にある数学と工業の場合については、教職課程認定基準において認められている組み合わせではないため、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできず、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。 【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)</p> |
| 11 | <p>Q 「教科に関する専門的事項」を共通に開設できる場合の特例(課程認定基準4-8(1)i)②等)について、例えば数学の「代数学」と情報の「情報社会・情報倫理」のように科目区分が異なる場合でも共通開設は可能か。</p> <p>A 免許法施行規則上の科目区分が異なることから、それぞれの科目区分で求められる内容も異なるため、上記の組み合わせの場合は共通開設ができない。一方で、例えば、数学の「コンピュータ」と情報の「コンピュータ・情報処理」や、社会の「日本史・外国史」と地理歴史の「日本史」又は「外国史」等、科目区分が同様である部分において、授業科目の共通開設が可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)</p> |
| 12 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることができるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。(すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。)</p> <p>A そのような教育課程を編成することは認められない。 教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第5条第1項表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。(工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。) 【参照】 「教職課程認定基準」4-4(6)</p> |

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | <p>Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。</p> <p>A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など（「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を除く。))については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1（2）、4-2（3）、4-3（4）、4-4（4）、4-6（2）、4-7（2） 「教職課程認定審査の確認事項」2（4）</p> |
| 14 | <p>Q 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。</p> <p>A 「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3（1）、4-4（1）</p> |
| 15 | <p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。</p> <p>A そのとおりに設定しても構わない。</p> <p>「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。</p> <p>また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。</p> <p>幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第3条第1項表備考第1号及び第3号、第4条第1項表備考第1号及び第6号、第5条第1項表備考第1号 「教職課程認定基準」4-1（1）、4-2（1）（2）、4-3（1）（3）、4-4（1）（3）</p> |
| 16 | <p>Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない（「教育課程の意義及び編成の方法」を除く。）。</p> <p>また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、科目名称や含める事項の取扱いに留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2（5）</p> |
| 17 | <p>Q 中一種免においては「各教科の指導法」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。</p> <p>A 教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項（教科専門や指導法に関する内容）を修得する必要があるが、「各教科の指導法」についても学修しておくことが望ましいが、「各教科の指導法」を8単位全て修得することは必須ではない。</p> |
| ○通信教育課程について | |
| 18 | <p>Q 通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。</p> |

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>A 課程認定基準 8 (2) を適用する場合においては、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織は完全に同じであることが必要となる。</p> <p>一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準 8 (2) の適用の範囲内となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 8 (2)</p> |
| 19 | <p>Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15 回にかかわらず記載してよいか。</p> <p>A 通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法は、大学通信教育設置基準第 3 条及び第 5 条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については 15 回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める 1 単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15 回に限られない。</p> <p>また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとめり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。</p> <p>コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとめりに基づいて作成する。</p> |
| ○教職課程コアカリキュラムについて | |
| 20 | <p>Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、</p> <p>① 単独の事項において、到達目標 1) (または一般目標 (1)) を科目 A に、到達目標 2) (または一般目標 (2)) を科目 B に分けて設定することは可能か。</p> <p>② 単独の事項において、到達目標 1) (または一般目標 (1)) に示す内容を、科目 A と科目 B に分けて設定することは可能か。</p> <p>③ 事項 A と B の両方を扱う科目 C において、A の到達目標 1) (または一般目標 (1)) に示す内容と、B の到達目標 1) (または一般目標 (1)) に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。</p> <p>A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。</p> |
| 21 | <p>Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。</p> <p>A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。なお、選択必修科目の履修により、コアカリキュラムに対応する授業の組み合わせが複数ある場合は、それぞれにおいてコアカリキュラムで扱うべき内容を満たす必要がある。</p> |
| 22 | <p>Q 各事項の括弧書きの部分(「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。」など)は、何回程度授業に含める必要があるのか。</p> <p>A 括弧書きの部分に関し、シラバスにおいて当該事項に関する内容を明記し取り扱うのであれば、授業回数を指定するものではない。</p> |
| 23 | <p>Q 外国語(英語)コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項(英語)」に記載のある【20 単位程度を想定】について、カリキュラム(申請書)上において明確にする必要があるか。</p> <p>A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも 20 単位で構成する必要はない。なお、外国語(英語)の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。</p> |
| 24 | <p>Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は 17 個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において 1 科目(1 回 90 分全 15 回)の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。</p> |

| | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&Aの13を参照のこと。</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(5)</p> |
| 25 | <p>Q 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。</p> <p>A 小学校の「各教科の指導法」における「情報通信技術の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。(幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として領域をまたがった科目を設置することが可能)</p> <p>そのような科目を設定する場合においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。(「保育内容の指導法」も同様)</p> <p>なお、「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中学校及び高等学校の「各教科の指導法」については、教科を横断した「情報通信技術の活用」を取り扱う科目の設置はできない。</p> |
| 26 | <p>Q 教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習(教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。)」について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。</p> <p>A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。</p> |
| 27 | <p>Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。</p> <p>A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことを求めるものではない。</p> |
| 28 | <p>Q 他大学の新課程で科目の単位を修得した学生を新課程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。</p> <p>A 免許法及び同法施行規則において、教職課程コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位と教職課程コアカリキュラムの対応関係を受け入れた大学が確認する必要はない。</p> |
| 29 | <p>Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。</p> <p>A 不要である。</p> |
| 30 | <p>Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは教職専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。</p> <p>A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なってもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。</p> <p>同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。</p> |
| 31 | <p>Q 教職課程コアカリキュラムと外国語(英語)コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法(英語)」は、どのようにして対応表を作成するのか。</p> <p>A 外国語(英語)コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語(英語)コアカリキュラムのみ作成する。</p> |

| | |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | <p>Q 「保育内容の指導演法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際において、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいか。</p> <p>A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）</p> |
| 33 | <p>Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状（1350分）より学習時間数は増加する（1365分）場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。</p> <p>A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することは可能。ただし、1回あたりの授業回の時間が90分～105分の範囲から極端に異なる場合は、シラバス中の授業計画欄にも1授業回あたりの時間（○分）を記載すること。</p> |
| 34 | <p>Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。</p> <p>A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。</p> |
| ○幼稚園の教職課程について | |
| 35 | <p>Q 「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導演法」について、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。「保育内容の指導演法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第2号 「教職課程認定基準」4-1（1）</p> |
| 36 | <p>Q 領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。</p> <p>A 領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により2領域を1科目で開設したことにはならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1（1）</p> |
| 37 | <p>Q 幼稚園教職課程において、「領域に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する教職専任教員を「必要教職専任教員数」に含めることが可能か。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当教職専任教員を幼稚園の教職課程における必要教職専任教員数に算入することはできない。</p> |
| 38 | <p>Q 「保育内容の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。</p> <p>A 「保育内容の指導演法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導演法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導演法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。</p> |

| | |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 39 | <p>Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。</p> <p>A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。 なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「2. 各科目の名称例について」に※印付きで記載しているので、参照いただきたい。</p> |
| 40 | <p>Q 幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設する場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設はできないが、それぞれの課程において教職専任教員を確保しなければならないのか。</p> <p>A 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。 ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」(又は「複合領域」)を担当する教職専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」(又は「複合科目」)の両方を担当する教職専任教員については、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。 【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)(※3)、4-2(5)</p> |
| 41 | <p>Q 「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究—幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える—」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm)</p> |
| ○特別支援学校教諭の教職課程について | |
| 42 | <p>Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。</p> <p>A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域(以下、「5領域」という。)のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。 また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。 なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。 【参照】 「教職課程認定基準」4-5(2)、(3)</p> |
| 43 | <p>Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。</p> <p>A 授業科目のシラバスにおける授業計画で、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画で取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。</p> |
| 44 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すれば</p> |

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>よいのか。同項表備考第5号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第5号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項について単位を修得することが必要となっている（全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。）。</p> <p>免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるため、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。</p> <p>授業内容については、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを参照の上、作成すること。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第5号</p> |
| 45 | <p>Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設及び教職専任教員の追加はどうか。</p> <p>A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上含む計8単位について新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる教職専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-5(4)</p> |
| 46 | <p>Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。 (例) 特支専免（視・聴）2領域の認定課程において、24単位を修得した場合 (1) 特支一種免（視・聴）の取得者は、特支専免（視・聴）の取得が可能。 (2) 特支一種免（知・肢・病）の取得者は、特支専免（知・肢・病）の取得は不可能。</p> <p>A いずれも貴見のとおりである。</p> |
| 47 | <p>Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の教職専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。</p> <p>A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。</p> <p>そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の教職専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の教職専任教員については、専攻科の教職専任教員にあてることができないことに注意すること。</p> <p>なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要教職専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における教職専任教員を採用すること。</p> |
| ○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について | |
| 48 | <p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよいか。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。（養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p> |
| 49 | <p>Q 「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。</p> |

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。 |
| 50 | <p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、一般目標の(1)と(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設した上で、既存科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)の一部で(3)を満たすように授業科目を開設することは可能か。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の(1)(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設したうえで、別途(3)を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。</p> |
| ○「総合的な学習の時間」について | |
| 51 | <p>Q 「総合的な学習(探究)の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項(特別活動の指導法など)と組み合わせて開設することは可能である。 ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。 【参照】 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方</p> |
| 52 | <p>Q 小・中学校の「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績は高等学校における「総合的な探究の時間の指導法」の業績として認められるか。</p> <p>A 「総合的な学習の時間の指導法」の業績における対象学校種は問わないが、認定を受けようとする免許状の学校種又は隣接校種の業績が望ましい。</p> |
| ○「学校体験活動」について | |
| 53 | <p>Q 「学校体験活動」の取扱いについて、</p> <p>① 「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。</p> <p>② 「学校インターンシップ」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。</p> <p>③ ②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。</p> <p>A</p> <p>① 教育実習と分けて科目を開設する必要がある。(事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。)</p> <p>② 可能である。</p> <p>③ 「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ない。</p> |
| 54 | <p>Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常の実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常の実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。</p> <p>A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。</p> |
| 55 | <p>Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。</p> <p>A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」4-8</p> |

| | |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56 | <p>Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回る事となる。</p> <p>A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。 また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。</p> |
| 57 | <p>Q 既存科目を、教育実習の一部として実施する学校体験活動として改めて認定を受ける場合において、承諾書の日付は当初承諾を得た日付でも差し支えないか。また、様式第5号は作成する必要があるか。</p> <p>A 教育実習の一部として既存の学校体験活動を移設する場合においても、教育実習と同様に、改めて受入承諾書を提出する必要がある。</p> |
| 58 | <p>Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。</p> <p>A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。 【参照】 「教職課程認定基準」 4－8</p> |
| 59 | <p>Q 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。</p> <p>① 例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。</p> <p>② 例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。</p> <p>A 教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることはできない。）その場合において、 ①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。 ②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせる必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることはできない。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」 第2条第1項表備考第8号</p> |
| ○「大学が独自に設定する科目」について | |
| 60 | <p>Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。また、「大学が独自に設定する科目」には、教科（領域）に関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」 第2条第1項表備考第14号</p> |
| 61 | <p>Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。</p> |

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合には、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。 |
| 62 | Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。 A 差し支えない。 |
| 63 | Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。 A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号 |
| 64 | Q 小中一種免の課程における「道徳の理論及び指導法」の科目について、高一種免においては法令の規定がないが、「大学が独自に設定する科目」として申請すれば、高一種免の単位として使用することが可能か。 また、「大学が独自に設定する科目」に、教員養成を行う上で重要となる教養系の授業科目を配置することは可能か。(例、「科学者・技術者の倫理」「科学文化概論」等) A 前段は可能。後段は施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば可能である。 【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号、第3条第1項表、第4条第1項表、第5条第1項表 |
| ○「複合科目」について | |
| 65 | Q 「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。 A 例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。 なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。 |
| 66 | Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。 A 施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。 【参照】 「教職課程認定基準」4-1（1）（2）、4-2（1）（2）、4-3（1）（3）、4-4（1）（3） |
| 67 | Q 「複合科目」の開設は必須なのか。 A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。 |
| 68 | Q 一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。 A できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。 |
| 69 | Q 例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。 |

| | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>A 中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(1)(3)、4-4(1)(3)</p> |
| 70 | <p>Q 幼稚園や小学校の教職課程において「複合領域(科目)」を担当する教職専任教員は、必要教職専任教員に含めることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-1及び4-2に定めるとおり、「領域(教科)に関する専門的事項」の各領域(教科)における最低必要教職専任教員数を満たした上で、教職専任教員数に含めることができる。(例えば、幼稚園教諭養成課程の場合においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」領域のうち3領域以上にわたり、各領域それぞれに1人以上(最低3名)の教職専任教員を配置した上で、4人目以降の教職専任教員として「複合領域」を担当する教職専任教員を必要教職専任教員数に含めることができる。)</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)、4-2(4)</p> |
| 71 | <p>Q 大学において共通開設する「複合科目」を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-8に定めるとおり、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の教職専任教員とする必要がある。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(5)(※3)(※5)、4-4(5)(※3)(※5)、4-8(4)</p> |
| ○教育実習について | |
| 72 | <p>Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。</p> <p>A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。 なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」14(3)</p> |
| 73 | <p>Q 学科等の下に専修やコース(学則上に定められていない組織)を設け、そのうちの専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。</p> <p>A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織(この場合は「学科等」)の定員に応じて確保しなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」14(2)</p> |
| 74 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがどうか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開講することが望ましい。 履修指導において、教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第6号</p> |
| 75 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、教育実習の実習校種は明示</p> |

| | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>されているが、教科についての記載がない。</p> <p>例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えている場合があり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。</p> <p>A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。</p> |
| 76 | <p>Q 母校実習の考え方について教えてほしい。</p> <p>A 教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。</p> <p>学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義である一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もある。</p> <p>従って、母校実習を行う場合は、</p> <p>① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築すること</p> <p>② 実習校側も適切な評価に努めることが必要である。</p> |
| ○教育研究実施組織について | |
| 77 | <p>Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する専門的事項」としてあてる場合、当該科目を担当する教職専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A 教職課程認定基準4－8（4）により、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの課程において教職専任教員数に含めることができる。ただし、中学校・高等学校の課程にあつては、必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は当該学科の教育研究に従事する者でなければならないため、留意すること。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4－8（4）</p> |
| 78 | <p>Q 学科等にはではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の教職専任教員として含めてもよいか。</p> <p>A 教職センターに所属している教員であっても、教職課程認定基準3（7）①～④を満たしていれば、学科等の教職専任教員として含めてもよい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（7）</p> |
| 79 | <p>Q 申請学科等の教職専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の教職専任教員として扱ってもよいのか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ教職専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する教職専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの教職専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の教職専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（9）（10）</p> |
| 80 | <p>Q 「みなし教職専任教員」などを必要教職専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の教職専任教員の配置が必要である。必要教職専任教員数が3人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。</p> <p>A 例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要教職専任教員数は、3</p> |

| | |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>人以上と定められており、半数以上は自学科の教職専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要教職専任教員数3人のうち2人以上は自学科の教職専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし教職専任教員」として認められるのは1人となる。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-3(2)、(5)i)(※2)(※5)、4-4(2)、(5)i)(※2)(※5)</p> |
| 81 | <p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要教職専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要教職専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たしているといえるのか。</p> <p>A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えため、教職課程認定基準4-8(4)より、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たすことは可能である。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-3(5)ii)、4-4(5)ii)、4-8(4)</p> |
| 82 | <p>Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要教職専任教員数は低減されないのか。</p> <p>A 教職課程認定基準4-8(4)前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する教職専任教員については、それぞれの課程の必要教職専任教員数に含めることが可能となっている。また、4-1(3)(※3)及び4-2(5)により、それぞれの課程で教職専任教員とすることができる。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-8(4)</p> |
| 83 | <p>Q 大学院におけるいわゆる独立研究科(基礎となる学部を持たない研究科)の教職専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の教職専任教員として取り扱ってもよいか。</p> <p>A 当該学部学科等の教職専任教員とすることはできない。</p> <p>原則として、教職専任教員は、当該課程を有する学科等の教育研究に従事する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の教職専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」5-8(4)、(5)、(6)</p> |
| 84 | <p>Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要教職専任教員数は低減されるのか。</p> <p>A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における教職専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があるが、必要教職専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要教職専任教員数を低減する規定はない。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」8(1)、(2)</p> |
| 85 | <p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員(特任教授・特任准教授など)は、同課程上における教職専任教員とすることができるか。</p> <p>A 教職専任教員の定義は、教職課程認定基準3(7)に規定しており、該当するかどうかを判断するに当たって特任教員などの学内における呼称に制限はない。</p> |

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 【参照】 「教職課程認定基準」 3 (7) |
| 86 | <p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合(たとえば、数学と工業)、ある1人の教職専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において教職専任教員として必要教職専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も包含されている。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の教職専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の教職専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (9)、4-8 (4)</p> |
| 87 | <p>Q 必要教職専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入学定員、科目等履修生定員及び臨時定員等は含まず、学則に定める入学定員を指す。</p> |
| ○その他 | |
| 88 | <p>Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。</p> <p>A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。</p> |
| 89 | <p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p> |
| 90 | <p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定している。</p> <p>教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p> |

●手続き関係

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○教職課程認定申請について | |
| 91 | <p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況(大学であれば4年間、短期大学であれば2年間)を計画的に記載することとなる。</p> |
| 92 | <p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学(学部)設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由(例:死亡・病気退職など)により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p> |

| | |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | A 判明後、すみやかに文部科学省へ連絡すること。 |
| 93 | <p>Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再度の課程認定申請が必要か。</p> <p>(例)</p> <p>認定課程を有する学部学科と認定課程： ○外国語学部 英語学科 = 中一種免（英語） 日本語学科 = 中一種免（国語）</p> <p>改組後： ○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免（英語） 日本語専攻 = 中一種免（国語）</p> <p>A 届出設置であるか否かに関わらず、教職課程認定審査の確認事項1（1）より、学科等の組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。</p> <p>ただし、同基準1（1）①～④に該当する場合は、新たに教職課程認定を受ける必要がない。いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。</p> |
| 94 | <p>Q 公立大学が法人化し改組を伴わない場合、名称変更のみでよいのか。</p> <p>A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教育研究実施組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。</p> |
| 95 | <p>Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。</p> <p>A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。</p> |
| 96 | <p>Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。</p> <p>A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。</p> <p>また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要教職専任教員教が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。<u>（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）</u></p> |
| 97 | <p>Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。</p> <p>A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めている。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるように、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。</p> |
| ○教育研究業績書について | |
| 98 | <p>Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。</p> <p>A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。</p> |

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 99 | <p>Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。</p> <p>A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、(あくまで目安であるが)活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。</p> |
| 100 | <p>Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。</p> <p>A 論文数や論文の形態(著書、論文、教育実績記録等)及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。</p> |
| 101 | <p>Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。</p> |
| 102 | <p>Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。</p> |
| 103 | <p>Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、(著書)の「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ(著書)として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は(著書)として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。</p> |
| 104 | <p>Q 「学校経営計画」や「年次指導計画」など、実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットを「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載できるか。</p> <p>A 実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットは内容により、「担当授業科目に関する研究業績等」の(その他)又は「教育上の能力に関する事項」若しくは「職務上の実績に関する事項」の「5. その他」に記載可能である。</p> |
| 105 | <p>Q 科学研究費助成事業の報告書を、「担当授業科目に関する研究業績等」の(学術論文等)として記載できるか。</p> <p>A 科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)の報告書は、「担当授業科目に関する研究業績等」の(その他)として記載すること。</p> |
| 106 | <p>Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。</p> <p>A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。</p> |
| 107 | <p>Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。</p> <p>A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。</p> |
| 108 | <p>Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。</p> <p>A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。</p> |
| 109 | <p>Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。</p> <p>A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。</p> |
| 110 | <p>Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。</p> <p>A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担</p> |

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 当するために十分な能力を有する者であると認められない。 |
| 111 | <p>Q 「直近 10 年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近 10 年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。</p> <p>A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近 10 年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。</p> |
| 112 | <p>Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。</p> <p>A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。</p> |
| ○その他書類の作成・提出方法について | |
| 113 | <p>Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいか。</p> <p>A 英語（日本語以外の外国語）で作成する場合には、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。</p> |
| 114 | <p>Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。</p> <p>A 行を残して空欄とする。</p> |
| 115 | <p>Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。</p> <p>A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）</p> |
| 116 | <p>Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみで足りるか。</p> <p>A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。</p> |
| ○変更届について | |
| 117 | <p>Q 教職専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u></p> <p>なお、教員変更に当たっては、施行規則第 21 条第 2 項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p> |
| 118 | <p>Q 教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p> |
| 119 | <p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成 30 年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p> |

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p> |
| 120 | <p>Q 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（通知）（4文科初第969号 令和4年7月28日付）」において、高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等が「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められたことに伴い、中高で共通開設をしている授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の科目名称を変更する必要があるのか。</p> <p>A 変更する必要はないが、「総合的な探究の時間の指導法」の内容についても学習指導要領に照らして適切に扱うこと。また授業科目名称を「総合的な学習（探究）の時間の指導法」等と変更する場合には変更届を提出すること。</p> |
| 121 | <p>Q 単位数の変更を伴わず、授業科目1単位あたりの時間や授業回数や授業科目の開講時期を変更しようとする場合、教職課程の各科目について、変更届を提出する必要があるのか。</p> <p>A 届出を必要とする変更にあたらないため、変更届の提出は不要である。 【参照】教職課程認定の手引き（令和8年度）＜本体＞I3（2）</p> |
| 122 | <p>Q 教職課程認定審査の確認事項1（1）③及び④に規定する「従前の学科等の教職課程と概ね同一である」とあるが、「概ね同一」とはどの程度を指すか。</p> <p>A 学科等の改組については大学によって状況が異なるため総合的な判断になるが、学科等の廃止及び新設により、従前の学科等と比較して半数を上回るような授業科目数や教職専任教員数の変更がある場合は概ね同一とは言いがたい。</p> |
| <p>○教職課程を置く大学における事務等について</p> | |
| 123 | <p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p> |
| 124 | <p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。 ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p> |
| 125 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p> |
| 126 | <p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、教職専任教員が退職し、基準に定められている必要教職専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> <p>A 教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たすように、速やかに教職専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要教職専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p> |

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 127 | <p>Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。</p> <p>A 不要である。</p> <p>「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。</p> |
| 128 | <p>Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。</p> <p>A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。</p> |
| 129 | <p>Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（26文科初第630号 平成26年9月26日付）」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。</p> <p>A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所に集約する等）</p> |

●その他

| ○他の資格科目と教職課程の科目との併用について | |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 130 | <p>Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。</p> <p>A 公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日施行）により定められているため、教職課程の科目と併せて開設する場合には、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。</p> <p>なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）</p> <p>また、公認心理師以外の資格科目と教職課程の科目を併せて開設する場合においても同様の考え方となる。</p> |

4. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）</p> <p style="text-align: center;">【概要】</p> <p>中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～</p> <p>2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。</p> <p>「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている ● 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている ● 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる <p>ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれことなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を上</p> | |
| <p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）</p> | |
| <p>①教師に求められる資質能力の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力 | <p>②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方 ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方 |
| <p>③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を踏まえた教職課程の見直し ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方 ・免許状の区分の在り方 ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し | <p>④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方 ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方 |
| <p>⑤教師を支える環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師を支える環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み |

5. 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（令和4年12月20日依頼）

中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が取りまとめられたことを受け、その内容の理解及び周知についてお願いするものです。

事務連絡
令和4年12月20日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人
各文部科学大臣所轄学校法人
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（依頼）

令和3年1月26日の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「令和の日本型学校教育」の在り方について「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と定義されるとともに、「令和の日本型学校教育」を実現するためには、学校教育の担い手である教職員の養成・採用・研修等の在り方について、更に検討が必要であると整理されました。

これを踏まえ、令和3年3月12日に開催された中央教育審議会総会において、文部科学大臣から、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問を行いました。

諮問を受け、これまで中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会や、その下に設けられた教員免許更新制小委員会及び基本問題小委員会を中心に審議が進められ、令和4年12月19日に開催された中央教育審議会総会において、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられ、文部科学大臣に手交されましたので下記のとおりお知らせします。

本答申では、まず第Ⅰ部（総論）において、今回の議論の前提として、子供たち及び社会の変化、教師の養成・採用・研修に関する制度及び実態を紹介した上で、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方に関する改革の理念として、（１）「新たな教師の学びの姿」の実現、（２）多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、（３）教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保の３つが示されています。

次に第Ⅱ部（各論）において、令和3年3月に諮問した5つの項目（①「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、③教員免許の在り方、

④教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、⑤教師を支える環境整備)に対応した、今後の具体的な対応方策が示されています。

「おわりに」では、今回の答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができるという将来を実現するための提言」と示されているところであり、文部科学省においては、本答申を踏まえ、学校教育の要である教師に関する様々な改革に、スピード感を持って取り組んでまいります。

については、本答申の内容を十分御理解いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して周知を図っていただくようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会並びに都道府県等におかれては所管の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

さらに、関連する部局等に対する情報共有についても併せてお願いいたします。

記

文部科学省ウェブサイト「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

※ 本答申を踏まえた具体的な取組・スケジュールの案について、上記ページに工程表（案）を掲載しておりますので併せて御覧ください。

※ 追って、答申について理解を深める動画等を公開予定です。

《本件お問合せ先》

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話 03-6734-3970

6. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月25日通知）

5 文 科 教 第 1 0 0 2 号
令 和 5 年 9 月 2 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
殿

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
望 月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第30号）が公布、施行されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

記

1 改正の趣旨

令和4年9月30日に公布され、同年10月1日に施行された「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）により、大学の教育課程等に係る特例制度（以下「教育課程特例」という。）が新設されました。教育課程特例は、大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）上の特定の規定の全部又は一部によらないことができる特例制度です。

教育課程特例を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）においても、教育課程特例による先導的な取組の実施に必要な範囲内で、免許法施行規則の教職課程に関する規定の一部を適用除外とすることができる特例（以下「教職課程に関する特例」という。）を設ける等の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）教職課程の授業科目に係る自ら開設の原則の特例（免許法施行規則第22条第1項関係）

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、免許法施行規則第22条第1項に定める事項のうち、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を「自ら開設しなければならない」とする部分について、適用除外とする特例を設けること。

（2）他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例

（免許法施行規則第22条第3項関係）

他の大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条

第3項において、同条第4項の規定により他の大学が開設する授業科目で同条第1項及び第2項により開設したものとみなす授業科目の単位数と合わせて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の8割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第22条第6項による読み替え後の同条第3項により「第1項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目及び第2項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる連携開設科目の単位数の上限について、同条第6項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(3) 他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例

(免許法施行規則第22条第4項関係)

他の大学が開設する授業科目（「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」に限る。以下「他大学開設科目」という。）を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条第4項において、同令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第22条第6項による読み替え後の同条第4項により「第1項の規定により編成する教育課程を編成する教育課程を構成する授業科目及び第2項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる他大学開設科目の単位数の上限について、同条第6項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(4) その他

(免許法施行規則第10条の3関係)

免許法施行規則第10条の3第1項における「認定課程」の定義の明確化のため、所要の改正を行ったこと。

3 施行期日

公布の日（令和5年9月25日）から施行すること。

4 留意事項等

(1) 各大学においては、教育課程特例の申請を行う際、申請内容に教職課程に関する内容が含まれている場合は、速やかに文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室教職課程認定係（連絡先は末尾に記載）まで一報すること。

(2) 本改正による教職課程に関する特例の活用に当たっては、教育課程特例に関する文部科学大臣の認定とは別途、教職課程の質保証の観点から、文部科学大臣（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）の認定が必要となること。具体的な審査の方法等については今後周知する予定であること。

添付資料：

別添1 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第30号）

別添2 読替表

関連資料：

- 令和4年度大学設置基準等の改正について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm
- 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_01.pdf
- 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第34号）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_02.pdf
- 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（令和

4年文部科学省告示第130号)

https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_03.pdf

・ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第131号）

https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_04.pdf

本件担当：

- 教育職員免許法施行規則に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp
- 教職課程全般に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係
電話：03-5253-4111(内線：2451)
E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp
- 教育課程特例に関すること
文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課
法規係
電話：03-5253-4111(内線：3338)
E-MAIL：daigakuc@mext.go.jp

5文科教第1015号
令和5年9月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
独立行政法人特別支援教育総合研究所
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「改正省令」という。）」が公布され、令和6年4月1日より施行されます。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨及び内容を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

教員免許状の取得に当たって修得が必要となる「教科に関する専門的事項」に関する単位のうち、中学校又は高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」の単位修得については、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条又は第5条の表備考第1号において、免許教科ごとに、少なくとも1単位以上修得すべき科目（以下「教科専門の科目区分」という。）が定められています。これらの中学校又は高等学校教諭免許状に係る教科専門の科目区分のうち、科目区分数が比較的多い教科について、大学の教職課程で単位を修得して中学校二種免許状を取得する場合や、現職教員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に掲げる認定講習、公開講座、通信教育の課程（以下「免許法認定講習等」という。）で単位を修得して免許状を取得する場合において、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超える単位の修得を要するが生じています。

こうした状況を踏まえ、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、「『教科に関する専門的事項に関する科目』について、専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべきである。」とされたことを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に「教科に関する専門的事項に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置され、本年8月に教科の専門的事項について見直しの提言が取りまとめられました（別添2）。

また、教科専門の科目区分は、学習指導要領で取り扱うべき内容等も踏まえ、大学がその科目区分

における授業科目を学生に修得させる際の効果的な手法として、例えば「(実習を含む。)」や「(コンピュータ活用を含む。)」等といった記述が追加されてきた経緯があります。これらについて、検討委員会では、授業で実習やコンピュータの活用を扱っていることが一般的となっている状況であることや、実習を含めることが教職課程を開設する際の障壁になっているという指摘もあったところです。

これらの提言等を踏まえ、教科専門の科目区分が多い教科(中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」)について、科目区分の統合又は削除等を行うとともに、科目区分の名称の整理を行うため、施行規則について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

2-1 改正内容

(1) 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第4条表備考第1号)

① 「理科」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。

② 「技術」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「技術」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

ア)「木材加工(製図及び実習を含む。)」及び「金属加工(製図及び実習を含む。)」を「材料加工(実習を含む。)」とすること。

イ)「機械(実習を含む。)」及び「電気(実習を含む。)」を「機械・電気(実習を含む。)」とすること。

ウ)「栽培(実習を含む。)」を「生物育成」とすること。

エ)「情報とコンピュータ(実習を含む。)」を「情報とコンピュータ」とすること。

③ 「家庭」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)及びイ)のとおりとすること。

ア)「被服学(被服製作実習を含む。)」を「被服学(被服実習を含む。)」とすること。

イ)「保育学(実習を含む。)」を「保育学」とすること。

(2) 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第5条表備考第1号)

① 「理科」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、「『物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)]』」を「『物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験』」とすること。

② 「家庭」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

ア)「被服学(被服製作実習を含む。)」を「被服学(被服実習を含む。)」とすること。

- イ) 「住居学（製図を含む。）」を「住居学」とする。
- ウ) 「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」を「保育学」とする。
- エ) 「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。

③ 「情報」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「情報」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～オ)のとおりとすること。

- ア) 「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」を「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」とする。
- イ) 「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」を「コンピュータ・情報処理」とする。
- ウ) 「情報システム（実習を含む。）」を「情報システム」とする。
- エ) 「情報通信ネットワーク（実習を含む。）」を「情報通信ネットワーク」とする。
- オ) 「マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）」を「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とする。

(3) 免許法別表第8の規定により中学校又は高等学校教諭普通免許状を取得する際の「大学が独自に設定する科目」について

（施行規則第18条の2表備考第3号）

別表第8の規定により幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、最低在職年数を満たす場合にそれぞれ隣接する学校種の免許状を取得しようとする場合に関する施行規則第18条の2に規定する「大学が独自に設定する科目」（以下「大学独自科目」という。）について、次の①及び②のとおりとする。

① 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

- ア) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上」とすること。
- イ) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ1単位以上」を「材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上」とすること。

② 中学校教諭普通免許状を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

- ア) 中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）」についてそれぞれ1単位以上」を「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）」についてそれぞれ1単位以上」とすること。
- イ) 本改正により、中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分と、高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分が完全に一致することとなることから、中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「家庭」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上」を削除すること。

2-2 経過措置規定

(1) 免許法別表第1の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

① 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置

ア) 「理科」について

(改正省令附則第2条第2項)

令和6年3月31日において認定課程を有する大学(以下、「課程認定大学」という。)に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前の施行規則における中学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」に関する内容を全て修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を全て修得している場合については、改正後の施行規則における「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

イ) 「技術」について

(改正省令附則第2条第1項、第3項)

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

| 改正前科目区分 | 改正後科目区分 |
|-------------------|-----------|
| 栽培(実習を含む。) | 生物育成 |
| 情報とコンピュータ(実習を含む。) | 情報とコンピュータ |

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「木材加工(製図及び実習を含む。）」若しくは「金属加工(製図及び実習を含む。）」のいずれかに関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、改正後の施行規則における「材料加工(実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

- iii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「機械(実習を含む。）」及び「電気(実習を含む。）」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「機械・電気(実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

ウ) 「家庭」について

(改正省令附則第2条第1項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

| 改正前科目区分 | 改正後科目区分 |
|-----------------|---------------|
| 被服学（被服製作実習を含む。） | 被服学（被服実習を含む。） |
| 保育学（実習を含む。） | 保育学 |

② 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置

ア) 「理科」について

（改正省令附則第2条第1項）

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

| 改正前科目区分 | 改正後科目区分 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 | 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 |

イ) 「家庭」について

（改正省令附則第2条第1項）

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

| 改正前科目区分 | 改正後科目区分 |
|-------------------|---------------|
| 被服学（被服製作実習を含む。） | 被服学（被服実習を含む。） |
| 住居学（製図を含む。） | 住居学 |
| 保育学（実習及び家庭看護を含む。） | 保育学 |

ウ) 「情報」について

（改正省令附則第2条第1項、第4項）

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

| 改正前科目区分 | 改正後科目区分 |
|-----------------------------|---------------------|
| コンピュータ・情報処理（実習を含む。） | コンピュータ・情報処理 |
| 情報システム（実習を含む。） | 情報システム |
| 情報通信ネットワーク（実習を含む。） | 情報通信ネットワーク |
| マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） | マルチメディア表現・マルチメディア技術 |

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6

年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

③ ①又は②による単位の読み替えができない場合の経過措置

(改正省令附則第2条第5項、第6項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前の施行規則における教科専門の科目のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合(①又は②の経過措置を適用する場合を除く。)について、改正前科目区分に関する単位は、それぞれ同表の「改正後の施行規則において『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる教科」の単位とみなすことができることとする。

| 学校種 | 教科 | 改正前科目区分 | 改正後の施行規則において「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる教科 |
|------|----|---------------------|--------------------------------------------------|
| 中学校 | 理科 | 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） | 中学校「理科」 |
| | | 化学実験（コンピュータ活用を含む。） | |
| | | 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） | |
| | | 地学実験（コンピュータ活用を含む。） | |
| | 技術 | 機械（実習を含む。） | 中学校「技術」 |
| | | 電気（実習を含む。） | |
| 高等学校 | 家庭 | 家庭電気・家庭機械・情報処理 | 高等学校「家庭」 |
| | 情報 | 情報社会・情報倫理 | 高等学校「情報」 |
| | | 情報と職業 | |

(2) 免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

(改正省令附則第3条)

次に掲げる者が、免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合についても、(1)と同様の経過措置を設けること。

- ・令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日において免許法認定講習等の課程を履修している者で、当該講習等により改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日までに既に改正前科目区分に関する単位を修得している者

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する「在学」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

- (2) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する経過措置を適用する場合において、課程認定大学に在学している者は、卒業を待たずに改正前の施行規則における科目区分を改正後の科目区分における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。
- (3) 中学校「理科」について、小学校高学年の教科担任制における専科指導の優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種・複数教科の免許状保有を推進する観点から、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
- (4) 中学校「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」について、免許外教科担任の許可件数が多いことから、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
また、中学校「技術」に係る科目区分のうち「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されているところ、これらの科目が施行規則第4条表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」とする要件を満たすかどうかについては、一律に判断するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、授与権者である都道府県教育委員会において適切に判断いただきたいこと。
- (5) 中学校「技術」について、検討委員会及び技術・情報ワーキンググループでの議論並びに検討委員会のまとめを踏まえ、特に高等学校情報及び工業の教職課程を置く大学においては、技術の教職課程の開設について、積極的に検討をいただきたいこと。
- (6) 「(実習を含む。)」の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、課程認定大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断すること。
- (7) 課程認定大学において、中学校「理科」、「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」に係る令和6年度以降入学者に適用する教職課程については今年度中に変更届を提出する必要がある。提出する様式や提出方法等については今後課程認定大学等に連絡予定であること。また、本改正に関する事項を含め課程認定大学向けの説明会を令和5年10月3日(火)に開催予定であること(令和5年8月29日付けメールにおいて周知済み)。

添付資料：

別添1「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号)

別添2「教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ」(令和5年8月10日)

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること

教員免許・研修企画室法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

8. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等に係る教職課程認定基準等の改正等について（令和5年9月28日事務連絡）

事務連絡
令和5年9月28日

教職課程を置く各国公立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等 に係る教職課程認定基準等の改正等について

中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月19日）（以下「中教審答申」という。）等を踏まえ、別添のとおり、「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）、「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）（以下「確認事項」という。）、「教職課程認定大学実地視察規程」（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「実地視察規程」という。）、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（平成20年10月24日課程認定委員会決定）及び「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」（平成23年3月9日課程認定委員会決定）の改正並びに「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」（令和5年9月28日課程認定委員会決定）（以下「審査の観点」という。）の決定が行われましたのでお知らせします。

記

1. 改正の要点

（1）特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう、4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

（基準2（4）、10、14（2）、審査の観点）

（2）専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、小学校における専科指導優先実施教科（算数、理科、体育又は外国語）に相当する中学校教員養成課程（数学、理科、保健体育又は英語）を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

（基準2（4）、11、14（2））

（3）大学設置基準等による教育課程特例に係る改正

大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による特例（以下「教育課程特例」という。）の認定を受けた大学が、教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條第六項に基づき、当該特例に係る先導的な取組により当該大学の教職課程を適正に実施できるものと認められる場合、基準においても授業科目の自ら開設の原則に特例を設けるもの。

(基準3(1)、(3)、(4)、確認事項1(2)、実地視察規程5)

(4) 教職実践演習の履修時期に係る改正

中教審答申を踏まえ、教職実践演習の履修時期について、4年次(短期大学の場合は2年次)後期としていたものを、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施するものとする。

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項2)

2. 適用期日

令和7年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

3. 留意事項等

(1) 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例について

① 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例(以下「強み専門性特例」という。)を活用し認定を受けることで、今後四年制大学においても二種免許状の教職課程の開設が可能となるが、強み専門性特例の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではないこと。

② 強み専門性特例の認定を受けようとする大学においては、別添の審査の観点を十分確認の上、申請を行うこと。なお、申請に当たっての様式等については、今後の説明会や手引き等において示す予定であること。

(2) 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例について

① 小学校教員養成の認定を受ける学科等は教員養成を主たる目的とした学科等でなければならないが(基準2(6))、本特例の活用により、中学校の数学、理科、保健体育又は英語の認定課程を有する学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ小学校二種免許状の認定を受けることが可能となること。

② 認定を受けようとする教職課程の授業科目の開設に当たっては、基準における義務教育学校種間での共通開設の特例(基準4-8(2)v、viii)等)を活用することが考えられること。なお、その際にはいずれの学校種にも対応できる授業科目として適切な内容を検討すること。

(3) 大学設置基準等による教育課程特例について

① 教育課程特例に関する施行規則の改正内容については、令和5年9月25日付け5文科教第1002号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」も併せて確認すること。

② 教育課程特例を受ける大学の学科等が、当該学科において教職課程を新設する場合や改組等を伴う場合、通常の課程認定申請の手続において、審査を行うものであること。

③ 上記に該当しない場合においても、施行規則第二十二条第六項による読替え後の同条第三項の特例(他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)又は同条第四項の特例(他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)に係る教育課程を編成する場合は、先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認める割合を上限とすることとなるため、課程認定申請の手続において、審査を行うものであること。ただし、この場合は教員審査を省略すること。

④ 教育課程特例を受ける大学の学科等のうち、上記②又は③に該当しない場合は、教育課程特例に係る変更届を提出すること。様式等については、今後の説明会や手引き等において示す予定であること。

4. 今後のスケジュール(予定)

- ・令和5年10月3日(火): 教職課程大学説明会(オンライン)
- ・令和5年1月中旬～3月中旬: 課程認定事前相談(令和7年度開設分)
- ・令和5年3月中下旬: 申請書受付(同上)

※ 令和7年度開設の教職課程に係る申請を行う予定の大学(改組等を伴う申請を含む)は、申請・認定手続の円滑化を図るため、原則、課程認定の事前相談を行うようお願いいたします。

(別添) 新旧対照表

- ・教職課程認定基準 (平成13年7月19日教員養成部会決定)
- ・教職課程認定審査の確認事項 (平成13年7月19日課程認定委員会決定)
- ・教職課程認定大学実地視察規程 (平成13年7月19日教員養成部会決定)
- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準
(平成23年1月20日課程認定委員会決定)
- ・教職実践演習の実施に当たっての留意事項
(平成20年10月24日課程認定委員会決定)
- ・教育又は研究上の業績及び実績の考え方
(平成23年3月9日課程認定委員会決定)
- ・特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点
(令和5年9月28日課程認定委員会決定)

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線2451, 2453)
E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。</p> <p>(5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を重めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>((8) に移動)</p> <p>(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。</p> <p>(7) (4) にかかわらず、<u>栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない</u></p> | <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を重めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。</p> <p>(7) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。</p> |
| <p>い。</p> <p>(8) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。なお、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。 <u>ただし、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</u></p> <p>(3) 施行規則第2条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。 <u>ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</u></p> | <p>((5) から移動)</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。</p> <p>(3) 施行規則第2条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。</p> |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。))又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。))及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。</p> <p>ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先進的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。</p> | <p>(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。))又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。))及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。</p> |
| <p>4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</p> <p>2 (8)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状(高等学校教諭については一種免許状))ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。</p> <p>8 通信教育の課程への特例</p> <p>(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、<u>通学教育の課程に準ずる。</u></p> <p>(2) 大学の学科等が有する教職課程(通学教育の課程)と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、<u>通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。</u></p> | <p>4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</p> <p>2 (5)より、大学において、免許状の種類(一種免許状・二種免許状(高等学校教諭については一種免許状))ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。</p> <p>(10から移動)</p> |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p> <p>10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例</p> <p>2 (4)にかかわらず、四年制大学の学科等において、<u>特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。</u>なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2 (5)及び(6)は適用しない。</p> <p>11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例</p> <p>2 (4)、(5)及び(6)にかかわらず、<u>数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。</u></p> <p>12 連携教職課程を設置する場合の要件</p> <p>(8へ移動)</p> <p>13 施設・設備等</p> <p>14 教育実習等</p> <p>(2)教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p> | <p>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9 連携教職課程を設置する場合の要件</p> <p>10 通信教育の課程への特例</p> <p>11 施設・設備等</p> <p>12 教育実習等</p> <p>(2)教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 区分 | 必要学級数 |
|-------------------|----------------|
| 幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 中学校教諭・高等学校教諭の教職課程 | 入学定員10人に1学級の割合 |
| 特別支援学校教諭の教職課程 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 養護教諭の教職課程 | 入学定員5人に1校の割合 |

(※)10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

15 その他

(1)本基準は、令和7年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

| 区分 | 必要学級数 |
|---------------|----------------|
| 初等教育教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 中等教育教員養成の場合 | 入学定員10人に1学級の割合 |
| 特別支援学校教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 養護教諭養成の場合 | 入学定員5人に1校の割合 |

13 その他

(1)本基準は、令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(2) <u>既に認定を受けている大学が、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定を受ける場合であって、教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第22条第6項に係る教育課程を編成するものうち、代替後の施行規則第22条第3項又は第4項に該当する場合は、当該大学の教職課程を適正に実施できるものであるか確認するため、新たに課程認定を行うものとする。ただし、この場合の教員審査は行わないものとする。</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>2 教育課程関係</p> <p>(1) <u>施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。</u></p> <p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>② 各事項において(8)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> | <p>1 教育上の基本組織関係</p> <p><i>(新設)</i></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>2 教育課程関係</p> <p>(1) <u>教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。</u></p> <p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> |
| <p>(7) <u>留学プログラム・海外研修等の科目や、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づく介護等の体験における学修について、認定を受けようとする学科等の教員養成の目標やそれを達成するための計画に即し、教職課程の科目として位置付けることが相応しいと認められる内容の科目は、当該学科等の教職課程の科目に含めることができる。</u></p> <p>(8)</p> | <p><i>(新設)</i></p> <p>(7)</p> |

教職課程認定大学実地視察規程（教員養成部会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>4 連携教職課程を設置する大学への実地視察</p> <p>基準2（3）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。</p> <p>5 教育課程特例による先導的な取組を行う大学への実地視察</p> <p>基準3（1）、（3）又は（4）のただし書に定める教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。</p> <p>6 報告書の作成及び公表</p> <p>実地視察大学の教職課程が基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べる事ができる。</p> <p>7 教職課程の認定の取消についての意見</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この規程は令和7年度から適用する。</p> | <p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>4 連携教職課程を設置する大学への実地視察</p> <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（3）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>5 報告書の作成及び公表</p> <p>実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べる事ができる。</p> <p>6 教職課程の認定の取消についての意見</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は令和6年度から適用する。</p> |

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（5）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> | <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> |

教職実践演習の実施に当たっての留意事項（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 教育研究実施組織</p> <p>○ 当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）（以下、「18年答申」という。）に示された当該科目の趣旨を踏まえ、<u>教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと。</u></p> <p>2. 履修時期</p> <p>○ 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、<u>大学の判断により適切な時期に実施すること。</u></p> <p>3. 授業方法</p> <p>○ その他 18年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。</p> | <p>1. 教員組織</p> <p>○ 当該科目の実施に当たっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、<u>教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。</u></p> <p>2. 履修時期</p> <p>○ 履修時期は、原則として、4年次（短期大学の場合には2年次）の<u>後期</u>に実施すること。</p> <p>3. 授業方法</p> <p>○ その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。</p> |

教育又は研究上の業績及び実績の考え方（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（6）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。</p> | <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。</p> |

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点（課程認定委員会決定）

| 案 | 現 行 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）10に規定する、特定の分野に強みや専門性を有する四年制大学の学科等が、二種免許状の教職課程を置く場合の審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか</p> <p>身に付ける強みや専門性に係る活動等とは、一種免許状の教職課程を履修することとの両立が困難であると想定される程度のもを指す。</p> <p>また、当該強みや専門性が、認定を受けようとする二種免許状を取得しようとする者に対し、相乗効果を生み出すことが十分に期待できるものであり、単に既存の教職課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しない。</p> <p>例えば、データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚等に関連する資格要件を踏まえた教育課程・教育プログラム等の履修、その他の一定程度の活動等が挙げられる。なお、これに限るものではない。</p> <p>2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか</p> <p>教育委員会等からの要望、地域や学校における課題等を踏まえた教員養成を行うことが期待できるものであるか。</p> <p>3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>目的とした教育課程等であるか</p> <p>免許状を取得しようとする者が、当該学科等において強みや専門性を身に付ける活動等を十分に行いながら二種免許状を取得する際に無理のない教育課程が設定されているか。また、科目開設上の工夫や、履修指導の体制が十分に整備されているか。</p> <p>4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか</p> <p>身に付ける強みや専門性に係る活動等は、当該学科等の学位プログラムを基礎として設定されたものであるか。当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。</p> <p>5. 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか</p> | |

9. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知）

30文科教第257号
平成30年12月26日

各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
各指定教員養成機関の長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省総合教育政策局長
清水 明

（印影印刷）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第34号）」が平成30年12月26日に公布されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

近年の急速なグローバル化の進展及び情報通信技術の発達という状況の変化に鑑みて、国際的な視野を持つ教師を育成することを目的として、教育実習先として、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定された在外教育施設。以下「認定在外教育施設」という。）を追加するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の改正を行うものであること。

2 改正の要点

- (1) 教育実習先として認定在外教育施設を追加すること。
- (2) 上記に加え、その他必要な改正を行うこと。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1) 教育実習を行う大学と認定在外教育施設との連携による指導及び評価の体制の確保

認定在外教育施設で教育実習を行う大学（以下「大学」という。）は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、当該施設と連携しながら、責任を持って指導に当たることが必要であること。また、大学は「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（参考1）及び平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（参考2）を参照し、教育実習の内容の充実を図ること。

①事前・事後の指導

通常教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては、教育実習先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を学生に修得させるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、認定在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②教育実習中の学生に対する指導

教育実習を行う学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、大学においては訪問指導を行うことが望ましい。また、訪問できない場合であっても、テレビ会議方式等により、学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、あわせて、電話、メール等により必要に応じて円滑に学生とのコミュニケーションが行えるようにすること。

③教育実習を行う学生の指導及び評価に関する大学と認定在外教育施設の連携体制

大学は、認定在外教育施設での教育実習に先立ち、当該施設との間で、教育実習中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び当該施設の双方において、教育実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

(2) 大学と認定在外教育施設との間での協定の締結

特に海外における学生の滞在は、生活、安全、緊急時への対処など、国内で実施する教育実習とは異なる課題が生じるため、指導體制のみならず、学生を受け入れるために必要な事項について、大学と認定在外教育施設の間で協定を締結し、あらかじめ明確にしておくことが必要であること。

協定の締結にあたっては、次の事項について定めること。

- ①教育実習の対象となる学生
 - ②教育実習の時期、期間及び総時間数
 - ③学生に対する指導
 - ④大学及び認定在外教育施設の連携
 - ⑤教育実習に係る経費負担
 - ⑥滞在先の確保等
 - ⑦安全確保
 - ⑧教育実習の中止に関する事
 - ⑨協定期間
 - ⑩認定在外教育施設の児童生徒等の個人情報の取り扱い
（その他大学と当該施設が必要と定める事項）
- ※協定例については別添2参照

(3) 文部科学省への報告

大学は、認定在外教育施設との間で上記の協定を締結した際には、その内容を文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課に報告すること。

大学は、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに、教職課程認定の手引きに掲げる様式第5号により教育実習実施計画書を文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に提出すること。

(4) その他

認定在外教育施設で教育実習を行う際のQ&Aについては以下のURLを参照すること。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/1412089.htm

【参考1】「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（抜粋）

| 教育実習(学校体験活動) | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全体目標: | <p>教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。</p> <p>一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。</p> |
| <p>*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。</p> | |
| (1) 事前指導・事後指導に関する事項 | |
| 一般目標: | <p>事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。</p> |
| 到達目標: | <ol style="list-style-type: none"> 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。 |
| (2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項 | |
| 一般目標: | <p>幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。</p> |
| 到達目標: | <ol style="list-style-type: none"> 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。 2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実にして記録することができる。 3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。 4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。 |
| (3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭 | |
| 一般目標: | <p>大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。</p> |
| 到達目標: | <ol style="list-style-type: none"> 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。 2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。 4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。 |
| (3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭 | |
| 一般目標: | <p>大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。</p> |
| 到達目標: | <ol style="list-style-type: none"> 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。 2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。 4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。 |

【参考2】平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（抜粋）

1. 教職課程の質的水準の向上

(3) 教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

○ 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

○ (2) で述べた教職実践演習（仮称）を新設することとする場合、教育実習と当該科目との関係を整理することが必要である。この点については、両者は趣旨・目的が異なるものの、将来教員になる上で、何が課題であるのかを自覚する機会として共通性があることや、履修時期が近接していること等から、内容や指導の面での関連性や連続性に留意にして、実施することが適当である。具体的には、教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習（仮称）で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当である。

○ 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、例えば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。

○ 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。

○ 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。

○ 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。

- 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。
また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。
一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。
教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。
- 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公立私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（例えば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

在外教育施設における教育実習の実績について

背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進
- ⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

令和2年度実績

受入校：香港日本人学校香港校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）
4. 主な成果等
 - ・コロナウィルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
 - ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
 - ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和4年度実績

受入校：バンコク日本人学校

1. 実施校：東京学芸大学（国立）
2. 実施時期：令和4年9月5日～23日（19日間）
3. 実習生：2名
4. 主な成果等
 - ・JASSO採択の短期派遣プログラム（ノンイミグラントEDビザ取得）として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
 - ・校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習（研究授業と事後検討会など）といった一連の実習を行った。
 - ・大学卒業後は、2名とも日本人学校（バンコク）の教員として勤務を予定。

出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省が作成

令和3年度実績

受入校：ソウル日本人学校



1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和3年7月5日～16日（12日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍・韓国在住）
4. 主な成果等
 - ・対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。
 - ・オンライン授業においても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
 - ・派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
 - ・将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和5年度実績

受入校：シンガポール日本人学校クレメンティ校



1. 実施校：広島大学（国立）
2. 実施時期：令和5年6月5日～16日（10日間）
3. 実習生：1名
4. 主な成果等
 - ・広島大学大学院人間社会科学研究所、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
 - ・教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。

出典 広島大学からの報告等により文部科学省が作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設については、「在外教育施設に関する規程（平成3年文部省告示第114号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定められていること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

11. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（令和6年3月21日通知）

5 文科教第 1873 号
令和 6 年 3 月 21 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長
令和4年度までに免許状更新講習の
開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、別添1のとおり「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号。以下「改正省令」という。）が令和6年3月21日に公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。また、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を改正しました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

また、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護

等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の開設者におかれては、下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に係る措置を実施するため、別紙3の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

（1）介護等体験の実施に関する特例の延長について

小学校又は中学校の教諭の普通免許状の取得に当たって必要な介護等体験については、令和2年度から令和5年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例（以下単に「特例」という。）を設けている。

新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に係る医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置付けについても、令和5年5月8日より、「新型インフルエンザ等感染症」（いわゆる2類相当）から「5類感染症」に移行されたところであるが、介護等体験については、その受入れ施設の性質上、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から、令和6年度についても引き続き特例を延長する。

（2）介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化するとともに、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている中、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和4年5月に成立し、令和6年4月1日より施行される。

同法第12条に定める「女性自立支援施設」は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設であり、具体的には、例えば、支援対象者の就労支援や、医療・役所・家族・買い物等への同行などの支援を行うことが想定されている。

教師を目指す学生が、このような支援を体験することにより、様々な問題を抱える支

援対象者との直接的な交流から、その支援の意義や方法等について学ぶことは、介護等体験の「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会の理念に関する認識を深める」という趣旨にかなったものと考えられることから、当該施設を介護等体験の対象施設として追加することとする。

(3) 児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）により、改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援」のうち「医療型児童発達支援」を廃止し、同条第2項に規定する「児童発達支援」に一元化することとされた。

上記の改正を受け、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「介護等体験省令」という。）第2条第2号において介護等体験の対象施設として規定されている「障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設」から「医療型児童発達支援」を削るとともに、改正省令の施行前に「医療型児童発達支援」を行う施設において介護等体験を実施した者が、引き続き当該体験を介護等体験としての期間に算入できるよう、所要の経過措置を設けることとする。

2 改正の内容

(1) 介護等体験の実施に関する特例の延長について

① 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、介護等体験省令第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

（改正省令本則関係）

② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度から令和6年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 課程認定大学等（免許法別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る教職課程を有する大学、同表備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和6年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和6年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和6年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・

- 厚生労働省令第3号)第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
- エ 在学する課程認定大学等において、令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- オ 令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
- カ 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
- キ 令和4年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)第2条の規定による改正前の免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習であって、文部科学大臣が、令和5年2月28日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していたものの課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

③ その他

- ・ 上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして課程認定大学等が認めた科目があるときは、当該大学等は当該科目をインターネットの利用等により公表すること。
 - ・ 上記②カの指定科目の指定に関して、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定すること
 - ・ 上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し、必要な事項を定めたこと
- など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

(2) 介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

介護等体験省令第2条に「十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)に規定する女性自立支援施設」を加え、同条第13号を第14号とすること。

(改正省令本則関係)

(3) 児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

① 介護等体験省令第2条第2号中「、医療型児童発達支援」を削ること。

(改正省令本則関係)

② ①に伴い、次のア及びイの経過措置を設けること。

ア 改正省令の施行の日前に同省令による改正前の介護等体験省令第2条第2号に規定する障害児通所支援(医療型児童発達支援に限る。)を行う施設(以下「旧医療型

児童発達支援を行う施設」という。)において介護等体験を行った者に係る介護等体験の期間については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等体験の期間を通算するものとする。

イ アの場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等一部改正法による改正前の児童福祉法第 43 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する介護等体験省令第 4 条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第 11 条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

(改正省令附則第 2 条関係)

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

4 留意事項

(1) 介護等体験の実施について

① 介護等体験の内容について

ア 介護等体験の内容については、介護等体験法第 2 条第 1 項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）において行われた教育実習又は学校体験活動や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験に相当する体験が行われた部分についてのみ、介護等体験としての期間に算入すること。また、証明書を発行する際は当該体験が行われた部分のみの期間を記入すること。

イ 1 日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1 日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

ウ 介護等体験の期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。また、期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。7日間のうち、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいが、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。

エ 介護等体験法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状態、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

オ その他、介護等体験の実施に係る留意事項については、「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）も確認すること。

② 特例の適用について

ア 「教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うという介護等体験の趣旨や、近年の特別な支援を要する児童生徒数の増加などに鑑みれば、教師を目指す学生にとって、可能な限り、特例によらず対面による当該体験の機会を提供することは重要である。については、令和6年度において特例の延長は行うものの、可能な限り対面での介護等体験の実施を優先的に検討することとし、対面での実施が可能であるにも関わらず安易に特例を適用することのないようにすること。

イ 対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても（例えば、特別支援学校・特別支援学級のみで7日間の体験を行う等）法令上は差し支えなく、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。

ウ 令和7年度以降は、原則として特例の延長は行わないこと。

③ 特例の内容について

ア 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

- i 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定4に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

- ii 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度から令和5年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていたところ、令和6年度については、受入施設等における面会に係る取扱いなどを確認の上で判断すること。なお、②イのとおり、対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても法令上は差し支えないこと。

- イ 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

- ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、介護等体験省令第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認め

るに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

- iv 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各課程認定大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。
- エ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について
 - i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）に定める措置を行おうとする課程認定大学等は、事前に別紙 1 の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出した上で、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。なお、届出書により届け出た内容に変更が生じる場合は、変更を行う前に届出書の差替えを提出すること。
 - ii 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。
 - iii 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各課程認定大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。
 - iv 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。
 - v 「在学」には、科目等履修生として課程認定大学等に「在籍」することも含まれること。

- オ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
 - ii 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。
- カ 指定の申請について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。
- キ 介護等体験代替措置対象者の証明書について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 4 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると課程認定大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、当該大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
 - ii 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
 - iii 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
- ク 介護等体験の代替措置となる免許状更新講習について
- i 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 40 号）の施行により、教員免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（7）に定める免許状更新講習については令和 4 年 7 月 1 日以降は実施されていないところ、令和 4 年 6 月 30 日以前に令和 5 年 2 月 28 日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していた免許状更新講習（以下、「特定講習」という。）を受講し、令和 4 年度までに 18 時間以上の履

修の認定を受けた者は、引き続き、本特例の適用対象となること。

- ii 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の成立を踏まえた免許状更新講習の扱いについて」（令和4年6月3日付け4教教人第4号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）2（5）のとおり、令和4年6月30日までに実施した更新講習における、更新講習としての修了証明書又は一部履修証明書の発行については、同年7月1日付けで証明書の根拠規定が削除されたものの、同日以降の日付で発行することは可能であること。また、令和5年度以降も、令和4年度までの特定講習の履修に基づき特例を申請することが可能であることを踏まえ、特定講習を開設していた大学等においては、当面の間、受講者の請求に応じて証明書を発行できるよう適切な文書管理等に努められたいこと。

④ 令和2年度から令和6年度までの間に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて

ア 遠隔による介護等体験の要件

遠隔による介護等体験の実施に当たっては、以下の事項をその要件とすること。なお、4（1）②アのとおり、対面での実施が可能であるにも関わらず、安易に遠隔での実施によることのないようにすること。

- i 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ii 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）

イ 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- i 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、課程認定大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ii 課程認定大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

⑤ 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

課程認定大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校又は小学校・中学校の特別支援学級で行う教育実習は、介護等体

験と兼ねて実施したりするなど、教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

(2) 教育実習の実施に関する特例の終了について

介護等体験特例と同様に令和2年度から令和5年度まで措置している新型コロナウイルス感染症に係る教育実習に関する特例については、令和3年度時点で、同年度の教育実習実施者のうち98.7%の者が通常どおり教育実習を実施している状況等を踏まえ、令和6年度については特例の延長は行わないこと。

(3) 女性自立支援施設における介護等体験の実施に係る留意事項について

女性自立支援施設においては、支援対象者の安全の確保のため、その所在地等を秘匿している施設もある。そのため、介護等体験の実施の有無にかかわらず、当該施設に関する情報については、十分注意して取り扱う必要があることに留意すること。

添付資料：

別添1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年文部科学省令第5号)

別添2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。)

別紙1 「利用許諾条件書」

別紙2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」

別紙3 「指定科目実施要領」

参考資料1 「小中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について」(概要)

参考資料2 「介護等体験を行うことができる施設(令和6年度以降)」

参考資料3 「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について(周知)」(令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許・研修企画室法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

12. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（抄）（令和3年4月13日通知）

2 改正等の要点

(1) 介護等体験の対象となる施設の拡大

介護等体験を行う施設については、特例法の趣旨である「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」に鑑み、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行う施設であることを踏まえ、従来の施設範囲を見直し、多様な体験機会を充実させるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）（以下「特例省令」という。）第2条において児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される施設や事業等について整理するとともに、新たに、

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定される学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される特別支援学級を設置する学校又は特別な支援を要する児童生徒への特別の教育課程を編成する学校等
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定される国立ハンセン病療養所等
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定される不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設を追加することとしたこと。

（特例省令第2条関係）

4 留意事項等

(1) 新たに追加される介護等体験の対象施設等

① 学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第56条（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）又は同令第86条（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、学校生活への適応が困難であることにより、特別の教育課程の編成による指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

② 日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校等（中等教育学校にあっては前期課程のみ）のうち、学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、日本語に通じないことにより、特別の教育課程の編成による日本語等の指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

③ 特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う学校等

ア 小学校等のうち、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）においての通級による指導の実施形態としては、

（1）児童生徒が在学する小学校等において指導を受ける「自校通級」、（2）児童生徒が他の小学校等に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在学する小学校等に巡回して赴き指導を行う「巡回指導」が考えられるが、いずれの形態であっても実際の指導が行われる小学校等を対象施設とすること。

イ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、当該体験部分については介護等体験として、その期間に算入できるとすること。証明書を発行する際は当該体験部分の期間を記入すること。

ウ 高等学校、中等教育学校のうち、学校教育法施行規則第86条（同令第108条第2項において準

用する場合を含む。)の規定による特別の教育課程を編成するものとは、療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するものを指すこと。

④ 国立ハンセン病療養所等

国立ハンセン病療養所等とは、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）別表第三に掲げる施設及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成 13 年厚生労働省告示第 224 号）第一項各号に規定する施設を指すこと。

⑤ 不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

法律に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを主たる目的として設置される教育施設を指すこと。

⑥ 障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援を行う施設

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援については、介護等体験が施設において実施されるものであることを踏まえ、施設において実施される障害福祉サービスを想定していること。

13. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和3年5月7日通知）

3 文科教第 117 号

令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布、施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添4のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添5のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にものみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること

- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

（免許法施行規則第10条の3第1項）

免許状の授与を受けようとする者は他の大学（大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。）で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとする。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

（免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3（3））

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

（教職課程認定基準2（3））

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。）の教職課程の認定を同時に受ける教職課程（以下「連携教職課程」という。）において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

（教職課程認定基準9）

以下のア) からオ) の要件を全て満たす必要があることとする。

- ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること
- イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする
 - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
 - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等におい

て8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること

エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とする

オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととする

なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとする。 (教職課程認定基準3(8))

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察

(教職課程認定大学実地視察規程4)

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い

(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類の教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であつて、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

③ 学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い

(教職課程認定審査の確認事項1(1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等につ

いて自ら点検・評価を行い公表するものとする。

- (4) 高等学校教諭免許状（情報）等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大
（教職課程認定基準4－8(1)ii）

高等学校教諭（情報）と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

- (5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止
（免許法施行規則等の各種様式）

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)①及び②並びに(5)については、公布の日（令和3年5月7日）から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

- (2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。

② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており（教職課程認定基準2（5））、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。

③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2（5）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。

④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。

⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。

⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。

⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類ごとに専任教員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

- (3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請

学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。

なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

(4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

(5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大

複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準4-8（4））ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

(6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

(7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添1のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

(8) その他

① 令和4年度から連携教職課程を設置する場合には、事前相談を令和3年5月～6月中旬、申請書提出締切を令和3年6月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。

② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

別添1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第25号）

別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添3 教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添4 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）

別添6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」のポイント
 （令和2年2月18日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）

背景

- 平成30年度に実施した全ての教職課程を設置する大学の再課程認定の審査等を踏まえ、**複数の学科等間の授業科目の共通開設の拡大について検討を行うことが適当。**

「教職課程の基準に関する検討事項について」(平成30年12月中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

- **単独の大学では教員養成・研修機能の維持が困難になってきている免許状もあることから、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべき。**

「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」(平成30年9月)

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

- **課程認定を受けた後の教職課程の質保証・向上のためのシステムの整備が必要。**

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)

- ◆ 全学的に教職課程を統合する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。



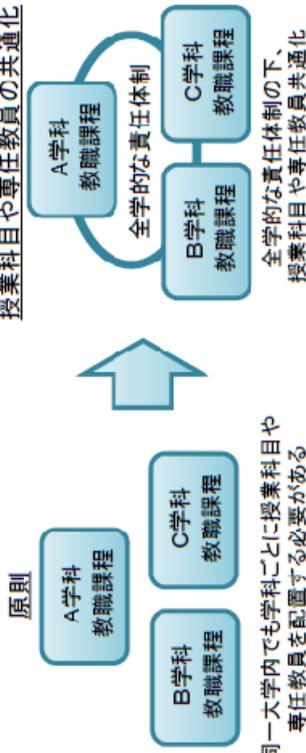
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に、「教職課程の基準に関するワーキンググループ」を設置。(令和元年5月7日～令和2年2月7日まで全8回開催)

見直しの方向性

「複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制」

- 教職課程によりふさわしい科目や必要な業績を有する専任教員を全学的に活用できるようにするため、**科目や専任教員の共通化の範囲を拡大**

授業科目や専任教員の共通化



同一大学内でも学科ごとに授業科目や専任教員を配置する必要がある

「教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み」

- **全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務化**
- **教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務化**
- **大学間で教職課程を共同で設置する場合に、課程認定委員会による実地視察を定期的を実施**

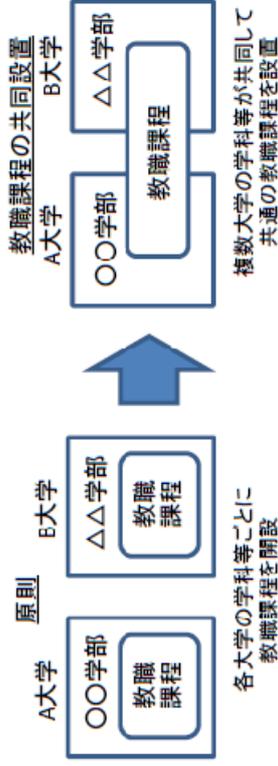
期待される効果

- 複数の学科等や複数の大学間で得意な科目を合わせることにより、**教職課程の内容を充実**
- 小学校と中学校など、異なる教職課程の間で科目を共通にできる部分を拡大し、**複数種類の免許取得の際にも学生が履修しやすいカリキュラムを編成**
- 教員採用数の少ない種類の免許状についても**複数の大学の連携・協力により、地域の教員養成・研修機能を確保**
- 全学的に**教職課程の改善・向上を図る体制を構築**

「複数の大学の間に教職課程を共同で実施する体制」

- 大学等連携推進法人(仮称)※を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、**授業科目や専任教員を合わせることににより、共同の教職課程を設置することを可能にする**

※大学等連携推進法人(仮称)については、大学分科会で検討中



複数の大学の学科等が共同して共通の教職課程を設置

| 今後の予定 | | 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)の改正 | |
|-------|--------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 令和2年度 | 複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制 | 複数の大学の間に教職課程を共同で実施する体制 | 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み |
| 令和3年度 | 変更後の提出(大学) | 課程認定申請書の提出(大学) | ガイドライン作成(文部科学省) |
| 令和4年度 | 変更後の教職課程の開始(大学) | 審査 → 認定(文部科学省) | 新たな仕組みによる取組開始(大学) |
| 令和4年度 | 共同で設置した教職課程の開始(大学) | | |

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> | <p>複数の学科間・大学間の共同による 教職課程の実施体制について (報告書)</p> |
| <p>一 はじめに</p> | |
| <p>二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性</p> | |
| <p>三 複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制</p> | |
| <p>1. 授業科目の共通化</p> | |
| <p>2. 専任教員の共通化</p> | |
| <p>3. 学部等連係課程における教職課程の設置</p> | |
| <p>四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制</p> | |
| <p>1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件</p> | |
| <p>2. 専任教員の配置に関する要件</p> | |
| <p>3. 授業科目の開設に関する要件</p> | |
| <p>4. 大学間での共同の教学管理体制</p> | |
| <p>五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み</p> | |
| <p>1. 全学的に教職課程を実施する組織体制</p> | |
| <p>2. 教職課程の自己点検・評価</p> | |
| <p>3. 外部専門家による検証</p> | |
| <p>4. 教員養成の状況に関する情報の公表</p> | |
| <p>5. 教職課程を担当する教職員に対する研修</p> | |
| <p>参考1：教職課程の実施体制に関する提言</p> | |
| <p>参考2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度</p> | |
| | <p>令和2年2月18日</p> |
| | <p>中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会 教職課程の基準に関するワーキンググループ</p> |

しかしながら、以下に示すような近年の教職課程を取り巻く環境を背景に、学内の複数の学科等や異なる教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共有しつつ、連携・協力して教職課程を運営していくことが求められるようになってきている。

(学校現場・地域の教育課題に対応した教職課程の充実)

新学習指導要領の実施や新しい教育課題に対応するため、平成31年4月に施行された免許法施行規則の改正により、小学校の外国語、特別な支援が必要な幼児、児童及び生徒に対する理解、情報機器を活用した各教科の指導法など、教員免許状を取得するために必要な履修事項としてより広範な内容が含まれることとなった。また、免許状取得に最低限必要な履修事項以外にも、学校現場でのニーズの多様化に対応し、教育活動や授業を体験する活動、地域の教育課題に対応した科目など、大学の自主性・独自性を発揮して教職課程を充実させていくことが期待される。

このように学校現場や地域の教育課題に対応するために、教職課程で多様な内容の教育を提供することが求められるようになっており、単独の学科等の授業科目のみではなく、学内の別の学科等や、大学間の連携により他大学の教職課程で開設される授業科目も活用できる仕組みを設けることが、教職課程の一層の充実と密着すると考えられる。

(教職課程の免許状取得の要件)

近年、複数の学校種、教科の免許状を保有していることを教員採用試験の際の考慮事項とする教育委員会が増加している。これは、児童生徒数の減少に伴い学校規模が縮小する中で、一人の教員が複数の学校種や教科を担当できることが求められるようになってきているほか、学校関係間の連携を見通して指導する力や教科横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力など複数の学校種・教科等における幅広い理解に基づき指導力が求められていることが背景にあると考えられる。また、「新しい時代の初等中等教育の在り方 観点取りまとめ」(中央教育審議会初等中等教育分科会 令和元年12月26日)においても示されているように、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する観点から、今後、小学校と中学校の双方の免許状の併有がより強く期待されるようになることが予想される。

こうしたニーズに対応するため、複数の種類の免許状について、履修内容が共通する部分については科目を共有することで、学生が複数の教職課程をまたがって履修しやすいカリキュラムを構成していくことが考えられる。

※ 文部科学省は、公立小学校において質の高い実地教育を行う観点から、各都道府県・指定都市教育委員会が、対応定数を活用して小学校実地専任教員を配置することあたり、一定の実地力を有する教員を配置すること等を条件としている。

一 はじめに

教員免許状を取得するために必要な学修は、文部科学大臣が「免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認められる事項」(教育職員免許法(昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。)別表第1備考第5号イ)である教職課程において行うこととされている。この文部科学大臣の認定を受けるためには、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号、以下「免許法施行規則」という。)教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)等に規定する授業科目の編成や教員組織等の教職課程の実施体制を備えていることが必要である。

教職課程の実施体制の在り方については、近年、中央教育審議会等において、いくつかの論点が提示されてきた(参考1)。これらの提言も踏まえ、本ワーキンググループでは、教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図る観点から、特に次の点を中心として8回にわたって検討を行ってきた。

- (1) 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- (3) 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な取り組み

仕組み

本報告書に示す方向性を踏まえ、文部科学省においては、教職課程の実施体制に関する基準について必要な整備を行うことを期待したい。また、二に示すような教職課程に求められる役割や今後の教員需要などを踏まえれば、教職課程の実施体制の在り方を変革していくことは急務であり、各大学においても、スピード感をもって取り組むべきである。

なお、本報告書に示した点以外にも、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において教員の養成、採用、研修、免許制度等の在り方について審議が行われている。同部会の審議により、現行の教員免許制度に変更が加わる場合には、それに対応して教職課程の実施体制についても見直す必要がある。

二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性

大学において教職課程の実施に責任を有する組織は、基本的には各専攻分野の研究を行う学科等(大学設置基準第4条)である。このため、大学の教育課程の一部として提供される教職に関する教育も、学科等が責任を有することを基本としており(教職課程認定基準2(1))、授業科目や専任教員などの教職課程の実施体制は、学科等を基本的な単位として着えることが原則となっている。

1 教職課程認定基準において、「(学科等)とは、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究所、専攻その他の学術で定める組織をいう(教職課程認定基準2(1))。

【校内の学科等間の連携・協力のイメージ】



【大学間での教職課程の連携・協力のイメージ】



以上のような観点から、①複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制、②複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制、③教職課程の質の保証及び向上に関する仕組みについて、以下の三から五において、それぞれ具体的な見直しの方針を示していく。

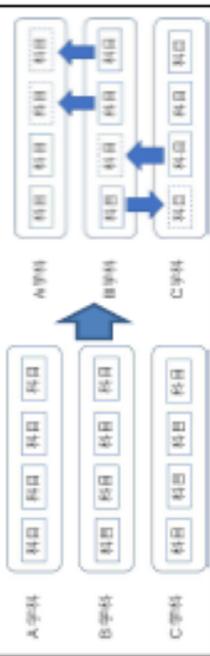
三 複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制

1. 授業科目の共通化

【見直しのポイント】

○授業科目を複数の学科等や複数の教職課程の間で共通して活用できる範囲を拡大する。これにより、教職課程の授業科目として適切な科目を全学的に提供できるようになるとともに、学生は複数の種類の免許状の教職課程にまたがって履修しやすくなる。

<複数の学科等間の見直し>



（教員採用数の少ない種別の免許状に係る養成・研修体制の確保）

児童生徒数の減少に伴い、近年は教員の年齢構成から少子化にもかかわらず増加傾向にあった教員需要が、近く全国的に減少傾向に転じることが予想されている。既に、美術、技術、家庭など学校教育法並行科目に定める標準授業時数以外の教科に比して少ない教科を中心に、教員の新規採用数が非常に少なく、なっている自治体がある。このような採用状況を反映して、中学校のいくつもの教科については教職課程の認定を受けた大学が地元が存在しなくなっている現状もある。

地域の大学に教員を養成できる大学の体制があることは、当該地域の教員需要を満たすだけでなく、現職教員の研修機能を支える上でも重要な意義がある。一つの大学で教職課程の運営が困難な場合にも、近隣の大学との連携・協力などを通じて一定の養成・研修機能が維持されるような仕組みが求められる。

教職課程の運営についてはこれまで、学科等が責任を担って行う体制を確保するべく、基本的には当該学科等が必要な科目や教員等を自ら備えることを求めている。しかしながら、以上のような近年の状況を踏まえ、今後の教職課程の実施体制の在り方としては、学科等が基本的な責任を負いつつも、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、学内の複数の学科等や複数の教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化しつつ、連携・協力して教職課程を運営できるようにする方向で見直ししていくことが適当である。

ただし、複数の組織の間で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系的性が失われたりすることで、かえって質が低下することは避けなくてはならない。このため、こうした連携・協力体制を組む場合には、全学的に、及び大学間で、教職課程に責任を担う組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要である。

① 教員需要の減少等における教員養成・研修機能の強化に向けて（平成29年8月20日 国立教員養成大学・学院、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）
② 臨時財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、「平成30年5月の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定数を段階的に増減に引き上げる方針で検討する。」とされており、公立学校教員についても教員需要の動向に深刻が生じる可能性があるため、各大学は、地元の教育委員会と連携しつつ、今後の動向を踏まえた教職課程の運営が重要である。

認める（図2）ことが適当である。

図1：教育学科が開設した基礎課程の科目を他学科に提供する場合
 南図中の**a1**～**a5**等はそれぞれA学科、B学科が開設する1単位の科目を表す。
 図2も同じ。

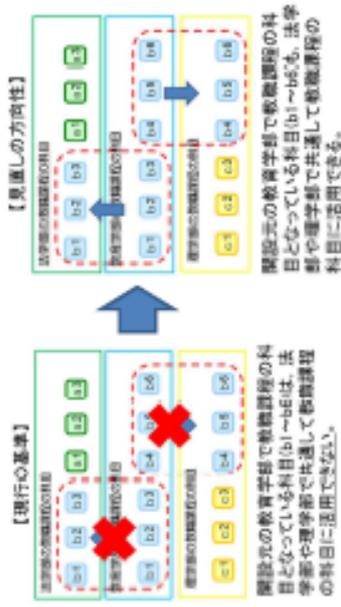


図2：A学科の例

| 【現行の基準】 | | 【見直しの方向性】 | |
|-------------------|----------------|-------------------|----------------|
| 開設元 | 提供先 | 開設元 | 提供先 |
| 6-40・6-30 | b1 b2 b3 | 6-40・6-30 | b1 b2 b3 |
| 6-50 (6-30, 6-40) | b4 b5 b6 | 6-50 (6-30, 6-40) | b4 b5 b6 |
| 7-30, 7-30* | a1 a2 a3 a4 a5 | 7-30, 7-30* | a1 a2 a3 a4 a5 |
| 7-30, 8-30* | b7 b8 | 7-30, 8-30* | b7 b8 |
| 7-30, 8-30, 8-30* | b9 b10 | 7-30, 8-30, 8-30* | b9 b10 |

日学科の科目以外で示した科目が、他課程の科目の半数（この例では5つの事項の半数の2.5の事項）を超える4事項に含まれるため、認められず。

6 なお、このように他学科等の科目の活用範囲を広げるとしても、当該学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること（学科等の目的・任務と最新状との相当関係（教職課程認定基準2（3））の基準を満たすこと）は必要である。

<複数の教職課程の見>



(1) 教科専門科目

教科専門科目は、教職課程の授業科目のうち、例えば社会科学における歴史、地理、法律・経済等の内容のように、教科の専門的内容を修得する科目である。

社会科学の教員として必要な専門性は、例えば法学科や経済学などの教科に関連する学位を取得するための学修を通じて身に付けることが予定されている。このため、教科専門科目については、基本的には免許取得のためだけに特別な科目を履修するのではなく、当該学科等の学位取得に必要な科目の中に位置付けられているものを履修することとなる。

しかしながら、大学の学位プログラムの学修は専門化しているため、一学科のみの学修範囲が、初等中等教育段階の各教科の範囲と一致するわけではない。例えば、社会科学は歴史、地理、公民の各分野に広がるが、法学科や経済学部の専門科目が必ずしもこれら全ての分野を網羅しているものではない。このため、現行制度でも自学科等以外で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用することが認められているが（教職課程認定基準4-1-3（2）、4-4（2）、4-9（1））、それはその科目が全学共通科目等に位置付けられている場合や開設元の学科等では教職課程の科目になっていない場合に限り認められるほか、活用できる上限も科目の事項の半数までとされている（教職課程認定基準4-1-3（2）、4-4（2））。

※科目の事項：免許教科の種類に応じて免許法施行規則に定める教科専門科目の事項。例えば中学校の社会では、「日本史・外国史」、「地理学（地誌を含む）」、「法社会学又は政治学」、「社会学又は経済学」、「初学、倫理学又は宗教学」という5つの事項が定められている。

教科専門科目をより充実する観点から、全学共通科目等に位置付けられていない場合や開設元の学科等で教職課程の科目になっている場合も含めて学科等の間で共通して教科専門科目として活用できるようにする（図1）とともに、上記についても、日学科等が開設する教科専門科目の単位数を認めない範囲まで

を共通にすることが考えられる。

ただし、教職課程の科目を中心に学修する、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、専門の学問分野の科目を中心に学修する、いわゆる一般学部の学生に、同じ教職専門科目を履修させる場合には、例えば、一般学部の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、一般学部の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められる。教職の共通部分に開講する科目について現行制度で教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間で共通化が認められないのは、この点を踏まえたものである。また、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、一般学部の学生が教職専門科目をともに履修することで、全体として教職に対する意識を高めるような充実した指導が行われることが必要である。

このため、共通化を認めるに当たっては、全学科等の学生に対する十分な教職指導が可能となるように専任教員数を確保するとともに、五1に示す全学的に教職課程を実施する組織が中心となって、学生に対する教職指導を充実させることが必要である。また、自己点検・評価や情報の公表などを通じて学生の履修意欲の改善が図られるようにすることが必要である。

④ 各教科の指導法、教育実習（国の要件で囲まれた部分）

原則として一人の教員が一つの学級の活動全般を担当する幼稚園・小学校と、特定教科を中心に担当する中学校・高等学校では、職務の内容や担当する教科指導の範囲に違いがある。このことを踏まえ、各教科の指導法と教育実習については、幼稚園・小学校の教職課程と中学校・高等学校の教職課程では、別の科目を開設することとしている（教職課程認定基準4-8（2））。

ただし、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」において、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することが示されているように、今後、小学校教諭と中学校教諭の職務の内容に重なる部分が多く出てくることや、一般学部出身者も含め一人の教員が小学校と中学校の両方の指導ができるように両免許状を取得するコースが高まることが予想される。教職課程の実施体制の在り方についても、このことを踏まえた対応を検討することが必要である。

現在の教職課程認定基準では、中学校と高等学校の教職課程については、中学校・高等学校の6年間を通じた内容を網羅するカリキュラムを構成し、教育実習と各教科の指導法も含め多くの科目を共通にして、両方の免許状を取得することが可能である。これと同様に、小学校と中学校についても、例えば義務教育の9年間を通じた児童生徒の心身の発達等への理解や教科指導などを網羅するカリキュラムを構成し、教育実習や各教科の指導法の一部について科目を共通にして、両方の免許状を取得するための教職課程を置くようにすることも考えら

(2) 教職専門科目

教職専門科目は、教職課程の授業科目のうち、教職の意義や生徒指導など、学種、教科、職種にある程度共通して必要な内容を含む科目である。このため、現行の基準においても、種々の学科等の間や複数の教職課程の間で科目を共通にすることが比較的広く認められている。

ただし、例えば、幼稚園と小学校の教職課程における教育の基礎的理解に関する科目は、両者の学科等の間では共通化できないなど、学生の履修環境の確保や学校種等による内容の違いを踏まえて現行制度で共通化することが認められていない部分（下の図で青枠と赤枠に囲まれた部分）がある。この点については、次のような方向で見直ししていくことが考えられる。

【現行の基準で共通化可能な範囲】

| 科目 | 第一の免許状（幼稚園・小学校） | | | | | 第二の免許状（中学校・高等学校） | | | | |
|------------------------------------|-----------------|---|---|---|---|------------------|---|---|---|---|
| | 学 | 科 | 種 | 別 | 専 | 学 | 科 | 種 | 別 | 専 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 道徳、教科の学習の基礎となる基礎的知識及び技能、教育実習に関する科目 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 各教科に関する科目・教育実習 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 専ら及び専ら以外の科目に関する科目・各教科の指導法 | | | | | ○ | | | | | ○ |

○ 教育実習及び各教科の指導法は、幼稚園・小学校と中学校・高等学校の両方の免許状において共通化が認められる。ただし、幼稚園・小学校の免許状において、専ら及び専ら以外の科目に関する科目・各教科の指導法は、第二の免許状取得者に対しては、第二の免許状取得者であることが必要である。

【見直しの方向性】

| 科目 | 第一の免許状（幼稚園・小学校） | | | | | 第二の免許状（中学校・高等学校） | | | | |
|------------------------------------|-----------------|---|---|---|---|------------------|---|---|---|---|
| | 学 | 科 | 種 | 別 | 専 | 学 | 科 | 種 | 別 | 専 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 道徳、教科の学習の基礎となる基礎的知識及び技能、教育実習に関する科目 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 各教科に関する科目・教育実習 | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 専ら及び専ら以外の科目に関する科目・各教科の指導法 | | | | | ○ | | | | | ○ |

○ 教育実習及び各教科の指導法は、幼稚園・小学校と中学校・高等学校の両方の免許状において共通化が認められる。ただし、幼稚園・小学校の免許状において、専ら及び専ら以外の科目に関する科目・各教科の指導法は、第二の免許状取得者に対しては、第二の免許状取得者であることが必要である。

① 教職の共通部分に関する科目（図の青枠で囲まれた部分）

教職の意義や生徒指導など、教職の共通部分に開講する科目（教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等）は、特に学校種、教科、職種（養護教諭、栄養教諭等）を通じた共通性が高いことから、現行の基準で認められていない部分についても、科目

なければならぬ(教職課程認定基準 3 (4))¹⁾。また、同じ学科等で複数の教職課程がある場合には、教職課程ごとに必要な専任教員を配置する必要がある。ただし、現行の基準においても、共通化する授業科目については、その担当教員は、学科等や教職課程をまたがって学生の指導を担当することになることを踏まえ、複数の学科等や教職課程において共通して専任教員となること(専任教員の共通化)が認められている(教職課程認定基準 4-8 (4)、4-9 (4))。この点については、1)に示したとおり、授業科目の共通化を拡大することに依り、現行基準と同様の考え方で専任教員の共通化も認めることが適当である。

また、現行の基準においても、幼稚園の領域に関する専門的事項と小学校の教科に関する専門的事項については、科目の内容が異なるものの担当教員の専門分野には近接性があることを考慮して、同じ学科等の中で幼稚園及び小学校の教職課程の両方を担当する専任教員として必要な業種を有する者²⁾は、専任教員を共通化することが認められている(教職課程認定基準 4-1 (3)、4-2 (4))。

小学校と中学校、高等学校の教科専門科目についても、例えば小学校の理科と中学校の物理・化学、生物学、地学のように、科目の範囲は異なるものの、担当教員の専門分野には一定の近接性があると考えられるため、小学校、中学校、高等学校の教職課程の専任教員として必要な業種を有する者については、専任教員を共通にすることができるようにすることが適当である。

¹⁾ 専任教員となるためには、単に当該学科等に所属するだけでなく、以下の事項を全て満たす場合に従事する者でなければならない。(教職課程認定基準の附則事項(平成13年7月19日教職課程認定委員会決定) 3 (1))

²⁾ 幼稚園等専任の専任教員を指し、①当該学科等の教職課程の編成に参画、②当該学科等の学生の教職指導を担当

³⁾ 「必要な業種を有する者」とは、普通や学術論文等に加えて、編成上の実情、職業経験の有無、資格等を考慮し、中央教育審議会初等中等教育分科委員会委員養成部会において総合的に審査した上で、教職課程の授業を担当するために十分な能力を有すると認められた者である。(教職課程認定基準 3 (8)、教職課程認定基準の附則事項 3 (2))
⁴⁾ なお、専任教員の共通化とは異なる点であるが、幼稚園と小学校の専任教員については、入学定員が50人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ3～5人(高学級の区分)という⁵⁾、入学定員が50人を超える場合は、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ(合計2人)増やすこととされている(「追加的区分」という)。教職課程認定基準 4-1 (3)、4-2 (4)。この点については、基幹的部分で既に教科専門科目と教職専門科目の専任教員がそれぞれ一定数配置されていることを踏まえ、追加的部分については、大学の教員配置の数量を広くする観点から、専任教員の担当科目の内訳は、教科専門科目でも教職専門科目でもよいとすることも考えられる。

れるが、

小学校高学年からの教科担任制に関わる業種、採用、研修、免許制度を含めた総合的な審議は、これから教員養成部会において行われることから、その審議の中で併せて、このような兼務教育9年間を通じた教職課程の更なる在り方について具体的に検討を行っていくことが適当である。

2. 専任教員の共通化

【見直しのポイント】

○教職課程で指導に当たる教員が、複数の学科等や複数の教職課程間で共通して専任教員となることのできる範囲を拡大する。

<複数の学科等の間>



<複数の教職課程の間>



専任教員は、教職課程を配置しようとする学科等において、教職課程の授業及び学生の教職指導を担当し、教職課程の編成に参画する者である(教職課程認定基準の附則事項 3 (1))。このように、専任教員は、学科等において教職課程の運営に重要な役割を有することから、原則として当該学科等に籍を有する者で

⁵⁾ なお、教職課程においてこのように小学校と中学校を一体として指導することによって、幼稚園と小学校との連続や中学校と高等学校との強制的に繋がる連携が不十分となることのないように留意が必要である。

下「関係協力学等」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるとされている(大学設置基準第4.2条の3の2第2項)。このことを踏まえ、同一の免許状の種類の教職課程を連携協力学等と学部等連係課程実基基本組織に設置する場合であって、教職課程の運営に支障がないと認められるときは、両方の教職課程で専任教員を共通化できるようにすることが適当である。

これにより、学科学の枠を超えて、教員組織や学生立派を柔軟に管理し、学位プログラム及び教職課程を実施できるようになることが期待される。

四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制

【見直しのポイント】

○複数の大学が連携・協力して教職課程を実施する体制をつくることができるよう、大学等連携推進法人(仮称)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、授業科目や専任教員を合わせることにより、共同の教職課程を設置することを可能にする。

○共同で設置する教職課程の質を保証するとともに、参加大学による責任ある教職課程運営が行われるようにするため、大学間での教学管理体制の整備や教員養成を主たる目的とする学科学の参加など、一定の要件を定める。

大学等連携推進法人(仮称)構成の大学を設置する法人



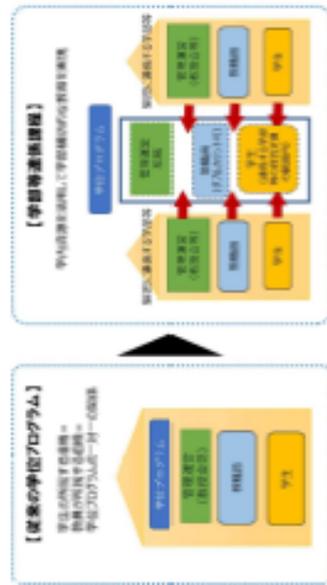
大学は、自らの判断により教育課程を計画し、実施する責任を負うことから、大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設することが必要である(大学設置基準第1.9条第1項)。教職課程についても同様に、大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設することとされている(免許法施行規則第2.2条第1項)。

この大学が自ら授業科目を開設するという原則の例外として、現行の基準では、大学間共同して学位プログラムを開設し(共同教育課程、大学設置基準第4.3条等)、そこに教職課程を実施することが認められている(免許法施行規則第2.2条第4項)。幼稚園や小学校の教職課程は、幼稚園・小学校教員の養成を目的とする学位プログラムに設置することとなり(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、教職

3. 学部等連係課程における教職課程の設置

【見直しのポイント】

○大学設置基準等の改正により新たに導入された学部等連係課程にも教職課程を設置できるとする。その際、学部等連係課程実基基本組織と連携協力学等との間で同じ教職課程を設置する場合には、同じ教員が両方の教職課程で専任教員となれるようにする。これによって、学科等間で一体的に教職課程を設置できるようにする。



大学内の学部、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムを実施できるよりにするため、令和元年8月13日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文科省令第11号)により大学設置基準等が改正され、同日から施行されている。この改正により、大学は、当該大学に置かれる2以上の学部の異なる連携・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織(以下「学部等連係課程実基基本組織」という。)を置くことができることとなった(大学設置基準第4.2条の3の2第1項)。

この学部等連係課程実基基本組織も、一つの学位プログラムを実施する組織単位であることから、同組織を学科学等と同様に教職課程認定基準に位置付けて、教職課程を設置できるようにすることが適当である。その際、同組織に教職課程を設置する場合の専任教員の基準の適用については、大学設置基準等の規定を踏まえ、通常の学科学とは異なる取り扱いをすることが考えられる。

すなわち、学部等連係課程実基基本組織に係る大学設置基準上の専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、専任となった2以上の学部等(以

また、教職課程を大学の共同で設置するという新たな仕組みであるため、実際の実施状況等を踏まえた上で、要件についても適宜見直しを行っていくことが望まれる。

1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件

教職課程を共同で設置する大学間で、全体として教職課程の質を向上させることができるよう、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを前提的に担保する組織が、一つ以上参加することが必要である。このため、共同で設置する教職課程を構成する学科等のうち、少なくとも一つは教職課程認定基準2(5)に規定する「教員養成を主たる目的とする学科等」が含まれることが必要である。また、当該学科等を設置している大学の体制としても、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制が備わっていること¹⁰が望ましい。

なお、授業科目を共同実施することのできる大学数の上限の設けについて大学分科会において議論が行われているところであり、これは、教職課程を共同で設置する大学数についてもあてはまることとなる。

なお、授業科目を共同実施することのできる大学数の上限の設けについて大学分科会において議論が行われているところであり、これは、教職課程を共同で設置する大学数についてもあてはまることとなる。

2. 専任教員の配置に関する要件

教職課程認定基準においては、教科専門科目と教職専門科目について、それぞれ教職課程を設置しようとする学科等の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を配置することを必要としている(教職課程認定基準3(2)、4-3(5)等)。共同で設置する教職課程については、構成する学科等の合計の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を、構成する学科等で合わせて配置することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等に教職課程に責任を負う体制が確保されるよう、各学科等が、少なくとも一定数の専任教員¹¹を揃えることが適当である。

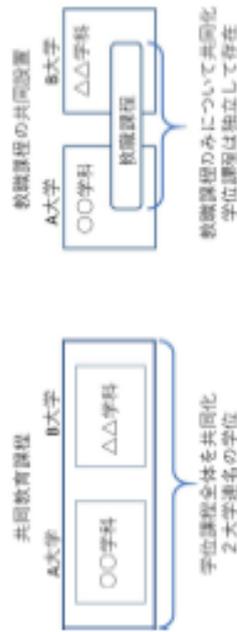
なお、最小限揃えるべき専任教員数については、三つの大学のA、B、Cの学科で共同して教職課程を設置する場合、A、B、C各学科の入学定員に応じて大学間で配分することが考えられる。

一方で、広域的な大学間の連携により、通常の教職課程よりも質の低下につな

課程を共同で実施する仕組みとしては、共同教育課程制度を活用することが適当であり、現にその例も見られる。

このように共同教育課程制度が学位プログラム全体について共同化する程度であるのに対し、大学等連携推進法人(広域)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間のみに関連される事例として、授業科目について共同化する制度(授業科目の共同開設制度)が中央教育審議会大学分科会において検討されている。この制度では、日大学にはない授業科目を他大学の授業科目で補充して教育課程を構成することが可能となる¹²。

この制度を活用することで、複数の大学の学科等が授業科目を分担して補充し合い、一つの教職課程として必要な科目を共同して揃えることも可能になるため、共同教育課程のように学位プログラム全体を共同化することはなく、教職課程の部分のみを共同して設置する仕組みを制度化することが考えられる(教職課程の共同設置)。中学校、高等学校、特別支援学校等の教職課程のように学位プログラムの主たる目的と教職課程が必ずしも一体的な関係にあるわけではなく、教職課程については、このように学位プログラム全体ではなくその一部である教職課程のみを共同化できるようにすることは、より柔軟な大学間の連携・協力の選択肢となることが期待される。



ただし、複数の大学間で教職課程を運営する責任の所在が不明確とならないような体制を築けるとともに、参加する大学間で相互に質を向上させていくことができるような制度的な措置が必要である。このため、次の1から4までに示すような要件を定めることが適当である。

なお、大学間の授業科目の共同開設制度は、現在、大学分科会において具体的な制度設計についての審議が行われているところであるため、今後の審議の経過を踏まえて1から4までの各要件についても必要に応じて変更することも見込まれる。

10 類似の制度として、単位互換制度との違いについては、参考2を参照。

必要とする方向で、大学分科会において検討が行われている。

大学間で教職課程を共同で設置する場合には、共同授業の実施以外に、教職課程のカリキュラムの編成、教育実習の実施など教職課程を実施するために必要な事項の調整などを大学間で行うことが必要となる。共同の教学管理体制において、この調整機能が確実に実施されるよう、教職課程を共同で設置する場合には、共同の教学管理体制の構成員として、各大学で共同の教職課程を担当する専任教員が含まれるようにすることが必要である。また、後述の五.3から五.5までに示す自己点検・評価等についても、大学間で共同して実施されるよう、共同の教学管理体制が中心的役割を果たすことが求められる。

五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み

【見直しのポイント】

下記の点を通じ、全学的に教職課程の実施に責任を果たし、自主的な改善の取組が行われる体制を確保する。

- 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とする。
- 教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とする。
- 大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地調査を定期的に実施するなど、実地調査をより計画的に活用する。
- 教職課程に関する情報の公表の対象として、学生の適正な履修指導の確保に係る取組に関することを加える。
- 教職課程を担当する教職員に対する研修の実施を促進する。

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでも中央教育審議会答申等において、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており、実際には、教職課程を設置する多くの大学では、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように、学内の複数の学科等間の複数の教職課程において、授業科目を共通に開設することや、専任教員を共通化することのできる範囲を拡大す

11 例えば、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日 中央教育審議会）、「教職志望の全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日 中央教育審議会）、「これからの学校教育を行う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）など。

がことのないよう、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備や不断の見直しも求められる。

3. 授業科目の開設に関する要件

教職課程認定基準においては、免許法及び免許法施行規則に規定する科目を修得させるために必要な授業科目を開設することが必要である（教職課程認定基準3（1）、4—3（1）～（4）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等で合わせて必要な授業科目を開設することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすよう、少なくとも一定数の科目を相互に提供し合うようにすることが必要である。このため、自らの学科等と教職課程を共同で設置する他の学科等の間で一定の単位数の科目を相互に必修とすること¹¹が適当である。なお、この場合の単位数については、授業科目の共同開設が可能な単位数に関する大学分科会の議論を踏まえるとともに、類似の仕組みである共同教育課程において学生が修得することとされている単位数（学士課程の場合、卒業に必要な単位の1/4に当たる3.1単位、教職大学院の場合、修了に必要な単位の約1/7に当たる7単位）との均衡（大学設置基準第4.5条等）や、対面授業が必要な実習・実技等が多い教職課程の特徴等を踏まえつつ定めることが適当である。

※例えば、A、B、C、Dの四つの大学で共同して教職課程を設置する場合、A大学の学生は、A大学の科目から一定数の単位を必修とするとともに、B、C、D大学の科目から合計して一定数の単位を必修とすることが考えられる。

A大学の学生が履修する科目の単位数



4. 大学間での共同の教学管理体制

授業科目の共同開設を行う場合には、大学設置基準等において、共同開設に参加する各大学が参画する形で共同の教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ認定等を定めておくことなどを

あり、教職課程の専門家によってその実施状況を把握し、制度の改善につなげていくことが望ましい。このため、大学間の共同により設置する教職課程については定期的に実地視察を実施していくことが考えられる。

また、大学団体による取組として、一般財団法人教員養成評価機構や公益財団法人大学基準協会、一般社団法人全国私立大学教職課程協議会が、教職課程を対象とした第三者評価について研究、試行を行っている。文部科学省においては、こうした取組を支援・促進していくことが望まれる。また、例えば、教職課程を対象とする第三者評価を受けていない大学を中心に実地視察を行うなど、実地視察と大学団体による第三者評価を効果的に組み合わせることも考えられる。

4. 教員養成の状況に関する情報の公表

大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、百行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第22条の6）。

- 教員の養成の日数及び当該日数を達成するための計画に関すること
- 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること
- 卒業生の教員への就職の状況に関すること
- 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの事項に加えて、三1（2）に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目日の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに公表の対象に加えることが適当である。

大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

5. 教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の充

る場合には、学科等の間における教職課程のキャリアプログラムや担当教員についての調整、他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など、全学的に教職課程を実施する組織体制が整えられていることが、これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ、教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべきである。

この全学的な組織体制は、教職課程の体系的や適切性を担保するために、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を持つことが考えられる。特に、以下の2から8までに示す教職課程の自己点検・評価、外部専門家によるレビュー、情報の公表及び教職員に対する研修等を含め、教職課程を体系的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては、全学的な組織体制に期待される役割・機能について、既に取組まれている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し、その充実を促進していくべきである。

2. 教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のキャリアプログラム委員会等において教職課程を収益することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても行うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべきである。また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

3. 外部専門家による検証

教職課程認定を受けた後の外部専門家による教職課程の検証の機会としては、中央教育審議会等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会（以下「課程認定委員会」という。）が教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）に基づいて実施する教職課程認定大学実地視察（以下「実地視察」という。）がある。実地視察においては、大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかについて確認が行われている。

この実地視察をより計画的に活用することが適当であり、例えば、既に示した大学間の共同により設置する教職課程は、新たな仕組みとして導入するもので

参考 1：教職課程の業務体制に関する調査

※下欄は今回の調査に当たり文部科学省において付記したものである。

① 「教職課程の基準に関する検討事項について」

(平成 30 年 12 月 17 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
課程認定委員会)

- これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。
1. 道徳の学科等間の道徳の教職課程における授業科目の共通課程の拡大について
〔教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）4-9(1)による中学校
校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設
 2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を担保し、向上させるための組織的対応
みについて

② 「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」

(平成 30 年 9 月 18 日)

三. 2. (2) 養成・採用・研修等の対応

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少率における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成 20 年 8 月 20 日国立教員養成大学・学部、大学校、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学の連携・協力などにより履修数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、専任化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

力が義務付けられており(大学設置基準第 25 条の 3)、教職課程について取り上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては、教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに、学校現場における課題に対する指導力を身に付けるため、時に全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求められる。

文部科学省においては、前述のガイドライン(全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの)において教員に対する研修を位置付けることを通じて、取組の充実を促していくことが適当である。また、教職課程を適正に運営していくためには、大学の職員が教職課程に関する法令を理解するとともに、教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていくことが必要であり、文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行うなど、研修機会の充実を支援していくことが求められる。

(以上)

③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
(平成 27 年 12 月中央教育審議会答申)

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4. (3) ③ 教職課程の質の保証・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。 ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。 ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。 ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目と担当する大学教員について、学際的・学際的等の実践的な教育課程に対応した工夫などを実施する。また、大学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における選考委員を養成・養成する。 | <p>ア 教職課程を統括する組織の設置</p> <p>中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成立派センター委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの策定や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることとを要請している。</p> <p>このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が浸透している。また、上記のような観点に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対する FTO の実施、学校インテグレーション等の企画・実施等の機軸を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。</p> <p>これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、学際的・学際的な教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教職課程全体を通じて委員の養成を行うため、これらの組織が中心となつて必要な取組を進めていくことが期待される。</p> <p>こうした場合、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の組織状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。</p> <p>イ 教職課程の評価の推進</p> <p>教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成課程課長委員会による教職課程の審査及び教職課程の設置後に課長委員会委員等により行われる教職課程実地評価がある。</p> <p>教職課程実地評価については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実地評価では 1 年間の現職教員に限りがあることから、教職課程実地評価の整備・充実を図ることが適当である。</p> <p>また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関する FTO、サイクルが適宜</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に属することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職課程では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5 年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、審査評価、教員研修その他の教育研究活動の状況について、課程評価結果による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを行っている。

同機構による課程評価においては、国立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は評価認定を行い、その評価結果はウェブサイトで等で公表されている。

一方で、学生課程における教員養成教育の課程については、これまで上記の訪問評価の上りな法令上の制約は課じられていない。そのような中、国立大学法人推進プロジェクトを立ち上げた国立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、関係研究プロジェクトを立ち上げた国立大学における教員養成教育の評価システム（教員養成教育評価）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の能力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学生課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、発展・拡大され、各大学が主体的かつ協力的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが構築されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、現職や大学の教員、学生等の専門分野などに応じて、体系的に様々な事象主体によって全学的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に就くための基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」(別紙「見直しのイメージ」)においては「教科に関する専門的事項」、(「教職に関する科目」)の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記事項に対応できる力を学生に身に付けさせることができよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となつて、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校改善体制を含む実践的な内容やこれらの教育課程に対応した工夫などを図るための取組を進めることが必要である。

参考2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

大学設置基準第28条等により、大学は、他大学で修得した授業科目の単位を自大学で修得した授業科目の単位とみなすことが可能である。

単位互換制度を活用する場合は、他大学が開設する授業科目を自らの大学の教職課程の科目として活用することが可能である（免許法施行規則第22条第3項）。

ただし、大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり（大学設置基準第19条第1項等）、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。つまり、単位互換制度によって他大学の授業科目が活用できるのは、教職課程の設置に必要な授業科目を自ら全て開設していることが前提であり、必要な科目を自ら開設せずに他の大学の科目で教職課程を補充できないこととなっている。

これに対し、授業科目の共同開設制度の場合は、必修科目も含めて自ら開設せずに他大学の授業科目で教職課程を補充することが可能となる方向で、大学分科会において検討が行われている。

図10 A大学教職課程が、4単位（国語の教職専門科目の合計）を開設する自大学で開設せず、他大学の単位を修得する場合



16. 複数の学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会）の改正等について（令和3年8月4日事務連絡）

事務連絡
令和3年8月4日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正等について

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、複数の学科等間の授業科目・専任教員の共通化や小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程間の授業科目・専任教員の共通化の範囲の拡大、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の授業科目開設や専任教員配置の要件の緩和を内容とした教職課程認定基準の改正が行われましたのでお知らせします（別添1参照）。

なお、同日付で別途に送付する「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（総合教育政策局長通知）においても、教職課程認定基準等の改正が含まれているため、左記通知及び本事務連絡における改正内容を反映させた教職課程認定基準等を別添2～4として添付しておりますので、御確認いただきますようお願いします。

また、本改正（通知における改正内容を含む）を踏まえた教職課程の説明会や変更届の日程等については、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

（1）複数の学科等の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

（ア）中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の授業科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4-8（1）ii）①②）

（イ）中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目（全学共通科目等を含む）を自学科の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-3(2)、4-4(2)、4-8(1) ii)④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）について、複数の学科等の間での共通化を可能とする。（※各教科の指導法及び教育実習については(2)②にも記載）

(教職課程認定基準 4-8(2))

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

(ア) ①及び②により、授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(4))

(イ) 幼稚園と小学校の教職課程の専任教員については、入学定員が 50 人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ 5 人と 3 人、入学定員が 50 人を超える場合には、50 人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を 1 人ずつ（合計 2 人）追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて 2 人の配置を可能とする。

(教職課程認定基準 4-1(3)、4-2(4))

(2) 小学校と中学校の教職課程の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大（義務教育特例）

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とした。また、このうち複数の学科等に小学校と中学校等の教職課程を置く場合、他学科等で開設する教科専門科目を自学科の中学校の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(1) i) ③、ii) ③④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について授業科目の共通化を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(2) v) viii))

(3) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

① 教科専門科目の開設の要件の緩和

教科専門科目については国語等の 10 教科の授業科目を開設しなければならないこととしているが、教育職員免許法施行規則第 3 条第 1 項表備考第 1 号において 1 教科以上の科目の修得で可能であることを踏まえ、授業科目の開設についても 1 教科以上として要件を緩和する。

(教職課程認定基準 4-2(1))

② 専任教員配置の要件の弾力化

教科専門科目の開設要件の見直しを踏まえ、当該科目に配置する専任教員については現行 5 教科以上にわたり 5 人以上としているものを 1 人以上とし、残りの 4 人については教科専門科目、教職専門科目、複合科目のいずれの配置でも可能として要件を緩和する。

(4) 適用期日

令和 4 年度から適用予定。

(教職課程認定基準 13)

2. 留意事項

(1) 中学校及び高等学校の教科専門科目の共通化の範囲の拡大について

他学科等の授業科目の活用可能な範囲が拡大するが、自学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること(学科等の目的・性格と免許状との相当関係(教職課程認定基準 2 (4) の基準は満たすこと)は必要であること。

(2) 幼稚園及び小学校の教職専門科目の共通化の範囲の拡大について

教職専門科目の共通開設の範囲が拡大することにより、教員養成を主たる目的とする学科等の学生とその他の教職課程を置く学科等(以下、「その他の学科等」という。)の学生が、同じ教職専門科目を履修する場合には、例えば、その他の学科等の専門の学問分野の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、その他の学科等の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められること。

(3) 小学校及び中学校の両免許状の取得促進

教科担任制の導入なども踏まえ、教師には学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力について教職生涯を通じて身に付けることが求められるため、養成段階においては、小学校と中学校の両方の免許状を取得することが考えられるが、その際、両方が 1 種免許状である必要は必ずしもなく、一方を 1 種免許状で取得し、もう一方は 2 種免許状を取得するなど、両方の免許状の取得を促進していくことも望まれること。

(4) 中学校免許状の教職課程における学修

中学校免許状を保有する教師が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となっていること(教育職員免許法第 16 条の 5)に鑑み、中学校免許状取得の際の各教科の指導法において、小学校段階を意識した教科の指導法等を学修できるよう、各大学におけるカリキュラムの工夫等が期待されること。

(5) 幼稚園と小学校との接続、中学校と高等学校との接続

幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続についても重要であることから、今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程において小学校と中学校を一体として指導する場合であっても、これらの学校種間の接続に関する理解についても、引き続き留意が必要であること。

(6) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

今回の教職課程認定基準の改正により、小学校の教職課程において、例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設してこれらの授業科目を履修することにより教科の専門性を高めることや、教科専門科目と各教科の指導法を合せた「複合科目」を開設してこれらの授業科目を履修することにより実践的な指導力を高めること等が期待されること。

また、小学校と中学校の教科専門科目の共通開設も併せて活用することにより、両方の免許状取得の促進も期待されること。

(7) 教職課程の水準の維持・向上

今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程をより効果的・効率的に実施することが可能となるが、複数の学科等の中で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、質が低下することのないよう、令和4年度から義務化される全学的に教職課程を実施する組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、教職課程の自己点検

・評価を実施するなど、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組を充実させることが重要であること。

○今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年8月中旬：事務連絡（教職課程に関する説明会案内ほか）
- ・令和3年9月：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和4年2月中：ICT新設科目の変更届提出期限
- ・令和4年2月中：ICT新設科目以外の変更届提出期限

添付資料：

- 別添1 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 参考資料1 義務教育特例を適用した場合の開設の一例
- 参考資料2 小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

〈本件担当〉

総合教育政策局教育人材政策課教員
免許企画室教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線 2451, 2453）

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」が公布、一部施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）が改正されました。

また、別添5のとおり、「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（平成29年11月17日））に新しく新設される「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを追加し、「教職課程コアカリキュラム」（令和3年8月4日教員養成部会決定）として改訂しましたのでご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行い、特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきであるとの提言がされたところです。

この提言を踏まえ、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度を創設するとともに、指定された大学に在学する者が普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」において「指定大学が加える科目」を指定大学に

において修得することが可能とする特例の制度を整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）において、「各教科の指導法における ICT の活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべき ICT 活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言されたところです。

加えて、学校を取り巻く ICT 環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI 戦略 2019」（2019 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において 2025 年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AI を習得することが提言されたところです。

これらの提言を踏まえ、普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1 単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって認定課程とは別に修得が求められる科目において、「情報機器の操作」2 単位に代わって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

(1) 指定大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等

① 「指定大学が加える科目」の新設及び当該科目の修得方法の特例

（免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号及び第 15 号、第 5 条表備考第 7 号並びに第 7 条第 3 項）

ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得を追加すること。

イ) 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

ウ) 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は 8 単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は 6 単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は 4 単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

エ) 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

② 認定課程を有する大学を文部科学大臣が指定する制度の創設

（免許法施行規則第 21 条の 2）

ア) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。

イ) 文部科学大臣は、ア) の指定をしたときは、指定大学の名称、指定した日、指定した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ウ) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなると認めるときは、指定を取り消すものとし、取り消す場合は、その大学の名称、取り消した日、取り消した理由をインター

ネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設等

① 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすること。

② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

ア) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすること。

イ) ア)のうち「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得するものとする。

③ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

（免許法施行規則第66条の6）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とすること。

④ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への追加

（教職課程認定基準3（4）、4-3（5）ii）、4-8（2）i）②）

②により「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の文言を追加等すること。

⑤ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法

（教職課程認定審査の確認事項2（4）、（5）④）

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とすること。

⑥ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員の業績

（教職課程認定審査の確認事項3（5））

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、本改正前の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあてを可能とすること。

⑦ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの改正

（教職課程コアカリキュラム）

ア) 別添5のとおり、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討

会」(平成 29 年 11 月 17 日)以下「旧コアカリ」という。)に新たに追加し、「教職課程コアカリキュラム」(令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定。以下「新コアカリ」という。)としたこと。

イ) (2) ②ア)により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることに伴い、小学校、中学校及び高等学校においては

- ・新コアカリの「教育の方法及び技術」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(1)教育の方法論及び(2)教育の技術による内容とすることとしたこと
- ・新コアカリの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(3)情報機器及び教材の活用の内容を含め、新たに(1)情報通信技術の活用の意義と理論、(2)情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、(3)児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法によって構成される新たなコアカリキュラムを作成したこと。

ウ)幼稚園、養護教諭及び栄養教諭においては、「教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のコアカリキュラムは従来通りの内容とすること。

エ) (2) ①により「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」とすることに伴い、新コアカリにおいて文言の整理を行ったこと。

⑧ 「教職実践演習」における ICT の活用

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項 3.)

認定課程の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」において、認定課程における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとすること。

(3) 専修免許状の取得に必要な大学が独自に設定する科目の修得方法

(免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号、第 11 条表備考第 1 号、第 11 条の 2 表備考第 1 号、第 16 条第 5 項)

専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することができることとするとともに、免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 16 条に基づいて専修免許状を取得する際に必要な「大学が独自に設定する科目」における単位の修得方法の例を免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうこととすること。

(4) 経過措置規定

(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第 2 項及び第 3 項)

ア) 令和 4 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関(以下「課程認定大学等」)に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。

イ) 令和 4 年 3 月 31 日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用し

た教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。

- ウ) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号に掲げる講習、公開講座、認定通信教育の課程（以下「認定講習等」という。）を履修している場合又は既に修得した場合についてもア) イ)と同様に、それぞれ改正前の免許法施行規則における内容を、改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととする。
- エ) 上記ア) イ) の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

なお、(1) 及び (3) については、公布の日（令和 3 年 8 月 4 日）から施行すること。

4 留意事項等

(1) 指定大学が加える科目の単位修得上の扱いについて

- ① 指定大学の指定が取り消された場合、指定が取り消されるまでの間に修得した指定大学が加える科目の単位については、引き続き、普通免許状の授与に必要な教科及び教職に関する科目として有効に扱って差し支えないこと。
- ② 指定大学が学力に関する証明書を発行するに当たっては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の場合は、「大学が独自に設定する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、特別支援学校の教諭の普通免許状の場合は、「特別支援教育に関する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、備考欄を活用する等により明確に記載するようにすること。
証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ③ 都道府県教育委員会においては、「指定大学が加える科目」については、普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」のいずれかの科目にあてることができることを踏まえ、普通免許状の授与事務において②の学力に関する証明書を基に適切に普通免許状の授与が行えるようにすること。
- ④ 指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、免許法施行規則第 10 条の 3 を活用する場合は、入学先の大学が認めることにより当該大学が有する認定課程の科目の単位として認めることとされているが、「指定大学が加える科目」は指定大学において修得することができる科目であるため、指定を受けていない大学においては、単なる「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。
そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが望ましいこと。
- ⑤ 免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条の 2、第 18 条の 4 においては、第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうものとしてとされていることから、2 (1) ①ア) 及び 2 (3) と同様に「大学が独自に設定する科目」に「指定大学が加える科目」及び「大学が加えるこれらに準ずる科目」を加えることができることとする。

(2) 指定制度について

- ① 最終報告において示された 5 年を基準として指定する事由がなくなると判断する場合にお

いて指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とすること。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなったと認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあること。

- ② 「指定大学が加える科目」は、「大学が独自に設定する科目」の一つではあるものの、従来の「領域（又は教科）に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容（又は各教科）の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が加えるこれらに準ずる科目」ではない新しい科目として加えられるものであることを踏まえ、指定大学が「指定大学が加える科目」を開設する場合は、当該趣旨を踏まえ、普通免許状の授与に必要なものの範囲において新たな内容を含む科目とすること。
- ③ 指定制度の詳細なスケジュールや具体的な申請要件等については追って教職課程を置く各国公私立大学に連絡する予定であること。

（3）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について

- ① 免許法施行規則第2条表備考第12号において規定される幼稚園と小学校の教諭の普通免許状の授与に際して修得が必要な単位の流用の規定においては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）」について、同規則第3条第1項の表の場合においても同様とする場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に係る部分に限る。）」と読み替えて扱うこととすること。
- ② 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第2項及び第3項に規定される経過措置により、改正前の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得した者は、改正後の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術に関する教育の理論及び方法」に読み替えることができることとなるが、この場合においても修得する総単位数に不足がないよう徹底すること。
- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

（4）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設について

- ① 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、小学校及び中学校教諭の一種免許状及び二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状の教職課程に令和4年度以降に入学する者に適用される。科目の変更届の提出については、8月中に教職課程を置く大学等に連絡予定であること。
- ② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において1単位以上の授業時間数の確保がシラバス上で確認できる場合には、共通開設が可能であること。
- ③ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。

（5）「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

- ① 大学においては、免許法施行規則第 66 条の 6 により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度実施要綱（令和 3 年 2 月 24 日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。
- ② 免許法施行規則第 66 条の 6 の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位又は「情報機器の操作」2 単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。

(6) 認定課程全体を通じた ICT 活用指導力の育成について

- ① 大学等においては、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であることから、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが期待されること。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できる環境整備に努めることも期待されること。
- ② 大学等においては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教育委員会や学校の具体的な取組の参考となるよう作成された手引や動画コンテンツ等を教職課程の授業等で活用して、学生がより実践的に、また確実に教員の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組んでいただいているところであるが、引き続き、こうした教師向け研修資料を活用した実践的な学修活動の充実に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 大学等においては、「教職実践演習」における ICT の活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。
- ④ 大学等においては、認定課程における ICT 活用指導力の取組状況についても、自己点検・評価し、改革・改善につなげていくことが必要であること。また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、大学等の取組もこうした変化に対応していくことが必要であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 35 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）

参考資料 1 「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料 2 「教職課程における ICT 活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料 3 「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

本件担当 :文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること
教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○ICT 科目、教職課程全般に関すること
教員免許企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○教員養成フラッグシップ大学に関すること
教員養成企画室教育大学係、教職大学院係

電話：03-5253-4111(内線：3498、3778)

E-MAIL：kyoin-y@mext.go.jp

18. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（令和4年7月28日通知）（抄）

4 文科初第 969 号
令和4年7月28日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について
（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添2のとおり「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年12月12日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添5のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、御連絡します。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正等の趣旨

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指し

て～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

- ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
- ・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること

等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「施行規則」という。）第7条第1項（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって必要となる内容等を規定するものである。

併せて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定するものである。

また、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、施行規則第5条等の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うものである。

第2 改正等の要点

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第3号関係）
- ② 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第4号関係）
- ③ 第3欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第5号関係）
- ④ 令和6年3月31日において課程認定大学または教員養成機関に在学している者が、これらを卒業するまでに改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により旧規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位を修得する場合又は同日までに旧規則の規定により同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位とみなすこと（改正省令附則第2項関係）

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）
- ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧

規則の規定により総合的な学習の時間の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規に規定する総合的な探究の時間の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）

2 教職課程認定基準等の改正

1の改正に伴い、教職課程認定基準等について、以下のとおり改正する。

(1) 教職課程認定基準

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の改正に伴う改正（教職課程認定基準4-5（3））。また、1（2）①の改正を踏まえ、高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの（教職課程認定基準4-4（5）ii）等）。

(2) 教職課程認定審査の確認事項

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加するもの（教職課程認定審査の確認事項2（7））。

(3) 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

本コアカリキュラムの策定に伴い、教育課程（シラバス）についての審査の考え方を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは、1種免許状の取得に必要な単位を念頭に以下のとおり構成されている。

(1) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(2) 特別支援教育に関する科目

教職課程の第1欄から第3欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として整理している。

① 【第1欄】 特別支援教育の基礎理論に関する科目

② 【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目

- ・ 視覚障害者に関する教育の領域
- ・ 聴覚障害者に関する教育の領域
- ・ 知的障害者に関する教育の領域
- ・ 肢体不自由者に関する教育の領域
- ・ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

③ 【第3欄】 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ・ 発達障害者に関する教育の領域
- ・ 重複障害者に関する教育の領域

第3 施行期日等

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行日は令和6年4月1日とすること。ただし、第2の1(2)①については、公布の日から施行すること(改正省令附則第1項)。

また、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく教職課程については、大学において点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月には、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する全ての大学において、新たな教職課程を開始すること。

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校(以下、「知的障害の特別支援学校」という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた指導を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

今般の改正は、この趣旨を教職課程において反映するため、知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目において、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する際の教職課程において履修する「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容との関連を図りつつ、知的障害者に関する教育の領域の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントが取り扱われるよう、新たに規定したものである。特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、こうした規定の趣旨も踏まえ適切に当該科目を開設されたいこと。

- ② 単位の修得方法に係る取扱いについて

今般の単位の修得方法に係る改正については、新たに特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第7条第1項)のみならず、免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合(施行規則第7条第4項及び第6項)又は特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第64条第1項の表備考第1号、同条第2項の表備考第3号)に、修得を必要とする施行規則第7条第1項の表備考第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位についても適用されること。

なお、この場合であっても、旧規則に基づき修得した第7条第1項の表第2欄及び第3欄

に掲げる科目の単位については、新規則の同科目の単位とみなすこととしている（第2、1（1）④）ことから、本改正前に取得した単位を、免許状の新教育領域の追加の定めを受ける場合等に必要な単位に充てることは可能であること。

（2）特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程の認定手続は、令和6年度開設の申請から適用されること。また、教職課程認定申請を行わない大学においては、科目等の変更届の提出により、手続を行うこと。なお、本件に関する説明会を本年9月頃に開催（web開催）する予定であること。詳細は、本年8月中に別途連絡する予定であること。

2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

（1）「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること（別添5-4の「例1」を参照）。

（2）欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと（別添5-4の「例2」を参照）。

（3）その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概観図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2（7）③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

（添付資料）

- ・別添1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）
- ・別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添4 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方（令和元年12月12日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添5-1 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）
- ・別添5-2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項
- ・別添5-3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図

- ・別添 5 - 4 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

（参考 URL）

- ・文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

〔担当〕

（今般の改正等の趣旨、その他に関する事）

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係
03-5253-4111（内線 3193） E-mail: tokubetu@mext.go.jp

（教員免許に関する事）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 免許係
03-5253-4111（内線 3968, 3969） E-mail: menkyo@mext.go.jp

（教職課程に関する事）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教職課程認定係
03-5253-4111（内線 2453, 2451） E-mail: kyo-men@mext.go.jp

19. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について
(最終改定：令和3年11月2日)

事務連絡
令和3年11月2日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程認定担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について

日頃から、教員養成の充実に御尽力いただきありがとうございます。

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」及び教職課程認定基準等の改正に関し、これまでお寄せいただいた質問を踏まえ、別添のとおり質問回答集をまとめましたので、参考に送付いたします。

各大学等におかれましては、本回答集を参照いただき、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則に関すること
免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

Email：menkyo@mext.go.jp

○ICT 事項科目、教職課程に関すること
教職課程認定係

TEL：03-5253-4111（内線 2453）

Email：kyo-men@mext.go.jp

| No. | カテゴリ | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ICT事項科目 | 幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。 | 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。 |
| 2 | ICT事項科目 | 本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けているが、ICT事項科目の開設は可能か。 | 幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。 |
| 3 | ICT事項科目 | ICT事項科目の新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。 | どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。 |
| 4 | ICT事項科目 | ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。 | 教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのかが大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。 |
| 5 | ICT事項科目 | (1)「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術（小学校用）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は1単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定） (2)中・高と養護においても(1)と同様にすることは可能か。 | (1)(2)ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。 |
| 6 | ICT事項科目 | ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。 | ①大学の時間数の換算により1単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は7～8コマ程度を想定）。 ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。 |
| 7 | ICT事項科目 | ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。 | ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。 |
| 8 | ICT事項科目 | 現在課程認定申請の審査中であるが、ICT事項科目に関し、①認定後、令和4年4月に開始するまでの間に、ICT事項関連科目の名称変更等はできるか。②もし、①ができない場合、令和5年2月までに行うICT事項科目変更届において変更は可能か。（適用は令和4年度入学者の2年次以降） | ICT事項関連科目の開始が、令和5年4月以降であれば、①、②いずれも可能（①②いずれも、ICT事項科目変更届により、各年度の2月末日までに提出のこと）。 |
| 9 | ICT事項科目 | ICT事項科目を令和4年度入学者のカリキュラムにおいて、3年次対象の科目（開講年度は令和6年度）とした場合であっても、令和4年度に入学する編入学生や科目等履修生に対応するために、令和4年度から、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を開講する必要がありますでしょうか。 | 原則、令和4年度の入学者向けのカリキュラムからの対応になる（編入学生、科目等履修生向けに開設することを妨げないが任意）。 |
| 10 | ICT事項科目 | ①ICT事項科目の開設年度について、令和5年度開設の場合、令和4年度生に対して2年次配当という理解で間違いはないか。 ②ICT事項科目の教員カウントについて、ICT新設科目と、教育方法の科目について、同一の教員をカウントすることは可能でしょうか。もしくは、新科目について非常勤講師を担当者とする 것도可能なのでしょうか。 | ①ICT事項科目は令和4年度入学者から適用されるため、令和5年度から開設（開始）される場合は、2年次以降の履修になる。 ②専任教員の配置基準は学校種により異なるため、各基準を参照いただきたい（小学校は新基準4-2（4）、中高は4-3（5）ii）。なお、ICT事項科目と他の科目を兼ねて担当することは可能である。また、担当者の、専任・兼任・兼任の別は問わない。 |
| 11 | ICT事項科目 | ①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和4年度よりICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。 ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和4年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。 | ①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したものが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。 ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。 |

| | | | |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | ICT事項科目 | ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてを可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいのか。 | ご認識のとおり。 |
| 13 | ICT事項科目 | 幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はないと理解してもよいのか。 | 幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されないため、従来のままで構いません。 |
| 14 | ICT事項科目 | 今回改正されましたICT事項科目等を複数大学で共同開設することは可能か。 | ICT事項科目に限らず、連携開設科目等の制度にのっとり所定の手続を踏まえた上で開設をするなど、複数大学での科目開設が可能ながある。 |
| 15 | ICT事項科目 | 既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと4年次前期の履修科目となっている。このまま4年次の履修科目としてよいのか。 | ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程コアカリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。 |
| 16 | ICT事項科目 | ①課程認定申請書を提出する場合、「ICT事項科目」に係る第4号様式（履歴書・教育研究業績書）について、身分が専任教員、兼任・兼任に拘わらず「ICT事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。 ②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。 | ①ICT事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それが無い場合は、当分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。 ②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくてもICT事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。 |
| 17 | ICT変更届 | 教職課程認定審査の確認事項3に『当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者を持って充てることが可能とする。』とあるが、現在「教育方法(含情報機器及び教材の活用)を担当している教員も変更届で履歴書・教育研究業績書を提出する必要があるか。 | 専任教員については提出が必要。 |
| 18 | ICT変更届 | 変更届新旧対照表(中高)について、対照表の右下に「専任教員数(各教科の指導法)」の人数を記入する欄がある。例えば、「社会科・地歴科教育法」の専任教員がいる場合、この表内には氏名の記載はしないが、人数として計上してもよろしいか。 | 本件新旧対照表には各教科の指導法の専任教員名は記載しません。が、当該事項に専任教員が配置されている場合は、人数を記載してください。 |
| 19 | ICT変更届 | ICT変更届は開設の前年度の2月末に提出することになるが、「開設」というのは、その科目が具体的に「開始される」前年度の2月ということか。それともそのカリキュラムが適用される入学者のカリキュラム開始の前年度ということか。 | 前者を指す。 |
| 20 | ICT変更届 | ① 説明会資料3のP15の2-4①の記載に対応する場合、在学生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在学生用と新入生用の2種類が必要となる） ② 上記のとおりであれば、在学生用の変更届にて、「ICT事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。 | ① 在学生用カリキュラムと令和4年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在学生にICT事項科目の開設を適用する場合は在学生用の変更届を提出してください。 ② 旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規規則に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。 |
| 21 | ICT変更届 | 本学は、ICT事項変更届を「大学学部学科等の課程」と「大学学部学科の通信の課程」で分けて提出するが、この変更届を別々の年度で提出することは可能か。 | 通学課程と通信課程でICT事項科目の開設時期が異なる場合は、それぞれの期限（令和4年度開設：令和4年2月末、令和5年度以降開設：令和5年2月末）に間に合うようにご対応ください。 |
| 22 | ICT変更届 | ①キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいのか。 ②1大学で1つの変更届で提出するとのことだが、複数キャンパスが遠方に分かれており、開設する時期が異なる。変更届の提出時期が異なってもよいのか。 | ①学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。 ②原則、1つの大学において、ICT事項科目の変更届は開設年度の早い学科等に合わせた提出をお願いしており、学科ごとに五月雨での提出は想定していない。ただし、大学によってはキャンパスが遠方（50Km以上）にまたがり、実態として別の開設体制をとっている場合もありますので、そのような大学については、異なる年度での届出について、必要に応じてご相談ください。 |
| 23 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届時に、小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に係る変更も手続を行うのか。 | 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に伴う変更は、ICT事項科目の変更届での対応は不要です。ただし、授業科目名の変更、担当の専任教員の変更等、通常の変更届の対象となる事由が発生した場合は、通常の変更届と同様、変更が生じる前までに変更届の提出が必要です。 |
| 24 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届時に学則変更の届出は必要か。 | 学則については、ICT事項科目の変更届時は不要（通常の変更届においても学則は提出を求めている（手引P89⑦⑧除く））。 |
| 25 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届の新旧対照表において、兼任教員や兼任教員を追加する場合、専任教員ではないので「専任教員氏名・職名」欄は空欄になるが、それでも「教員追加」と記載する必要があるのか。 | ご認識のとおり。兼任・兼任教員の場合は、新旧対照表では氏名を記載しないが、変更理由欄には「教員追加」と記載してください。教員の氏名が空欄になっていても、（2）変更一覧表において状況が確認できるため特段問題はありません。 |

| | | | |
|----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | ICT変更届 | ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和4年3月末までに届出を行えばよいか。 | ご認識のとおり。 |
| 27 | ICT変更届 | 教職課程認定審査の確認事項1（1）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。 | 確認事項1（1）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和3年8月27日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。 |
| 28 | 各教科の指導法 | 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。 | 各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。 |
| 29 | 各教科の指導法 | 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。 | シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。 |
| 30 | 各教科の指導法 | 今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいか。 | 英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。 |
| 31 | 66条の6科目 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。 | 当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。 |
| 32 | 66条の6科目 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。 | 免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。 |
| 33 | 66条の6科目 | 今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。 | ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 34 | 66条の6科目 | 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。 | 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。 |
| 35 | 66条の6科目 | 本学は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能か。 | 「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを2単位分修得することとしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 36 | 66条の6科目 | 施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文部科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。 |
| 37 | 66条の6科目 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。 | 昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。 |
| 38 | 66条の6科目 | 免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。 | 免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。 |

| | | | |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 39 | 66条の6科目 | 免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるとは考えて良いか。） | ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。 |
| 40 | 66条の6科目 | 「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。 | 「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第66条の6の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。 |
| 41 | 66条の6科目 | 令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。 | 可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。 |
| 42 | 経過措置 | 経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。 | ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。 |
| 43 | 経過措置 | 令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。 ①卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生 ②卒業後、間をあけて科目等履修生になった場合 | ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和4年3月31日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和4年3月31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合にも、新規により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和4年3月31日までに既に修得した旧科目は、新規の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」） |
| 44 | 経過措置 | 再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。 | 今回の改正においても、改正省令附則第2項により、令和4年3月31日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。 |
| 45 | 経過措置 | ①科目等履修生として今年度（令和3年度）在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか） ②上記①において、継続性があるとなった場合、令和2年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。 ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けでは3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和4年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2）の継続性が無い場合も含む） | ①令和4年3月31日と令和4年4月1日で間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。 ②令和4年3月31日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。 ③令和4年度入学者の所定の時期に開設すればよいため必要ない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。 |
| 46 | 経過措置 | 令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規の学力に関する証明書を発行することになるか。 | 改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。 |
| 47 | 経過措置 | ①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いはないか。 ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いはないか。 | ①ご認識のとおり。 ②免許法施行規則附則第2項により、令和4年3月31日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。 |

| | | | |
|----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 48 | 経過措置 | 令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。 | 短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。 |
| 49 | 経過措置 | 令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。それとも、編入学をしたことにより、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみならず（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開講されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。 | ○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。 ○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみ直すこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。 ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。 |
| 50 | 経過措置 | 令和4年4月1日に、4年生大学「A大学」から別の4年生大学「B大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「A大学」又は「B大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | 事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高専等の卒業・修了をしていない）、令和4年3月31日と同年4月1日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続いていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。 |
| 51 | 経過措置 | 令和3年度以前にA大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるA大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり |
| 52 | 経過措置 | 旧法（平成10年改正法）下において修得した「教科の指導法」は平成29年改正免許法施行規則附則第3項に基づくと、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」にしか読み替えることができないと思われるが、旧法下において「教科の指導法」を取得済みの場合は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を再度取得する必要はないという認識でよいのか。 | ご認識のとおり |
| 53 | 共通開設（複数学科） | 中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいのか。 | 大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。 |
| 54 | 共通開設（複数学科） | 教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせで適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせで適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設場合の特例を組み合わせで適用できると解してよいのか。 | これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4-8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4-9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4-8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4-8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。 |
| 55 | 共通開設（複数学科） | 複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。 | 当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。 |

| | | | |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56 | 共通開設（複数学科） | 2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。 (例) ・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種 ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種 上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。 | 共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4-8(4)の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご注意ください。 |
| 57 | 共通開設（複数学科） | 「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施することが必要なか。どのように捉えたらよいか。 | 同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。 |
| 58 | 共通開設（複数学科） | ①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。 ②例えば、A学科が開設する中学校（社会）の科目を、B学科の高校（地理歴史）の免許申請のための科目として使用することができるか。 | ①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設（各学科等の所属学生それぞれに対して開設）するということもあり得る。 ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。 |
| 59 | 共通開設（複数学科） | 今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。 | 在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。 |
| 60 | 共通開設（複数学科） | 基準4-8(2)viで「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということでしょうか（基準4-8(2)vの教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi)ではないので可能と読むこともできる）。 | 中高の各教科の指導法の特例(vii)と、小中の各教科の指導法の特例(viii)はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中学校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。 |
| 61 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定のあるを受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。 | 本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。 |
| 62 | 共通開設（義務教育特例） | ①教育学科中等教育コースにおいて、卒業までに中一免と小一免（または小二免）の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合、本学の広報媒体で、「本学が指定する条件を満たした上で、コースを越えて所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。 ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し、小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合、教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。 | ①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。 ②可能である（教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合） |
| 63 | 共通開設（義務教育特例） | 中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。 | A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。 |
| 64 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習（小中教育実習）の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。 | 中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思われるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる（例：小・中・共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位）。 |
| 65 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者（令和5年3月末日までに変更届提出）」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度（令和4年）3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。 | ①最短で令和4年4月1日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。 ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能（特例を使うかどうかは、任意。） |

| | | | |
|----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 共通開設（義務教育特例） | 免許の中小併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要がある、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2-（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいか。 | 義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合にはご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。 |
| 67 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小1種免・中1種免（国語））の開設し、この授業科目を高1種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。 | 可能である。 |
| 68 | 小学校課程要件緩和 | 4-8（2）Vにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第2条表備考第11号）により教育実習の単位は3単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を5単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を3単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。 | 幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。 |
| 69 | 共通開設（義務教育特例）、小学校要件緩和 | 小学校教科の開設がこれまでの10教科より、1教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で10教科を開設しているような学部の場合であっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計10単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計20単位を取得し、合計30単位を取得するような履修の仕方はできるか。 | 免許法施行規則上（第3条表備考第1号）では、小学校の教科専門科目は1以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。 |
| 70 | 自己点検等 | 本学では、教職課程の全学組織設置に向けた検討を今年度から着手しているが、令和4年4月1日の設置は難しく、令和5年4月1日の設置を目指している。上記のような検討状況であっても改正施行規則に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。つまり、施行日時点では全学的な組織設置に向けた準備に着手してはいるものの、設置までには至っていない状況であるが問題ないか。 | 「免許法施行規則第22条の7においては、「大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とされており、令和4年度から、このような体制が整備される必要がある。必ずしも教職課程の全学組織の設置日が令和4年4月1日であることを求めるものではないが、複数の学科等の教職課程間が連携し全学的な観点から教職課程の運営が実施できる体制を備えていただきたい。 |
| 71 | 自己点検等 | 改正後の施行規則の施行日が令和4年4月1日のため、施行後最初の自己点検・評価については、令和3年度の状況について行い、報告書も令和4年度内に公表すべきか。または、大学全体の自己点検・評価に合わせて実施するものと大学が機関決定した場合、報告書の公表は令和5年度以降になることもあり得るが、必ずしも令和4年度内に公表していただく必要はないか。 | ○施行が令和4年4月1日であるため、それまでに体制を整え、それ以降から評価ができるようにすれば良い。 ○大学の教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば毎年度行うことも考えられるが、その実施間隔や公表の時期等は各大学の状況に応じ適切に判断すること。 |
| 72 | 連携開設 | 連携開設等に関する基準等の改正について、本学は大学と短大を併設しているが、「大学」「短大」間でも、この基準が適応できるのか。 | 連携開設科目の活用（連携開設科目制度を活用し自大学の教職課程の科目にみならず（新基準3（3））のみであれば、この制度を活用可能である大学連携推進法人の認定を受ける等の条件を満たし、かつ教職課程の科目の変更届を提出することで可能です。一方、連携開設科目の活用にとどまらず、「連携教職課程」（新基準2（3））としての認定を受ける場合は、同一の免許種での課程認定を同時に受ける必要があるため（新基準9）、大学と短大では免許種が異なるため可能でないことに留意。 |
| 73 | フラッグシップ大学 | 教員養成フラッグシップ大学構想について、本学は、教員養成フラッグシップ大学の申請を考えている大学（責任校）との「連携協力校」として、参加することを検討している。その場合、「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とするという学部段階の特例措置を「連携協力校」である本学が必ず活用しなければならないか。 | フラッグシップ大学の公募要領に記載のとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を革新していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて、当該教員養成フラッグシップ大学に限って認められるものであり、取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはならない。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には、関係大学が共同で申請の上で、それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要。 |
| 74 | 変更届（通常） | 通常教育課程の変更届を提出する予定であるが、その場合、新旧対照表の第四欄部分の「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の欄には新設した「教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」のみ記載すればよいのか。 | ICT事項科目の変更届を届出済みであれば、ご認識のとおり。 |

| | | | |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 75 | 単位の流用 | 改正後の免許法施行規則で小1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して幼1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、幼1種免の課程で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を必ずしも修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した小1種免の「教育の方法及び技術」の単位を幼1種免の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位に流用することができる。 |
| 76 | 単位の流用 | 幼1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免の課程で「教育の方法及び技術」に関する内容を修得する必要はないが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は小1種免の課程で修得しなければならないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする際に、幼1種免を取得した際の単位を流用する場合、小1種「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位までは幼1種「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を持ってあてることができるが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」にはあてることができない。 |
| 77 | 単位の流用 | 改正後の免許法施行規則で中1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第11号（単位の流用）を適用して小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免取得に必要な「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した中1種の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を流用すれば改めて修得する必要はない。 |

20. 大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について（令和4年1月25日通知）

事務連絡
令和4年11月25日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。）が同年9月30日に公布、同年10月1日から施行されたことを踏まえ、別添のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）、教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）及び学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）の改正（以下「本改正」という。）が行われましたのでお知らせします。

なお、改正省令のうち、教育課程等に係る特例制度（大学設置基準第57条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職大学基準第76条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、短期大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項関係）に係る教職課程の取り扱いについても、今後対応の予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

(1) 「教職専任教員」に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「専任教員」が「基幹教員」に改正されたため、教職課程における「専任教員」については、「教職専任教員」として名称を改めること。また、基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員（以下「ただし書教員」という。）で、教職専任教員の一定の条件を満たす者については、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で認定を受けようとする学科等の必要教職専任教員数に算入することを可能とすること。

(教職課程認定基準3(7)、4-1(3)、4-2(4)、4-3(5)i ii)、
4-4(5)i ii)、4-5(4)、4-6(3)ii)、4-7(3)ほか)

(2) 教育実習等の1単位あたりの時間に係る改正

改正省令により、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として計算することとされたことか

ら、課程認定基準における、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数の標準を定めること。

（教職課程認定基準12(1)）

（3）教育研究実施組織に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「教員組織」が「教育研究実施組織」に改正されたことに伴い、課程認定基準等についても改正を行うこと。

（教職課程認定基準2(4)ほか）

2. 適用期日

令和6年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

3. 留意事項等

（1）教職専任教員の定義について

本改正により、従前の教職課程における「専任教員」を「教職専任教員」と名称を改め関係規定を整理するとともに、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内ただし書教員を含めることができることとしたが、ただし書教員の取り扱いを除き、従前の教職課程の専任教員の考え方自体を変更するものではないこと。

なお、教職課程認定基準（以下「基準」という。）3(7)①において、「全学的に教職課程を実施する組織」を新たに追加しているが、これまで教職センター等の全学的に教職課程を実施する組織に籍を置き、かつ認定を受けようとする学科等にも籍がある者を当該学科等の専任教員として取り扱うことを運用上認めていることを踏まえ、本規定において明確化したものであること。

（2）教職専任教員の配置と教職課程の水準の維持・向上について

本改正を踏まえ、ただし書教員を活用することにより、教職専任教員についてより効果的・効率的に配置することが可能となるが、教職専任教員に求められる事項（基準3(7)②～④）は従前と変更がないため、当該ただし書教員の教職課程への責任や関わり方が緩和される趣旨ではないことに留意すること。

また、令和4年度から義務化されている全学的に教職課程を実施する組織体制の整備や、当該組織が中心となって実施する教職課程の自己点検・評価を活用し、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組が、引き続き重要であること。

（3）基幹教員活用に係る本改正基準等の適用について

本改正の適用は、令和6年度の開設に係る申請から適用することとしているが、ただし書教員を教職専任教員として取り扱う場合は、改正省令による大学設置基準等の基幹教員関係の規定を適用する大学の場合であることを留意すること。大学設置基準等の当該規定の適用及び経過措置の取り扱いは「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年9月30日付け4文科高第963号）を参照すること。

（4）教育実習等の1単位あたりの時間数について

本改正により、1単位30時間を標準と定めているが、これを大きく下回る場合を除き大学の判断で時間設定を行うことを妨げるものではないこと。ただし、大学設置基準等における単位の計算方法が、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする点は、従前と変わらないことについて留意すること。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和4年12月20日（火）：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和5年1月中旬～3月中旬：課程認定相談受付期間（令和6年度開設分）
- ・令和5年3月中下旬：申請書受付（同上）

※ 令和6年度開設の教職課程に係る申請を行う予定の大学（改組等に伴う申請を含む）は、申請・認定手続の円滑化を図るため、可能な限り説明会の視聴及び課程認定の相談を行うようお願いします。

（別添）新旧対照表

- ・教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）
- ・教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許企画室 教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2451,2453）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者</p> | <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び<u>教員組織</u>等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び<u>教員組織</u>については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、4-8 (4) ii) ①②の場合を除く。</p> |

1

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者 ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者 ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者</p> <p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた<u>教職専任教員</u>を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの<u>教職専任教員</u>において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) <u>教職専任教員</u>は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する<u>教職専任教員</u>として取り扱い、それぞれの科目における必要<u>教職専任教員</u>数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要<u>教職専任教員</u>数は、短期大学の学科等の<u>教職専任教員</u>とは別に、この基準に定める必要<u>教職専任教員</u>数の半数（うち1人は教授）とする。</p> <p>4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>2 (5) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、以下のとおりとする。</p> | <p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた<u>専任教員</u>を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの<u>専任教員</u>において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) <u>専任教員</u>は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する<u>専任教員</u>として取り扱い、それぞれの科目における必要<u>専任教員</u>数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要<u>専任教員</u>数は、短期大学の学科等の<u>専任教員</u>とは別に、この基準に定める必要<u>専任教員</u>数の半数（うち1人は教授）とする。</p> <p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>2 (4) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び<u>教員組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、以下のとおりとする。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2

| 「領域に関する専門的 事項」 | 「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 | 「領域に関する専門的 事項」 | 「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①幼稚園全領域のうち、 3領域以上にわたり、こ れらの領域それぞれにお いて1人 合計3人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において 1人 ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な 学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目において1人 合計3人以上 | 幼稚園全領域のうち、 3領域以上にわたり、こ れらの領域それぞれにお いて1人以上 合計3人以上 | ・教育の基礎的理解に関する科目において 1人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学 習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相 談等に関する科目において1人以上 合計3人以上 |
| <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人 増員しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的 事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を 合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の 「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職 専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。 (※4) 3(7)の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第 2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準 別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期 大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基 準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、 3(7)②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、 必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教 員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に 算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する 1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。</p> <p>(※5) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p> | | <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員 しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的 事項」の必要専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を 合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の 「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、 それぞれの課程において専任教員とすることができる。 (追加)</p> <p>(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p> | |

3

| 4-2 小学校教諭の教職課程の場合 | 4-2 小学校教諭の教職課程の場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が 50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～ ⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に 1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上 とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごと に①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員 しなければならない。 なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専 任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数 に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置 する1人（短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人）に ついては、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。</p> <p>①「教科に関する専門的 事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p> <p>(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的 事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職 専任教員とすることができる。</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおり とする。 ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。</p> | <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50 人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～ ⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に 1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計 4人以上とする。 また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～ ⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しな ければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的 事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p> <p>(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的 事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的 事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員と することができる。</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりと する。 ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。</p> |

4

| <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>社会</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>数学</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>理科</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>音楽</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>美術</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健体育</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>技術</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>家庭</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業指導</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>英語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>宗教</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。</p> <p>(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。</p> | 免許教科 | 必要教職専任教員数 | 国語 | 3人以上 | 社会 | 4人以上 | 数学 | 3人以上 | 理科 | 4人以上 | 音楽 | 3人以上 | 美術 | 3人以上 | 保健体育 | 3人以上 | 保健 | 3人以上 | 技術 | 4人以上 | 家庭 | 4人以上 | 職業 | 4人以上 | 職業指導 | 2人以上 | 英語 | 3人以上 | 宗教 | 3人以上 | <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>社会</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>数学</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>理科</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>音楽</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>美術</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健体育</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>技術</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>家庭</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業指導</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>英語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>宗教</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 (追加)</p> <p>(※4) (※2)(※3)により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。</p> | 免許教科 | 必要専任教員数 | 国語 | 3人以上 | 社会 | 4人以上 | 数学 | 3人以上 | 理科 | 4人以上 | 音楽 | 3人以上 | 美術 | 3人以上 | 保健体育 | 3人以上 | 保健 | 3人以上 | 技術 | 4人以上 | 家庭 | 4人以上 | 職業 | 4人以上 | 職業指導 | 2人以上 | 英語 | 3人以上 | 宗教 | 3人以上 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|------|------|----|------|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|------|------|----|------|----|------|
| 免許教科 | 必要教職専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数学 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理科 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音楽 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美術 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健体育 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職業 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職業指導 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 英語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宗教 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許教科 | 必要専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数学 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理科 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 音楽 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美術 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健体育 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職業 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職業指導 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 英語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宗教 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

5

| <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該課程を置く学科等の入学定員の合計数</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>800人 以下</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>801人 ～ 1,200人 以下</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>1,201人 ～</td><td>4人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人 <p>(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。</p> <p>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 | 800人 以下 | 2人以上 | 801人 ～ 1,200人 以下 | 3人以上 | 1,201人 ～ | 4人以上 | 免許教科 | 必要教職専任教員数 | 国語 | 3人以上 | <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該課程を置く学科等の入学定員の合計数</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>800人 以下</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>801人 ～ 1,200人 以下</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>1,201人 ～</td><td>4人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人以上 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人以上 <p>(追加)</p> <p>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要専任教員数 | 800人 以下 | 2人以上 | 801人 ～ 1,200人 以下 | 3人以上 | 1,201人 ～ | 4人以上 | 免許教科 | 必要専任教員数 | 国語 | 3人以上 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------|---------|------|------------------|------|----------|------|------|-----------|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|---------|------|------------------|------|----------|------|------|---------|----|------|
| 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 800人 以下 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 801人 ～ 1,200人 以下 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,201人 ～ | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許教科 | 必要教職専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 800人 以下 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 801人 ～ 1,200人 以下 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,201人 ～ | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許教科 | 必要専任教員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国語 | 3人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地理歴史 3人以上 公民 3人以上 数学 3人以上 理科 4人以上 音楽 3人以上 美術 3人以上 工芸 3人以上 書道 3人以上 保健体育 3人以上 保健 3人以上 看護 4人以上 家庭 4人以上 情報 4人以上 農業 4人以上 工業 4人以上 商業 4人以上 水産 4人以上 福祉 4人以上 商船 4人以上 職業指導 2人以上 英語 3人以上 宗教 3人以上</p> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。 (※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基礎教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。 (※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。 (※4) 3(7)の規定にかかわらず、<u>ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数</u></p> | <p>地理歴史 3人以上 公民 3人以上 数学 3人以上 理科 4人以上 音楽 3人以上 美術 3人以上 工芸 3人以上 書道 3人以上 保健体育 3人以上 保健 3人以上 看護 4人以上 家庭 4人以上 情報 4人以上 農業 4人以上 工業 4人以上 商業 4人以上 水産 4人以上 福祉 4人以上 商船 4人以上 職業指導 2人以上 英語 3人以上 宗教 3人以上</p> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。 (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。 (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 (追加)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

7

| <p>に算入することができる。 (※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基礎教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」4-3(5)ii)に定めるとおりとする。 ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</p> <p>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特別支援教育に関する科目</th> <th colspan="5">先前列に定められたこととなる特別支援教育領域</th> </tr> <tr> <th>視覚障害者に関する教育</th> <th>聴覚障害者に関する教育</th> <th>知的障害者に関する教育</th> <th>肢体不自由者に関する教育</th> <th>病弱者に関する教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育の基礎理論に関する科目</td> <td colspan="5">1人以上</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育領域に関する科目</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 特別支援教育に関する科目 | 先前列に定められたこととなる特別支援教育領域 | | | | | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 1人以上 | | | | | 特別支援教育領域に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | <p>(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」4-3(5)ii)に定めるとおりとする。 ただし、<u>※の専任教員</u>の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</p> <p>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">特別支援教育に関する科目</th> <th colspan="5">先前列に定められたこととなる特別支援教育領域</th> </tr> <tr> <th>視覚障害者に関する教育</th> <th>聴覚障害者に関する教育</th> <th>知的障害者に関する教育</th> <th>肢体不自由者に関する教育</th> <th>病弱者に関する教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育の基礎理論に関する科目</td> <td colspan="5">1人以上</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育領域に関する科目</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身に障害のある幼児、児童又は</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 特別支援教育に関する科目 | 先前列に定められたこととなる特別支援教育領域 | | | | | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 1人以上 | | | | | 特別支援教育領域に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | 心身に障害のある幼児、児童又は | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|-------------|--------------|-----------|--|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------------|------|--|--|--|--|----------------|------|------|--|------|--|-----------------------------------|------|------|--|------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------|--|--|--|--|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------------|------|--|--|--|--|----------------|------|------|--|------|--|-----------------|------|------|--|------|--|
| 特別支援教育に関する科目 | | 先前列に定められたこととなる特別支援教育領域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援教育に関する科目 | 先前列に定められたこととなる特別支援教育領域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心身に障害のある幼児、児童又は | 1人以上 | 1人以上 | | 1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

8

| | | | | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--|--|--|
| <table border="1"> <tr> <td>は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | | <table border="1"> <tr> <td>は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | |
| は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | | | | | | | |
| は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | | | | | | | |
| <p>(※) 3 (7) の規定にかかわらず、ただし専任教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。</p> <p>4-6 養護教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 養護に関する科目 養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。</p> <p>ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。 ただし、(※1) の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人 | <p>(追加)</p> <p>4-6 養護教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 養護に関する科目 養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を1人以上置かなければならない。</p> <p>ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3 (5) ii) の表に定めるとおりとする。 ※専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人以上 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4-7 栄養教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。</p> <p>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(4) 教職専任教員の配置</p> <p>i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合 教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。 なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4) の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。 (表は略)</p> <p>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合 3 (7) の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。</p> <p>① 「教科に関する専門的事項」 「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあっては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあっては4-4 (5) i) 表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）</p> <p>② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」 「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科</p> | <p>4-7 栄養教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。</p> <p>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(4) 専任教員の配置</p> <p>i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合 教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。 なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4) の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。 (表は略)</p> <p>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合</p> <p>① 「教科に関する専門的事項」 「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあっては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあっては4-4 (5) i) 表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。</p> <p>② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」 「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科</p> |
| 10 | |

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>教職専任教員</u></p> <p>5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合） 2（5）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の<u>教職専任教員</u>を置かなければならない。 (略)</p> <p>5-2 小学校教諭の教職課程の場合 小学校教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の<u>教職専任教員</u>を置かなければならない。 (略)</p> <p>5-3 中学校教諭の教職課程の場合 中学校教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3（5）i）に定める<u>教職専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解</p> | <p>目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>専任教員</u>は、それぞれの教職課程において<u>専任教員</u>とすることができる。</p> <p>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合） 2（4）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び<u>教員組織</u>を、以下のとおり定める。</p> <p>5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の<u>専任教員</u>を置かなければならない。 (略)</p> <p>5-2 小学校教諭の教職課程の場合 小学校教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の<u>専任教員</u>を置かなければならない。 (略)</p> <p>5-3 中学校教諭の教職課程の場合 中学校教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3（5）i）に定める<u>専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解</p> |
| 11 | |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員</u>の配置にあたっては、4-3（5）ii）<u>（※1）</u>は適用しない。</p> <p>5-4 高等学校教諭の教職課程の場合 高等学校教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4（5）i）に定める<u>教職専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員</u>の配置にあたっては、4-3（5）ii）<u>（※1）</u>は適用しない。</p> <p>5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の<u>教職専任教員</u>を置かなければならない。 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る<u>教職専任教員</u>を、それぞれの<u>教職専任教員</u>として取り扱うことができる。</p> <p>5-6 養護教諭の教職課程の場合 養護教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、養護に関する</p> | <p>に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員</u>の配置にあたっては、4-3（5）ii）<u>（※）</u>は適用しない。</p> <p>5-4 高等学校教諭の教職課程の場合 高等学校教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4（5）i）に定める<u>専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員</u>の配置にあたっては、4-3（5）ii）<u>（※）</u>は適用しない。</p> <p>5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の<u>専任教員</u>を置かなければならない。 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る<u>専任教員</u>を、それぞれの<u>専任教員</u>として取り扱うことができる。</p> <p>5-6 養護教諭の教職課程の場合 養護教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、養護に関する科目</p> |
| 12 | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>科目のみの授業科目を開設する場合、又は、<u>美護</u>に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の<u>教職専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、<u>美護教諭</u>又は<u>栄業教諭</u>の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u>に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員</u>の配置にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u>ただし書は適用しない。</p> <p>5-7 栄業教諭の教職課程の場合 (略)</p> <p>栄業教諭の教職課程に配置する必要<u>教職専任教員</u>数は、当該課程全体で、3人以上の<u>教職専任教員</u>を置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・<u>美護教諭</u>又は<u>栄業教諭</u>の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u>に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員</u>の配置にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u>ただし書は適用しない。</p> <p>5-8 教育課程、教育研究実施組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例</p> <p>(3)「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>教職専任教員</u>は、それぞれの課程において、<u>教職専任教員</u>とすることができる。</p> <p>(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、<u>美護教諭</u>及び<u>栄業教諭</u>を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等)の<u>教職専任教員</u>として取</p> | <p>のみの授業科目を開設する場合、又は、<u>美護</u>に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の<u>専任教員</u>を当該課程に置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、<u>美護教諭</u>又は<u>栄業教諭</u>の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u>に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員</u>の配置にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u>※は適用しない。</p> <p>5-7 栄業教諭の教職課程の場合 (略)</p> <p>栄業教諭の教職課程に配置する必要<u>専任教員</u>数は、当該課程全体で、3人以上の<u>専任教員</u>を置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・<u>美護教諭</u>又は<u>栄業教諭</u>の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u>に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員</u>の配置にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u>※は適用しない。</p> <p>5-8 教育課程、教員組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例</p> <p>(3)「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>専任教員</u>は、それぞれの課程において、<u>専任教員</u>とすることができる。</p> <p>(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、<u>美護教諭</u>及び<u>栄業教諭</u>を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等)の<u>専任教員</u>として取り扱</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>り扱うことができる。</p> <p>(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の<u>教職専任教員</u>でなければならない。</p> <p>(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等有する教職課程と異なる免許状の種類(この場合のみ、<u>美護教諭</u>及び<u>栄業教諭</u>を含む)の種類の学校の種類の<u>教職課程</u>を有する学科等の<u>教職専任教員</u>については、当該学科等の<u>教職専任教員</u>でなければならない。</p> <p>6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</p> <p>(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要<u>教職専任教員</u>数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、<u>教職特別課程</u>の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。 (略)</p> <p>(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要<u>教職専任教員</u>数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。 (略)</p> | <p>うことができる。</p> <p>(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の<u>専任教員</u>でなければならない。</p> <p>(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等有する教職課程と異なる免許状の種類(この場合のみ、<u>美護教諭</u>及び<u>栄業教諭</u>を含む)の種類の学校の種類の<u>教職課程</u>を有する学科等の<u>専任教員</u>については、当該学科等の<u>専任教員</u>でなければならない。</p> <p>6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</p> <p>(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要<u>専任教員</u>数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、<u>教職特別課程</u>の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教員組織</u>(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。 (略)</p> <p>(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要<u>専任教員</u>数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教員組織</u>(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。 (略)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</p> <p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて一つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p> <p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 連携教職課程を設置する場合の要件</p> <p>(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(6)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。</p> <p>(2) 連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の</p> | <p>7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</p> <p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて一つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p> <p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 連携教職課程を設置する場合の要件</p> <p>(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(5)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。</p> <p>(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</p> <p>(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>10 通信教育の課程への特例</p> <p>(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。</p> <p>(2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。</p> <p>12 教育実習等</p> <p>(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習を含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、3.0時間を標準とする。</p> <p>(2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p> | <p>を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</p> <p>(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>10 通信教育の課程への特例</p> <p>(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。</p> <p>(2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。</p> <p>12 教育実習等</p> <p>(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習を含むものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。</p> <p>この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 区分 | 必要学級数 |
|---------------|----------------|
| 初等教育教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 中等教育教員養成の場合 | 入学定員10人に1学級の割合 |
| 特別支援学校教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 養護教諭養成の場合 | 入学定員5人に1校の割合 |

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

| 区分 | 必要学級数等 |
|---------------|----------------|
| 初等教育教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 中等教育教員養成の場合 | 入学定員10人に1学級の割合 |
| 特別支援学校教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 養護教諭養成の場合 | 入学定員5人に1校の割合 |

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教育研究実施組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前何い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p> | <p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前何い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p> |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<u>教育研究実施組織</u>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。)に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び<u>教育研究実施組織</u>に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。</p> <p>3 教育研究実施組織関係</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> | <p>いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<u>教員組織</u>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。)に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び<u>教員組織</u>に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。</p> <p>3 教員組織関係</p> <p>(1) <u>基準3(7)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。</u></p> <p>① 当該学科等の教職課程の授業を担当</p> <p>② 当該学科等の教職課程の編成に参画</p> <p>③ 当該学科等の学生の教職指導を担当</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。</u></p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績</p> <p>②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績</p> <p>(4) <u>令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。</u></p> <p>ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>①小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績</p> <p>②中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

教職課程認定審査運営内規（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 書類審査</p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u></p> <p>(略)</p> <p>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① <u>教職専任教員</u>を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この審査運営内規は<u>令和6年度</u>からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> | <p>3 書類審査</p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u></p> <p>(略)</p> <p>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① <u>専任教員</u>を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この審査運営内規は<u>令和5年度</u>からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> |

21

教職課程認定大学実地視察規程（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u></p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は<u>令和6年度</u>から適用する。</p> | <p>2 実地視察方法</p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u></p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は<u>令和4年度</u>から適用する。</p> |

22

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>教職専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。 (略)</p> | <p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（3）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>研究科及び専攻</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。 (略)</p> |

21.「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事務連絡
平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等
各指定養成機関 御中
各都道府県教育委員会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm）

（本件連絡先）
文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室免許係*
TEL：03-5253-4111（内線 3969）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成30年5月18日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成30年1月9日版の質問回答集の関連する質問番号です。

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | (参考) 再課程認定 説明会質問 回答集 |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | ①経過措置 (法附則) | 「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。 | 「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍していない。 | (626) |
| 2 | ①経過措置 (法附則) | 4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。 | (617) |
| 3 | ①経過措置 (法附則) | 短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学(旧課程)に編入学又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。 | (627) |
| 4 | ①経過措置 (法附則) | 平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | ○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。 | (628) |
| 5 | ①経過措置 (法附則) | 平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | ○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。 | (629) |
| 6 | ①経過措置 (法附則) | 転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。 | 旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。 | - |
| 7 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。 | (631) |
| 8 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。 | ○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 | (636) |
| 9 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 | (633) |
| 10 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は1種免許状若しくは2種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | ○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 | (637) (638) |
| 11 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 | (634) |
| 12 | ①経過措置 (法附則) | 施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 | (635) |
| 13 | ①経過措置 (法附則) | 平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。 | ○経過措置の適用がない者であれば、編・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。 | - |
| 14 | ①経過措置 (法附則) | 施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与と申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 | (639) |

| | | | | |
|----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 15 | ①経過措置 (法附則) | 旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。 | ○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。 | - |
| 16 | ①経過措置 (法附則) | 旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第66条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。 | 施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第66条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。 | - |
| 17 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。 | 新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。 | (593) |
| 18 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。 | ○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 (例)旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開設していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開設するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合においては、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。 | - |
| 19 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。 | ○新旧両課程の科目として必要な内容を含むものであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。 | (622) |
| 20 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。 | 可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。 | - |
| 21 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。 | ○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。 | - |
| 22 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。 | ○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。 | - |
| 23 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。 | 大学の判断により可能である。 | - |
| 24 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。 | ○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開設するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の届出が必要） | - |
| 25 | ②新旧科目の 読替え（施行 規則附則） | 平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。 可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。 | ○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。 | - |

| | | | | |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 26 | ②新旧科目の読替え（施行規則附則） | 新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。 | 新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。 | - |
| 27 | ②新旧科目の読替え（施行規則附則） | 旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。 | ○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。 | - |
| 28 | ②新旧科目の読替え（施行規則附則） | 新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。 | 可能である。 | - |
| 29 | ②新旧科目の読替え（施行規則附則） | 旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なのか。 | ○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。 | - |
| 30 | ②新旧科目の読替え（施行規則附則） | 旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。 | 「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。 | - |
| 31 | ③科目の履修方法 | 旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。 | ○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。 | (620) |
| 32 | ③科目の履修方法 | 修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」について、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。 | 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。 | (624) |
| 33 | ③科目の履修方法 | 旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。 | 現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。 | (624) |
| 34 | ③科目の履修方法 | 旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。 | 今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 | (618) |
| 35 | ③科目の履修方法 | 旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。 | 今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 | (619) |
| 36 | ③科目の履修方法 | 改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。 | ○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとおり修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。 | (603) |
| 37 | ③科目の履修方法 | 複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとなるのか。 | 複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。 | (608) |

| | | | | |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 38 | ③科目の履修方法 | 旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要はあるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。 | 前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。 | - |
| 39 | ③科目の履修方法 | 中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれを履修させても構わないか。 | ○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合においては、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。 | - |
| 40 | ③科目の履修方法 | 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。 | 教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位であり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位であり、学校体験活動の単位を充てることはできない。 | (609) |
| 41 | ③科目の履修方法 | 旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判断した際に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。 | 大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。 | (623) |
| 42 | ③科目の履修方法 | 大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。 | 現行の考えと同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。 | (591) |
| 43 | ③科目の履修方法 | 改正免許法においては、現行の免許法附則第11項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。 | 改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。 | (586) |
| 44 | ④幼稚園教諭免許状関係 | 改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。 | ○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。 | (584) |
| 45 | ④幼稚園教諭免許状関係 | 改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。 | 平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。 | (596) |
| 46 | ④幼稚園教諭免許状関係 | 改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるかとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。 | 施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。 | (614) |
| 47 | ④幼稚園教諭免許状関係 | 幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。 | 改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。 | (615) |
| 48 | ④幼稚園教諭免許状関係 | 従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。 | 改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」または「複合領域」に該当すると考えられることから、それらの区分において開設することができる。 | - |
| 49 | ⑤教育職員検定 | 改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。 | ○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許状認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。 | (607) |

| | | | | |
|----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 50 | ⑤教育職員検定 | 平成31年4月1日以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。 | ○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。 | - |
| 51 | ⑤教育職員検定 | ・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。 | 差し支えない。 | - |
| 52 | ⑤教育職員検定 | 平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。 | 改正免許法別表3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。 | - |
| 53 | ⑤教育職員検定 | 改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。） | ○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。 | - |
| 54 | ⑥学力に関する証明書 | 新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。 | ○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。 | - |
| 55 | ⑥学力に関する証明書 | 学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。 | 可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。 | - |
| 56 | ⑥学力に関する証明書 | 平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。 | ○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。 | - |
| 57 | ⑥学力に関する証明書 | 平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なのか。 | ○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。 | - |
| 58 | ⑥学力に関する証明書 | 教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。 | 教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。 | - |
| 59 | ⑦その他 | 新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。 | ○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。 | (616) |
| 60 | ⑦その他 | 新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒しして開講しても良いか。 | ○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置付けられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。 | - |

22. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）

| カテゴリ | 質問事項 | 回答 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 教育職員検定 (別表第3～8) | 平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会が定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。 | 別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。 |
| 2 教育職員検定 (別表第3～8) | 平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「(6)イ 経過措置」の2つ目に「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則3項）」とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも適用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載一三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年履修して免許申請するものが多く、免許法改正を以待いで受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならないのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきたい。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4/27メールにて質問済） | 【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習・免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。 |
| 3 教育職員検定 (別表第3～8) | 平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものと大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受けるときに、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に「第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」とありますが「次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」という理解でよろしいか。 〔補足〕 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受けるときに、この表を適用する」という文章に、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8 メールにて質問済） | 御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。 |
| 4 教育職員検定 (別表第3～8) | 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本県では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No.25と同様に、30年度までに実施した科目については、本県が新課程の科目に読み替えてよろしいか。 | 【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 |
| 5 教育職員検定 (別表第3～8) | 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たす必要がある」との回答が示されているが、平成31年3月31日までに所要資格を満たした場合についても新法適用となるのか。 | 【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。 |
| 6 教育職員検定 (別表第3～8) | 改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えることが具体的に示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えのメルクマールになるものがないか。 | 【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。 |

| | | | |
|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 別表第3～8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読替えにより規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。 | 【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読替えについては弾力的に行っていただきたい。 |
| 8 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条(別表第3関連)中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならない(当該事項の修得がなければ免許状を授与できない)。 | 【質問回答集No.31、52参照】 |
| 9 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 改正後の施行規則第11条(別表第3関連)第1項表備考第1号及び同規則第13条表備考(各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。)に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等)を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。 | 【質問回答集No.52参照】 |
| 10 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明年度が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読替えし、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。 | お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。 |
| 11 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないといけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たして、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形式で免許の申請が可能とみなすのか) | 【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答集No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。 |
| 12 | 教育職員検定 (別表第3～8) | (教育職員免許法施行規則附則第5項関係) 免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の根拠もお示しできれば幸いですようお願いいたします。 | 平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を読み替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。 |
| 13 | 経過措置の適用 | 法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。 | 【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付け事務連絡「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について)(以下「質問回答集」という。)No.14参照。 別表第3～8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。 |
| 14 | 経過措置の適用 | 検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいう他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるのがいかがか。 | ①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいう他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、 のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。 |
| 15 | 経過措置の適用 | 平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。 | 事例の場合、施行時(平成31年4月1日)に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受けない。 |

| | | | |
|----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 経過措置の適用 | 平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。(実際に大学側から照会がありました) | 施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されているとおり、卒業まで(科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで)に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。 |
| 17 | 経過措置の適用 | 平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について(事務連絡)(以下「質問回答集」という。))において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番(12番)の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解で良いか。 | お見込みのとおり。 |
| 18 | 経過措置の適用 | 質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段④の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い(旧法又は新法いずれも適用できる)とは異なり、今回は一律に新法適用ということではよろしいか。 | お見込みのとおり。 |
| 19 | 経過措置の適用 | 質問回答集において、9番(12番)の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続かず、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。(免許事務ハンドブックP242上段④の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。) | 施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。 |
| 20 | 経過措置の適用 | 施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということではよろしいか。本県の大学では、大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。 | 【質問回答集No.10参照】 |
| 21 | 経過措置の適用 | 1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目等履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。(簡略版を本シートに記載しました) <No.9> 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目等履修生として継続するということか(A)、それとも学期上等、在籍が3月末日まででなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる(B)のか、(A)と(B)どちらの解釈になるのでしょうか? 教員免許ハンドブック(第一法規 法令・解説編)(以下ハンドブック)241P下段⑤で、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよい。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。? に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである。とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら(B)も旧法適用になるということでしょうか? 2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2 点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかず、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいでしょうか? 3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3 点目は、ハンドブック244P下段後半部分、 なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか?に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか? | 1 について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.1のとおり、「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。 2 について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学(科目等履修生としての在籍を含む。)している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業(科目等履修生としての在籍が切れる)までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として(切れ目なく継続した)複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 3 について 2のとおり。 |
| 22 | 経過措置の適用 | 卒業生の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、卒業生の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2(卒業教諭普通免許状)における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。 | 平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに卒業生の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、卒業教諭免許申請時に実際に卒業生の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「卒業生の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・卒業生の免許を取得見込みであることの証明書(卒業生養成課程において発行したもの(様式任意。))若しくは卒業生免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの(「卒業生免許取得(見込)照会書」等)を想定。写しても可。 ・卒業生の免許の申請書の写し等を提出させることが考えられる。 |
| 23 | 経過措置の適用 | 施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に卒業生の免許を授与された場合、別表第2の2(卒業教諭普通免許状)の所要資格を卒業までに満たさなかったということでは新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を卒業教諭に採用できないこととなる。 | 【質問22参照】 |

| | | | |
|----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 別表第1、2、2の2 | 別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよい。 例：「中学校一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」 | 【質問回答No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。 |
| 25 | 別表第1、2、2の2 | 施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。 | できる。 |
| 26 | 別表第1、2、2の2 | 教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいか？ | 前段はお見込みのとおり。 後段については、御質問の趣旨が判然としませんが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。 |
| 27 | 別表第1、2、2の2 | 教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる」という解釈でよいか？ | 【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。） |
| 28 | 別表第1、2、2の2 | H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。 ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生担当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生担当のため平成34年度開講となるようで、平成31年度はこれらの2講座の開講がないようです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。 そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるという考え方でよろしいでしょうか。また、新法でいう新たな科目はこの2科目でよいのかご教示をお願いします。 | 前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要があります。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合には追加で履修が必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。 |
| 29 | 別表第1、2、2の2 | (教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係) 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしていただいでしょうか。（コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。） | コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許状授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。 |
| 30 | 別表第1、2、2の2 | 単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもってさらに単位を流用することができるということでしょうか。（例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。） また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第一項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位の「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。 | 前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。 |
| 31 | 別表第1、2、2の2 | ・施行規則第2条第1項表備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。（小一種所持者が幼一取得する場合、備考11に基づく教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づく教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。） | 【質問30参照】 |
| 32 | 別表第1、2、2の2 | (教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係) 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位(単位の流用)を認めない。(平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集(No.40))」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。 | 可能である。 |
| 33 | 別表第1、2、2の2 | ・施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないのでしょうか。（中一種所持者が幼一取得する場合において施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合は、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分を含んで修得する必要がありますか。） | 【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる（中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位は流用できない）。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。 |
| 34 | 別表第1、2、2の2 | ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の部分についてもNo.33と同様ですか。 | 【質問33参照】 |

| | | | |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35 | その他 (平成29年改正規則) | 別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。 | 御質問の趣旨が判断としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。 |
| 36 | その他 (平成29年改正規則) | 養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用(「養護一栄養」及び「栄養一養護」)する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということによるのか。 | お見込みのとおり。 |
| 37 | その他 (平成29年改正規則) | 質問回答集No.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどういうことでしょうか。 | 旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。 |
| 38 | その他 | 小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法(情報機器及び機材の活用を含む。)」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することによるのか。 | 小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。 |
| 39 | その他 | 別表第7で、特別支援1種免許状(知肢病)所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視力の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということによるのか。 | お見込みのとおり。 平成20年11月12日付け20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。 |
| 40 | その他 | (教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係) 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ、義務教育学校」、「ホ、中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 41 | その他 | (教育職員免許法附則第18項関係) 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。 | 平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項(平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特例」という。)について、平成32年3月31日以後に実務経験3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態です。事前に仮免許状を授与する案を説明したところ。 なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定ことも園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特例についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえ、追ってお知らせすることとさせていただきます。 |
| 42 | その他 | (教育職員免許法附則第18項関係) 文部科学省のホームページ内に、附則第18項関係(幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例)の記載(必要単位等を含む。)があります。免許法等の改正にあわせて、附則第18項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。 | 平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特例について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。 |
| 43 | 教育職員検定 (別表第3～8) | ①【質問14】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年4月1日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく(平成31年3月31日までに所要資格を満たしていたとしても)、平成31年4月1日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいのか。 ②また、平成31年3月中旬に申請して授与が4月になった場合はどうか。 | ① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる(平成31年3月中の申請であれば、旧法適用となる。) |
| 44 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 別表第3～8において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。 | 申請時点の法律で御判断いただくことになる。 |
| 45 | 教育職員検定 (別表第3～8) | 別表第3で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定めることとされている(平成29年改正規則第14条)が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。 | 別表第3に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないう、御配慮いただきたい。 |
| 46 | 経過措置の適用 | ①平成29年改正規則附則第7項は、別表第3により幼稚園教諭免許状を申請する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨(幼稚園教諭免許状取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること)に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出ているのではないか。 | ① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程(旧別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第7項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第2項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。 |
| 47 | 科目の読替え | 旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。 | 科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更ない。また、読み替えるは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。 |
| 48 | 科目の読替え | 旧課程の単位の旧課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる(教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない)が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。 | 新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。 |

| | | | |
|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 49 | 科目の読替え | 別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うということになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。 | 平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。 |
| 50 | 科目の読替え | 過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うところがある。 | 一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。 |
| 51 | 科目の読替え 学力に関する証明書 | 【質問12と同音】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要か。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくても良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可ともしてもらえるとありがたい。 | 免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。 |
| 52 | 学力に関する証明書 | 学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。 | 学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。 |
| 53 | 学力に関する証明書 | 平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。 | 学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。 |
| 54 | 学力に関する証明書 | 4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。 | 学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。 |
| 55 | 別表第1、2、2の2 | 別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。 | 学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。 |
| 56 | 別表第1、2、2の2 | 別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつと考えるのが適切か。 例えば、施行の際現在に在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超えて、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため。）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるが、新法適用となってしまうと思うが、その解釈が良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということで問題ないか（新法適用になっても有効期間の満了日が長くなるようにするか、有効期間の満了日が短くなっても旧法適用にするか。） （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。） | 平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格を鑑みて、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。 |
| 57 | その他 (幼保特例) | 別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。 | お尋ねの通知は、平成29年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことでありと思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。 |
| 58 | その他 (幼保特例) | 幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。 | 第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。 |
| 59 | その他 (幼保特例) | 幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。 | 制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。 |

| | | | |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60 | その他 (平成29年改正規則) | 平成29年改正規則第2条第1項の表備考第13号については、現行の施行規則にも同様の規定があるが、ハンドブック(P.566)において、社会、理科、家庭の教科についての各教科の指導法の単位については流用できないとの記載がある。英語の教科についてはいかがか。 | ○平成29年11月の改正による改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第13号については、条文上特定の教科の指導法に関する科目からの流用を制限しているものではないこと、また、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正により、幼稚園教諭免許状取得において、小学校の教科に関する科目ではなく、領域に関する専門的事項を履修することとなったことなどから、免許状授与の審査において、理科、社会、家庭、外国語も含め特定の教科の指導法に関する科目から流用していることのみをもって、免許状授与のための要件を満たさないことにはならないと考えられる。 ○なお、同号を適用して、幼稚園教諭免許状を取得する際の保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数を小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目」の単位をもってあてられる場合においては、幼稚園と小学校低学年の接続の観点から、小学校低学年の科目である、現行の教育職員免許法施行規則第2条第1項に規定する6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法を学ぶことが履修方法としてより適切であると考えられることから、学生への履修指導としては、従前のとおり、前記の6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法に関する科目までできる限り履修させた上で流用するようにすることが適切である。 ○また、本件は、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正に伴うものであることから、これらを踏まえた履修方法の案内及び免許状授与の事務等の対応については、新法が適用される者から対応する必要がある。 |
| 61 | 科目の読替え | 通信教育部の教職課程を全て取り下げた大学で、通学部の教職課程がある場合、通信教育部で修得した旧課程の単位を通学部で新課程の単位に読み替えることができるか。 | 単位の読替えは、「新課程を有する大学」として行うものであるため、同一の大学内に新課程を有する学部・学科等があれば、当該新課程に係る単位の読替えが可能である(学部間、通信教育部一通学部間を問わない。) |
| 62 | 科目の読替え | 新課程の中学校教諭一種免許状(国語)の認定を受けている大学が、旧課程の小学校教諭一種免許状の科目を読み替えることはできるか。 | できない。平成30年5月18日付け質問回答集No.26のとおり、新課程の認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 |
| 63 | 経過措置の適用 | (科目等履修も含め) A大学とB大学に同時に在籍している学生が、中学校教諭一種免許状の課程を有するA大学には法施行日以前から在学しており、一方、小学校教諭一種免許状の課程を有するB大学には法施行後から在学し始めた場合、B大学では新課程を履修させるべきか。また、当該者が改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、A大学の中免取得のための単位をB大学の小免取得のために流用する場合はどうか。 | 経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなるため、前段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修を法施行後から開始する場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ただし、後段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る履修をA大学で法施行日前から開始していると考えられることができるため、この場合、経過措置の適用を受けるとも解し得る。 このように、いずれとも考えられ得る場合、経過措置の適用を受けることができる者が、経過措置の適用を受けず新法の所要資格により免許状の授与申請を行うことも差し支えない。 なお、大学は、旧課程の科目を履修する学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。 |
| 64 | 経過措置の適用 | 「編入学」及び「転入学」の定義は何か。 例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。) | ○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。 1. 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(学校教育法第108条第7項) 2. 高等専門学校を卒業した者(学校教育法第122条) 3. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第132条) 4. 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2) これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.3のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。 ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、平成30年5月18日付け質問回答集No.4.5.6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。 ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。 |
| 65 | 経過措置の適用 | 平成31年3月31日に教職課程のない大学を退学し、平成31年4月1日に教職課程のある大学に入学(転入学)した学生は、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。) | 「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。 |

| | | | |
|----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 経過措置の適用 | 平成30年4月からA大学の中学校教諭一種免許状の課程に在学している学生が、平成31年4月からB大学の小学校教諭一種免許状の課程で科目等履修を開始した。この学生が、A大学を卒業するまでに中学校教諭一種免許状の所要資格は満たしたが、小学校教諭一種免許状の所要資格は満たせず、A大学卒業後もB大学において科目等履修を継続した場合、小学校教諭一種免許状は経過措置の適用を受け旧法で取得することができるか。 | 経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなる。 設例の場合、中学校教諭一種免許状については、平成28年改正法附則第5条に該当し、経過措置の適用を受ける。 小学校一種免許状については、 ①中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用しない場合、小学校教諭一種免許状取得に係る在籍及び履修を平成31年4月からB大学において開始したこととなるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.1のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ②中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用する場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修は、A大学において平成30年4月から始まっていることとなるため、施行の際現に大学に在学している者には該当するが、施行の際現に在学していたA大学を卒業するまでに小学校教諭一種免許状の所要資格を満たしていないことから、平成28年改正法附則第5条に該当せず、経過措置の適用を受けない。 |
| 67 | 経過措置の適用 | 施行の際休学していた場合も、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 | 「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。 |
| 68 | 経過措置の適用 | 平成31年4月1日に飛び入学で学士課程から修士課程に入学した場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 また、施行の際現に学士課程に在学していた者が、平成31年4月1日以降に飛び入学で修士課程に入学した場合はどうか。 | いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である（学校教育法第90条第2項、第102条第2項、学校教育法施行規則第151条、第152条、第153条、平成13年文部科学省告示第167号）。（文部科学省ホームページより）したがって、転入学の場合と異なり、同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、「施行の際現に大学に在学している者」に該当しない。 施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に飛び入学で大学院に入学する場合も同様である（同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、施行の際現に在学していた課程の在籍が終了するまでに所要資格を満たせない場合は、経過措置の適用を受けない。）。 |
| 69 | 科目の読替え | 小学校の外国語の指導法を旧課程の「教科又は教職に関する科目」において開設していたが、これを新課程の外国語の指導法に読み替えることができるか。 | 平成29年改正規則附則第3項に規定するとおり、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読替えることができるのは、旧課程の「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）」のみであるため、旧課程の「教科又は教職に関する科目」の単位を、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読み替えることはできない。 旧課程の「教科又は教職に関する科目」を読み替えることができるのは、平成29年改正規則附則第4項のとおり、新課程の「大学が独自に設定する科目」にのみである。 なお、新課程が開始する平成31年4月1日以降は、小学校の外国語の指導法を、旧課程の「教科又は教職に関する科目」と新課程の「各教科の指導法に関する科目」を兼ねる科目として開設することが可能である。 |
| 70 | その他 | 「総合演習」について、平成29年改正規則において規定がないため新課程の単位には読替えができないと思われるが、「総合演習」の単位は、改正省令の施行後は免許状取得のために使用することができないか。 | 平成20年11月改正教育職員免許法施行規則（以下「平成20年改正規則」という。）附則の規定は、平成29年改正規則によって無効となるものではないため、平成20年改正規則附則第2条～第4条に該当する者は、改めて「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。 |

23. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（令和5年7月13日通知）

5 文科教第 6 5 4 号

令和 5 年 7 月 1 3 日

| | |
|-----------------------------------------|---|
| 各都道府県教育委員会教育長 | 殿 |
| 各指定都市教育委員会教育長 | |
| 各都道府県知事 | |
| 各指定都市・中核市市長 | |
| 構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた各地方公共団体の教育委員会教育長 | |
| 附属学校を置く各国公立大学長 | |
| 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 | |
| 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 | |

文部科学事務次官

柳 孝

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（通知）

第 211 回国会において成立し、令和 5 年 6 月 23 日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号。以下「刑法等一部改正法」という。）附則第 15 条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）附則第 14 条の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 7 月 13 日に施行されます。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）の改訂を行いました。

これらの概要等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

文部科学省においては、これまで、基本指針の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作

成・公表、児童生徒等¹に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきており、今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

記

第一 概要

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正について

(1) 「児童生徒性暴力等」の定義（刑法等一部改正法附則第15条、性的姿態撮影等処罰法附則第14条関係）

刑法等一部改正法において、不同意わいせつ（改正後刑法第176条）、不同意性交等（同法第177条）及び16歳未満の者に対する面会要求等（同法第182条）、並びに性的姿態撮影等処罰法において、性的姿態等撮影（性的姿態撮影等処罰法第2条）、性的影像記録提供等（同法第3条）、性的影像記録保管（同法第4条）、性的姿態等影像送信（同法第5条）及び性的姿態等影像記録（同法第6条）に関する罪が新設等されることに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第2条第3項第3号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと。

(2) 経過措置（刑法等一部改正法附則第16条、性的姿態撮影等処罰法附則第15条関係）

改正後の法第2条第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から

¹ 「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。（法第2条第1項）

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

第6条までの罪に当たる行為については適用しないこととする経過措置を設けることとしたこと。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の改訂について

1 (1)の改正を踏まえ、児童生徒性暴力等の定義部分及び法第15条第1項のデータベースの令和5年4月1日からの稼働を踏まえ、データベース関係部分等について、所要の改訂を行ったこと。

第二 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日（令和5年7月13日）（刑法等一部改正法附則第1条本文及び性的姿態撮影等処罰法附則第1条本文関係）としたこと。

第三 留意事項

(1) 経過措置について、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為については、改正後の法第2条第3項第3号の規定は適用せず、当該行為は「児童生徒性暴力等」には該当しないこととしている。

一方、当該行為の中には、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為もある（例：児童生徒等の性的な部位を撮影する行為（改正前の法第2条第3項第4号口の通常衣服で隠されている人の身体を撮影する行為、改正後の法第2条第3項第3号の性的姿態撮影等処罰法第2条の罪に当たる行為に該当）等）。

本経過措置は、あくまで本改正によって法第2条第3項第3号に追加された行為（改正後の刑法第182条又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為）に関して適用するものであるから、上記のように改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為まで適用対象から除くものではない。

したがって、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法（以下「改正等法」という。）の施行前に行われた、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為には、本経過措置は適用されず、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれに該当する行為であるかを判別して失効・取上げの処分を行うこと。

(2) 法第15条第1項に規定するデータベースへの特定免許状失効者等²に関する

² 「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第10条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。（法第2条第6項）

情報の記録に当たり、失効・取上げの原因類型³に関する項目については、免許状の失効・取上げの原因となった行為の時点において適用される根拠条文に基づいて記録すること。したがって、(1)のとおり、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為のうち、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為については、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれかの該当号を記録すること。

(例1) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行前に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

(例2) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行後に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

第四 児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保

教育職員等⁴による児童生徒性暴力等を根絶するためには、法の基本理念を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査など、法や基本指針に定める様々な施策を、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校、教育職員等の関係者が一丸となって実効的に講じていく必要があること。特に、令和5年4月1日から稼働しているデータベースについて、法にのっとり適切に運用すること等を含め、児童生徒性暴力等の未然防止に努めるとともに、早期発見及び対処にかかる必要な措置が適切に行えるよう、改めて法の趣旨を確認し、徹底を図ること。具体的には、例えば、以下のことに留意すること。

1 採用時における採用希望者の経歴等の確認について

(1) 教育職員等を任命又は雇用するときは、「教員による児童生徒に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査結果について」（令和2年12月24日付け2教教人第32号総合教育政策局教育人材政策課長通知）や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）等でも累次に渡り通知しているとおり、採用関係書類においても賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。このことは、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任

³ 法第2条第3項第1号相当など、失効・取上げの原因となった性暴力等の行為の該当条項を示す。

⁴ 「教育職員等」とは、教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。（法第2条第5項）

用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。その際、当該任命又は雇用を希望する者の本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会等を行うことも考えられること。

2 特定免許状失効者等に係るデータベースへの情報の記録等について

- (1) 免許管理者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 2 条第 2 項（構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県教育委員会及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、当該都道府県又は認定市町村において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、法第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずることが義務付けられていること（法第 15 条第 2 項）。
- (2) データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く。以下同じ。）までに迅速に行うこと。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録すること。
- (3) 懲戒免職処分又は解雇の前に禁錮以上の刑が確定したことにより免許状が失効するような場合などにおいて、所轄庁からの通知等により、児童生徒性暴力等を行ったことは確実であるが、免許管理者において、データベースへの記録に必要な失効・取上げの原因となった性暴力等の原因類型の把握を、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに行うことが困難な場合も想定される。その際、当該者が児童生徒性暴力等を行った事実が確実に認められる場合については、更なる本人への聴き取りや調査等によってその具体的な原因類型が特定されるのを待つことなく、データベースに記録することとされている他の項目を速やかにデータベースに記録すること。また、失効・取上げの原因類型についても、速やかに事実関係の把握を行った上で、データベースに記録すること。
- (4) データベースへの記録が必要な項目に関する事実関係の特定が困難な場合において、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等の事実関係を正確に識別するため、任命権者等において、本人に対する聴き取り調査のほか、裁判の傍聴を行うことも考えられること。また、これらによっても当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうかの事実関係の特定が困難な場合は、免許管理者は、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことも考えられること。
- (5) 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報公告していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じるこ

ととなるため、免許法第13条第1項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。

3 法の趣旨の再確認と徹底

(1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

上記のような法の趣旨及び今回の改正を受け、法の趣旨を踏まえた適正かつ厳格な懲戒処分への徹底に向けて、改めて処分基準や対処マニュアルが適切なものであるか、点検・見直しを行うこと。

(2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ったうえで、事案が発生した場合には、

- ・教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと（法第18条第1項及び第2項）。
- ・児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならないこと（法第18条第3項）。
- ・学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。（法第18条第4項及び第5項）
- ・学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要がある、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要であること。

等について徹底すること。

4 その他

児童生徒性暴力等の防止等については、法や基本指針のほか、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）も十分に了知すること。

第五 関連資料

- 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_kyoikujinzai02-100000009_9.pdf
- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html
- 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html
- 性犯罪・性暴力対策の強化について（「生命（いのち）の安全教育」を含む。）（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 個人情報保護関連法令・ガイドライン等（個人情報保護委員会 HP）
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00198.html
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00199.html

別添資料

- 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）
 - ①本文（関係部分抜粋）
 - ②新旧対照表（関係部分抜粋）
- 2 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂（新旧対照表）
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第

57号) 及び関係法令(令和5年7月13日施行後)

本件担当: 文部科学省 代表電話: 03-5253-4111

(全体に関すること)

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許・研修企画室 法規係

内線: 3969,3968

(「児童生徒性暴力等」の定義に関すること)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係

内線: 2588

24. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（令和6年6月20日事務連絡）

こ 成 基 第 117 号
6 文 科 教 第 630 号
令 和 6 年 6 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 幼 稚 園 又 は 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
を 置 く 国 立 大 学 法 人 学 長

殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について（通知）

第213回国会において成立し、令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定子ども園法一部改正法」という。）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されました（別添1参照）。

これらの改正の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、運用に遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

なお、本改正に伴う関係法令及び通知の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）をいう。以下同じ。）の資格要件等について緩和する特例を延長するもの。

(2) 改正の内容

①認定こども園法一部改正法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第2条）

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができるとされている。

また、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、原則として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、同附則第2項の規定により、特例として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を受けていれば、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）となることができるとされている。

本特例を延長することとし、延長の期間は、保育教諭、助保育教諭及び講師（保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末まで）となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年間（令和11年度末まで）に改めることとしたこと。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は令和8年度末までとし、令和9年度以降は特例措置の対象外とすること。

②教育職員免許法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第3条）

保育士資格を取得した後、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号。以下「施行規則」という。）附則第8項で規定する職員としての3年かつ4,320時間以上の良好な勤務成績があり、かつ施行規則附則第10項の表備考第2号で規定する8単位を修得した者が幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を取得可能な特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例が設けられているところ、これらの特例を延長することとしたこと。

延長の期間は、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年（令和6年度末）を経過するまでの間となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年（令和11年度末）を経過するまでの間に改めることとしたこと。

2 施行期日（第14次地方分権一括法附則第1条第1号及び第5号）

1の改正（主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正を除く。）の施行期日は、公布の日としたこと。

1の改正のうち、主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正の施行期日は、令和9年4月1日としたこと。

3 留意事項

都道府県・指定都市・中核市においては、教育委員会等の庁内関係部局や、域内の養成機関、関係団体、市区町村等と連携を図りつつ、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有していない保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有できるよう、必要な情報提供や関係機関等との調整などの支援に努めていただきたいこと。

なお、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく、幼稚園教諭免許状を取得している職員について、幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ4,320時間以上従事し、指定保育士養成施設において8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等として2年以上かつ2,880時間以上従事した場合については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例についても延長を行う予定である。

【別添資料】

第14次地方分権一括法（本文・新旧対照表）（関係部分抜粋）

本件連絡先

<認定こども園法一部改正法について>

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電 話：03-6861-0053（直通）

e-mail：seiikukiban.hourei1@cfa.go.jp

<教育職員免許法について>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

e-mail：menkyo@mext.go.jp

25. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）（令和6年10月23日事務連絡）

事務連絡
令和6年10月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
放送大学学園担当課
文部科学省が所管する各独立行政法人担当課
各指定教員養成機関担当課
令和4年度までに免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に当たって必要となる介護等体験（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第1項に定める体験をいう。以下同じ。）については、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例を設けているところです。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和6年3月21日付け5文科教第1873号文部科学省総合教育政策局長通知。以下「特例延長通知」という。）でも周知していたとおり、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしましたので、その旨周知します。関係各位におかれては、介護等体験の趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

詳細は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（介護等体験を行うことができる施設に限り、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、学校への周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年文部省令第40号)附則第2項により読み替えられた同令第3条第1項及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「大臣決定」という。)に基づき、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例(以下単に「特例」という。)が設けられているところ、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしたこと。

これにより、令和7年度以降の介護等体験実施に当たって、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関におかれては、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切に配慮いただくとともに、受入施設となる特別支援学校や特別支援学級を置く学校など関係施設におかれては、介護等体験に関し必要な協力を行うよう努めていただくこと。

- (2) 特例延長通知でも周知したとおり、受入れ施設の調整に当たり、特例期間は令和7年度以降の延長はしないものの、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から引き続き受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行うことも可能であり、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。なお、例えば、特別支援学校又は特別支援学級のみで7日間の体験を行うなどの運用も、もとより法令上は差し支えないこと。

- (3) 大臣決定1に定める要件に該当する者については、本特例の終了後も引き続き、証明書(大臣決定4に定める証明書をいう。以下同じ。)の提出をもって、小学校又は中学校教諭の普通免許状の授与に係る介護等体験の実施は不要であること。

(4)(3) のとおり、本特例の終了後も小学校又は中学校の教諭の普通免許状授与の申請に当たって証明書の発行が求められる場合があることから、大臣決定4(2)イからニまでに掲げる者は、証明書の発行の請求があった場合には、適切に対応すること。

別添資料：介護等体験を行うことができる施設

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係

Mail : menkyo@mext.go.jp

26. 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（令和6年6月3日通知）

6 教参学第14号
令和6年6月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
後藤 教 至
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里 賀奈子

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

先般、児童が小学校の学校給食を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。こうした事故の発生時には、児童生徒等の命を守るため、直ちに救急要請するとともに、AEDの使用も含めて、心肺蘇生等の応急手当を迅速かつ適切に行うことが重要です。

応急手当に関しては、第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）において、教員養成段階における学校安全の学修の充実の主要指標として「教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況」（参考1）が掲げられており、また、現職段階の研修についても、文部科学省から「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（令和5年11月30日事務連絡）」（参考2）等において、緊急時の一次救命処置が迅速かつ適切に行われるよう、日頃から訓練を行うこと等について呼びかけているところで

す。
一方で、文部科学省の調べによると、教員養成段階において必修となっている授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の11.7%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の31.1%となっており、このうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に該当する授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の1.2%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の5.7%（参考3）となっています。

また、現職段階においては、各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において、教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている割合は84.4%、教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している割合は53.4%（参考4）となっています。

消防庁統計によれば、一般市民が心肺停止を目撃した際、応急手当を実施した場合には、しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約2倍、事故後の社会復帰率が約3倍、さらに、AEDを使用し除細動を実施した場合、使用しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約3.5倍、社会復帰率が約4.1倍になることが示されています。（参考5）

従って、教職員が児童生徒等の重大事故等に遭遇した場合に、救急要請することに加え、救急隊到着までの間、適切な応急手当・AEDの使用を行うことが重要と言えます。

こうした状況を踏まえ、教員養成段階・現職段階それぞれにおける応急手当に係る取組の推進にあたって御留意いただきたいことを下記のとおり周知します。

大学の教職課程で学ぶ学生が将来教職に就いた際、また、現職の教職員がいざというときに躊躇せず対応できるよう、AEDを用いた実習を含む応急手当に係る取組について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容は消防庁と協議済みであり、全国各地の消防本部に周知するとともに、教職員等に対する応急手当講習の実施について協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 教育機関と消防本部等との連携等について

【共通事項】

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、そのためには、学校の体制を整備し組織として対応できるようにしておくとともに、教職員が一次救命処置の方法や心構えについて適切に理解を深め、習熟しておくことが必要です。

これらは、各地域の消防本部・消防署等が実施する応急手当講習により実技実習を含めて学ぶことができます。いざというときに躊躇せず対応するためには、実習を通じた学びが効果的であるため、現職の教職員はさることながら、教職課程で学ぶ学生が、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の授業等や教育実習の事前指導、また授業外の取組においても、こうした講習などを通じて学ぶ機会が得られるよう、消防本部等と連携した計画的な取組について積極的に御検討いただくようお願いいたします。

【取組の参考となる事例】

● 教員養成段階

大阪教育大学では、「学校安全」教育活動の一環として、教員免許状を取得する者は、普通救命講習等を必修とし、全学学生を対象に「普通救命講習会」（心肺蘇生法等）を実施している。この「普通救命講習会」の講師は、大阪南消防組合による「応急手当普及員講習」を受けた教職員が務めており、受講すると「普通救命講習修了証」が交付される。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/safety/kyumei/>

● 現職段階

宮城県では、各学校において消防署等から外部講師を招いて「応急手当に関する研修」を実施するなどし、心肺蘇生や AED 使用についての基礎的な知識や技術を身に付けるとともに、事故発生時の校内での安全管理体制について教職員間で共通理解を図っている。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/51362/7ousyoubou.pdf>

2. 消防本部等との連携の際のポイントについて

(1) 相談の際の留意点

【教員養成段階】

- ・学生向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が大学等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、大学の学部学科等でまとめて実施できるよう工夫をお願いします。

【現職段階】

- ・学校の教職員向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が学校等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、できるだけ 1 つの学校に地域の教職員が集まる等し、まとめて実施できるよう工夫をお願いします。

(2) 相談先

各地域で体制が異なる場合がありますが、実情に応じて窓口の案内を受けることができます。

【教員養成段階】

- ・大学の設置者（大学、法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。

【現職段階】

- ・ 学校の設置者（教育委員会、学校法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。
- ・ 各学校からの相談は、最寄りの消防署まで連絡してください。

(3) 補足

【共通事項】

- ・ 「応急手当普及員講習」を受講すると、他の教職員等へ知識・技術を直接伝達するまで習熟が可能です。また、地域によっては、受講者自ら「普通救命講習」を開催し、修了証の交付ができることもあります。
- ・ 教職課程で学ぶ学生や現職の教職員には実習を含む「応急手当講習」の受講を推奨しますが、全員で講習受講の時間が取りにくい場合等には、消防庁 Web サイトで公開している e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的に活用することも考えられます。（別添 2：e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」）

【e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」】

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



【担当】

(教職課程における取組について)

総合教育政策局教育人材政策課

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2453）

(現職教師等に関する取組について)

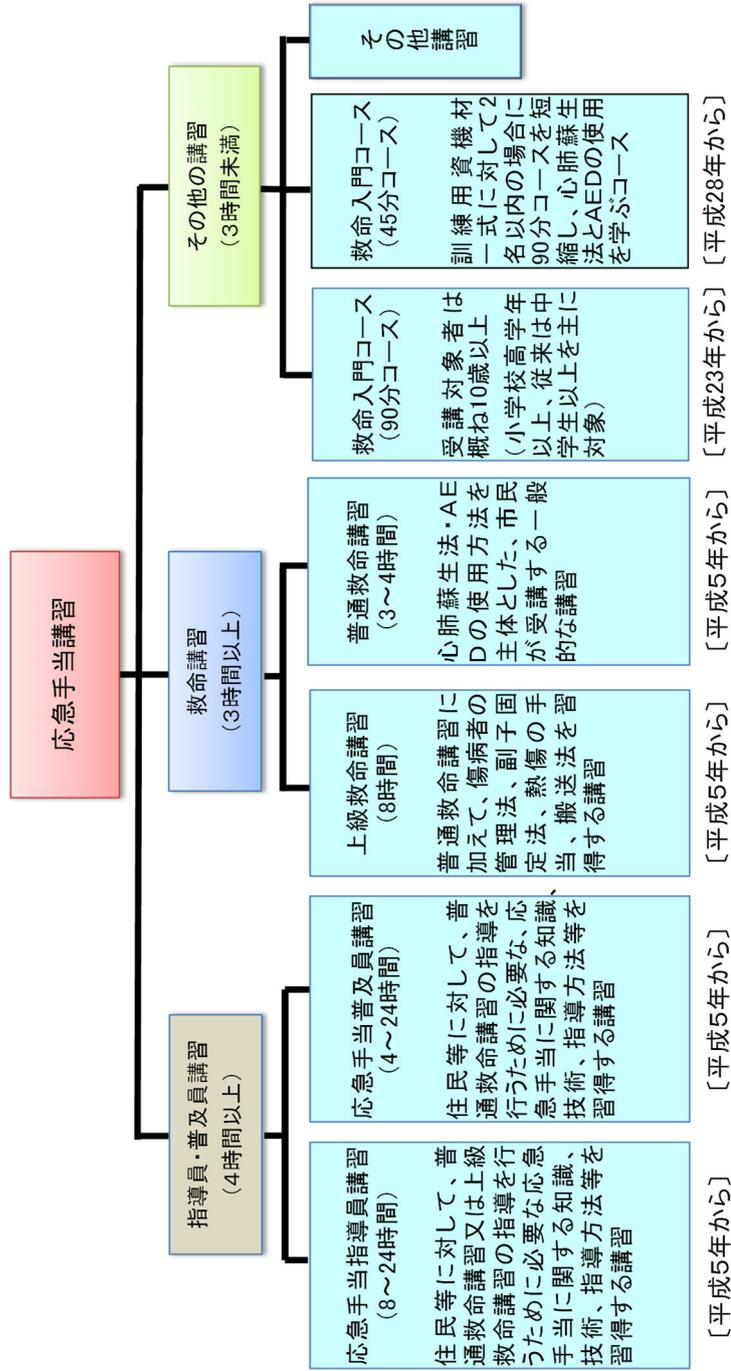
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線：2966）

応急手当講習の種類

- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、各消防本部において救命講習等を開催している(平成5年～)。
- eラーニングコンテンツ「応急手当WEB講習」を消防庁HP上に公開し、普及促進を図っている(平成28年～)。



「応急手当WEB講習」を活用した講習※、分割型講習、ハード面の工夫による講習の時間短縮など、効率的な講習制度の導入を推進
 ※普通救命講習 I については、eラーニングによる座学部分(1時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(2時間)を受講することで修了証を交付可能(平成23年～)
 ※上級救命講習については、eラーニングによる座学部分(2時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(6時間)を受講することで修了証を交付可能(令和4年～)

e-ラーニング「応急手当WEB講習」の拡充

e-ラーニングの機能拡充項目

現在 映像により応急手当一連の行動の事学習ができる

操作性等の機能向上

個別科目の学習・復習等容易に

応急手当WEB講習

119番通報の仕方

心肺蘇生
胸骨圧迫

心肺蘇生
人工呼吸

AED
使用の仕方

既存映像科目の更新

が本ライン等に合わせた更新

NEW

新規映像科目の追加

機材会の機材に合わせて
上級救命講習の科目等の追加

NEW
骨折の処置

NEW
窒息防止法

NEW

NEW

R5年3月から
消防庁ホームページ



既存映像科目の更新

○ 蘇生ガイドライン2020等に合わせ、既存映像科目(すでに映像化され公開されているもの)の内容を更新。

例) AEDパッドの名称変更・オートショックAEDの追加

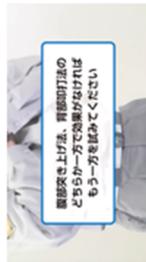
例) 気道異物除去の順番の説明追加



AED機種によって、説明カードが異なるため、AEDの機種ごとの説明カードを準備しております。



小児用パッドがない場合は成人用パッドを用います。



腹部突き上げ法、背骨叩打法のどちらか一方で効果があればもう一方を試みてください。

新しいガイドライン等に沿った適切なe-ラーニング体制を確保

新規映像科目の追加

○ 既存e-ラーニングで映像化されていない応急手当について、新規科目として追加。

・上級救命講習の座学講習(120分相当)の学習コースとして、「上級救命講習編」を新設。

・小学生などを対象とした入門編の学習コースとして、「はじめの応急手当編」を新設。

主に上級救命講習について、e-ラーニング等の活用により、対面の実技講習等の時間短縮が可能

第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）

「教員養成における学校安全の学修の充実」に係る記載及び主要指標

教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の 3 領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の 3 領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス^{*1}や権威勾配^{*2}などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため AED を用いた実習を含む一次救命措置（BLS）^{*3}を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

*1 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

*2 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成 26 年 2 月）」より）

*3 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

第 3 次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】

- ・ 教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の 3 領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・ 教員養成機関における、AED を用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況

厚生労働省から AED の適切な管理等について再周知依頼がありましたのでお知らせします。学校等の管理下において事故等が発生した際、AED の使用も含めて組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが重要であり、そのためのポイントも改めてお知らせします。

事務連絡
令和 5 年 11 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

厚生労働省より、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」及び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」について、再周知依頼がありました。（別添 1、2 のとおり）

この内容について、[参考資料 1](#) のとおり、ポイントをまとめています。各学校等及び学校等設置者におかれては一読いただき、自治体等における実態を踏まえつつ、定期的な安全点検等の中で適宜確認いただく等、遺漏なきよう対応願います。

なお、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の使用も含め、学校等の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが必要です。

このことについて、改めてポイントを下記のとおりまとめていますので、傷病者を発見した場合に躊躇せず迅速かつ適当な手当ができるよう、今一度体制や構成員の理解等について確認していただくとともに、その充実を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるよう

お願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて適切に判断いただきますようお願いいたします。

記

1. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

こうした基本的な対応については、危機管理マニュアル等において、参考資料2のように、1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的です。その際には、特に以下のような点を明確に記載しておくことが望まれます。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ 119番、110番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡

2. 一次救命処置（BLS）について

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことが必要です。その手順については、参考資料3のとおり、日本蘇生協議会（JRC）の「JRC蘇生ガイドライン2020」において簡潔なフロー図が示されていますので、教職員等がいざというときに躊躇せず活用できるよう、危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおくこととともに、消防等と連携し、日頃から訓練を行っておくことが重要です。

呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合（心停止なのか判断に迷う場合も含む）には、躊躇せず一次救命処置を行う必要があります。心停止ではない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても重大な障害が生じることはないとされています。

また、突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることもあります。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、普段通りの呼吸ではなく、ただちに胸骨圧迫を開始する必要があります。

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの指示に従って操作します。特定の教職員等のみではなく全構成員が、AEDの設置場所を把握するとともに操作法について理解を深めておくことが重要です。

こういった対応を、救急隊に引き継ぐまで、あるいは、傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける必要があります。

なお、119番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるので、状況によっては電話のハンズフリーモードを活用しつつ指示を仰ぐとともに、救助にあたる者でその内容を共有することも有効であることに留意してください。

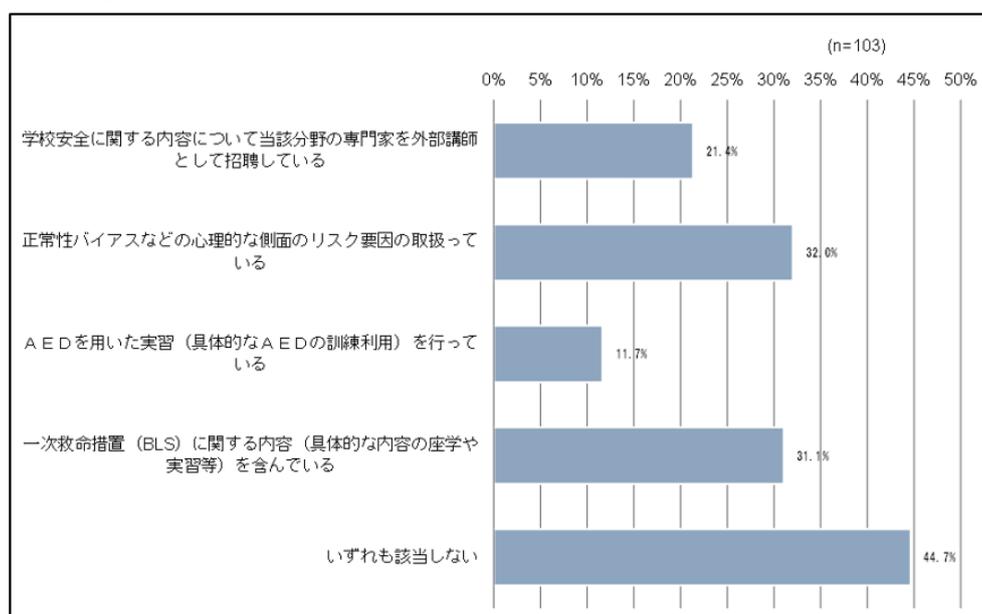
【本件担当】 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966

※参考

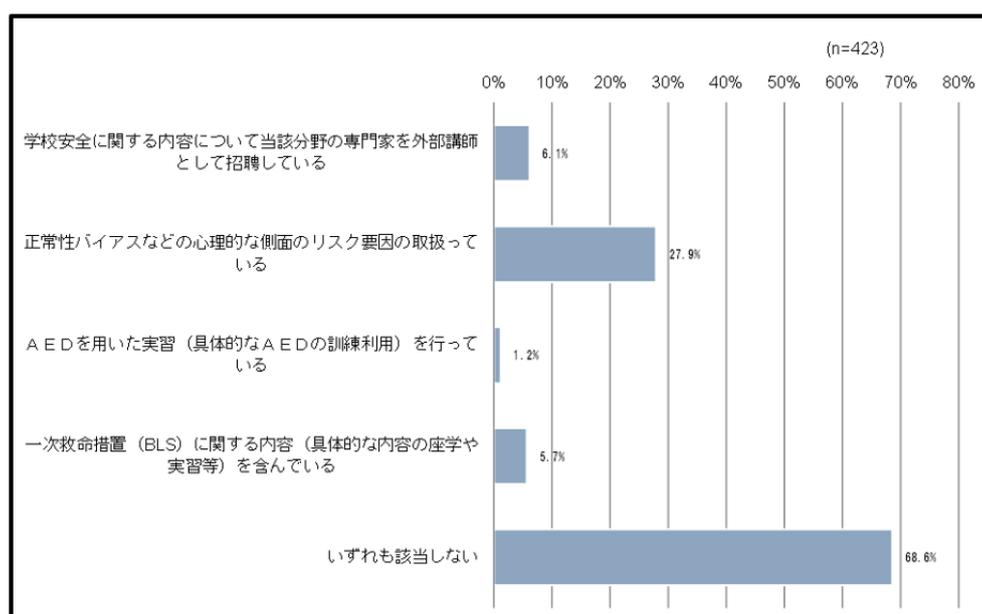
https://www.mext.go.jp/content/20231130-mxt_kyousei01-1417343_00027_1.pdf

第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）における「教員養成における学校安全の学修の充実」主要指標に該当する授業の状況

- 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況



- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける主要指標に該当する授業の状況



学校安全の推進に関する計画に係る取組み状況調査（令和3年度実績）
（抜粋）

(49) 教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|----|
| 53.4% | - |

(50) 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|-------|
| 95.9% | 95.1% |

②AEDを設置している学校のうち、日常的に点検を実施している学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|-------|
| 98.8% | 98.3% |

③AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を児童生徒等と共有している学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|----|
| 70.6% | - |

④AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を教職員と共有している学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|----|
| 99.3% | - |

(51) 児童生徒等を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合
※特別支援学校及び幼稚園等を除いた学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|-------|
| 44.9% | 51.6% |

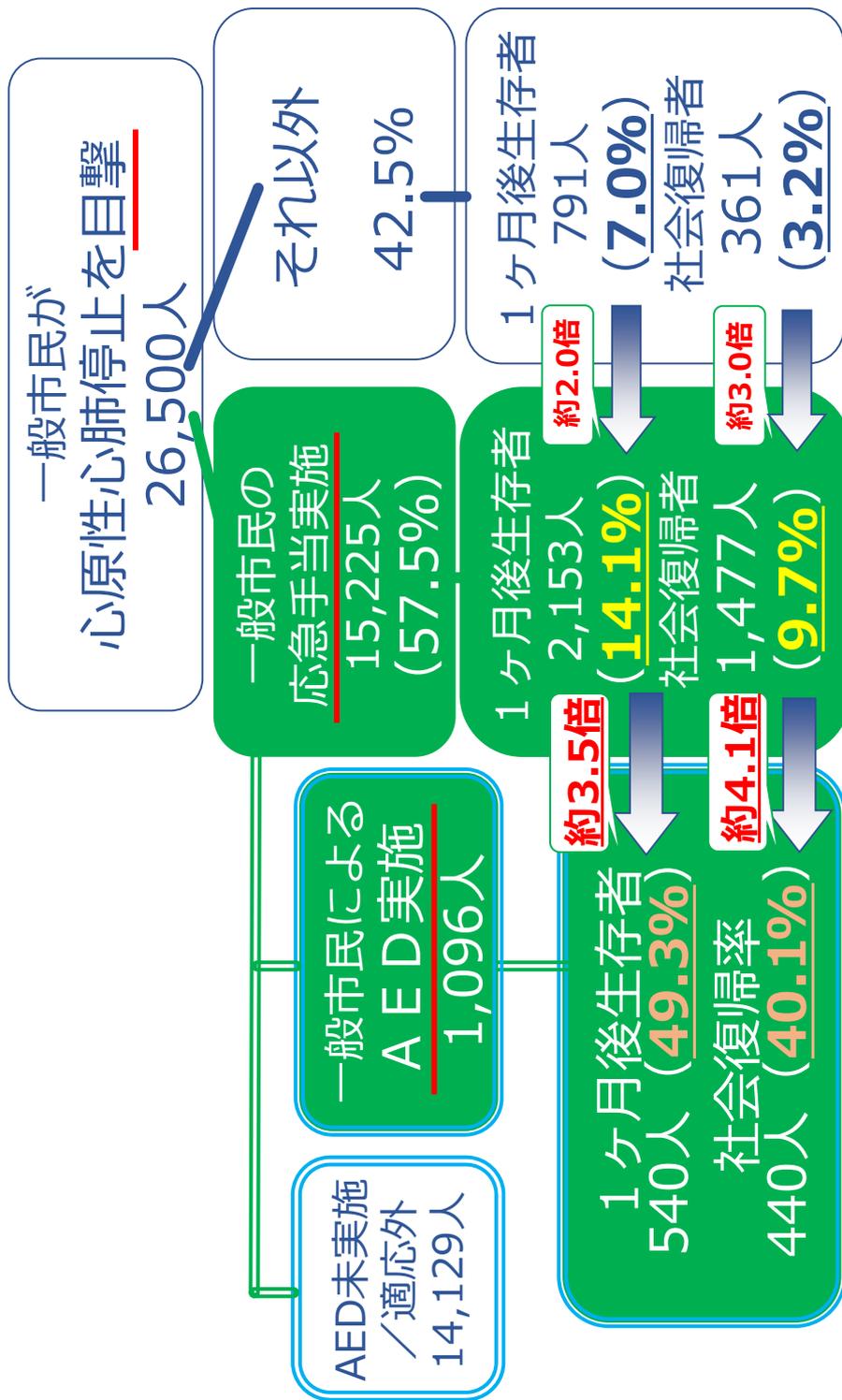
(52) 教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合

| 今回 | 前回 |
|-------|-------|
| 84.4% | 92.4% |

※参考：調査結果全体版は以下のリンクに掲載しています

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

応急手当の救命効果
 (一般市民が心原性心肺停止を目撃)



参考5

応急手当の救命効果

27. 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（令和6年7月4日事務連絡）

事務連絡
令和6年7月4日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和5年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施しました。この度、教職課程を置く国公私立大学を対象に行ったアンケート調査ならびにインタビュー調査を通じ、教育実習の教育効果を見直し、改善するために有効と思われる事項を含むガイドラインが取りまとめられましたのでお知らせします。この中には、教育実習の相談・支援体制（ハラスメント等の対応や、配慮や支援を要する学生への対応を含む。）や働き方改革を受けての実習の変化、学校体験活動を含む教育実習実施の早期化・分散化等の、最新のトピックについても含まれています。

また、特に、教育実習実施の早期化・分散化等の取組については、令和4年12月の令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）において、「短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。」とされているところ、令和6年4月30日事務連絡「令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）」において、各教育委員会においての教員採用選考試験の前倒しの検討状況も踏まえ、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただくよう、お知らせしたところです。

このガイドラインには、「学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル」が示されており、これらも参考としながら、大学等で実施する教育実習について、FD等の機会等も活用しながらふりかえり、その改善に努めるとともに、引き続き、教育実習の早期化・分散化についても御検討いただきますようお願いいたします。

<参考>

- 令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（大阪教育大学ホームページ）
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>
- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
（答申）（中教審第240号）（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm
- 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）
（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html
- 障害のある学生の教育実習の実施について

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu_00001.html

【別添資料】

- (別添1) 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン (紹介ちらし)
- (別添2) (事務連絡) 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について (周知)
- (別添3) 教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ (小・中学校の例)
- (別添4) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(本件担当) 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室 教職課程認定係 TEL 03-5253-4111 (内線 2453、2451) E-mail kyo-men@mext.go.jp</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

28. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日通知）（抄）

4 教 教 人 第 4 8 号
令 和 5 年 3 月 2 9 日

教職課程を置く各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後 藤 教 至
(公 印 省 略)

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下、「施行規則」という。）に定める教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下、「教育実習等」という。）の実施に当たっては、施行規則第22条の5に基づき、認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならないこととされています。

令和4年12月の中央教育審議会答申（『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）（以下、「令和4年答申」という。）において、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、学部段階での養成においても、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要とされています。これを踏まえ、従来の教育実習等の実施の在り方の見直しや学校体験活動の積極的な活用などにより、教師を目指す学生が早い段階から複数回に渡り学校現場に入っていくことが想定されることから、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められることとなります。

特に、学校現場における教育実習等の実施の際のハラスメントについては、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和2年3月19日付け元初財務第37号）（別添1）（以下、「ハラスメント指針通知」という。）において、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めています。

また、これを踏まえ、教職課程を置く大学の長及び各指定教員養成機関の長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」を踏まえた対応について（通知）」（令和2年3月27日付け元教教人第48号）（別添2）において、教育委員会等との協力の上、教育実習等の実施に当たって起こりうるハラスメントに関し大学等としての主体性と責任を持った対応を行

うことを求めています。

既にこれらのことについては、各教育委員会や大学等で承知されているものと存じますが、引き続き、ハラスメントの防止や、ハラスメントの事例やその対応等の周知徹底に努めてくださるようお願いいたします。また、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことは重要であることから、改めて下記の点について御留意くださるよう、お願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校並びに所管の認定こども園及び域内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）認定こども園主管課に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の認定こども園に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

記

1. 教職課程を置く大学等に係る事項

(1) 全般的事項

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行うこと。このため、大学等は教育実習等の計画、教育委員会や学校等への受入れ調整、評価方法の設定、学生への事前事後指導、実習期間中の学生や学校等との連絡体制の整備等について、引き続き努めるとともに、万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要があること。
- ② 令和3年の施行規則の改正により、複数の認定課程を置く大学については、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることとされている（施行規則第22条の7）。教育実習等の実施に当たっても、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、全学的に教職課程を実施する組織体制を中心として、大学全体として取り組むことが期待されること。
- ③ 同改正により、認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている（施行規則第22条の8）。これを踏まえ策定された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）においても、教育実習等に関し、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」等の観点が例示されていることから、大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待されること。また、その際は、教職員や教職課程の学生等へのアンケートの結果等、定量的なデータの収集等を通じて、その状況を正確に把握することが考えられること。

(2) 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- ① 教職課程に限らず、大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号）（別添3）において、その包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても、大学等は原則これを踏まえ適切な対応を行うことが必要なこと。

- ② 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日文科科学大臣決定)において、教育職員の養成課程を有する大学においては、学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置を講ずるものとされていること(第13条第3項)から、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進すること。特に、教育実習等の事前指導等においては、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分に指導を行うこと。
- ③ 万一、実習期間中に学生が、性暴力やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の被害を受けるなど、学校現場において不適切な事案等が発生した場合のため、大学等は学生が直ちに相談できる窓口や連絡体制があることについて事前に周知を図ること。また、相談内容や状況に応じ大学等として適切な対応を行うことについても、学生に周知すること。
- ④ 学生が上記の相談を行うことを躊躇することのないよう、大学等は相談に係る関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、学生に対し、プライバシーが保護されることについての周知も行うこと。
- ⑤ 教育実習等の授業科目の単位認定は、最終的には大学等の責任において行われるものであるが、実習受入れを行う学校で指導に当たる教員がその評価の一部を行う立場にあることから、学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定されるため、大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分に周知を行うこと。

(3) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることや、教員免許状を取得するための認定科目であることから、大学設置基準等や施行規則等に基づき、適切な時間の設定・確保を行うことはもとより、緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行うこと。
- ② 学校における教員の働き方改革については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日付け30文科初第1497号)(別添4)(以下、「働き方改革通知」という。)に示すとおり、文部科学省、教育委員会等においてその取組を進めているところである。本通知の趣旨も踏まえ、大学等における教職課程の授業科目のうち、例えば、「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)」に関する科目において、教員の働き方改革に関する内容等を取り扱うことが考えられること。
- ③ 上記の教員の働き方改革を推進する趣旨から、大学等においても、実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないことへ十分な配慮が必要であること。例えば、教育実習等の学生個人の評価票やその他の報告事項等の提出に当たり、学校や実習を指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意すること。また、その方法においては、ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討すること。

(4) その他

- ① 障害のある学生が教師を目指す場合の教育実習等の実施においては、その学生の障害の状況等に応じ、合理的配慮の在り方に十分な留意が必要であるとともに、特に、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は

受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。また、実習期間中における学生の困りごと等に迅速な対応ができるよう連絡体制を整えること。

なお、「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（大阪教育大学：令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」委託調査研究）も参考にすること。
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoiku_jisyu_00002.html

- ② いわゆる母校実習に関し、学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校等の学校で教育実習等を行うことは、早い段階から地域の教育を知る上で有意義である。一方、大学等から比較的遠隔地の学校で行われることが多く、ハラスメントの問題が生じた場合の緊急の対応への課題もあることから、大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意すること。

2. 各教育委員会や学校等に係る事項

(1) 全般的事項

- ① 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。特に、教育実習中の学生は実習中に教員から指導を受ける弱い立場にあることから、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに類する言動を行うことは決して許されるものではない。このことについて、教育委員会や学校等は、改めて関係者に周知徹底を行うこと。
- ② 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第6号）においては、教育実習生等の「自らの雇用する労働者以外の者に対する言動」についても取り組むことが望ましいと規定されていることを踏まえ、教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図ること。
- ③ 教育実習等に受け入れる大学等や学生が決定した場合、教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合の学生が相談できる窓口の周知を徹底すること。また、その相談があった場合には適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努めること。
- ④ 平成30年の施行規則改正により、文部科学大臣が認定した在外教育施設も教育実習を行う施設とすることが可能とされたため、当該施設において教育実習等を行う学生を受け入れる場合は、本通知を参考に適切な対応を行うこと。

(2) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、大学等は大学設置基準等や施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っているため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要があること。また、教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則であることから、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないよう、努めること。
- ② 令和4年答申を踏まえ、今後教育実習等の実施の在り方が多様化することが想定されることから、教育委員会はその受入れの調整にあたって、域内の学校に一任するのではなく、例えば、教育委員会が中心となって調整を行うことや、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担

を軽減することが期待できること。

- ③ 「働き方改革通知」を踏まえ、教育委員会や学校等においてその取組を進めているところと承知しているが、受入れ学校の教員の勤務時間の状況等によって、教育実習等の実施においても、設定された時間数を上回る長時間の実習が行われる可能性があると考えられることから、教育実習等の適切な実施の在り方については、教員の働き方改革や職場環境の改善と併せて検討することが望ましいこと。

(添付資料)

- 【別添 1】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和 2 年 3 月 19 日付け元初財務第 37 号）
- 【別添 2】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）を踏まえた対応について（通知）」（令和 2 年 3 月 27 日付け元教教人第 48 号）
- 【別添 3】「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和 4 年 11 月 22 日付け 4 文科高第 1246 号）
- 【別添 4】「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号）

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない^{※1}。
令和4年12月の中央教育審議会答申^{※2}を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。
特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。**

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5
※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
（参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm）

教職課程を置く大学等に係る事項

1 全般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持つて行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待される。

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため[※]、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、学生に周知する。**

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。**（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかけられないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めると等がないうよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

1

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている**。そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である**。そのため、緊急時や真に必要な場合を除き、**設定された時間数を上回る実施のないよう努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに入入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。

2

29. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて（令和4年5月20日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 4 年 5 月 20 日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程担当課
教職課程を置く各国公私立大学障害学生支援担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課
各指定教員養成機関障害学生支援担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施いたしました。

この度、大阪教育大学において、調査研究に関する報告書及び「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（以下「本マニュアル等」という。）が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

本マニュアル等では、障害のある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障害種別に特化した対応や留意事項をまとめており、各大学が障害のある学生の教育実習を円滑に実施する上で参考となる情報を掲載しています。また、チェックリストにおいては、マニュアルで記載している内容を実習の学内準備や振り返り等の段階ごとに、対応の実施状況や、学生のニーズの把握の確認として活用できるものとなっています。

つきましては、教職課程を置く各国公私立大学担当課、教職課程を置く各指定教員養成機関担当課におかれては、下記に御留意の上、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきますようお願いいたします。

記

1. 本マニュアルの学内での活用にあたっては、教育実習の担当部署や担当教員のみならず、障害学生支援窓口や学生にも周知いただくとともに、各大学等の関係部署が有機的に連携し、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきたいこと。
2. 障害のある学生の教育実習の実施にあたっては、学生本人の意思や主体性を尊重しながら、学生・大学・実習先の学校が、互いに納得のできる方法を検討するため、学生の障害の特性等に応じたサポート等について、丁寧に話し合うことが重要であること。
3. 今後、本マニュアル等を参考に、各大学等の障害のある学生の支援や教育実習に係る対

応要領やマニュアル等を策定又は改訂していくことが考えられるが、その際には、障害のある学生の意見聴取をするなど、学生が安心して教育実習に臨めるよう、取組をお願いしたいこと。

4. 教育実習は大学の教職課程の一環であり、その実施にあたっては、大学と学生が十分に話し合い、学生の障害の状況や希望、実習校の受入体制等を踏まえ、具体的な実習方法を決定してることが重要である。この中で、障害のある学生から配慮の希望等があった場合、各大学等は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、必要な合理的配慮を行うことに留意すること。
5. 障害の有無にかかわらず、教員を目指す全ての学生が、その意欲と能力に応じ大学で学べる環境を整備することは重要であることから、障害のある学生が教員を目指すことの可能性や選択肢を諦めることのないよう、教育実習の実施期間やその直前の時期に限らず、教職課程全体を通じた学生の継続的な支援体制の整備に取り組んでいただきたいこと。

【添付資料】

- (別添1) 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルと
チェックリスト
- (別添2) 同リーフレット

【大阪教育大学事業報告・マニュアル等ホームページ】

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienroom/index.html>

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2453)
E-mail : kyo-men@mext. go. jp

30. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について（令和2年7月10日事務連絡）

事 務 連 絡

令和2年7月10日

教職課程を置く

各国公私立大学担当課

各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、日頃より教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成31年4月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各大学等における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、障害のある高校生等を大学見学・体験入学に受け入れたり、教育学部で独自に障害のある学生の個別支援チームを立ち上げ教育実習に向けて支援したりする取組などが行われています。

また、本調査結果の公表と併せて、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に資するよう、各都道府県教育委員会等に対して別添の通知を发出了しました。

各大学等におかれても、本調査結果を参考にしつつ、同通知の趣旨も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、都道府県教育委員会等と連携協力を図るなど、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。その際、教育実習時の支援の在り方は特に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

（参考）「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」（令和2年7月10日中 央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html

（本件担当）
総合教育政策局教育人材政策課企画係
TEL 03-5253-4111（内線2456）
E-mail kyoikujinzai@mext.go.jp

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
柳 澤 好 治文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

(印影印刷)

障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より障害者雇用の促進に尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成 31 年 4 月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各教育委員会における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、聴覚障害のある教師の情報保障のために手話通訳者を配置したり、教職員の業務を軽減するために県立学校等に障害のある人を教務・業務補助員として配置したりする取組が行われています。

この他、パラアスリートなどの専門性等を有する障害のある人を教師や学習指導員、ICT 支援員等として任用することや、スクール・サポート・スタッフとして任用することなども考えられるところです。

各教育委員会におかれては、本調査結果や、他県市の具体的な取組事例等も参考にしつつ、令和 3 年 3 月 31 日より前に法定雇用率がさらに 0.1%引き上げられる予定であることも見据え、特に下記の事項について予算措置も含め更なる障害者雇用の促進に努めていただくようお願いします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和 2 年 7 月 10 日中 央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html

本件連絡先：総合教育政策局教育人材政策課企画係
03-5253-4111 (内線 2456)

記

1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、本調査における国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項等も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、学校インターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

2. 公立学校教員採用選考試験の改善

令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）における障害のある者を対象とする選考においては、受験資格として「自力通勤可能」「介助者不要」等の要件を定めている例は皆無となるなど、各教育委員会において着実に改善が進んでいます。引き続き、一層の障害者雇用の促進の観点から、障害者雇用促進法や障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害者の採用拡大に努め、障害があることをもって不合理な差別的取扱いがなされることのないようお願いします。

3. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

4. 障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や情報通信環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、情報通信環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき地方財政措置を講じるとともに、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算において、学校内の高速大容量の通信ネットワーク等の整備支援を行っています。

各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

5. 今後の取組に向けて

文部科学省では、今後、令和3年度以降に改めて調査を行い、各教育委員会の進捗状況をフォローアップさせていただき予定。各教育委員会におかれては、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等も踏まえ、障害のある教師等の教育関係職員が教育現場で活躍している全国の事例について収集・発信を行うため、入職後の勤務体制・職務内容等に係る工夫など、各教育委員会における合理的配慮の在り方等についての事例集を作成する予定です。ついては、改めて依頼させていただきますので、御協力くださるようお願いします。

31. 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について（令和3年4月1日事務連絡）

事務連絡
令和3年4月1日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月から2月にかけて教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に御協力いただきました「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況（令和元年度）」に関する調査について、この度、別紙のとおり結果を取りまとめましたので、お送りいたします。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。今回の調査結果も踏まえ、大学等においては、都道府県教育委員会等と緊密に連携を図りつつ、下記に留意し、障害のある学生の教育実習の実施に当たっていただくようお願いします。

なお、文部科学省としても、令和3年度予算において必要な経費を計上している「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」（別添参照）の中で「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」を新たなテーマとして設け、教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにすることなどに取り組むこととしております。事業の実施にあたっては御協力いただきますようお願いいたします。

記

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

① 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

② 教育実習受入校との教育実習実施前の調整

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

③ 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

④ 教育実習中の状況把握

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との

調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ 教育実習実施後の成果と課題の把握

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

本件担当

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111 (内線 : 2451, 2453)

Mail : kyo-men@mext.go.jp

32. 教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について（令和4年6月29日事務連絡）

事務連絡
令和4年6月29日

教職課程を置く

各国公立大学
指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について」（令和4年6月3日付4文科教大350号）においてお知らせしました、教職課程を履修する学生を対象とした教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の概要及び教育実習における留意事項についての動画を作成し、公表しました。

本動画では、教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等について端的にまとめていますので、教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業等、また授業外の取組においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

なお、児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画や関連資料を文部科学省のホームページにまとめていますので、こちらも併せて御活用ください。

記

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

○児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたホームページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

本件担当
文部科学省教育人材政策課
教員免許企画室教職課程認定係
Tel : 03-5253-4111（内線：2453）
Mail : kyo-men@mext.go.jp

33.「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について（令和5年5月18日事務連絡）

事務連絡
令和5年5月18日

教職課程を置く各国公立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための 手法の開発に関する研究」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和4年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について、熊本大学に委託し調査研究を実施しました。この度、熊本大学において、大学における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組状況及び大学と教育委員会との連携事例（研究①）並びに児童生徒性暴力等の防止等に資する教育プログラムの開発（研究②）の成果が取りまとめられましたのでお知らせします。

児童生徒性暴力等の防止等については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づき、令和4年4月から、教職課程を有する大学においては、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるための措置を講ずることとされておりますが、本調査研究の研究①の結果においては、その調査対象が一部に限定されているものの、取組状況が必ずしも十分ではないことがうかがえます。教職課程を置く大学等におかれましては、本法の趣旨について今一度御理解いただき、学生の児童生徒性暴力等の理解を深めるため、本調査研究の成果も参照いただき、引き続き教職課程の内外を通じ、児童生徒性暴力等に関する周知徹底に努めていただきますようお願いいたします。また、教職課程の授業科目等において、児童生徒性暴力等の防止に資する学生への指導について検討する際は、熊本大学が取りまとめた本研究②の資料及びICT教材も御活用ください。

また、教師を目指す学生への理解促進への取組は、大学の実情等に応じ、教育課程全体を通じて実施していくことと存じますが、学生が学校現場を経験する機会は、教師として採用される前の教育実習・学校体験活動や学校ボランティア等の比較的早い段階においてもその機会は多々想定されることから、大学においては教育実習等の事前事後指導やオリエンテーション等の様々な機会を捉まえて、学生は絶対に加害者にならないことや、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、学生自身が学校現場において被害を受ける可能性があることも踏まえ、「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について」（令和5年3月29日付4教教人第48号）も再度御確認の上、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保できるよう学内の体制を整備していただきますようお願いいたします。

<参考>

○児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～（児童生徒性暴力等の防止等に関する啓発動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=BXrvvP7TWks>

○児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究
（熊本大学ホームページ）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>

○教職員等による児童生徒性暴力等の防止
(熊本大学が作成した ICT 教材)

https://www.youtube.com/watch?v=_TJ6zn_bWRw

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2453)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

34. 教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（令和5年10月27日事務連絡）

事 務 連 絡
令和5年10月27日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（依頼）

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年9月27日文部科学省総合教育政策局長通知）にて御連絡したとおり、教科に関する専門的事項に関する科目（以下「教科専門科目」という。）の科目区分数が多い中学校の理科、技術及び家庭並びに高等学校の理科、家庭及び情報（以下「対象教科」という。）について、科目区分の統合等を行うため、教育職員免許法施行規則を改正しました。

ついては、対象教科の教職課程を置く大学においては、令和6年度から改正後の教育職員免許法施行規則に基づく教職課程を開始することとなります。対象教科の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回依頼する変更手続については、対象教科に関する「教科及び教科の指導法に関する科目」に関するものとし、その他の令和6年度に係る教職課程に関する教育課程の変更については、教職課程認定申請の手引きによる通常の変更届の提出方法に沿って、変更後の教育課程を実施する前までに提出して差支えないことを申し添えます。

記

1. 対象となる大学等
対象教科の教職課程を置く各国公私立大学（専修免許状に関する教職課程は除く。）
2. 書類提出期限
令和6年2月29日（木）
3. 必要書類及び書類の作成方法等
別添の「教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領」を確認すること。

以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室教職課程認定係
TEL:03-5253-4111（内線2451、2453）
Mail:kyo-men@mext.go.jp

教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

対象教科の教職課程を置く各国公立私立大学

(2) 提出期限

令和6年2月29日(木)

(3) 提出方法

《提出書類》

①かがみ(別紙1)

②変更一覧表(別紙2)

③対象教科に係る教科及び教科の指導法に関する科目等の変更届新旧対照表(別紙3)

※教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届のため、授業科目の新設・廃止及び名称変更等並びに教職専任教員の変更・追加等がない場合も提出すること。

※様式については、本事務連絡に添付する様式を使用することとし、対象教科に係る「大学が独自に設定する科目」に変更がある場合は、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」を合わせて提出すること。

《提出方法》

・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること(書類の郵送及び持参の必要はない。)。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接 PDF ファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。

(電子ファイル名) **【〇〇大学】対象教科に関する変更届.pdf**

・1大学当たり、1ファイルの提出とすること(複数学科等に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。)

・各様式は①、②、③の順に並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

・PDF ファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。

1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること。

2) ページレイアウトは「連続」

3) 表示比率は「幅に合わせる」

※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/e54f6a054d414a808469d2c606145037>

※提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。

<https://forms.office.com/r/TVsQt5Qa5P>

2. 作成要領

(1) かがみ(別紙1)

1大学の複数学科等に対象教科の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。(学科等ごとの教職課程の別は別紙2の「変更一覧表」に記載すること。)

①文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

②文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。

③「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者(設置者)名

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者(設置者)の長の職名及び氏名

国立大学→国立大学法人の長

公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長

私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

④押印は不要とする。

⑤件名の括弧内について変更届を提出する教科のみを記載すること(中高の別は不要)。

(記入例)

| | |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (様式第1号 届出 (かがみ)) | 文書番号 ① 令和〇年〇月〇〇日 |
| ② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿 | ③ |
| | 届出者 (設置者) 名 届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 ④ |
| | ⑤ 〇〇大学の教科専門科目改正対象教科 (理科・技術・家庭・情報) に係る変更について (届出) |
| この度、令和5年9月27日に公布された教育職員免許法施行規則の改正に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。 | |

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類及び変更内容について記載すること。対象教科の教職課程を置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定申請の手引き (令和6年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・変更一覧表の順番に揃えて提出すること。
- ・科目区分は変更となるが、授業科目に変更がない場合は変更内容等に記載は不要。
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」に設定している授業科目を「大学が独自に設定する科目」に変更する場合は、当該授業科目の変更内容等において、「教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表」では削除、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」では科目区分変更と記載すること。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教職課程、教育研究組織以外に変更がない場合については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本改正による教職課程の開始は、令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、在校生にも対応することは可能であるため、その場合は新旧対照表の備考に記載すること。

35. 教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について（令和4年10月3日事務連絡）

事 務 連 絡
令和4年10月3日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状
コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」（令和4年7月28日 文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）にて御連絡したとおり、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、関係規則等が改正されるとともに、新たに特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムが策定されました。

については、特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、既存の授業科目の点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月から、改正後の教職課程を開始することとなります。

改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 対象となる大学等

特別支援学校教諭の教職課程を置く各国公私立大学

2. 書類提出期限

○令和5年4月開始の場合：令和5年2月末

○令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届提出要領」参照

（本件担当）教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
Tel：03-5253-4111（内線2453）
Mail：kyo-men@mext.go.jp

「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届」提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く各国公私立大学

(2) 提出期限

- ・令和5年4月開始の場合：令和5年2月末
- ・令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

(3) 改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届の提出方法

《提出書類》

- ・かがみ
 - ・変更一覧表
 - ・新旧対照表（科目の新設や授業内容の変更、教員の変更・追加等がない場合も提出必須。）
 - ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）
 - ・対象科目のシラバス（特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムへの対応科目のみ対象。新設や授業内容の変更がない場合も提出すること。）
 - ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（担当教員に専任教員を追加等する場合のみ提出すること。兼任教員・兼任教員に係る変更の場合は提出不要。なお、教育研究業績書には、今回変更届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）
 - ※シラバス及び履歴書、教育研究業績書は、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。その他様式については、本事務連絡に添付する様式を使用すること。
- （URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

《提出方法》

- ・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること。（書類の郵送及び持参の必要はない。）紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。
（電子ファイル名）【〇〇大学】特支免教職課程に関する変更届.pdf
- ・1大学あたり、1ファイルの提出とすること。（複数学科に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。）
- ・各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。
①かがみ→②変更一覧表→③新旧対照表→③コアカリ対応表（一覧）→④シラバス→⑤履歴書・教育研究業績書
※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。
- ・PDFファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。
1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること 2) ページレイアウトは「連続」
3) 表示比率は「幅に合わせる」
※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/91016d1e96374d55924f8fd5f96828bb>

- ※ 提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。
<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJKjbwPnpL4BNwpLVfY1Mn41EUiU6UwRUNKZHNURKRkhITFFDWFpZU1g5VkgORk9KSS4u>

2. 作成要領

(1) かがみ〈別紙1〉

1 大学の複数学科に複数の特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。（学科等ごとの教職課程の別は「変更一覧表」に記載すること。）

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
令和〇〇年〇月〇〇日
①

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿
②

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇
④

〇〇大学の改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に
関する変更届の提出について

このたび、令和4年7月28日に公布された教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校
教諭免許状コアカリキュラムの策定等に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類(領域)、変更内容について記載すること。特別支援学校教諭免許状の教職課程を複数置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定の手引き(令和5年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。なお、以下の点については通常の変更届の作成方法とは異なるため、留意すること。

- ・ 開設する科目のうち、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと(記載例参照)。
- ・ 第3欄の科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」(重複障害)又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「中心」又は「含む」欄には、「重」又は「発」と記載し、併せて「備考」欄に、当該授業科目に含まれる障害を下記のとおり略記すること。

〔「重複障害」→「重複」、「言語障害」→「言語」、
「自閉症」→「自閉」、「情緒障害」→「情緒」、
「学習障害(LD)」→「LD」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」→「ADHD」〕

(4) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧) (別紙4)

大学において、(参考)コアカリキュラム対応表(見本)を参考とし、該当する授業科目の内容を点検し、一覧を作成すること。なお、本一覧に記載する授業科目は、コアカリキュラムに対応した授業科目(新旧対照表に○を付した授業科目)のみを記載すること。

(5) シラバス

上記(4)の対応表(一覧)に記載した授業科目(新旧対照表に○を付した授業科目)は全て提出すること。担当教員及び授業内容に変更がない場合も提出は必要。

(6) 履歴書・教育研究業績書

履歴書・教育研究業績書は、専任教員を追加等する場合に限り提出すること。

※教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは以下のとおり。

| | |
|------------------------------|----|
| 専任教員を追加する場合 | 必要 |
| 既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合 | 必要 |
| 既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合 | 必要 |
| 専任教員を削除する場合 | 不要 |
| 既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合 | 不要 |
| 既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合 | 不要 |
| 専任教員の氏名の姓を変更する場合 | 不要 |

書類の作成に当たっては、「教職課程認定の手引き（令和5年度開設用）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」の「（8）様式第4号」を参照すること。

なお、履歴書・教育研究業績書における押印は不要である。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本件改正に伴う教職課程の開始は、原則令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、令和5年度入学者から対応することも可能であること。その場合は、令和5年2月末までに変更手続を行うこと。

36. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

I. 策定の背景

Society5.0時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中であって、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するのではなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

II. 教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないように、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

①教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、Ⅲで示す観点の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。

②教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断すべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

③教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、①学科等の目的・性格と免許状との相当関係、②教育課程、③教員組織、④施設・設備、⑤教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

④教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

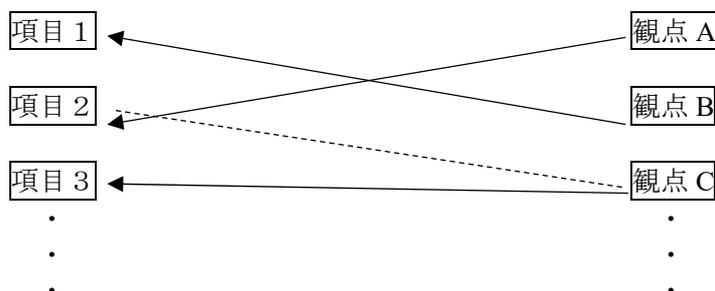
2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点



以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

①教育理念・学修目標

[大学全体レベル※1] [学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況
：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等
 - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等
 - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等
- ※1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

②授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等
- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
：ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性
：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
：例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況
：1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等

- ・教育課程の充実・見直しの状況
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

[授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況
：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況
：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等
- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況
：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

③学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

[学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築
：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等
 - ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況
：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ※2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

[授業科目レベル]

- ・成績評価の状況
：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

④教職員組織

[大学全体レベル※3]

[学科等レベル]

- ・教員の配置の状況
：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等
- ・教員の業績等
：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等
- ・職員の配置状況

- ：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等
- ・FD・SDの実施状況

：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

※3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」(IV)を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

[授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況
 - ：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

⑤情報公表

[大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
 - ：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等
- ・学修成果に関する情報公表の状況
 - ：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等
- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
 - ：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができるか

⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

[大学全体レベル※5]

[学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
 - ：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等
- ・学生に対する履修指導の実施状況
 - ：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ・学生に対する進路指導の実施状況
 - ：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等

※5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

⑦関係機関等との連携

[大学全体レベル]

- ・教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
 - ：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等
- ・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
 - ：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供で

きているか 等

- ・学外の多様な人材の活用状況

:学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等

III. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまで、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の中で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系的性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に応じて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと
- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされないことがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・ 2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・ 2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・ いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・ 事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・ 最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン 検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実に努めることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
- 自己点検・評価の観念の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携
※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観念を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応
※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

37. 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について（令和2年10月5日通知）

2 教 教 人 第 2 3 号
令和2年10月5日

教 職 課 程 を 置 く 各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課長
中 野 理 美
(公印省略)

初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
今 井 裕 一
(公印省略)

初等中等教育局教育課程課長
滝 波 泰
(公印省略)

「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」
(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会) の送付について (通知)

教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、「学校の ICT 環境整備の充実に対応した教員養成等の充実にについて」（令和2年3月6日付け元教教人第41号総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知）を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教員を確実に養成できるよう、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、各大学等に求められる具体的な取組について、別紙のとおり「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（以下「ICT 活用指導力の向上に関する取組」という。）が取りまとめられましたので、送付します。

各大学等におかれては、「ICT 活用指導力の向上に関する取組」を踏まえ、学生が教師の ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において作成された学校における ICT を活用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを大学等の授業等において活用したり、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学等の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証したりするなど、更なる取組の推進をお願いいたします。なお、今後、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定としています。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、教員養成段階での取組としての「ICT 活用指導力の向上に関する取組」について御承知おきいただくとともに、教育公務員特例法第22条の5に定める教師の資質能力の指標の策定に関する協議等を行うための協議会等を通じ、大学等と積極的に連携して、教師の ICT 活用指導力の向上方策について検討の上、教師の資質能力の指標や教員研修計画に位置付け、教員研修のより一層の充実が図られるようお願いいたします。

(本件担当)

1. 大学での教員養成に関すること
総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)
2. 教師の ICT 活用指導力充実にに関すること、情報活用能力の育成に関すること
初等中等教育局情報教育・外国語教育課情報教育振興室
TEL 03-5253-4111 (内線 2090)
3. 各教科等の指導における ICT の活用に関すること
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
TEL 03-5253-4111 (内線 2367)

教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について

令和 2 年 10 月 5 日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」（令和元年 12 月 中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会）においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることで、情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されることとなることが、「2020 年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられている。
- また、ICT 環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動などが可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。特に、GIGA スクール構想の加速により、児童生徒「1 人 1 台端末」の教育環境が実現することで、遠隔・オンライン教育を含め、ICT を活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。
- 今後、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになるため、教師が ICT 活用指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、教師を支援するツールとして ICT を活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICT を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をしていく力を身に付けていくことが求められる。
- 教員養成段階においては、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に加えて、平成 28 年 11 月の教育職員免許法の改正及び平成 29 年 11 月の教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の改正により、「各教科の指導法」に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成 31 年 4 月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- 教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）においては、既に取組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師の ICT 活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進めることが必要である。
今後、教師の ICT 活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。
- なお、こうした教師の ICT 活用指導力を身に付けていく上で、その前提となる取組として、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であり、このため、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが望まれる。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できるよう環境整備に努めることも望まれる。
- また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、各大学等の取組もこうした変化に遅れることなく対応していくことが必要である。各大学等においては、学生に最新の教育環境を踏まえた教師の ICT 活用指導力を身に付けさせ、これからの学校現場をリードする人材として育成していくために、より積極的な取組が期待される。

1. 教師の ICT 活用指導力として必要となる資質・能力

- 教師の ICT 活用指導力について、教職課程においては「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」に含めることとする情報機器及び教材の活用として取り扱うこととなる。より具体的な内容としては、教職課程コアカリキュラムにおいて、必要となる資質・能力が到達目標として示されている。
- 「教育の方法及び技術」では次の2つの到達目標が示されている。
 - ① 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
 - ② 子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。
- 「各教科の指導法」では次のとおり、当該教科の特性に応じた情報機器の活用について、「教育の方法及び技術」で示された2つの到達目標を1つの到達目標にまとめて示されている。
 - ・当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「情報機器の操作」についても教職課程の学生はその単位の修得が必要であり、さらに、大学によっては大学が独自に設定する科目等においても関連する科目が開設されている場合もある。
- このように教職課程においては、教師の ICT 活用指導力について複数の科目にわたって取り扱うこととなるものであることから、各大学等においては、学生が教師の ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、各科目の役割を明確にしながら、教育課程を編成することが求められる。
- 文部科学省においては教師の ICT 活用指導力について、教師が ICT を適切に活用して指導することや、児童生徒が ICT を適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）において、以下の A～D の大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ 4 つのチェック項目に分けて示している。
 - ・ A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
 - ・ B 授業に ICT を活用して指導する能力
 - ・ C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
 - ・ D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考にして、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考にして、各科目の到達目標や授業内容（教師の ICT 活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

○ 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）

：文部科学省では、教師の ICT 活用指導力を把握するため、毎年、本チェックリストを基に調査を実施。

「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各教科等の指導において ICT を活用する際に、単に ICT 機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、指導が充実したりするわけではない。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質や ICT を活用する利点などを十分理解した上で、ICT を活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。
- 学習指導要領及びその解説においては、各教科等の指導における情報活用能力の育成の在り方や、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、情報機器等の ICT の活用による学習活動の充実について示しているところであり、各教科等の指導に当たって、これらを踏まえることが不可欠である。
- また、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した「教育の情報化に関する手引」（文部科学省）においては、ICT を効果的に活用した学習場面として、
 - ・一斉指導による学び（一斉学習）
 - ・子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
 - ・子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）の3つの分類例に分け、これらをさらに細分化した10の分類例が示されている。また、同手引においては、この学習場面に沿って、小学校、中学校、高等学校の学校段階ごとの各教科等別に、ICT を活用した具体例が示されている。
- さらに、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した動画コンテンツについて、独立行政法人教職員支援機構においては、オンライン講座「学校における ICT を活用した学習場面」などの動画コンテンツをホームページに掲載して提供している。今後、文部科学省においては、各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを順次作成する予定である。
- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計や FD・SD に活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

○「教育の情報化に関する手引」

：新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会が具体的な取組を行う際に参考となるよう、文部科学省ホームページに掲載。各学校段階・教科等における ICT を活用した指導の具体例等を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

○オンライン講座「校内研修シリーズ」

：学校内で実施する校内研修で活用できるよう、講義動画などの研修教材について、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて提供（パスワード等不要）。

教師の ICT 活用指導力に関連しては、令和2年9月現在、No37「学校教育の情報化」、No76「学校における ICT を活用した学習場面」、No78「病弱教育における ICT 活用」が提供されている。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>

○そのほか、教職課程の授業等で活用が考えられる資料

・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」

：学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うに当たって参考となるよう、各教科等の指導における ICT の効果的な活用についての参考資料を文部科学省ホームページに掲載。本資料は令和2年9月時点のものであり、今後、

随時更新をしていく予定。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html

- ・「小中高等学校における ICT を活用した学習の取組事例」（令和 2 年 5 月）
：新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業下における家庭での学習を支援するための教育委員会・学校の取組事例を文部科学省において取りまとめ、学校現場での活用に資するよう文部科学省ホームページに掲載。
https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである（小学校学習指導要領解説【総則編】）。
- また、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICT も活用した指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。これにより、多様な学習活動の展開が期待される。
- 教職課程においては、教育職員免許法施行規則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容について「各教科の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、「教育の方法及び技術」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」に含むものとしている。
- 各大学等においては、各教科等における ICT 活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師の ICT 活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

○小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示）（抜粋）

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領も同趣旨の記載あり。

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 第 2 の 2 の (1) に示す 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、

繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

○ 教育職員免許法施行規則第3条 表 備考

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

38. 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

事務連絡
令和6年4月30日

教職課程を置く

国公立大学教職課程担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年4月26日付で、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長宛に、別添のとおり、令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験の実施に関する留意点等について、通知を发出了しました。

この通知の中では、教員採用選考試験の現状を踏まえ、教師志願者の増加を図り、質の高い教師の確保に繋げる観点から、各教育委員会に対し教員採用選考試験の第一次選考の実施日程について前倒しの検討を求めており、今後、各教育委員会において、対応方針の検討が行われていくものと考えております。各大学におかれましては、教員採用選考試験の実施日程等について、地域の教育委員会と情報共有を図っていただくようお願いします。

あわせて、各大学におかれましては、令和4年12月の中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）等においても示され、従前からお願いしているとおり、理論と実践の往還を重視する観点から、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、例えば、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部を代替する方法、異なる学年の学生が同時に参加する形をとることで上級生がメンターとしての役割を担うように工夫するなど、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

【参考】

○「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（中教審第240号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

○公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示

https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf

【別添資料】

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

（令和6年4月26日付6文科教第261号）

<本件担当>

文部科学省教育人材政策課企画係

Tel：03-5253-4111（内線：3970）

Mail：kyoikujinzai@mext.go.jp

39. こども基本法の施行について（令和5年4月1日通知）

こ総政第2号
令和5年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公印省略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策本法における「こども施策」は、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる。

（1）こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

（2）一体的に講ずべき施策とは、例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

といった施策が含まれると解される。

このように、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策

など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念（第3条関係）

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下の平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、（1）こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、（2）主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、（1）「こどもに関する施策」は、（2）「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポータ

一のような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条関係）

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条・第14条関係）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づき都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
 - ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
 - ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版（令和5年4月版）】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

Q4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。【第8条・第9条関係】

A4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる。

Q6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県こども計画及び市町村こども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされている。

国のこども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体こども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体こども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体こども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体こども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体こども計画は各自治体におけるこども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、子ども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、子ども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、子ども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するにあたって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率 1/2 が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、子ども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。子ども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめる、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定にあたって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村でこども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせてこども計画を策定することを検討しているが、国として自治体こども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えている

A16 自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 こども基本法第9条には、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。こども施策は、こども基本法第2条第2項において(1)こどもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、こども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、こども大綱を勘案して作成する必要がある自治体こども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」であり、こども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することとなっており、こども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それともこども基本法に規定される自治体こども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体こども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第13条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第13条第2項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機

な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第 11 条は、こども 施策 に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当 たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方 法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第 11 条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第 11 条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当 たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを 義務付ける規定が設けられている。令和 5 年 3 月に内閣官房においてこども政策決定過程 におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまと めたので、御確認いただきたい（※）。

（※）https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り 方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティ ブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用し つつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、

例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNS を活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場 所を 通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生 活の場 に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目 的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、 様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和 5 年 3 月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関 する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地 方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えら れる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、フ

ァシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第 14 条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々のこどもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報との適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

【第 17 条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようにになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力に推進する役割を担うことが想定される。



●が検討会議のアウトプット・方向性

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と協同的な学びに関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず教育全体の質の向上に寄与
 - ⇒ 特別支援教育の専門性を担い、特別支援教育に関わる教師を増やしていくこと必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験無し。
 - ⇒ 多くの学校で特別支援学校等で教職経験の無い校長が特別支援教育を登壇学校経営を実施
- ・小学校等の特別支援学校級の臨時任用教員の割合は、主任級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上
 - ⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて長期的視野にたって計画的に育成配置されているとはいえない状況

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学校等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務教員、教職大学院等）

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内は特別支援教育を複数年経験

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業・OJTの推進
- 特別支援学校等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



管理職



中堅（10年目～）



初任者～10年目



養成段階

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視察調査領域、履修障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
 - ・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
 - ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
- 【研修】・免許を保有しない特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
 - ・教育養成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
 - ・特別支援学校教諭免許状保有率
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）字ひらボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教育養成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



教育委員会

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修等

●NISE（字ひらボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

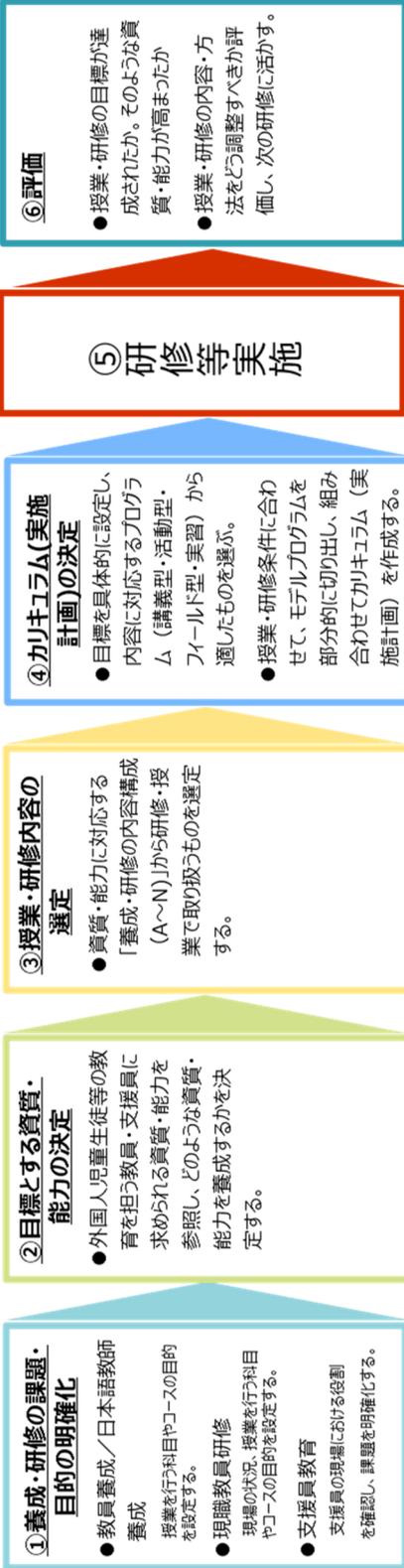
スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかには検討・対応に着手し、R6年度には実現できるような取り組み。

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要
 ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
 (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

モデルプログラムの活用の方法



| 資質・能力の4要素と課題領域 | | 求められる具体的な力 | 養成・研修の内容構成 |
|----------------|------------|--------------------------------------------------------|-----------------------|
| 捉える力 | 子どもの実態の把握 | 文化間移動と発達の違いの視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。 | A 外国人児童生徒等教育の課題 |
| | 社会的背景の理解 | 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的・歴史的文脈に位置付けることができる。 | B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策 |
| 育む力 | 日本語・教科力の育成 | 外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。 | C 学校の受入れ体制 |
| | 異文化間能力の涵養 | 外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。 | D 文化適応 |
| つなぐ力 | 学校づくり | 保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。 | E 母語・母文化・アイデンティティ |
| | 地域づくり | 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。 | F 言語と認知の発達 |
| 変える/変わる力 | 多文化共生社会の実現 | 社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。 | G 日本語の特徴 |
| | 教師としての成長 | 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。 | H 子どもの日本語教育の理論と方法 |
| | | | I 日本語指導の計画と実施 |
| | | | J 在籍学級での学習支援 |
| | | | K 社会参加とキャリア教育 |
| | | | L 保護者・地域とのネットワーク |
| | | | M 現場における実践(実地教育・研修) |
| | | | N 成長する教師(教員・支援員) |

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

42. 学校安全について

| 第3次学校安全の推進に関する計画（概要） | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------|----------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項） ● 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間） | | | | | |
| I 総論 | | | | | |
| 第3次計画の策定に向けた課題認識 | 施策の基本的な方向性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○ 学校安全の取組内容や意識の差 ○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成） | | | | |
| 目指す姿 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること | | | | | |
| II 推進方策 | | | | | |
| <p>➡ 5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る</p> <p style="text-align: center;">教員養成について言及あり</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">1. 学校安全に関する組織的取組の推進</td> <td>2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進</td> <td>3. 学校における安全に関する教育の充実</td> <td>4. 学校における安全管理の取組の充実</td> </tr> </table> <p>5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等</p> | | 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 | 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 | 3. 学校における安全に関する教育の充実 | 4. 学校における安全管理の取組の充実 |
| 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 | 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 | 3. 学校における安全に関する教育の充実 | 4. 学校における安全管理の取組の充実 | | |
| 第3次学校安全の推進に関する計画（教員養成に関する部分の抜粋） | | | | | |
| <h3>II 学校安全を推進するための方策</h3> <h4>1. 学校安全に関する組織的取組の推進</h4> <h5>（6）教員養成における学校安全の学修の充実</h5> <p>教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、<u>教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。</u>しかしながら、大学等の教員養成機関では、<u>学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点</u>が懸念されている。</p> <p>また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上で<u>どのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。</u>さらに、<u>防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。</u></p> <p>国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。</p> | | | | | |

教職課程コアカリキュラム (学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3)学校安全への対応

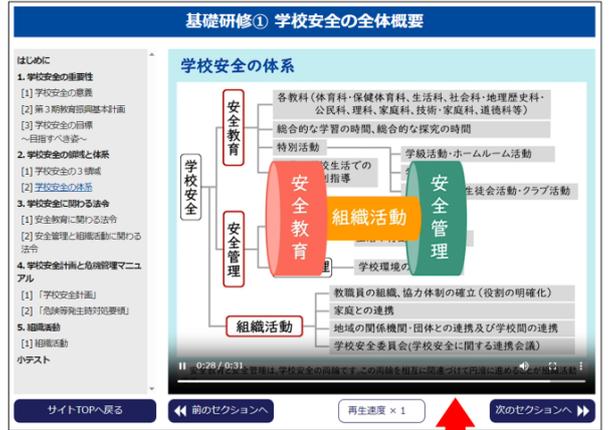
一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

「学校安全ポータルサイト」「学校安全e-ラーニング」等について

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に付けるためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。

学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



| コース名称 | 対象者 | 学習目標 | コース |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 基礎研修①～③ | 教職員を目指す学生等 | ● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。 | 基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③ |
| 初任者等向け研修 | 教職員として1年目からのおおむね5年目程度の方 | ● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。 | 初任者等向け研修 |
| 中堅教職員向け研修 | 教職員歴がおおむね6年以上で、各校園において中堅となって活動する教職員 | ● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの策定・見直し、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。 | 中堅教職員向け研修 |
| 管理職向け | 管理職、又はそれに準ずる立場の方 | ● リーダーシップを発揮して、校内における | |

(参考) 大川小学校事故の概要

校長等、教育委員会は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったが、これを怠った等の判決が出されました

平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名(児童4名、教職員1名)を除く多くの児童・教職員が被災した。



大川小学校事故及び訴訟判決について

1. 大川小学校事故の概要

平成23年3月、東日本大震災の津波により、石巻市立大川小学校において、学校管理下で児童74名(うち4名行方不明)、教職員10名の犠牲を出した。

2. 訴訟の経緯

- 平成26年3月、遺族の一部が宮城県、石巻市を相手に提訴(請求総額23億円)。
- 平成28年10月26日の第一審判決では、地震発生直後の教育らによる児童らの避難誘導に過失があったと認定され、宮城県及び石巻市に約14億2600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県、遺族双方とも判決内容を不服として控訴。
- 平成30年4月26日の控訴審判決では、事前防災に焦点を当てた判断が示され、校長等及び市教育委員会の過失を認め、宮城県及び石巻市に約14億3600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県は最高裁判所に上告。
- 令和元年10月10日の最高裁判決において、上告棄却となり、控訴審の判決内容が確定した。

3. 控訴審判決の概要

- ①校長等・石巻市教委は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったがこれを怠った。
- ②石巻市が大川小学校を避難所として指定したのは誤りであった。校長等は、独自の立場からハザードマップを批判的に検討すべきであり、地震・津波による堤防損壊の知見を活用すれば、大川小への津波到来を予見できた。
- ③津波が来ないという地域住民の認識は合理的根拠を欠くものであり、校長等は、住民を説得し、その認識を改めさせるべきであった。
- ④他に適当な避難場所がないことから、「バットの森」(大川小正門から約850m)を避難場所と定めておくべきであり、校長等は、プレハブ小屋や夜間照明等を設置するよう市教委に申し出る義務があった。

- 文部科学省は、最高裁判決を踏まえて、令和元年12月5日に「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」を通知し、各学校における危機管理マニュアルの見直し、教育委員会による学校のマニュアルの点検や教職員への研修の実施等を依頼したところ。

43. 教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日事務連絡）

事務連絡
令和5年12月1日

教職課程を置く

各国公立大学

指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）

平素から文部科学行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により学校と地域が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。

特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成29年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、本年5月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えています。このため、教職課程を履修する学生にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動についての理解を深めていただく必要性が増している状況です。

文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知と取組の充実を図るため、制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、取組事例、関係会議の資料等を、下記のとおり公表しています。教職課程を置く大学等におかれては、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）に示す「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に関する科目等で「学校と地域との連携」の内容を取り扱う際には、これらの資料等も御活用いただき、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての学生の理解がより一層深まるよう御検討をお願いします。

記

- パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- 学校と地域でつくる学びの未来
※制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、全国の取組事例等を掲載しています。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

地域学校協働推進室地域学校協働企画係

電話：03-5253-4111（内線：3284）

Mail：s-manabi@mext.go.jp

44. 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

～「無意識の思い込み」に気付くために～

※文部科学省委託事業 令和2年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」にて国立女性教育会館が作成。

男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

<研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

| 主な対象 | ケース(動画) | | | |
|----------------------------------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 小学校教員 【初期・中期】 | ケース1 教室の日常 (家庭科・保健) | ケース2 学校行事(卒業式) | ケース3 小学校での キャリア教育 | ケース4 ワーク・ライフ・ バランス |
| | ケース5 教室の日常 (理科の授業) | ケース6 学校行事(体育祭) | ケース7 大学の 専攻分野の選択 | |
| 中学校・高校教員 【初期・中期】 | ケース8 教室の日常 (校務分掌) | ケース9 教室の日常 (校務分掌) | ケース10 ミドルリーダー への働きかけ | ケース11 男性教員の 教育観 |
| | ケース11 男性教員の 教育観 | | | |
| 管理職/管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】 | | | | |

◆ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

<研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



<詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/141625_8_00002.htm



学校現場における「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気がつきましょう

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。

まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介 ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。だけどうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしるとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います？」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。
 女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。



スタディーエックス スタイル 「StuDX Style」について

1人1台端末の活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っています。

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

慣れる
つながる
活用

各教科等
での活用

"すぐにでも" "どの教科でも"
"誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

- 教師と子供が
つながる
- 子供同士が
つながる
- 学校と家庭が
つながる
- 職員同士で
つながる

GIGAに慣れる。(文房具や教員として使えるようにする)

慣れる
つながる
活用

各教科等
での活用

準備中

各教科等における
1人1台端末の活用

| | | | | |
|-----|------|--------------|-------------|---------------|
| 小学校 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
| | 生活 | 音楽 | 図画工作 | 家庭 |
| | 体育 | 外国語活動 外国語 | 特別の教科 道徳 | 総合的な 学習の時間 |
| | 特別活動 | | | |
| 中学校 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 |

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

StuDX Style (慣れるつながる活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

StuDX Style (各教科等での活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>

249

46. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

| 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)の概要 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 趣旨 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする | |
| 第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等 | |
| 子どもの読書活動に関する取組の現状 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少 | |
| 子どもの読書活動の現状 | |
| 不読率の現状 | 新型コロナウイルスの感染拡大 |
| <p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性 ○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 <p>(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p> |
| 読書量・読解力の現状 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」) ○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD生徒の学習到達度調査2018年調査) | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 基本的方針 | |
| <p>急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する</p> | |
| 1 不読率の低減 | |
| <p>就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実</p> <p>不読率が高い状態の続く高校生:探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等</p> | |
| 2 多様な子どもたちの読書機会の確保 | |
| <p>障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備</p> | |
| 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備 | |
| <p>社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める</p> | |
| 4 子どもの視点に立った読書活動の推進 | |
| <p>子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる</p> | |
| 第3章 子どもの読書活動の推進体制等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める ○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条) ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能 | |
| 市町村 | <p>市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)</p> <p>目標:市:100% 町村:80%以上</p> |
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有 |

| 第4章 子どもの読書活動の推進方策① | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 子どもの読書活動の推進に当たっては、 家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある | |
| I 共通事項 | |
| 1 連携・協力 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力 ○地域における学習資源・人的資源の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の図書等資料の有効活用、<u>読書バリアフリーコンソーシアム</u>の推進等 ・地域学校協働活動の推進(<u>コミュニティ・スクールとの一体的な推進</u>) ・読書活動など体験活動に関する<u>ポータルサイトの構築</u> | |
| 2 人材育成 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○<u>読書バリアフリー法</u>やICT環境の変化を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・司書等の<u>講習・研修等の見直し</u> ・国が実施する講習の<u>オンライン化の推進</u> | |
| 3 普及啓発 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(<u>子どもの読書活動推進フォーラム</u>) ○文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(<u>幼児教育関係分野</u>) | |
| 4 発達段階に応じた取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○多様な子どもの状況に応じ、<u>乳幼児期からの切れ目ない支援の促進</u>(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等) ○不読率の状況を勘案し、<u>学校種間の移行段階に着目した取組の促進</u>(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等) | |
| 5 子どもの読書への関心を高める取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○<u>子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進</u>(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等) ○ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等) ○全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等) | |
| II 家庭 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>家庭教育支援チームの配置促進</u>を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進 | |

3

| 第4章 子どもの読書活動の推進方策② | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの読書活動の推進に当たっては、 家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある | |
| III 地域(図書館) | IV 学校等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> <u>多様な子どもたちの読書機会の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アクセシブルな電子書籍・書籍等</u>(点字資料等)の整備・提供 ・<u>多言語・やさしい日本語</u>による利用案内 ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 <u>デジタル社会に対応した読書環境の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実</u> ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) <u>子どもの視点</u> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への企画段階からの<u>子どもの参画</u> ・<u>子どもの要望を取り入れた資料・環境整備</u> (YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり) ○図書館の設置・運営及び資料の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図書館資料の計画的整備</u> ・<u>施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進</u> ・「<u>望ましい基準</u>」の見直しの検討 ○司書等の配置の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> <u>多様な子どもたちの読書機会の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校含めた<u>学校図書館資料</u>の整備 ・<u>多様な背景を持つ子ども</u>への読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携 (団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) <u>デジタル社会に対応した読書環境の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1人1台端末の活用</u>(学校図書館システム等のリンク等) ・<u>電子書籍貸出サービスの導入</u>(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 <u>子どもの視点</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子どもの意見聴取の機会の確保</u> ・図書委員等の<u>子どもの学校図書館の運営への主体的な参画</u> ○学校図書館資料の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第6次学校図書館図書整備等5か年計画</u>に基づく整備推進 ・「<u>学校図書館ガイドライン</u>」等の見直しの検討 ○司書教諭、学校司書の配置の促進 |
| V 民間団体 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラム</u>の開催 ・<u>専門的知識を有する者の養成</u>(絵本専門士等) ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実) ○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び<u>子どもゆめ基金</u>による助成等 | |

4

47. 学校図書館の充実に向けた取組について

学校図書館の充実に向けた取組について

- ①学校図書館図書標準
 - ②学校図書館への新聞配備
 - ③学校司書
- (参考)授業における学校図書館の活用事例

1

①学校図書館図書標準

- 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定めたもの(文部省初等中等教育局長通知)。
- 特別支援学校については平成19年4月に改正。

ア 小学校

| 学級数 | 蔵書冊数 |
|-------|---------------------|
| 1 | 2,400 |
| 2 | 3,000 |
| 3~6 | 3,900+520×(学級数-2) |
| 7~12 | 5,950+480×(学級数-6) |
| 13~18 | 7,960+400×(学級数-12) |
| 19~20 | 10,360+200×(学級数-18) |
| 31~ | 12,760+120×(学級数-30) |

イ 中学校

| 学級数 | 蔵書冊数 |
|-------|---------------------|
| 1~2 | 4,800 |
| 3~6 | 4,800+640×(学級数-2) |
| 7~12 | 7,260+560×(学級数-6) |
| 13~18 | 10,720+480×(学級数-12) |
| 19~30 | 13,600+320×(学級数-18) |
| 31~ | 17,440+160×(学級数-30) |

ウ 特別支援学校(小学校)

| 学級数 | 蔵書冊数 | |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| | ①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 | ②視覚障害者に対する教育を行う①以外の特別支援学校 |
| 1 | 2,400 | 2,400 |
| 2 | 3,000 | 2,520 |
| 3~6 | 3,900+170×(学級数-2) | 2,520+190×(学級数-2) |
| 7~12 | 5,202+160×(学級数-6) | 2,936+90×(学級数-6) |
| 13~18 | 6,252+110×(学級数-12) | 3,512+90×(学級数-12) |
| 19~20 | 8,050+67×(学級数-18) | 3,952+90×(学級数-18) |
| 31~ | 9,810+48×(学級数-30) | 4,432+24×(学級数-30) |

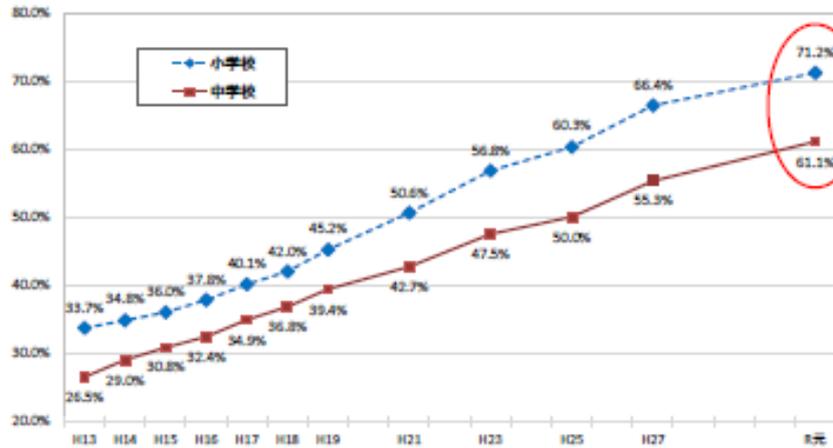
エ 特別支援学校(中学校)

| 学級数 | 蔵書冊数 | |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| | ①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 | ②視覚障害者に対する教育を行う①以外の特別支援学校 |
| 1~2 | 4,800 | 4,800 |
| 3~6 | 4,800+250×(学級数-2) | 4,800+250×(学級数-2) |
| 7~12 | 6,402+182×(学級数-6) | 6,312+112×(学級数-6) |
| 13~18 | 8,724+180×(学級数-12) | 6,960+90×(学級数-12) |
| 19~30 | 11,314+131×(学級数-18) | 8,500+80×(学級数-18) |
| 31~ | 13,816+83×(学級数-30) | 11,520+32×(学級数-30) |

※ ①及び②に關し、施設標準を含めた蔵書の標準額別に決定した教育を行う特別支援学校の蔵書標準額については、当該特別支援学校の全学級数とてその学級数とみなして②又は③の額を適用して算出標準額を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び施設標準額以外の標準額ある児童生徒に対する教育を行う学級の数により算出標準額とする(国庫があるときは既述正入)。

2

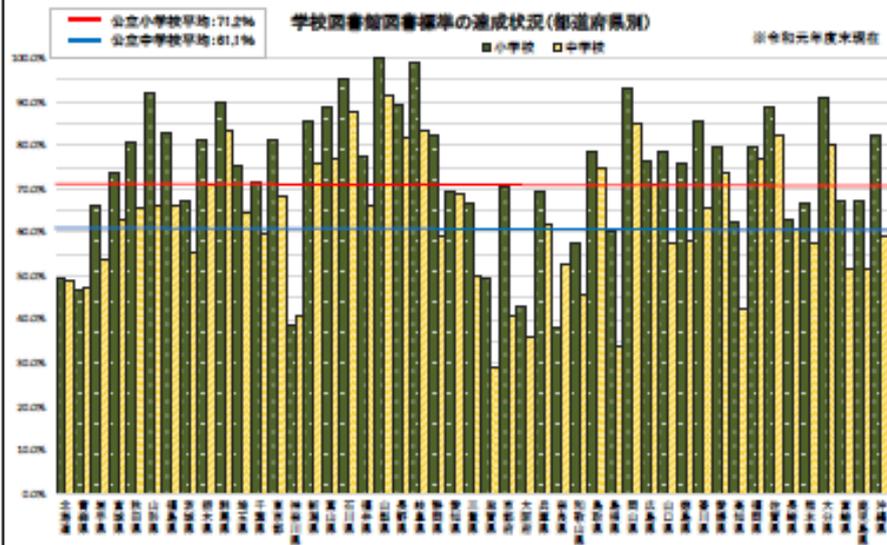
学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立小・中学校の割合)



※平成19年(調査年:平成20年)~27年(問:28年)は隔年、その後令和元年(問:令和2年)に実施
(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

3

学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

4

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(図書整備)

現状

- 図書整備については、平成29年度から開始した第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」において毎年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加しているものの、その割合はまだまだ十分ではない状況。

【達成校の割合：小学校66.4%→71.2%、中学校55.3%→61.1%

(平成27年→令和元年)】

必要性

- 学校図書館の図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、図書標準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

- ◆令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す：
単年度199億円(5か年計995億円)

(内訳)増加冊数分:単年度 39億円(5か年 195億円)

更新冊数分:単年度160億円(5か年 800億円)

5

②学校図書館への新聞配備

<学校図書館(公立)における新聞配備率の推移>

| | | 学校数 (A) | 新聞配置学校 | | 新聞配備紙 | |
|------|-------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 学校数 (B) | 割合 (B/A) | 新聞紙数 (C) | 平均 (C/B) |
| 小学校 | 平成22年 | 21,188 | 3,588 | 16.9% | 4,697 | 1.3 |
| | 平成27年 | 19,604 | 8,061 | 41.1% | 10,284 | 1.3 |
| | 令和元年 | 18,849 | 10,729 | 56.9% | 16,809 | 1.6 |
| 中学校 | 平成22年 | 9,837 | 1,423 | 14.5% | 2,861 | 2.0 |
| | 平成27年 | 9,427 | 3,557 | 37.7% | 6,100 | 1.7 |
| | 令和元年 | 9,120 | 5,177 | 56.8% | 13,925 | 2.7 |
| 高等学校 | 平成22年 | 3,681 | 3,313 | 90.0% | 9,290 | 2.8 |
| | 平成27年 | 3,509 | 3,194 | 91.0% | 8,914 | 2.8 |
| | 令和元年 | 3,436 | 3,269 | 95.1% | 11,551 | 3.5 |

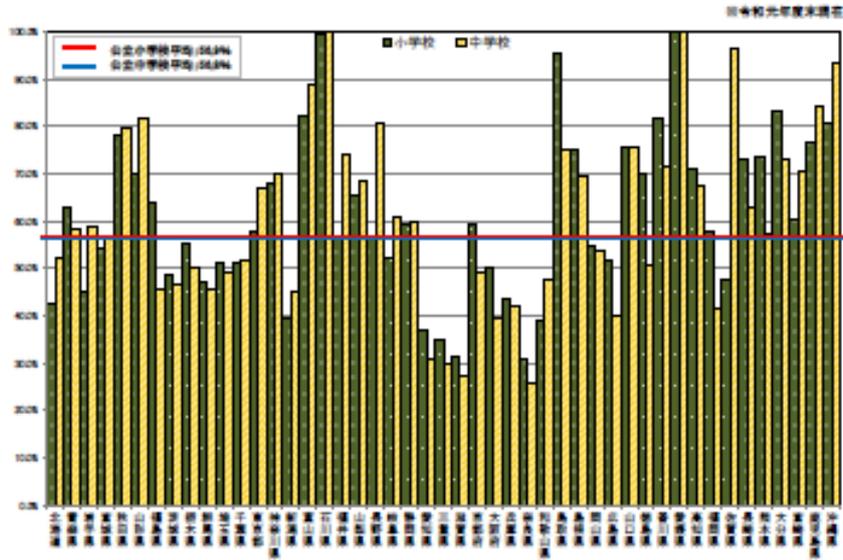
※第5次5か年計画(H29～R3)で、小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等に4紙配置されるよう地方財政措置(150億円)

(平成22年度は5月1日現在、平成27年度・令和元年度は年度末実績)

(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

6

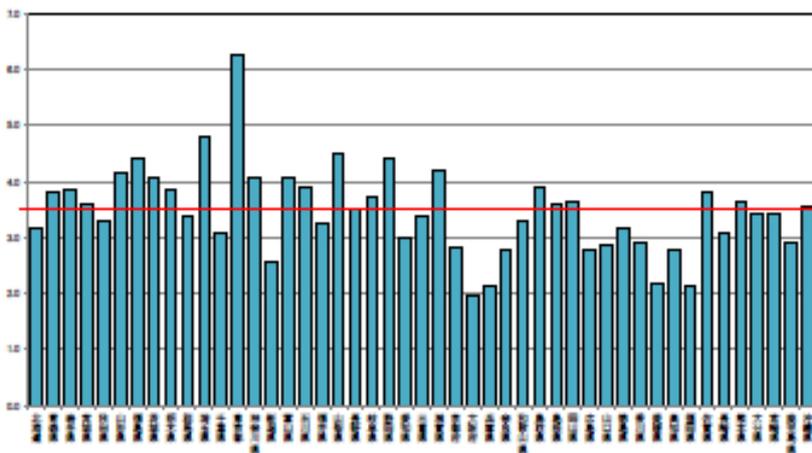
新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)



7

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

<新聞を配備している学校の割合>
 ・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)



8

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(新聞配備)

現状

- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で56.9% (平均1.6紙)、中学校で56.8% (平均2.7紙)、高校で95.1% (平均3.5紙) であり、前回より増加している。

必要性

- 平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、発達段階に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校図書館への新聞配備：単年度38億円(5か年190億円)

(内訳)小学校等(2紙)、中学校等(3紙):26億円(5か年130億円)
高等学校等(5紙) :12億円(5か年60億円)

第5次計画(平成29～令和3年度):総額150億円(小学校等に1紙・中学校等に2紙・高等学校等に4紙)

9

③学校司書

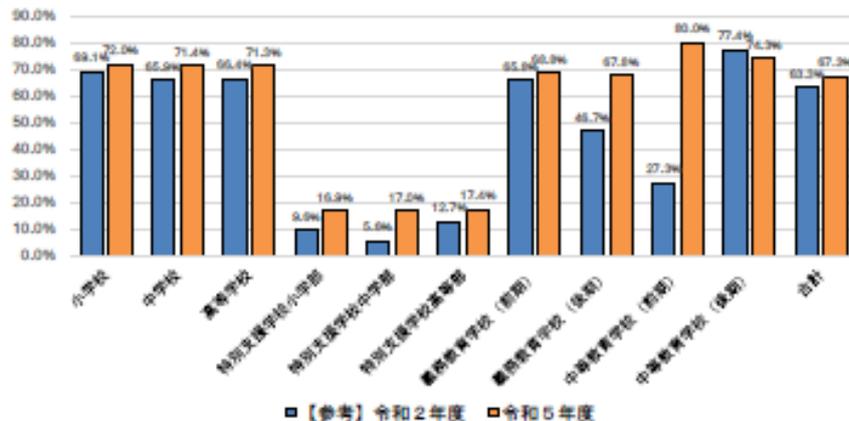
【学校図書館法】

(学校司書) ← 平成29年度改正法の施行

第6条 学校には、前条第一項の図書業務のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の業務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くこととする。

2 置及び地方公共団体は、学校司書の定数の向上を図るため、研修の機会その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

各公立学校種における学校司書の配置の有無 (令和5年5月1日現在)



■【参考】令和2年度 ■令和5年度

※「上」は学校図書館法(第6条)による規定。

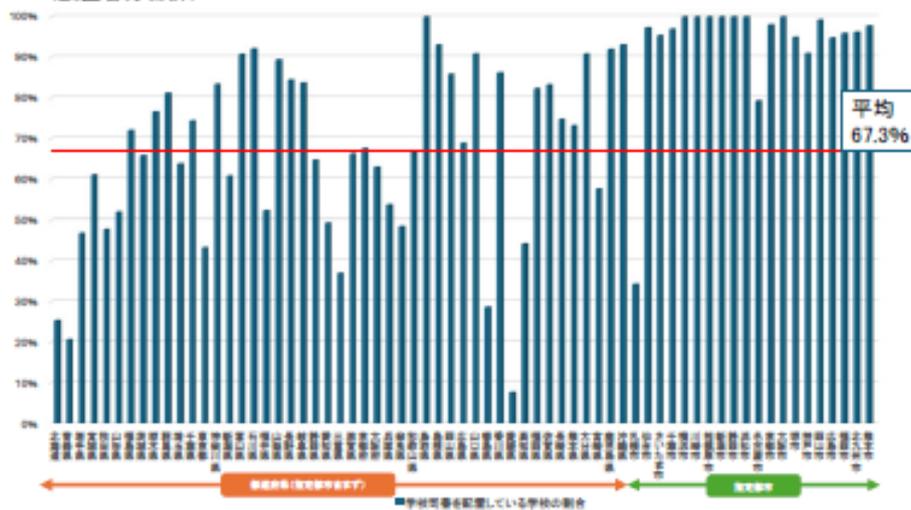
【参考】令和5年度の調査は、令和5年度「学校図書館の運営に関する調査」による。

(出典)文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

10

都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

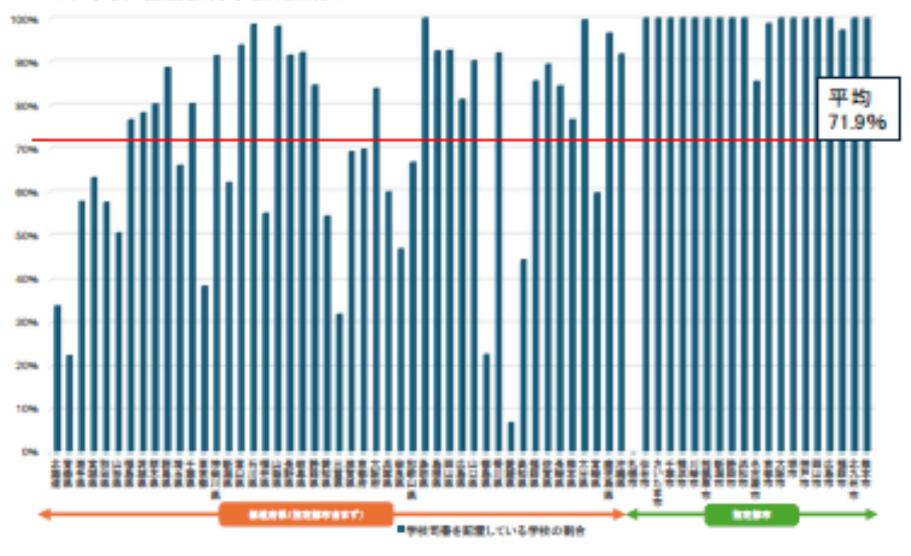
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況
(設置者分合計)



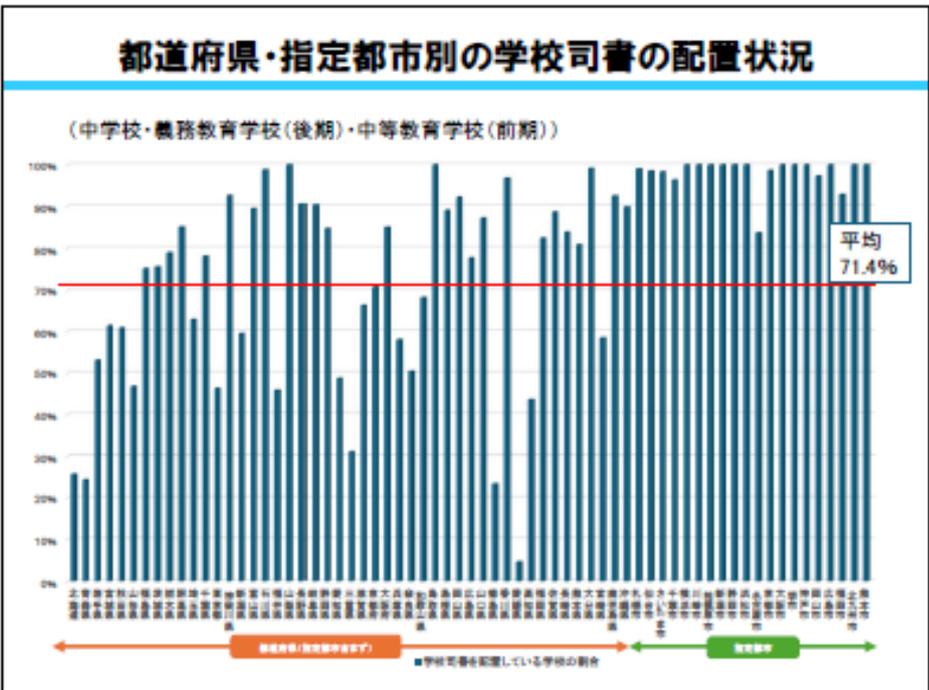
11

都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

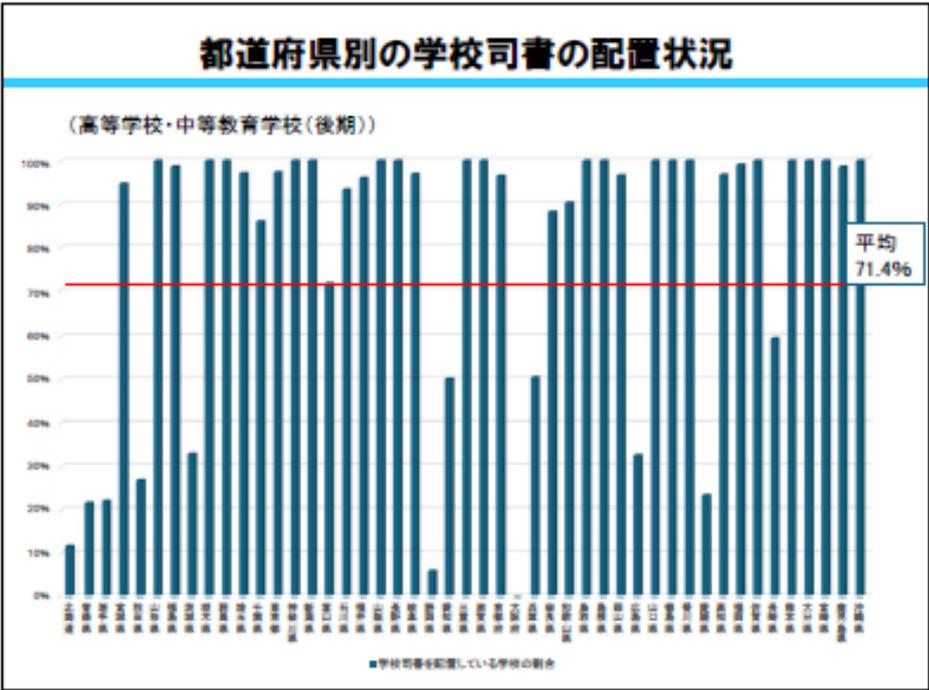
(小学校・義務教育学校(前期))



12



13



14

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(学校司書)

現 状

- 厳しい財政状況中でも、学校司書を配置する学校は近年増加しており、その必要性が強く認識されている。
【小学校58.8%→69.1%、中学校57.1%→65.9%（平成28年→令和2年）】

必要性

- 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校司書の配置：243億円（5か年計1,215億円）

(内訳)小学校等・中学校等に、おおむね1.3校に1名程度配置可能な規模を措置

第5次計画(平成29～令和3年度):220億円(5か年計1,100億円) 1.5校に1名程度配置可能な規模

15

(参考)

授業における学校図書館の活用事例

様々な教科・科目の授業で学校図書館の活用は効果的です。全国各地の学校図書館によって行われている特徴的な取組を事例集としてまとめておりますので、ぜひ御活用ください。

●鳥取市立東中学校(鳥取県)

1年理科「火山の分類」

3つのタイプの火山の形を資料の中から見つけ、選んだ様子をグループで話し合い、思考を深める

2年家庭科「住まいの診断カルテ」

住まいの問題を探り、その改善策を資料で調べ、レポートにし、それを自分の生活に結び付けて生活を工夫する

3年国語科「ポスターの批評文を書こう」

郷土ポスターをいろいろな視点で分析し、説得力を持たせるために、適切な引用を考えて批評文を書く



「火山の分類」情報収集の様子



グループワークで話し合う様子



その他、様々な事例を『図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～(学校図書館)』(令和2年3月)にて掲載しております。

ウェブサイト

https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html



16

48. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日通知）

「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定されましたので、その内容をお知らせするとともに、「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進を改めてお願いするものです。

4文科教第1961号
令和5年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子
文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫
文部科学省高等教育局長
池田貴城

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものです。

政府は、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間は「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできました。

これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて、令和5年度から7年度までの3年間は「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（以下「本方針」という。）を、別添のとおり、決定いたしました。

本方針には、文部科学省関係の取組として、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再犯防止、学校等で相談を受ける体制の強化、「生命（いのち）の安全教育」や情報モラル教育等の推進、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」*の確実な実行等が盛り込まれています。

※3月30日付事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）」参照

「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度から全国展開することとしており、これまで、別添3のとおり、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行ってまいりました。令和5年度からは、全国フォーラムの開催等、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進してまいります。改めて、各学校や地域の状況に応じた「生命（いのち）の安全教育」の実施について、積極的な取組をお願いします。

文部科学省においても、本方針に基づいて引き続き取組を進めてまいります。各位におかれても本方針について十分了知されるとともに、引き続き、その趣旨を踏まえた教育・啓発等に取り組んでいただくようお願いします。

本方針について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長及び各大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

- 別添1：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針 概要
- 別添2：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針
- 別添3：「生命（いのち）の安全教育」概要資料

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

別添1

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

○ 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討

○ 再犯防止プログラムの拡充

○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）

○ 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発等を着実に実施

一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次的被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害者の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づき具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

はじめに

(1) 本方針策定の経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく必要がある。

政府は、被害に遭った方々や支援団体等の熱心な活動によって性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた社会的気運が高まる中、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(以下「強化の方針」という。)を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできた。その間、法務省の法制審議会において性犯罪に対処するための刑事法の整備に係る調査審議が進められてきたところ、政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案²の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。また、関係府省が連携し、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における支援の充実等、被害申告・相談をしやすい環境の整備や切れ目のない手厚い被害者支援の確立のための取組を進めてきた。さらに、「生命(いのち)の安全教育」の推進や「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防のための取組も実施してきた。これらの「強化の方針」に基づく施策は、毎年度、フォローアップを行い、その結果を男女共同参画会議の専門調査会に報告することにより、その確実な実行を図ってきた。

その一方で、性犯罪は、被害者に対し、身体的にも精神的にも極めて重い被害を与える重大な犯罪であるとの理解が浸透してきているが、被害に遭っても誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況も見られる。さらに、令和4年に法整備が行われたAV出演被害の防止と被害者救済の推進、若い世代にとっての身近な問題として近年顕在化しているオンライン上の性暴力やSNSに起因する性被害等の新たな課題への対応など、性犯罪・性暴力対策の更なる強化が必要となっている。

このような状況を踏まえ、これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、本方針を策定する。

¹ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

² 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、5年間の施策の大綱を示した第5次男女共同参画基本計画（以下「5次計画」という。）³の確実な実行を図るため、5次計画の目標年度である令和7年度までの3年間において関係府省が連携して取り組むべき施策の方向性を示すものである。本方針に基づいて講ずる具体的な施策等については、毎年の年央に策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」⁴の策定過程において検討し、同重点方針において示していく。

また、性犯罪・性暴力対策は幅広い分野に渡っており、各分野において計画等が策定されている。本方針による取組は、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」⁵、「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」⁶、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」⁷、「第4次犯罪被害者等基本計画」⁸「第二次再犯防止推進計画」⁹等において実施することとされている関連施策とも相互に連携を図りながら実行していく。

また、性犯罪・性暴力対策については、引き続き、被害当事者や被害者支援団体、有識者等の意見を伺いながら、また、「強化の方針」において示した性犯罪・性暴力の6つの特性（別添）を十分に踏まえながら行うものとする。

³ 令和2年12月25日

閣議決定

⁴ 令和4年6月3日

すべての女性が輝く社会づくり本部男女共同参画推進本部決定

⁵ 令和4年5月20日

犯罪対策閣僚会議決定

⁶ 令和4年12月20日

閣議決定

⁷ 令和5年3月30日

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省取りまとめ

⁸ 令和3年3月30日

閣議決定

⁹ 令和5年3月17日

閣議決定

1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用

(1) 刑事法の改正に係る対応

【法務省、関係府省】

性犯罪に対処するための刑事法の整備については、令和3年9月、法務大臣 から法制審議会に法整備の在り方について諮問を行い、同年10月以降、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われてきたところ、令和5年2月17日に答申が得られた。政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹⁰及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案¹¹の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。今後、同法案の国会における審議等の状況を踏まえ、適切に対応する。また、同法案の成立後は、円滑な施行のため、その内容を広く一般に周知するための広報啓発に取り組むとともに、警察やワンストップ支援センター等、被害者と接する現場職員等が適切に対応できるよう、関係府省が協力して研修の実施等に取り組む。

(2) 刑事手続の運用に関する検討

【法務省】

児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるよう検討を行い、可能なものから順次実施する。その一環として、参考となる事例の把握のため、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を継続して実施し、課題の把握や、課題に対する適切な対処に努める。

(3) 刑事手続における二次被害の防止及びプライバシー保護

【法務省】

刑事手続において、性犯罪の被害者の二次被害の防止及びプライバシー保護を図る。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。

(4) 検察官等に対する研修の充実

【法務省】

刑事司法に関わる検察官等について、引き続き、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施する。

¹⁰ 脚注1参照。

¹¹ 脚注2参照。

2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防

(1) 再犯防止対策の更なる強化等

【法務省】

刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、性犯罪者処遇プログラム検討会による報告書（令和2年10月）の内容等を踏まえ、プログラムを改訂し、令和4年度から新たなプログラムを実施している。引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等については、令和4年度までに諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握するための調査を行ったところであり、その結果を踏まえ所要の検討を行う。

(2) 地方公共団体による再犯防止施策の支援

【法務省】

令和4年度に、地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、その活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。

また、刑事施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、引き続き、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行う。

(3) わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止

【文部科学省、こども家庭庁】

本来、こどもを守り育てる立場にある教員や保育士等が、こどもたちに対して性暴力等を行うということは断じてあってはならない。

① 教員等に関する対応

令和3年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が制定され、同法及び同法に基づく基本指針等による取組を進めているところ、引き続き、各教育委員会、学校法人等に対して、様々な機会を捉えて周知・徹底を図るとともに、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底するよう指導等をしていく。また、同法に関して、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者（特定免許状失効者等）に関する情報を記録するデータベースの適切な運用を行う。さらに、特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与審査に関して、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行うとともに、全国で統一的な運用が行われるよう必要に応じて指導・助言を行う。

② 保育士に関する対応

保育士については、令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する管理の厳格化を行う。また、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できる仕組みを構築する。

③ 日本版DBSの導入に向けた検討

【こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。

3 被害申告・相談をしやすい環境の整備

(1) 被害届の即時受理の徹底

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを引き続き徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう必要な指導を行う。

(2) 証拠採取・保管体制の整備

【警察庁、内閣府、厚生労働省】

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制を整備する。

(3) 捜査段階における二次被害の防止

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。

(4) 警察における相談窓口の周知や支援の充実

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、更なる周知を図る。

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。

(5) 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

【内閣府、関係府省】

ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、全ての都道府県に設置されている。性暴力の被害者が速やかにワンストップ支援センターに相談できるよう、引き続き、関係府省が協力してその周知等に努める。

①ワンストップ支援センターの更なる周知

【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながることを重要であることを広く周知する。特に、医療機関、学校、警察等を含む地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながるができるようにする。また、被害の潜在化を防ぐため、毎年4月に実施している「若年層の性暴力被害予防月間」等を通じ、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の更なる

周知を図る。

②多様な被害者に寄り添う相談方法の展開

【内閣府】

若年層、障害者、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を推進する。また、誰もが通話料の負担なく、最寄りのワンストップ支援センターに相談できるよう全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の通話料を令和4年11月から無料化したところであり、その利用状況や効果等も踏まえ、今後の運用について検討を行う。さらに、国による性暴力被害者のためのSNS相談事業については、その実施状況等を踏まえて今後の在り方を検討し、引き続き、多様な被害者が相談しやすい環境の整備を図る。

③24時間・365日対応の推進

【内閣府】

性犯罪・性暴力は、夜間休日を含めた緊急対応が必要になることから、都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を引き続き推進する。また、令和3年10月からは、夜間休日の対応が困難なワンストップ支援センター等への対応として「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」事業を実施してきたところ、その利用状況等も踏まえつつ、被害に遭った方が、全国のどこでも夜間休日を含めて相談ができ、適切な支援が受けられるようにする観点から必要な施策等を検討し、実施する。

④相談・支援へのアクセスの確保

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、平成30年に全都道府県に設置されたところであるが、多くの都道府県において1か所にとどまっており、被害者の所在地からの距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることが容易ではないことが指摘されている。引き続きワンストップ支援センターの増設等に係る検討を促すとともに、連携拠点等の整備、関係機関の連携の強化、オンライン面談の活用等による対応など、地域の実情等に応じて、より相談・支援にアクセスしやすい環境が整備されるよう必要な取組を検討し、実施する。

(6) 学校等で相談を受ける体制の強化

【文部科学省】

教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。

4 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

(1) ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

① 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ワンストップ支援センターは、地域における被害者支援の中核的な組織と位置付けられるものである。ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に

じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、病院（医師、看護師等）、弁護士、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図る。

（警察との連携）

性犯罪・性暴力被害者支援において、ワンストップ支援センターと警察との連携は重要である。被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を円滑に実施し、被害者支援に必要な情報の共有や意思疎通を図るなど、更なる連携を推進する。

（医療機関との連携）

性犯罪・性暴力被害者の支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要である。中核的病院をはじめとした医療機関や医師との連携等について、更なる推進を図る。

（こどもの被害に関する連携）

こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応することができるよう、ワンストップ支援センターと関係機関との連携体制の構築を進める。

②ワンストップ支援センターの支援体制の整備と対応能力の向上等 【内閣府】

ワンストップ支援センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、引き続き、性犯罪・性暴力被害者のための交付金等により、都道府県等に対する必要な支援を行う。特に、ワンストップ支援センターにおける支援の質の維持・向上のためには、相談員等の安定した雇用環境が不可欠である。このため、都道府県等が交付金の活用により、ワンストップ支援センターの安定的な運営を図るとともに、コーディネーター、相談員、事務職員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。

また、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、支援状況に関する調査等を継続的に行うとともに、共通相談票の導入や、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を含め、国内外の先進事例等も踏まえつつ必要な施策を検討し、その実施を図る。

さらに、全国のワンストップ支援センターがネットワークを構築できる会議の開催等により、地域における関係機関との連携等に関する好事例を横展開するなど、ワンストップ支援センター間において、相互の連携及び学び合いを促進する。

③相談員の支援能力・専門性の向上のための研修の実施 【内閣府、警察庁、関係府省】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。このため、各都道府県等による取組を促すとともに、国においても、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者に対する研修の充実に努める。また、オンライン研修教材について、支援に必要な基本的知識から新たな課題まで包括的に学習できるよう一層の充実に努める。さらに、関係法令の改正がなされた際は、ワンストップ支援センターの職員等が改正内容について十分に把握した上で適切な対応ができるよう、関係省庁の協力を得て十分な研修を実施する。併せて、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう研修教材を作成、提供する。

さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を促す。

(2) 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成

①拠点となる医療機関等との提携の推進

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院をはじめとした医療機関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。

②性犯罪・性暴力に関する専門知識を有する医療人材の養成

【厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者の支援においては、被害者の健康回復、被害の拡大防止、犯罪事実の一部の特定を行う医療関係者の役割が極めて重要であることから、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、トラウマを抱えた被害者からの相談が少なくないものの、地域において対応できる医師の不足が課題として指摘されていることから、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。

(3) 中長期的な支援体制の充実

①困難女性支援法に基づく中長期的支援

【厚生労働省、内閣府】

性的な被害を含む様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援を目的として、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が制定された。同法の施行（令和6年4月）に向けて着実に準備を進める。

同法及び同法に基づく基本方針に基づき、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。また、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行うワンストップ支援センター等の支援機関との連携を図る。

② 法的支援の充実

【法務省】

性犯罪等の犯罪被害者の経済的な負担を軽減するため、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等について検討する。

(4) 多様な被害者支援の充実

【内閣府、警察庁、法務省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、相談支援の実情等を踏まえた研修を実施する。

5 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

(1) 発達段階に応じた教育・啓発活動

【文部科学省、こども家庭庁】

①「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、こどもたちに、そして、社会に①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）のメッセージを強力に発信し続けることが重要である。このため、発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進する。

②教職員等への研修

教職員等への研修の充実等のため、教育委員会等に対し、本方針等の周知を図る。

③性差別意識の解消

こどもたちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、引き続き、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

④学校等における教育や啓発の内容の充実

＜小学校・中学校＞

・防犯教室等の講師となる教職員に対する指導法等の講習会を実施し、その講習を受けた教職員が児童生徒に対して安全教育を実施する。

＜小学校高学年・中学校＞

・指導者セミナー等を通して学校における情報モラル教育を推進する。

＜高校・大学等＞

・通知の周知等により、性暴力等の防止に向けた各大学等の取組を促す。

(2) こどもの犯罪被害防止対策の実施

【警察庁、文部科学省】

こどもの性犯罪・性暴力の被害において、インターネットの利用に伴うものが多くみられることを踏まえ、文部科学省と警察庁が共同で、こどもの犯罪被害防止対策を周知するため、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット等を作成し、広報啓発活動を推進する。

(3) 社会全体への啓発

【内閣府、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性犯罪・性暴力の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、社会全体で認識を共有する必要がある。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」ということや、誰もが加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体で取り組む必要があることなどについて、「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。

6 新たな課題等への対応

性犯罪・性暴力の被害をめぐる状況は、デジタル技術の進展を始めとする急速な社会の変化等に伴い、日々刻々と変化している。昨今の状況を踏まえ、本方針に新たに記載することとした以下の事項を含め、現状を適切に把握しつつ、迅速に対応していくことが求められる。本方針を取りまとめた関係府省会議の構成府省が一体となり、また、当該分野に関わりの深い他の省庁とも緊密に連携しながら、毎年度の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定等を通じて、必要な施策を立案・実行していく。

(1) AV出演被害の防止及び被害者の救済 【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

AV出演被害の問題は、被害者の心身や私生活に将来にわたって悪影響を与える重大な人権侵害である。令和4年6月に制定されたAV出演被害防止・救済法¹²により、出演被害の防止と被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や契約の特則等について引き続き周知を図るとともに、出演契約について無条件で解除できること等について、SNSの活用等による集中的な広報を実施する。また、出演被害の相談窓口となるワンストップ支援センターにおいて、被害者の心身の状態及び生活の状況等に配慮した適切な支援が行われるよう、相談対応や法的支援に係る取組等を促進する。さらに、関係機関等の協力を得て、差止請求や拡散防止に係る措置に関する支援の充実に取り組む。

また、警察においては、AV出演被害防止・救済法等に基づき、相談者の心情等を十分に酌み取りつつ、必要な聴取を行い、犯罪行為が認められる場合には厳正な取締りを行うとともに、相談者の必要に応じ、ワンストップ支援センター等と連携して支援を行う。

¹² 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）

(2) インターネット上の性暴力等への対応

①違法行為への厳正な対処

【警察庁、法務省、関係府省】

児童買春・児童ポルノ等に関する被害の問題については、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処を行う。また、リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関しては、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。

②児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

【警察庁】

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。

③ SNSに起因する被害の防止

【警察庁】

SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進する。また、本取組に際しては、AI技術の活用やボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入を検討する。

④安全・安心な利用のための教育・広報啓発

【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の包括的な対策を総合的に推進する。

(3) 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、関係府省】

痴漢は重大な性犯罪である。痴漢の撲滅に向けて、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」において取りまとめた痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組等に関する施策について、関係府省の連携の下で確実に実行する。

(4) 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

性犯罪・性暴力被害者や支援者等の声は、性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成に大きな役割を果たしてきた。性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならない。あらゆる機会を通じ、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。

また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。

| |
|------------|
| 7 方針の確実な実行 |
|------------|

(1) 本方針の実行と周知

本方針については、令和7年度末までの「更なる集中強化期間」において、各府省で必要な制度改正や予算確保を通じて施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。また、地方公共団体や関係機関に対して、本方針及びこれに基づく各府省の具体的取組について周知を行う。

(2) フォローアップ等

本方針の実施にあたっては、毎年度、進捗状況等についてフォローアップを行う。その結果については、翌年の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定や令和7年に見込まれる第6次男女共同参画基本計画の策定において活用する。

また、本方針の実施やフォローアップにあたっては、令和5年度に実施予定の「男女間の暴力における調査」その他の調査等を活用し、性暴力被害の実態の的確な把握に努めるとともに、被害者支援に携わる方々（支援団体やワンストップ支援センター等）や有識者等からの意見を継続的に聴き、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

性犯罪・性暴力の特性

(「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」抜粋)

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- 被害者が勇気を出して相談しても、二次被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特にこどもは、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少ないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- 発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- 教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応
- SNSを使うときに気をつけること（高学年） 等



【中学校】

- 自分と相手を守る「距離感」について。
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- 自分と相手を守る「距離感」について。
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラ等の例示）
- 二次被害について
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- 小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- 児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- 性暴力の例、実態
- 身近な被害実態
- 性暴力が起きないようにするためのポイント
- 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html）



幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いるんむひとみせるところじゃないだね！

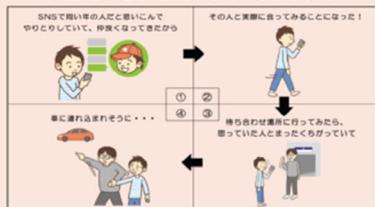
ちろ・カお もだいじだよ！



小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのかな？



中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行いもDVです。

こんな思い込みをしてみてくださいか？

- 相手を執拗に、束縛したりすることが愛情表現
- 要約的な暴力は許される
- 愛は強ければ強い方が素晴らしいもの

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言え
- 相手がいやがることはしない

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

自分の下着や裸体の写真を撮ったり、送ったりしない

相手を大切に

相手の下着や裸体の写真を撮ったり、送ったりしない

暴力をゆるさない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しよう

SNS等を通じた被害を例にすると...



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したもの。
- ・平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

【第II部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題】(P255～P261)

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

・・・発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命(いのち)の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命(いのち)の安全教育」を推進する基盤として、**安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命(いのち)の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。**
- ・**児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命(いのち)の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。**

○該当箇所抜粋

表3 「生命(いのち)の安全教育」の各段階におけるねらい

| 段階 | ねらい |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼児期 | 幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。 |
| 小学校(低学年) | 自分と相手の体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 小学校(高学年) | 自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |
| 中学校 | 性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方や態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。 |

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌ということはない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

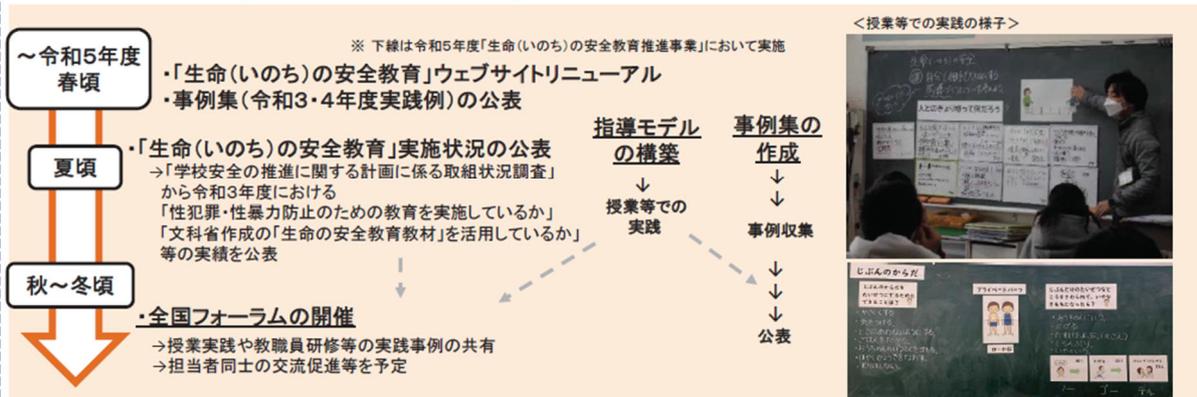
「生命（いのち）の安全教育」の今後の展開について

令和2年度から令和4年度までの取組：**教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、**

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）→教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）

今後の取組：これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命(いのち)の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

49. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（抄）（令和3年6月11日通知）

この度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

3文科教第268号
令和3年6月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
藤原 誠

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）【抄】

この度、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が成立し、令和3年6月4日に公布されました。

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法の特例等について規定されています。

また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的か

つ効果的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されています。

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会においては、別添④及び⑤のとおり決議が付されています。

文部科学省においては、今後、法や、提案者から提案理由説明で明確にされた、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない旨の立法趣旨及びこれらの決議を十分に踏まえ、基本指針の策定をはじめとして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各地方公共団体等におかれても、法の意義等を御理解の上、また、今後国が定める基本指針等も十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。また、法が施行されるまでの間であっても、法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を進めるとともに、児童生徒性暴力等を行った教員について厳正に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

（別添）

- ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要
- ②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のあらまし（令和3年6月4日付け官報）
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
- ④教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（衆議院文部科学委員会）
- ⑤教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL：03-5253-4111（内線4407）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。

(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)

「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念
責務等

◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)

◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)

◎法制上の措置等 について規定



基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

- ① 教育職員等に対する啓発
- ② 児童生徒等に対する啓発
- ③ データベースの整備等
- ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見
対処に関する措置

- ① 早期発見のための措置
- ② 学校への通報、警察署への通報等
- ③ 専門家の協力を得て行う調査
- ④ 児童生徒等の保護支援等
- ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが相当である場合に限り、再免許を授与することができる。

※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の**厳しいルール**に基づき再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討

◎3年後の見直し

50. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等
について（令和3年4月16日通知）

3 文 科 教 第 9 6 号
令 和 3 年 4 月 1 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
義 本 博 司
(公印省略)
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
瀧 本 寛
(公印省略)
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳
(公印省略)

子供や若者を性暴力の当事者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という。）では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされ、わかりやすい教材や啓発資料、手引書等を作成、周知し、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにするとされております。

また、高等教育機関においても新入学生への周知を行うことで理解の促進を図ることが求められております。

このため、文部科学省と内閣府が協力して、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成しました。本教材等は文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

については、各位におかれても本教材等について十分了知されるとともに、強化の方針の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化に向けた本教材等の積極的な活用について御協力をお願いします。

本教材等について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長及び文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

（参考）ダウンロード可能な教材等

①教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1) 小学校(低・中学年)

(2-2) 小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前)・大学・一般〔啓発資料〕

②指導の手引き

③保護者向け案内ひな形

④生命(いのち)の安全教育概要資料〔別添資料〕

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話:03-5253-4111(内線 3268、3073)

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。については、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊厳を学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に
する考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。
なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

| 身体的暴力 | 精神的暴力 | 性的暴力 | 経済的暴力 |
|-------|-------|------|-------|
| | | | |

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをされていますか？

- 相手を独断したり、束縛したりすることが愛情表現
- 愛があれば暴力は許される
- 男は強引はいいが女は素直にしたがうのがいい

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

| 自分を大切に | 相手を大切に | 暴力をゆるさない |
|--------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない | 相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない | 誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう |

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのかな？

| | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| SNSで面白い人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くやってきたから | その人と実際に会ってあることになった！ |
| | |
| ① | ② |
| ③ | ④ |
| 車に連れ込まれそうに・・・ | 待ち合わせ場所に行ってみたら、認っていた人とまったくちがっていて |
| | |

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されています。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体を大切にすためのヒントが載っています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分が何ができるかを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

51. 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡）

子供たちを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教員向け研修動画を公開しましたので、1人1台端末等による児童生徒向け動画教材の活用等と併せてお知らせします。

事 務 連 絡
令和4年11月11日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課

各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課

各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課

各 都 道 府 県 子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 課 御 中

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

附属学校を置く各国立大学法人附属学校担当課

高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課

高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文 部 科 学 省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

初等中等教育局健康教育・食育課

「生命（いのち）の安全教育」に関する
教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

令和3年4月には、内閣府と連携し、発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成・公表しましたが、この度、独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を作成・公開しました。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的に御活用ください。

また、令和4年6月には教材及び指導の手引きに対応した児童生徒向けの動画教材も公開しておりますので、併せてお知らせします。児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください。

加えて、学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて指導いただいているところです。具体的な指導に当たっては、例えば、小学校体育科の体の発育・発達についての学習、中学校保健体育科の心身の機能の発達についての学習、中学校特別活動の思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応についての学習などに関連付けて、必要に応じて、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を御活用いただき、児童生徒が性に関して正しく理解し適切な行動を取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導に努めていただくようお願いいたします。

(参考：性に関する指導の主な記述箇所)

○小学校学習指導要領

第2章第9節体育の第2〔第3学年・第4学年〕2G(2)ア(イ)及びイ第6章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)ウ

○中学校学習指導要領

第2章第7節保健体育の第2〔保健分野〕2(1)ア(オ)及びイ、(2)ア(イ)及びイ第5章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)イ、ウ

○高等学校学習指導要領

第2章第6節保健体育の第2款第2保健の2(1)ア(イ)及びイ、(3)ア(ア)及びイ第5章特別活動の第2〔ホームルーム活動〕2(2)イ、エ、オ

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所管の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

○独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」

- ・ 子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP_N7I



○「生命（いのち）の安全教育」動画教材

- ・ 幼児期向け

<https://www.youtube.com/watch?v=EHIygZz7WjE>



- ・ 小学校（低・中学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=ddSdG7Doy7Q>



- ・ 小学校（高学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=MBMOWBRHDTk&feature=youtu.be>



- ・ 中学生向け

<https://www.youtube.com/watch?v=jxSjF1Ts9fM&feature=youtu.be>



- ・ 高校生向け

https://www.youtube.com/watch?v=DBqxgs_KV1g&feature=youtu.be



- ・（参考）「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き等

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



【本件連絡先】

（生命（いのち）の安全教育について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

（性に関する指導について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線 2918）

52. 「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）（令和5年7月5日事務連絡）

学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集を作成しましたのでお知らせします。「生命（いのち）の安全教育」は、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年7月5日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きを作成し、公表しています。

また、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとなっております。

さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築

した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。」とされています。

このような中で、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成しました。 本事例集は、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめています。

昨年 12 月に改訂された生徒指導提要では、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することとされており、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

< 「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集 >

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

※同ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp

53. 「生命（いのち）の安全教育」について

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期 小学校（低・中学年） 小学校（高学年） 中学校 高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官
森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- 事業概要
- 各実践校における全体計画例
- 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等
における実践事例を掲載

IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

学校：（中学2年生）

生命（いのち）の安全教育

指導計画

| 時 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> よのちのいじめ被害について理解する。 性暴力（デートDV、S.N.S）について理解する。 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 心身には影響があるという認識を身に付け、被害の危険性を理解した意思決定ができるようにする。 指導者が付かれない状況でも自ら行動できるようにする。 自己の気持ちや意見を尊重し、よのちのいじめや人間関係を構築し、よのちの関係を築く。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 学校などに性被害への対応方法について話し合い、対応力を高める。 性被害への対応力について考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 事例等として、性暴力の被害や被害を軽減し、サポートし、S.N.Sで発信しない被害者となることの危険性について考える。安全な意思決定ができるようにする。 |

授業の展開

1 時間目の展開

- よのちのいじめ被害について理解する。
- 性暴力（デートDV、S.N.S）について理解する。
- 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動 ■ 主な展開 ・ 生徒の反応

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 授業上の留意点について知る。 | <ul style="list-style-type: none"> 学習中に不安を感じて話さない時の場合は教員に声をかけて聞いてもらう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 授業の最終的に「生命（いのち）の安全教育」の意義を振り返る。 よのちのいじめ被害について理解する。 性暴力（デートDV、S.N.S）で発信しない被害者となることの危険性について考える。 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 自己の気持ちや意見を尊重し、よのちの関係を築く。 よのちのいじめ被害はよのちのいじめの防止、いじめ被害を減らすことにつながる。 |

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



性に関する指導について

・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①児童生徒の発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。

学習指導要領及び解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

- 体は思春期になると次第に大人の体に近づき、休つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。異性への関心が芽生えること。

中学校

- 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）。
- 妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。
- 後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱う。

高等学校

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（自分の行動への責任感、異性を理解・尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるよ）
- 妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする。
- 感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）。

個別指導の例

- 個々の児童生徒の状況等に応じて、
- 児童生徒からの相談に基づき指導したり、
 - 生徒指導上の問題を抱えている児童生徒に対して指導したりするなどの個別指導が行われている。

文部科学省の取組

- 教育委員会担当者や教員等を対象に連絡協議会や研修等を実施
- 妊娠・出産や性感染症等の内容を含む健康教育に関する教材を作成・固知
- 関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用することに ついて教育委員会へ周知

（参考）

- 性に関する指導とともに、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進

55. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等

1. 外国語教育に関する計画等

教育振興基本計画（第4期）（抜粋）（令和5年6月16日）

目標4 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）

○外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施などICTの一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師
- ・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。
- ・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCAサイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
- ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

2. 学習指導要領に対応した外国語教育に関する指導資料、教材等

- ・文部科学省 外国語教育ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

- ・学習指導要領・学習指導要領解説

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

- ・学習指導要領に対応した小学校外国語教育教材

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語、中学校外国語・高等学校外国語編

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

- ・MEXCBT を活用した 英語「話すこと」「書くこと」の力の強化

https://www.mext.go.jp/content/20240509-mxt_kyoiku01-100000662_1.pdf

- ・外国語の指導における ICT の活用について（教科指導における ICT の効果的な活用のための参考資料）

https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_13.pdf

- ・教員の ICT 活用指導力の向上（外国語活動、外国語科）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00012.html

- ・子供の学び応援サイト（学習支援コンテンツポータルサイト）教師の指導に活用できるコンテンツ、教師を目指す学生の英語力向上にも資する学習コンテンツを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- ・YouTube 文部科学省公式 MEXTchannel 「外国語教育はこう変わる！」シリーズ（小・中・高等学校の授業映像、解説動画等を掲載）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

- ・令和5年度英語教育実施状況調査（生徒や教師の英語力、授業改善状況のデータ（全国、都道府県等別）を掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043_00005.htm

- ・全国学力・学習状況調査

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

- ・えいごネット（一般財団法人 英語教育協議会（ELEC） 文部科学省協力 のサイト）

<http://www.eigo-net.jp/>

学校教育における消費者教育の推進



消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

（学習指導要領解説抜粋）

○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について…誤った使い方などのよる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようしたりするためであることを理解できるようにする。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、…未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、…消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、…クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、…消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能…消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規…についても理解できるようにする。

○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、…消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等
（文科省HP）

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。

2. 高等学校における履修年次について

高等学校学習指導要領において、

- 家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうち履修させることとする。
- 公民科の科目「公共」を、第1学年及び第2学年のうち履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、
より充実した消費者教育を学習する
機会を確保

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）



1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び校内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- (独) 教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育：校内研修シリーズ No.133

掲載日：令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育：校内研修シリーズ No.133

消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube

57. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日通知）

27文科初第933号
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

（印影印刷）

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項目に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具

体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に

判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するた

めに必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。
3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。
 - (1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。
 - (2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

小・中学校向け主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。

小・中学校向け 主権者教育指導資料
「主権者として求められる力」を子供たちに育むために



〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。

〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

※指導事例

社会科: 小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」

中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」

特別活動: 小学校第5学年学級活動「係活動」

中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



(社会科)小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」抜粋

(文部科学省ホームページにて公表) https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材:全ての国・公・私立高校生(第1学年)等に配布】

〈第一部:解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み(公示から開票までの流れ、投票方法等)
- ・選挙の意義(選挙と政策決定過程(政治の仕組み)、年代別投票率と政策等)
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部:実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート(地域課題)の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会等

〈第三部:参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保(教育基本法等)等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点(教育基本法、公選法等)を追記。
(全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布)



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



58. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日通知）

30 教教人第32号

平成31年3月18日

教職課程を置く

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

（印影印刷）

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申を踏まえまして、添付資料のとおり、学校における働き方改革に関する取組の徹底について、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛てに通知しています（以下「通知」という）。

学校における働き方改革を全国の学校において実現するためには、文部科学省、教育委員会、学校、教師を養成する大学も含めた関係者が、それぞれの立場で、それぞれがすべきことに責任を持って積極的に取り組むことが必要です。教職課程を設置する各大学におかれましても、答申及び通知を参考に、特に下記の点に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 学校における働き方に関する学生への指導

教師を目指す学生に対し、勤務時間管理の重要性、勤務時間・健康管理を意識した働き方、学校及び教師が担う業務、学校の組織運営体制の在り方などについて、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」などの科目において、答申及び通知を参考としつつ、適切に指導を行うこと。

2. 学校体験活動の積極的な実施

学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教師としての適格性を把握するための機会として有意義と考えられる。また、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する人材として有益と考えられる。

各大学においては、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」によって教育実習（養護実習，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習）の一部に含むことができようになった学校体験活動のほか，大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め，こうした機会の充実に積極的に取り組むこと。

3. 教育実習の適切な実施

教育実習の実施については，学校や教育委員会との連携体制の中で，大学として責任を持って指導に当たるとともに，学校の作成書類の精選やより負担の少ない実施時期の検討など，学校の負担軽減に留意すること。

4. 附属学校における取組の推進

附属学校を置く大学においては，それぞれの大学・附属学校の設置形態や目的等に応じて，学校における働き方改革の推進に積極的に取り組んでいくことが期待される。

特に附属学校を置く国立大学は，設置する附属学校において率先して勤務時間管理を行うとともに，附属学校の連合組織とも連携して業務改善に関する好事例を蓄積し，その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。

担当：総合教育政策局教育人材政策課企画係
渡邊，内藤
TEL：03-5253-4111（代表）内線 3196

※ 本通知文中の「添付資料」は「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）です。当該通知については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。なお、「59. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】」に当該通知の概要を掲載しています。

学校における働き方改革に関する取組の徹底について
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。
※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組
 - 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会のある教職員の勤務時間管理の徹底
 - ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
 - 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進
- (2) 適正な勤務時間の設定
 - 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
 - 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
 - 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
 - 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備
- (3) 労働安全衛生管理の徹底
 - 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
 - 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照
- (4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等
 - 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
 - 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
 - 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
 - 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づき、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

| 基本的に学校以外が担うべき業務 | 学校が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 昼下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰られた際の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内訳に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。 | ⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(給食、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(教員、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を務めるが兼任でない実態。 | ⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 進路指導(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 支障が必置な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等) |

- (例)
- > 調査・統計等への回答等
調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等
 - > 部活動
採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等
 - > 給食時の対応
学級担任と栄養教諭の連携、複科学年の一斉給食等の工夫、アレールギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールドイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築
- ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選 等

(3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
 - 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
 - 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有
- ### (4) 学校が作成する計画等の見直し
- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
 - 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応
- ### (5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システム等の導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進

※「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。

60. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成 25 年 10 月 4 日通知）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

（印影印刷）

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

（1）基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮し

つつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては 2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置

を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

61. 学校における医療的ケアの今後の対応について（平成 31 年 3 月 20 日通知）

30 文科初第 1769 号

平成 31 年 3 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

永 山 賀 久

(印影印刷)

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

この度、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」において、最終まとめが取りまとめられました。

文部科学省では、これまで「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）」により、特別支援学校等において主として特定行為を実施するに当たっての留意事項を各教育委員会等に示し、医療的ケアの実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてまいりました。

現在、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。このため、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再度検討し、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するために平成 29 年 10 月に本検討会議を設置し、有識者による議論が行われました。

本最終まとめは、①医療的ケア児の「教育の場」、②学校における医療的ケアに関する基本的な考え方、③教育委員会における管理体制の在り方、④学校における実施体制の在り方、⑤認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項、⑥特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項、⑦医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断、⑧研修機会の提供、⑨校外における医療的ケア、⑩災害時の対応について、別紙のとおり取りまとめられたものです。

文部科学省においては本最終まとめを受け、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について別添のとおり整理いたしました。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して周知を図るようお願いします。

本検討会議の最終まとめについては、文部科学省のホームページに掲載されておりますことも併せて申し添えます。

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1413967.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111 (内線 3192)

FAX:03-6734-3737

62. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和3年9月17日通知）

3文科初第1071号
令和3年9月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下「法」という。）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行される所です。

今回の法制定は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

法の目的及び概要は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「公布通知」という。）のとおりですが、学校に関する留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いいたします。

なお、医療的ケア児支援センターの業務等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」（令和3年8月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、医療的ケア児支援センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言等、関係機関等への情報提供及び研修、医療的ケア児支援センターと関係機関等との連絡調整が役割となっており、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

また、保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」（令和3年9月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係事務連絡）のとおりですので、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

留意事項

(1) 定義（第2条関係）

- ① 「医療的ケア」の定義は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）を行うことができる介護福祉士、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではないこと。（第2条第1項関係）
- ② 「医療的ケア児」の定義は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれること（以下「児童生徒等」という。）。（同条第2項関係）

(2) 基本理念（第3条関係）

- ① 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可

能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。

なお、障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。（第3条第2項及び第4項関係）

- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならないが、また、居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするため、具体的に次のような配慮を行うことが考えられること。（同条第4項及び第5項関係）
 - 医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。
 - 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。
- (3) 地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）
 - ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び（2）の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること。（第5条関係）
 - ② 学校の設置者が行う支援は、公布通知及び基本理念にのっとり行う必要があり、その留意点としては、主に次のものが考えられること。（第7条関係）
 - 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、基本理念にのっとり、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要であること。
 - 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげること。

(4) 教育を行う体制の拡充等（第10条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。（第10条第1項関係）
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）や「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考にして、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のことをいう。以下同じ。）などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
 - 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校が以下の取組等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援すること。
 - ・ 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定すること。
 - ・ 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること。
 - 国においては、医療的ケア看護職員を、学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として学校教育法施行規則第65条の2に規定するとともに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、地方公共団体及び学校の設置者におかれては、その趣旨に鑑み、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること。
- ② 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第2項関係）
- 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、以下の場合などの真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。

- ・ 医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後始めて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合など
- 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられること。
- 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること。
- ③ 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第3項関係）
 - 学校において医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築すること。
 - 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で、医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養について実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられること。

<添付資料>

- 別添1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）
- 別添2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線3967）

63. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（平成 29 年 4 月 28 日通知）

29 文科初第 236 号
平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
戸 谷 一 夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに
特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正
する告示の公示について（通知）

このたび、平成 29 年文部科学省令第 27 号をもって、別添 1 のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成 29 年文部科学省告示第 72 号及び第 73 号をもって、それぞれ別添 2 のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成 30 年 4 月 1 日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成 32 年 4 月 1 日から、中学部については平成 33 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の改正は、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願い

いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚部、小学部及び中学部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。また、自立活動の指導の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学

びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により，児童生徒の知識の理解の質の向上を図り，これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため，小学部及び中学部においては，これまでの教育実践の蓄積をしつかりと引き継ぎ，子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が，偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要があること。
また，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については，1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく，単元など内容や時間のまとまりの中で，習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。その際，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して，個別の指導計画に基づき，基礎的・基本的な事項に重点を置くなど，指導方法や指導体制の工夫改善に努めることとしたこと。
- ・ そのため，学校全体として，子供たちや学校，地域の実態を適切に把握し，教育内容や時間の適切な配分，必要な人的・物的体制の確保，実施状況に基づく改善などを通して，教育課程に基づく教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。特に，個別の指導計画の実施状況の評価と改善を，教育課程の評価と改善につなげていくよう努めるものとしたこと。

(4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 幼稚園教育要領においては，幼稚園における教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」，「思考力，判断力，表現力等の基礎」，「学びに向かう力，人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて，指導を行う際に考慮するものとしたこと。

(5) 小学部・中学部における主な改善事項

① 小・中学校の教育内容の改善に準じた主な改善事項

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 63 号）及び中学校教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）の改善に準じた改善を行ったこと。

ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

イ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学部においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

ウ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

エ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

カ 外国語教育の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等部一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

② 道徳教育の充実

- ・ 平成 27 年 3 月 27 日付け 26 文科初 1339 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学部で平成 30 年 4 月 1 日から、中学部で平成 31 年 4 月 1 日から施行される内容に変更はないこと。なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導

に当たっての配慮事項の一部を加えたこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- ・ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- ・ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

③ 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。

イ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

- ・ 中学部に二つの段階を新設するとともに、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定したこと。
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者又は中学部に就学する生徒のうち、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

④ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，自立活動の内容として，「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

⑤ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定したこと。また，幼稚園部においても，「自立心」，「協同性」，「社会生活との関わり」といった幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を示したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕，身近な生活に関する制度〔社会〕，働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実したこと。

⑥ その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・ 児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学部及び中学部を通して明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第62号)の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において，平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ，特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支

援学校への採用・配置，同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など，計画的な同免許状保有率向上の取組を進め，特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり，新学習指導要領等の実現のためには，これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに，教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保するなど，教員一人一人が力を発揮できるような教育条件の整備に努める必要があること。

具体的には，平成29年4月から施行された教育公務員特例法等の改正を受け，教員養成・採用・研修を一体として，教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に，特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ，各設置者において，その解消計画を策定・更新するとともに，新設校の設置，校舎の増築，分校・分教室による対応，廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により，引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには，各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため，文部科学省としては平成29年度に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに，一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて，周知・徹底を図ることとしており，各教育委員会等においても，新学習指導要領等に関する研修会を開催，教職員への周知・徹底を図ること。

また，学習指導要領は大綱的な基準であることから，その記述の意味や解釈などの詳細については，文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため，学習指導要領解説を活用して，教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため，各教育委員会等においては，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）

64. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について(平成31年2月4日通知)

30文科初第1465号
平成31年2月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について(通知)

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正令」という。)が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示(以下「新高等部学習指導要領」という。)及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示(以下「特例告示」という。)が公示されました。

今回の改正令及び新高等部学習指導要領による改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(以下「答申」という。)を踏まえ、特別支援学校の高等部(以下「高等部」という。)の教育課程の基準の改善を図ったものです。

また、改正令の附則を踏まえ、特例告示により、平成31年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間(以下「移行期間」という。)における現行の特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号。以下「現行高等部学習指導要領」という。)から新高等部学習指導要領に移行するために必要な措置(以下「移行措置」という。)について、現行高等部学習指導要領の特例が定められました。

については、改正の概要及び移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

第1 改正の概要

1 高等部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

また、自立活動の内容等の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。

- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等部においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

4 教育内容の主な改善事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と同様の改善を行ったこと（同学習指導要領の教育内容の主な改善事項については、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1784号文部科学事務次官通知）の1の（5）を参照。）。

(2) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ② 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒のための専門教科について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実したこと。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、小学校・中学校・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

ア 各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。

イ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の各教科及び各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

② 小学部・中学部との系統性の観点から、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」に改めたこと。

5 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。
- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を規定したこと。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

6 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

7 その他の改善事項

- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

8 施行及び適用の時期

- ・ 新高等部学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降高等部の第1学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

第2 移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項

1 平成 31 年 4 月 1 日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第 1 章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

イ 特別活動については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標及び各科目の目標と内容については、現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)によるものとし、平成 30 年文部科学省告示第 172 号(平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。)第 2 項の(1)から(9)までの規定によるものとする事としたこと。その際、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。)に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

イ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

③ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 保健医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す保健医療に属する科目として「保健医療情報」を加えたこと。

イ 理療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理療に属する科目として「理療情報」を加えたこと。

ウ 理学療法については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」を加えたこと。

④ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術、DTP 技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」を加えたこと。

イ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」を加えたこと。

ウ クリーニングについては、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

エ 歯科技工については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。その際、省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。

⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

2 平成 32 年 4 月 1 日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第 1 章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 理学療法については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

3 移行措置の適用対象

移行措置は、1 (2)①アに示す総合的な探究の時間、②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定及び④エに示す歯科技工に関する特例並びに 2 (2)①アに示す理学療法及び②アに示す特別の教科道徳に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

1 (2)①アに示す総合的な探究の時間及び④エに示す歯科技工に関する特例については、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。1 (2)②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定に関する特例については、平成 30 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2 (2)②アに示す理学療法及び特別の教科道徳に関する特例については、平成 32 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、1 から 3 までにより新高等部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用することとされている事項については、新高等部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

② 移行期間中に新高等部学習指導要領によることができるとされている教科において、

実際に新高等部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

(2) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成 30 年 8 月 31 日付け 30 文科初第 727 号文部科学事務次官通知。以下「高等学校移行措置等通知」）の 4 の(3)から(6)までの規定に準ずる。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分（第 3 章特別の教科道徳を除く。）を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。

第 3 留意事項

1 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成 32 年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置，同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など，計画的な同免許状保有率向上の取組を進め，特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

2 新高等部学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり，新高等部学習指導要領の実現のためには，これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに，教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し，教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には，平成 29 年 4 月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ，教員養成・採用・研修を一体として，教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制，学校施設・設備，ICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に，特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ，各設置者において，その解消計画を策定・更新するとともに，新設校の設置，校舎の増築，分校・分教室による対応，廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により，引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

3 新高等部学習指導要領の周知・徹底

新高等部学習指導要領の理念を各学校において実現するためには，各学校の教職員が新高等部学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため，文部科学省としては，平成 30 年度，平成 31 年度に新高等部学習指導要領に関する説明会を開催するなど，

周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新高等部学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ると共に、例えば、地域の教員養成大学と意見交換を行う際に、その概要を共有するなど、各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこと。

また、新高等部学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する新高等部学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、新高等部学習指導要領解説を活用して、教職員が新高等部学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

4 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
初等中等教育局 特別支援教育課（内線 2003）

65. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成 27 年 4 月 30 日通知）

27 文科初児生第 3 号
平成 27 年 4 月 30 日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪 田 知 広

（印影印刷）

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成 15 年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成 22 年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成 26 年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

（学校生活の各場面での支援について）

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏ま

えつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

(別紙)

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

| 項目 | 学校における支援の事例 |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 服 装 | ・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。 |
| 髪 型 | ・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。 |
| 更衣室 | ・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。 |
| トイレ | ・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。 |
| 呼称の工夫 | ・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。 |
| 授 業 | ・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。 |
| 水 泳 | ・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。 |
| 運動部の活動 | ・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。 |
| 修学旅行等 | ・ 1 人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。 |
| | |

文部科学省調べ



はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消すなめ、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を発表し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心構等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下配のとおりとまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」[※]（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の顕在化等が懸念されることが指摘されている性的マイノリティについて、相談員や職員等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要となる場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の尊重(平成27年度版)」「法務省人権擁護局」では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、異性を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGII」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

● 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一、二十歳以上であること。
- 二、現に婚姻をしていないこと。
- 三、現に未成年の子がないこと。(※平成20年に「現に子がいないこと」から改正)
- 四、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

● 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」(発出)

平成22年

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

※文科科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(平成26年6月公表)に基づく

(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から606件の報告がありました。

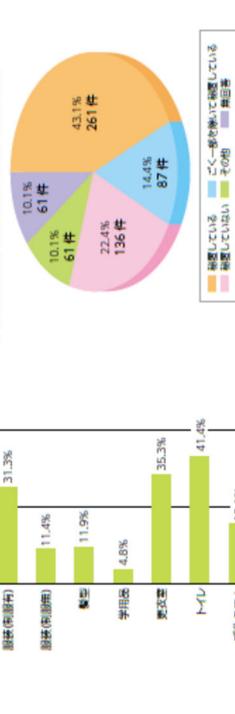


※当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数を報告しています。また、性別の取扱いに関する調査は、必ずしも学校にのみ行われ、家庭や地域などでも行われているものと見られています。

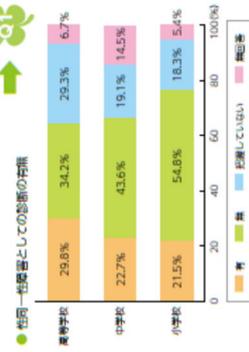
(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らされた上で学校生活を通していました。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

● 他の児童生徒や保護者に対する取組(調査の結果)



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。



4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等)に当たって児童生徒の保護者からなされた相談(含む。)を受けた者だけでなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」(校内)やケース会議(校外)等を定期的に開催しながら対応を進めること。
- 教職員等における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっていないとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判断としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないこととあり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に開示しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



③ 学校生活の各場面での支援について

- 全ての学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

| 項目 | 学校における支援の事例 |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 服装 | 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める |
| 髪型 | 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性) |
| 更衣室 | 保護室・多目的トイレ等の利用を認める |
| トイレ | 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める |
| 呼称の工夫 | 校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱ふ |
| 授業 | 体育又は保健体育において別メニューを設定する |
| 水泳 | 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する |
| 運動部の活動 | 自認する性別に係る活動への参加を認める |
| 修学旅行等 | 1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす |

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安が寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。



④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については卒業簿の記載に基づき行いつつ、卒業簿に法に基づく戸籍上の性別の変更を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に係る悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合であっても、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げること重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を開き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な取組を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2)性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく似られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり臆慮（やゆ）したりしないこと等が考えられること。

- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)等に係るQ&A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い消えることも含め、変化があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合もあると指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれています。学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれています。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部署の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心身に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

Q5 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q6 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q7 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL) <http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

Q8 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に開示しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q9 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A 性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

Q10 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A 通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」として行います。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

Q11 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更等がありますか。

A 通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

Q12 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められることとあり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げられることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

担当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫県立大学教育学部非常勤講師 案内 幸治
岡山大学大学院保健学域学術科教授 中藤 新也
京都大学教育学部教授 日高 真晴

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園 和貴

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩 良英

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤 久慶

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
石橋 晶

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
山本 博之

法務省人権擁護局人権啓発課長
井川 良

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※）が取りまとめられたところであり、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、法務省が作成している人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」、「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しております。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、国立ハンセン病資料館に委託し、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っております。

おって、法務省においては、人権擁護委員や法務局職員が学校に訪問して、上記人権啓発動画を活用した人権教室を実施しております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしくお願いたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしくお願いたします。

※「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubbjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jq143u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して中学第一学年相当の学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和3年8月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和6年度においては、今秋に各中学校等宛てに発送予定としており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、パンフレットの活用状況の把握及び学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、各中学校等におい

て、アンケートへ積極的に御回答いただけるよう周知いただく等御協力いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約 20 分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和 3 年 12 月 6 日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、「人権教育研究推進事業」の成果が文部科学省ホームページに掲載されている。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する事例や、国立ハンセン病資料館と連携する事例などが含まれているため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm

※令和 5 年度事業の成果については後日公開予定。



4. 人権啓発動画等について

法務省が作成した人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」は、ハンセン病問題に関する正しい知識とともに、偏見・差別の解消には、この問題を自分事として捉え、行動を変えていくことが必要であることを、小学校低学年にも分かりやすく説明したアニメーションである。同じく、人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている動画である。いずれの動画も YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいて DVD の貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小中学生向けとして作成されたものであるため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

併せて、主に中学生を対象として、ハンセン病当事者や関係者の話を聞き、ハンセン病問題が「今の」問題であると認識し、偏見・差別のない社会の実現のために何をなすべきかを考えていただくシンポジウムを実施し、そのアーカイブ映像を作成しているため、こちらの映像も活用いただきたいこと。

また、人権擁護委員や法務局職員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【シンポジウムアーカイブ映像】 <https://www.youtube.com/watch?v=iZXfkmzk5fc>



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について（無料）

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設として、国立ハンセン病資料館、各国立ハンセン病療養所に設置された資料館（社会交流会館）やその他関係施設、資料等がある。各学校の実情に応じて、これら国立ハンセン病資料館等への見学、関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」概要
- (別添6) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」活用の手引き (別添7) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添8) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添9) 国立ハンセン病資料館出張講座（学芸員）
- (別添10) 講師等派遣事業（御家族）
- (別添11) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(全体、社会教育について)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係
時枝、伊藤、小林
TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)
E-mail : kyousei@mext.go.jp

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
若林、櫻井
TEL : 03-5253-4111 (内線 3291)
E-mail : jidous@mext.go.jp

(初等中等教育(学習指導要領)について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
嶋田、小楠
TEL : 03-5253-4111 (内線 2073)
E-mail : cswg0@mext.go.jp

(大学及び高等専門学校について)

文部科学省高等教育局
大学教育・入試課学務係
山田、若松
TEL : 03-5253-4111 (内線 3334)
E-mail : gakumu@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
松井、高田
TEL : 03-5253-4111 (内線 2915)
E-mail : syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、
講師等派遣事業について)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係
岩倉、曾合
TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(人権啓発動画、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係
水川、井上
TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)
E-mail : keihatsu@i.moj.go.jp

67. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（令和元年6月6日通知）

元文庁第231号
令和元年6月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長

殿

文部科学事務次官
藤原 誠

（印影印刷）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第198回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）が、令和元年5月24日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第1 法律の概要

1 総則

(1) 目的（第1条）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念（第3条、第4条）

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。
- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。

エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第5条）

ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力（第6条）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針（第7条）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針（第8条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。

イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かななければならないこと。

ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができること。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いします。

「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）**」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

(参議院)

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実にに向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

(衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

(参議院)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111 (内線 4785)

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施となり「歴史総合」(必修教科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実の観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○小学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編

小学校社会〔第6学年〕(平成20年)
特段の記載なし。

小学校社会〔第6学年〕(平成29年)

「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

○中学校学習指導要領(平成29年告示)

中学校社会〔歴史的分野〕(平成20年告示)

「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。

中学校社会〔歴史的分野〕(平成29年告示)

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

○高等学校学習指導要領(平成30年告示)

日本史A、日本史B
(平成21年告示)
特段の記載なし。

歴史総合(必修教科目)(平成30年告示)

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究(平成30年告示)

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌ」の「文化の形成についても扱う」ことを新たに規定

「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々」を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

68. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）（令和5年5月25日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 2 5 日

教職課程を置く
各国公私立大学長 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）

文部科学省では、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和6年度からすべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語を導入し、その次に算数・数学の学習者用デジタル教科書（以下デジタル教科書とする。）を学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することとしています。

また、デジタル教科書への慣れや学習環境を豊かにする観点から当面の間は紙の教科書と併用しながらの活用となります。

文部科学省では、デジタル教科書の活用促進のため、令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、デジタル教科書の実践事例集と研修動画を作成し、公表しているところです。（令和5年5月末～6月上旬にホームページの内容更新予定）

本事例集と研修動画は実際の授業場面での具体的な活用方法や実践事例などが掲載されています。教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組めるよう、必要に応じて本事例集と研修動画等の活用をお願いします。

なお、教員を志望する学生における学習者用デジタル教科書の活用については、令和6年度から小中学校等へ段階的に導入される英語、次に導入される算数・数学に関しては、学生等が活用できるようになっています。

購入についてはホームページから個人単位で購入できるものと、大学等が購入希望者を取りまとめて購入できるものがありますので、購入を希望する場合には、各教科書発行者のデジタル教科書のホームページ等をご確認ください。

送付資料

【別添】学習者用デジタル教科書実践事例集・研修動画ご案内（リーフレット）

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 5070
Mail: digital@mext.go.jp

学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

○デジタル教科書の活用にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要であると指摘されています。

○このような状況を踏まえ、文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記QR参照）
 学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



保護者・教員向け動画



詳細はこちら



教員向け研修資料



詳細はこちら



その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



「薬害」を学ぶための教育の充実

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」において、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。

(例)
第1 公共
2 内容

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア (ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動をを行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること

(中略) その際、より活発な経済活動と個人の尊重の両立については、例えば、製品事故や薬害問題などを扱い、政府による適切な政策が必要であるとともに、企業にはそうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められていることを理解できるようにすることが大切である。また、消費者も、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品を選択するなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。

薬害を学ぶための教材の配布

- 薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全国の中学校、高等学校に配布しています。
 - 関連する教師用の指導の手引きや視聴覚教材、事例集も配布しています。
- 厚生労働省HPにおいて、全てダウンロード可能ですのでご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

講師派遣

- 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、**全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

問い合わせ先：全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com



厚生労働省HP



事務連絡
令和6年7月29日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）を置く国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会事務主管課

御中

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

日頃より厚生労働行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月5日付け事務連絡「令和6年度の薬害教育教材『薬害を学ぼう』の配布予定について」にて事前にお知らせしたとおり、薬害教育教材や教員用の参考資料を、本年も全国の各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び全国の各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に対し、7月下旬頃から、高等学校には高校1年生人数分程度、中学校には教材紹介のために各校1部ずつ順次発送いたします。本教材は、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や保健体育科、中学校の社会科（公民的分野）の授業等において御活用いただくことを想定しており、特に上記教科の担当教員の皆様への周知について、御協力をお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市（指定都市除く）町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和6年度の本教材送付について、周知くださいますようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願い申し上げます。

また、各高等学校の先生方に、教材の使用方法等に関する任意のアンケートに御協力いただきたいと考えております（アンケートURL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202406_01yakugai）【締切：令和6年12月27日（金）】。

当該アンケートは先生方の御意見を本教材に反映させる重要な機会となっております、アンケート結果を踏まえて教材の改訂等を行っております。教材を活用されなかった方の御意見も参考にさせていただいております。幅広い地域・校種・教科の先生方の御意見をお寄せいただきたいと存じますので、貴課におかれても、各校に御協力いただけますよう、御周知のほどよろしく申し上げます。

教材の使用方法等に御不明点等がありましたら、メール又は電話にて御連絡ください。

【問い合わせ先】厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室 担当 大島、鶴池、久保、江口、小関
電話 03-5253-1111（内線2718、2719）（夜間03-3595-2400）
メール fukutai01@mhlw.go.jp

特に 高校等の公民科（公共/政治・経済）・保健体育 の担当教員の皆さまへ
 中学校の社会科（公民的分野）

「薬害教育教材」を活用してみませんか？

実践例も増えています

📺 多様な教材と指導の参考資料
 令和6年6月改訂
 改訂内容は裏面へ
 同封しています

「薬害を学ぼう」
 ……生徒配布用の教材です
 <高校1年生の人数分を同封>

「指導の手引き」
 ……指導のポイント等を記載した
 教論向け資料です
 <1冊同封>

「視聴覚教材」
 ……動画教材（全体編・パート別）
 を無料で公開しています
 <DVDを1枚同封>
 <厚生労働省YouTubeでも公開>

「実践事例集」
 ……実際に授業に取り組んだ
 実践例をまとめた教論向け
 資料です <1冊同封>

厚生労働省ホームページで各教材の電子媒体・動画のリンク
 ・関連サイトなどを見ることができます

薬害を学ぼう
 HPもリニューアル

📱 様々な場面で活用可能
 公民科（公共/政治・経済）や保健体育を
 中心に、様々な場面で活用されています
 学校薬剤師の方との連携もすすめています
 教材を使用・配布した科目 >



📄 教員の皆さまの声をよりよく教材づくりに活かされています
 Webアンケートへの回答にご協力ください
 教材を使わなかった方の御意見も歓迎です

【回答期限】
 令和6年12月27日（金）17時
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202406_01yakugai

厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

(R6.7)

令和6年6月の主な改訂内容

より見やすく、より使いやすく！

「薬害を学ぼう」
 各ページに対応する動画のQR
 コード（二次元バーコード）を追加
 > デジタル画面でも見やす、UI/UX
 ウェットに変更
 > 改正医薬品医療機器等法で創設
 された医薬品等行政評価・監視
 委員会の記載を追加（P6）

「指導の手引き」
 > 新たに高校用の【授業の流れ
 (例)】を追加
 (中学校用も引き続き掲載)
 > 学習指導要領との関係を分かり
 やすく解説
 > 全体を見やすいレイアウトに変更

「視聴覚教材」(動画)
 > 医薬品等行政評価・監視委員会
 についての解説を追加
 > ナレーションを再収録

「実践事例集」
 > 中学・高校での新たなモデル
 実践例を追加

モデル授業に挑戦してみませんか？

- > 先生方の授業実施の参考となる「実践事例集」を充実するため、モデル授業に挑戦していただける中学校・高校を募集しています
- > 厚生労働省職員と打合せしながら、授業計画の策定に向けた支援や講師派遣の調整等の各種サポートをいたします(授業当日の職員の見学や、アンケート回答に御協力ください)
- > 教材の追加配送も、ご連絡いただければ対応いたします

【ご相談・ご応募先】 厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
 担当：大島、菊池、久保、江口、小関
 E-mail: fukutai01@mhlw.go.jp 電話番号：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

薬害被害者の方の講師派遣が可能です

- > 全国薬害被害者団体連絡協議会(薬被害)において、薬害被害者の方の講師派遣を行っており、出前授業や講話をお願いすることが可能です(以下の宛先にご依頼ください)
- > なお、モデル授業にご応募いただき、授業の中で出前授業や講話を実施する場合は、厚生労働省にて薬被害と調整いたしますので、改めて薬被害連に依頼する必要はございません

【講師派遣専用アドレス】 全国薬害被害者団体連絡協議会
 E-mail: yakuhiren.lecturer@gmail.com

先生方からは「被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まった」との声をいただいています

ご応募・ご依頼を心よりお待ちしております

【お詫び】

各学校に発送した教材のうち、「薬害に関する授業実践事例集」につきまして、47 ページ及び 48 ページの印刷漏れが判明いたしました。

一方で、既に「薬害に関する授業実践事例集」の印刷業務が完了していること、また、各学校への発送のための梱包発送作業が進行していることから、印刷漏れが生じたページを追加印刷した上で各学校に同封してお届けすることが困難な状態となっております。このため、各学校には 47 ページ及び 48 ページが欠損した状態でのお届けとなってしまいます。

つきましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、令和 6 年度の本教材送付についてご周知いただく際、併せてページの一部（別紙）が欠損している旨をご周知いただくことにご協力を賜りたく存じます。

なお、47 ページ及び 48 ページも掲載された電子媒体につきましては、厚生労働省の下記ホームページからもご覧いただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ：薬害を学ぼう>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwومانabou.html



来年度以降の教材の印刷・発送に当たりましては、このようなことのないよう、再発防止を徹底いたします。このたびは大変ご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

【お詫び】
「薬害に関する授業（実証事例集）」において、本ページの印刷誤れが判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

4. 中学生を対象にした社会科以外の教科等での実践例

(5) 京田辺市立 田辺中学校

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象学年 | 中学校第3学年 |
| 教科等 | 人権学習 |
| 学習の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ○薬害の現状や歴史、取組などを学び、残された課題や防止するために必要なことなどを正しく理解する。 ○薬害の被害者の方から、直接的な観点で薬害を捉え、薬害を被害者の立場に立って理解する。 ○薬害を繰り返さないために自分たちができることや、自分たちが被害者にならないためにしていかなければならないことについて考える。 |

授業を受けた生徒の感想（一部）

- 「薬物乱用」などの悪い薬物についてのことしか学んだことがなかったので、「薬害」という言葉自体が初めて聞くものでした。今回の授業を通して、病院から出される薬であっても、体に悪影響を及ぼすこともあること、情報の偏りや自分の価値だけを考えてしまった「人」の背景から薬害が引き起こされていたことをとてもよく知ることができました。
- 薬自体が悪いのではなくてその薬のことを理解せずに使った人の責任であると改めて思いました。情報を公開しなかったことで、救えるはずの命が失われたことは本当に残念なことだと思いました。この先、このようなことがおこらないために、おこさないために、「薬」というものについて多くの人が理解できる情報を広めることが必要だと思いました。

授業の流れ

【1時限目】

- 『薬害を学ぼう』の動画を視聴し、薬の副作用と薬害の違いについて学習するとともに、2時限目に行われる「陣痛促進剤に関する講演」に先立ち、穴埋めプリント等を用いて陣痛促進剤による被害について学習する

【2時限目】

- 陣痛促進剤の被害について、「薬害を繰り返さないために～産科医療を例に人権について考えながら～」という演題にて、講演を聴く



【3時限目】

- 薬の副作用をゼロにすることはできないが、医薬品を使用する生徒自身が、薬害の被害者になることをできる限り防ぎ、「薬害を繰り返さない」ためにはどうしたらよいかについて、2時限目の講演を踏まえ、感想をまとめる

70. B 型肝炎副読本「B 型肝炎いのちの教育」の活用について

一部抜粋

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について、以下のとおりお知らせします。

事務連絡
令和6年9月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 御中
各指定都市教育委員会指導事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の教員への普及を図る観点から、中学校3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付いたします。令和6年9月下旬以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」が、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしくお願ひいたします。また、各学校において、当該副読本の送付を希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願ひます。なお、副読本のデータは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、副読本の使用に当たっては当データも御活用いただけます。

加えて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてお知らせいたします。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願ひます。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本の送付及び患者講義の講師派遣の申込フォーム（共通）>

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei/



<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
電話 03-5253-1111（内線 2101）

<参考>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html



※副読本「B型肝炎 いのちの教育」については本ページからダウンロードが可能です。

※患者講義について、本ページで受講した生徒の感想などを紹介しております。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL : 03-5253-4111 (内線 2565)

健生が発 0920 第 1 号
令和 6 年 9 月 2 0 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和6年9月下旬以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添「B型肝炎いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添「B型肝炎いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中

電 話：03-5253-1111 (内 2101)

F A X：03-3595-2169



B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い

副読本について、生徒分の送付希望がありましたら別添の「申込書」を活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実践にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、北海道庁保健推進部・保健課の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。
この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の存在に対する偏見や差別をなくすること、また、重症化状態による重症肝炎の患者や家族の経験を知り、差別にあった方々の歩みを知り、重症化状態の理解を学ぶことにより、二人と同等の患者が居るという社会的な理解を醸成することを目的としています。

この副読本の活用を希望されるように副読本「活用のお知らせ」も記載しておりますので、社会科学や保健体育科などの学習や進路学習等で、ぜひ積極的にご活用いただくようお願いいたします。
生徒への配布を予定している学校・教員の皆さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎啓発的副読本）より希望数を送付いたしますので、副読本の「申込書」に必要事項を記載の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎啓発活動・推進部においては、重症化状態によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、講演者の声を伝える活動（以下、「患者講演」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講演実施の方眼図」を参照）を行っています。この副読本を用いた授業の実践にあたって、患者講演の派遣を希望される場合も、副読本の「申込書」に必要事項を記載の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日程調整等させていただきます。

【添付事項】
副読本の送付の申し込みについて、希望数や希望により送付までにお時間をいただく場合がございます。
また、患者講演の派遣の申し込みについても、派遣希望期よりも余裕をもって申し込みをいただきますようお願いいたします。

副読本のダウンロードは厚生労働省HP（B型肝炎啓発）に掲載しております。電子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご利用いただいても問題ございません。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/kyuukyoku/bunryaku/kyuukyoku/youhenku/bunryaku/index.html>

【送付希望 - 派遣希望に関するお問い合わせ先】
厚生労働省 B型肝炎啓発的副読本 TEL: 03-5253-1111(内線 2101)
メールアドレス: bkan-inochi@nhw.go.jp / FAX: 03-3595-2169

副読本の申し込みについては、こちらの副読本フォームでも受け付けております。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/kyuukyoku/bunryaku/kyuukyoku/youhenku/bunryaku/index.html>



活用の方法

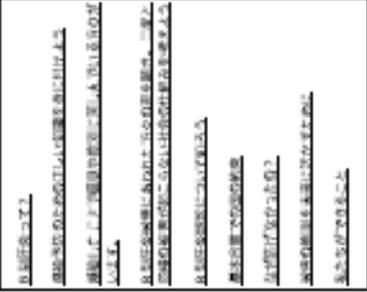
1. 社会科学（公民的分野）での活用
国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることも期待されます。この副読本は、社会科学（公民的分野）の授業内での活用が充分に可能なものです。

2. 人権教育での活用
B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんでおられます。この副読本には、こうした声や経験が盛り込まれており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3. 保健体育科（保健分野）での活用
感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4. 授業外の時間での活用
授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や午後の会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の機に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返させないためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。



考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植により命が助かるかもしれないとしたら、「臓器移植を受けたい」ですか、それとも「受けたくない」ですか？

もし自分や家族が死に直面したとき、「提供できる臓器をあげたい」ですか、それとも「あげたくない」
どれも大切な「自分の気持ち」で

す。正解も不正解もありませんが、「あなた」はどうですか？よく考えてみましょう。

また、**本人の気持ち**が分からない場合は、**臓器提供**を**するかどうか**は残された**家族**だけで決めること**になります**。**みなさん**がどう考えているのか**家族に伝え、家族とよく話し合っておく**ことが**大切**です。

よく話し合ってみよう



どの気持ちも守られます

「移植医療に関する世論調査」※ (平成29年8月 内閣府大臣官房政府広報室)

あなたは、これまでに、ご家族や親しい方のうちあなたか臓器提供や臓器移植について話をしたことがありますか。話をしたことがない 64.2% わかりません 0.4% 話をしたことがある 35.4%



※調査報告書は内閣府ホームページで公表しています。https://survey.gov-online.go.jp/n29/n29-1s/roku/index.html

あなたは考えたことがありますか？

みなさんは「死」について考えたことがありますか？
つい、ざっさまで元気だった人が、交通事故で死んでしまうかもしませんが、何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながってしまふこともあります。
もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な

状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能しなくなつたために苦しんでいる人、死と向き合っている人に提供することができます。
どんなに健康な人にも、残念ながら寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いくつかは「死」がやってくる。

脳死で臓器を提供した方の人数

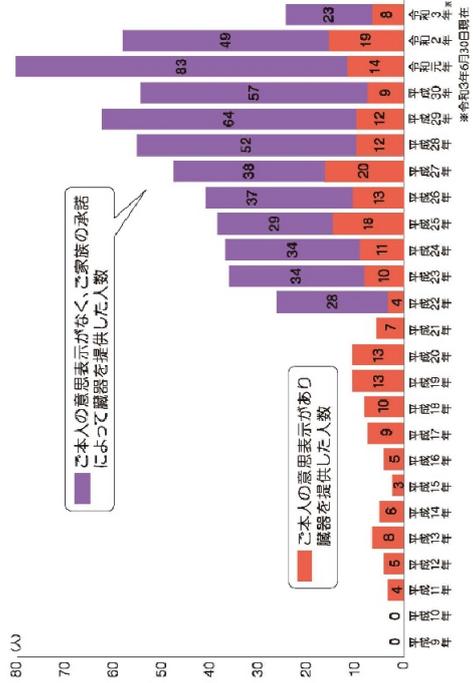
平成9年10月～令和3年6月

合計761人

ご本人の意思表示がなく、ご家族の承諾によって臓器を提供した人数

528人

平成22年から、本人の意思表示が不明でも、ご家族の判断だけで臓器の提供ができるようになりました。



臓器移植ってなんだろう？

人間の中から、心臓・肺・肝臓・腎臓などの臓器があり、それぞれが決められた仕事をしています。

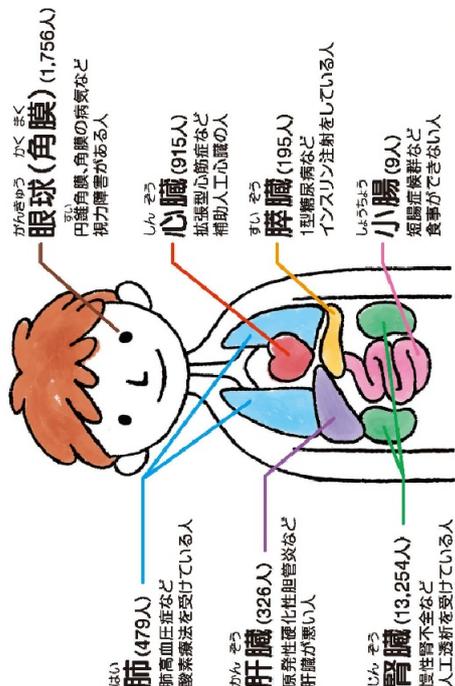
でも、薬や手術では治せないほど臓器が機能しなくなった時、亡くなった方のまだ健康な臓器と交換することで元気なからだを取り戻すことができます。



移植が必要な患者さんはどれくらいいるの？

臓器移植ネットワークとアイバンクに登録できる臓器と主な病気

(令和3年6月30日現在の移植希望登録者数(眼球のみ令和3年5月30日現在))



※(公社)日本臓器移植ネットワーク及び公財)日本アイバンク協会調べ

脳死と心臓死

人が臓器を提供する場合の「死」には、2種類あることを知っていますか？

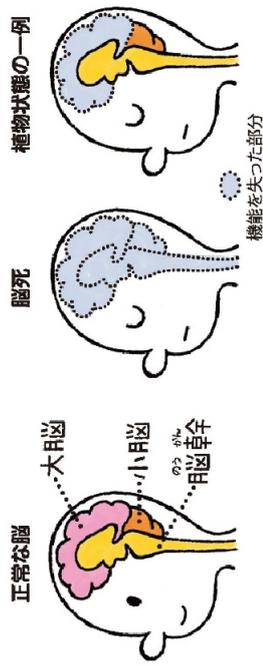
一つは、心臓が止まって血液が流れなくなる「心臓死」です。こうなると人のからだは、だんだん冷たくなっていきます。心臓死の場合に提供することができる臓器は、腎臓・脾臓・眼球です。

もう一つは、「脳」が機能しなくなる「脳死」です。事故や病気などで脳が傷ついて、すべての機能を失ってしまうと、意識がなくなり、呼吸は止まってしまいます。しかし、機械を使って、酸素を肺に送ると、心臓

はしばらく動き続け、このとき「からだはあたたたい」状態です。しかし、一度「脳死」の状態になってしまうと、もとの元気な姿にもどることはなく、やがて心臓も止まってしまいます。多くの国々では、脳死は人の死とされています。日本でも1997年に臓器移植法(臓器の移植に関する法律)ができ、**脳死で臓器を提供する場合に限り、脳死を人の死とすることになりました。**

脳死の場合に提供することができる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球です。

正常な脳、脳死、植物状態の一例



意識がなく、脳死と同じように見える植物状態は、脳幹の機能が残っていて、自分で呼吸できることが多く、回復する可能性もあり、脳死とはまったく違います。

放射線副読本について

- ▶ 東日本大震災での原子力災害を受け、学校教育において、児童生徒が**放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようにすること**が求められているため、文部科学省において放射線副読本を作成している。現行の形では平成23年度から作成・配布
- ▶ 毎年度、1人1台端末で活用できるよう、URLとQRコードを教育委員会、学校等に周知している。



※ 1mSv (ミリシーベルト) = 1000μSv (マイクロシーベルト)
 (出典) 放射線による健康影響に関する統一的基础資料 (令和5年度版)

(1) 放射線の性質

放射線には、α線、β線、γ線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力も異なりますが、その能力は、放射線の種類によって程度が異なります。
 例えば、α線は紙1枚でも通ることができません。β線は紙1枚では通りますが、アルミニウムなどの薄い金属板で通ることができません。放射線は種類によって材料や厚さを選ぶことにより遮断することができます。
 また、放射線は、風部のように人から人へうつることはありません。これは人が光を受けても、その人が光を出すようになるわけではないのと同じです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyaisen/14100005_000004.html



放射線副読本 (令和6年改訂)

放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を**教科横断的に育成**することとしており、**理科をはじめとする関係する教科等において広く積極的に活用していただきたい。**

学校図書館司書教諭の養成について

令和6年度 地方分権改革に関する提案について

「地方分権改革推進委員会 提案募集検討専門部会(第170回)」より

提案事項（提案団体）

司書教諭の設置義務の緩和（八王子市）

求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば（例：司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば）、司書教諭を置かないことができるとしたい。

提案募集検討専門部会からの主な視点（抜粋）

司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、司書教諭講習修了者数を増やすべく、例えば、以下のような実行性のある案を示してもらいたい。

- ・オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化。（現役教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等）
- ・教職課程への司書教諭講習関連科目の組み入れ。（学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等）

文部科学省からの回答（抜粋）

【講習受講期間の拡大】

多様な受講機会の拡大に向け、オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知を行うことを検討する。

【教職課程への司書教諭講習関連科目の組み入れ】

大学が必要に応じ、司書教諭関連科目を教職課程に組み込むことを検討するよう、協力を促すことなどを検討する。

学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うもの。

- ① 読書センター 自由な読書活動や読書指導の場
- ② 学習センター 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすること
- ③ 情報センター 児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育むこと



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

① 読書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む

④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、**教員の指導力**も向上する

② 授業で蔵書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む

⑤ 悩みを抱える子供の「**心の居場所**」となる

③ 探究的な学習活動等を行い、子供の**情報活用能力**を育む

ことなどが期待。

2

司書教諭について

【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもつて充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

【司書教諭の主な業務と配置状況】

『学校図書館の現状に関する調査』より(令和2年5月1日現在)

| 業務内容 | | | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------|---------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 司書教諭 | ○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言 | 合計 | 69.9% | 63.0% | 81.4% |
| | | 12学級以上 | 99.2% | 96.9% | 93.2% |
| | | 11学級以下 | 30.5% | 31.3% | 34.8% |

【司書教諭の養成】

| | 条件 | 資格付与等機関 | 科目について | 備考 |
|------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 司書教諭 | 「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条) | 学校図書館司書教諭講習課程 (平成10年改正) | 5科目10単位(各科目2単位) -学校経営と学校図書館 -学校図書館メディアの構成 -学習指導と学校図書館 -読書と豊かな人間性 -情報メディアの活用 | 司書教諭履修科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てること ができる。 |

3

学校図書館司書教諭講習の実施状況について



- ・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※R6 1科目：6機関 2科目：16機関
- ・全ての機関が、学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催 3科目：7機関 5科目：3機関

<実施状況>

| 年度 | 実施機関数 | 定員 | 修了者数 |
|-------|-------|--------|--------|
| 令和3年度 | 33機関 | 1,550人 | 5,175人 |
| 令和4年度 | 33機関 | 1,365人 | 5,211人 |
| 令和5年度 | 33機関 | 1,514人 | 4,864人 |

※放送大学は定員数定がないため定員に含まず(機関数、修了者数には含む)、例年500～700程度が修了。

修了者数が定員を上回るのは、大学で図書館員の採用枠を確保し、実施機関で修了申請を受けた者を含むため。

<令和6年度の講習実施方法>

| オンライン | オンデマンド | 併用 (対面・オンライン) | 対面 |
|-----------------------------------|--------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【2機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育 センター | 【2機関】 放送大学、 大阪教育大学 | 【1機関】 上越教育大学 | 【27機関】 北海道教育大学、宮城教育大学、筑波大学、 東京学芸大学、新潟大学、高山大学、福井大 学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大 学、愛知教育大学、三重大学、京都教育大学、 奈良教育大学、広島大学、やまぐち総合教育支 援センター、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大 学、高知大学、福岡教育大学、長崎大学、 熊本大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学 |

4

学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）



4 教地総研 1 6 1 9
令和 5 年 3 月 3 1 日

学校図書館司書教諭講習実施機関宛書簡 様中

大分県学術総合教育政策局地域学習推進課

学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）

文部科学省では、本年3月に「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」（以下「振興方策」といふ。）を策定いたしました。振興方策においては、学校図書館司書教諭講習の受講やその準備等について、希望する受講者がオンラインでの受講がその手段ができるよう、講師や受講者の間で双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル化の活用を促すこととしています。

また、政府においては、「デジタル戦略に基いた機関の一体推進プラン」（令和4年6月20日デジタル戦略実行計画案）を策定し、国が実施する講習について、原則として「申込～受講～受講終了後発行のデジタル化等を基本とする」とこととされています。

ついでに、学校図書館司書教諭講習の受講や準備等のオンライン化は、下記のとおりとなりますので、各講習実施機関においては、それぞれの実情も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。

記

- ・学校図書館司書教諭講習の受講や受講手続きについては、従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能であり、学校図書館司書教諭講習の受講を希望する者のニーズに対応してオンラインでの受講やその準備ができるよう、講師や受講者の間で双方向性の確保にも配慮した上で、十分な講習を行うことができるようオンラインも活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、学校図書館司書教諭講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえた上で、講習実施機関の実情に応じて、オンラインでの活用を積極的に検討いただくこと。
- ・なお、受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については、適切に管理すること。

<本通知のポイント>

- 従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能
- 受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと
- 受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については適切に管理すること。

<参考>

・デジタル戦略実行計画案(第4案)資料 ※資料2-1、2-2参照
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative/research/05585d2-0001-4595-8930-8761f5bbe10/>

・今後の生涯学習・社会教育の振興方策(令和5年3月)
4-1. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項)について ([mext.go.jp](https://www.mext.go.jp))
4-2. 今後の生涯学習・社会教育の振興に係る具体策について ([mext.go.jp](https://www.mext.go.jp))

5

【参考】司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例①



○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を設定

<A大学の例>

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

| 認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目） | | | | | | |
|--------------------------------------------|-----------------|---------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------|
| 認定を受けようとする学部・学科等 | 国 | 学 | 入学定員 | 1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 | 2. 学 位 | 3. 学位又は学科の分類 |
| | ■ | ■ | 80 | 大学が独自に設定する科目 12単位 | 学士（人文科学） | 文学関係 |
| 認定を受けようとする免許状の種類 | 免許状施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 | | 単位数 | 備考 | |
| | | 授業科目 | 単位数 | | | |
| 高一種免許 (公民) | 大学が独自に設定する科目 | 学校経営と学校図書館 | 2 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の附属法に関する科目」又は「教育の基礎的理論に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び指導法、教育実践等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得 | | |
| | | 学校図書館メディアの働き | 2 | | | |
| | | 学習指導と学校図書館 | 2 | | | |
| | | 読書と豊かな人間性 | 2 | | | |
| | | 情報メディアの活用 | 2 | | | |
| ●単位数 | | | | | | |
| ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） | | | | 4単位 | | |
| ・教員の免許状取得のための選択科目 | | | | 16単位 | | |
| ・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計 | | | | 20単位 | | |

6

【参考】司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例②



○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を一部設定

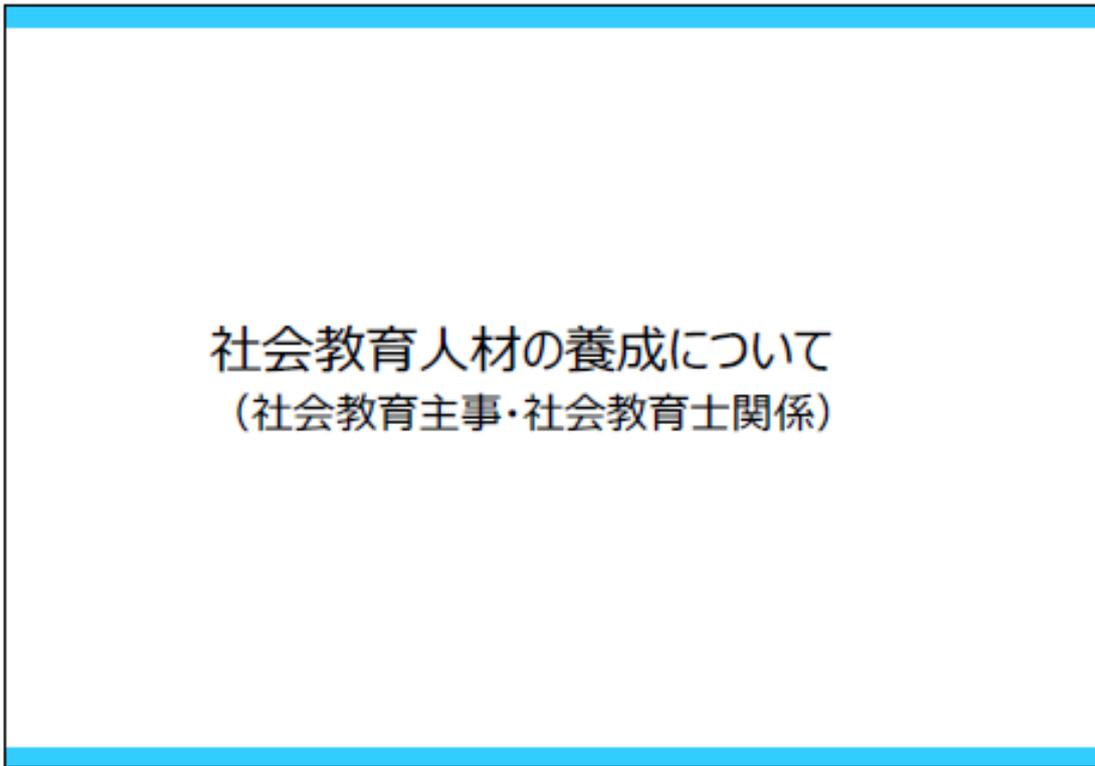
<ノートルダム清心女子大学の例>

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

| 認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目） | | | | | | |
|------------------------------------------------|-----------------|---------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 認定を受けようとする学部・学科等 | 国 | 学 | 入学定員 | 1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 | 2. 学 位 | 3. 学位又は学科の分類 |
| | 国際文化学部 | 国際文化学 | 100 | 大学が独自に設定する科目 4単位 | 学士（国際文化学） | 文学関係 |
| 認定を受けようとする免許状の種類 | 免許状施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 | | 単位数 | 備考 | |
| | | 授業科目 | 単位数 | | | |
| 高一種免許 (英語) | 大学が独自に設定する科目 | 発達心理学 | 2 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の附属法に関する科目」又は「教育の基礎的理論に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び指導法、教育実践等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得 | | |
| | | 青少年問題 | 2 | | | |
| | | 教育出現 | 2 | | | |
| | | 介護等体験の理論 | 1 | | | |
| | | 介護等体験の実践 | 1 | | | |
| 学校経営と学校図書館 | 2 | | | | | |
| 学習指導と学校図書館 | 2 | | | | | |
| ●単位数 | | | | | | |
| ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） | | | | 0単位 | | |
| ・教員の免許状取得のための選択科目 | | | | 12単位 | | |
| ・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計 | | | | 24単位 | | |

7

74. 社会人教育人材の養成について（社会教育主事・社会教育士関係）



社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目（生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目）を大学が実施。

<社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和6年度)>

[4年制大学] 111校

(国立大学) 21

| | | | | | | | |
|-------|--------|------|--------|--------|------|--------|-------|
| 北海道大学 | 弘前大学 | 東北大学 | 宮城教育大学 | 岩田大学 | 山形大学 | 福島大学 | 茨城大学 |
| 千代田大学 | 群馬大学 | 千葉大学 | 東京大学 | 東京学芸大学 | 山梨大学 | 岐阜大学 | 静岡大学 |
| 名古屋大学 | 愛知教育大学 | 滋賀大学 | 京都大学 | 大津教育大学 | 神戸大学 | 奈良教育大学 | 和歌山大学 |
| 鳥取大学 | 島根大学 | 広島大学 | 高松大学 | 九州大学 | 熊本大学 | 鹿児島大学 | |

(公立大学) 8

| | | | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--|--|
| 高崎経済大学 | 東京経済大学 | 都立文科学大学 | 京都市立大学 | 大分公立大学 | 北九州国立大学 | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--|--|

(私立大学) 76

| | | | | | | | |
|---------|--------------|--------|---------|-----------|--------|-----------|---------|
| 札幌学院大学 | 札幌学院大学 | 北信大学 | 北信学院大学 | 北海学園大学 | 弘前学院大学 | 石巻学院大学 | 奥羽学院大学 |
| 山梨大学 | 山梨白百合女子大学 | 東北学院大学 | 東北福祉大学 | 東北福祉工科大学 | 茨城中央大学 | 東京福祉大学(財) | 聖学院大学 |
| 文教大学 | 聖豊大学 | 青山学院大学 | 聖隷聖大学 | 沼津学院大学 | 国士館大学 | 駒澤大学 | 駒澤大学(財) |
| 大東文化大学 | 五川大学(財) | 中央大学 | 帝京大学 | 帝京平成大学(財) | 東京家政大学 | 東京大学 | 東京学院大学 |
| 日本大学 | 日本女子大学 | 日本経済大学 | 法政大学(財) | 明治大学 | 明治学院大学 | 立教大学 | 立正大学 |
| 短光大学 | 東洋田大学 | 神奈川大学 | 社説大学 | 田園調布学園大学 | 東海大学 | 八洲学園大学(財) | 青森山大学 |
| 松本大学 | 東海大学 | 愛知大学 | 愛知学院大学 | 中央大学 | 大井大学 | 京都女子大学 | 京都橘大学 |
| 横浜大学(財) | 横浜大学 | 温春学院大学 | 大塚大学 | 大塚学院女子大学 | 関西大学 | 神道山学院大学 | 天理大学 |
| 筑波大学 | ノートルダム清心女子大学 | 広島学院大学 | 広島経済大学 | 広島学院大学 | 四国大学 | 徳島文理大学 | 九州共立大学 |
| 九州産業大学 | 福岡大学 | | | | | | |

[短期大学(類)] 2校

(私立短期大学) 2

| | |
|----------|-------------|
| 東京女子短期大学 | 駒場学園大学短期大学部 |
|----------|-------------|

(財)は通達開校設置大学

令和6年度社会教育主事講習の実施概要



- ・社会教育法第9条の5に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施
- ・多くの機関が、オンラインによる方法を取り入れて講習を実施。一部機関ではフルオンライン受講が可能
- ・多くの機関が夏季休業期間を中心に開講しているが、土日・夜間を活用し、通年で開講している機関も一部ある

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

| | 実施機関数 | 実施方法 | 実施機関名 |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 国の委託費による講習 | 12機関 定員合計 1,448名 | フルオンライン(2機関) | 北海道立生涯学習推進センター、 社会教育実践研究センター(オンラインコース) |
| | | オンライン・対面の併用 (10機関) | 岩手大学、東北大学、宇都宮大学、福井大学、 岐阜大学、奈良教育大学、鳥取大学、愛媛大学、熊本大学、 社会教育実践研究センター(通常コース) |
| | | 対面のみ(1機関) | 九州大学 |

②国の委託費によらない講習

実施機関の判断により、1から4科目の開講を可能とした上で、複数年(最大5年間)での開講や受講料の徴収が可能

| | 実施機関数 | 実施方法 | 実施機関名 |
|--------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 国の委託費によらない講習 | 10機関 定員合計 555名 | フルオンライン(3機関) | 大東文化大学(支・経)、社会福祉大学院大学 [※] (全)、 新潟青陵大学短期大学部 [※] (全) |
| | | オンライン・対面の併用 (5機関) | 北海道大学(支・経)、奈良教育大学(支・経)、 愛媛大学(支・経)、九州大学(支・経)、放送大学(支・経) |
| | | 対面のみ(2機関) | 宇都宮大学(支・経)、福井大学(支・経) |

※社会福祉大学院大学、新潟青陵大学短期大学部は、オンライン・オンデマンド・対面から選択可能

＜参考＞ 社会教育主事養成課程設置大学・・・113校(令和6年4月1日現在)
(内訳)・国立大学 31校 ・公立大学 6校 ・私立大学 74校 ・短期大学(部) 2校

2

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

| 科目 | 単位 |
|--------|----|
| 生涯学習概論 | 2 |
| 社会教育計画 | 2 |
| 社会教育特論 | 2 |
| 社会教育演習 | 2 |

| 科目 | 単位 |
|---------|----|
| 生涯学習概論 | 2 |
| 生涯学習支援論 | 2 |
| 社会教育経営論 | 2 |
| 社会教育演習 | 2 |

＜計8単位＞

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

| 科目 | 単位 |
|----------|---------|
| 生涯学習概論 | 4 |
| 社会教育計画 | 4 |
| 社会教育特論 | 3.2 |
| 社会教育実習 | 4 |
| 社会教育実習 | (選択、必修) |
| 社会教育課題研究 | |

| 科目 | 単位 |
|----------|---------|
| 生涯学習概論 | 4 |
| 生涯学習支援論 | 4 |
| 社会教育経営論 | 4 |
| 社会教育特論 | 6 |
| 社会教育実習 | 1 |
| 社会教育実習 | 3 |
| 社会教育実習 | (選択、必修) |
| 社会教育課題研究 | |

＜計24単位＞

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第2項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

3

社会教育士に期待される役割（イメージ図）



「社会教育士」とは？～学びを通して、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力**を活かし、教育委員会のみならず、福祉・防災、観光、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



4

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| （内訳）主事講習 | 492人 | 1,414人 | 1,532人 | 1,382人 | 4,820人 |
| （内訳）養成課程 | 214人 | 336人 | 538人 | 1,139人 | 2,227人 |
| 社会教育士称号付与数 | 706人 | 1,750人 | 2,070人 | 2,521人 | 7,047人 |

5

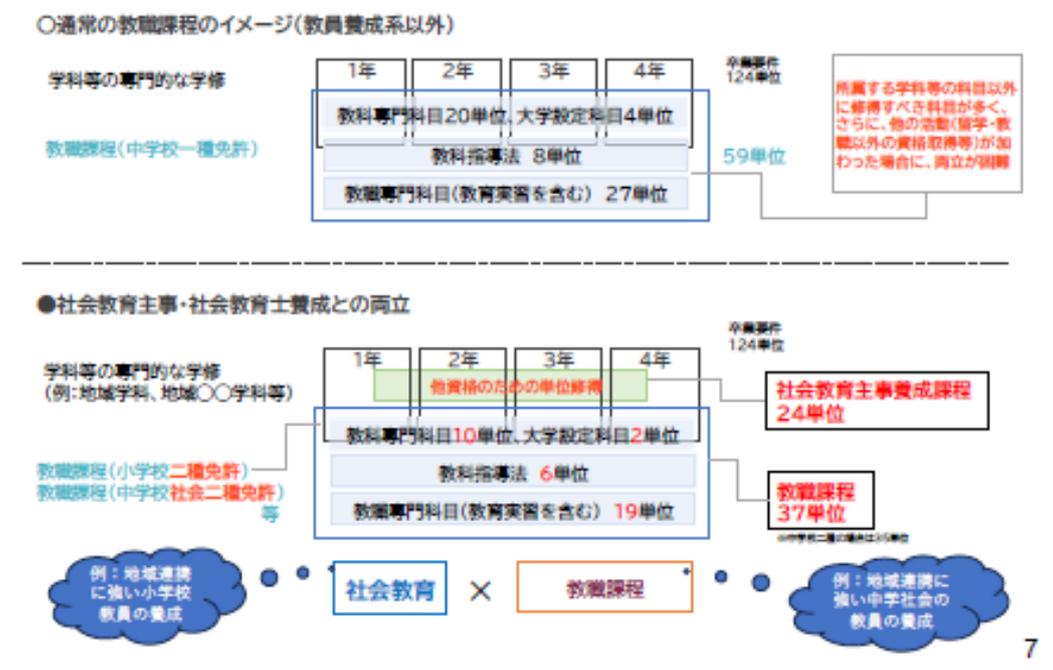
地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

- *社会情勢の変化**
- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの衰退化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に、学校・社会の連携化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
 - 高校や大学等の進学率の落ち込みや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）**
- 「2040年以降の社会を展望した持続可能な社会の創り直しの実現」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
 - 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を醸成しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
 - 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。
- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会**
- 【継続の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の充実への展開：リカレント教育の推進と社会教育人材の養成促進のあり方～】（令和5年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
 - 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の重要性が十分に確保されることが不可欠
 - 社会教育の視野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は貴重な役割を担っており、その養成向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示
- 社会教育人材部会**
- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和5年6月）
- 調査等実施事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍促進の拡充に関する専門的な調査等を行うこと
- これら5の方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ態勢の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を究め、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会
地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

- 【主な審議事項】**
- ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策**
（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）
- ②社会教育活動の推進方策**
（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）
- ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方**
（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法の在り方等）

強み・専門性特例(社会教育×教職課程)



75. 参考情報

1. 教職課程に直接関係するもの

- (1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成27年12月21日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm
- (2) 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて～国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書～（平成29年8月29日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm
- (3) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和4年7月27日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html

2. 学習指導内容に関するもの

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_1.pdf
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm
- (3) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_2_1_1.pdf
- (4) 学習指導要領「生きる力」平成29・30・31年改訂 学習指導要領（本文、解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- (5) 学習指導要領「生きる力」平成29・30・31年改訂 学習指導要領 関連資料（答申・通知等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm
- (6) 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（平成30年9月26日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm
- (7) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編・高等学校編）
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>
- (8) StuDX Style（スタディーエックス スタイル）
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- (9) 子どもの学び応援サイト～学習支援ポータルサイト～
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

3. 学校教育での取組に関するもの

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- (2) 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月27日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_00003.htm
- (3) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- (4) 第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日）
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- (5) 持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）（日本ユネスコ国内委員会ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- (6) 持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引（平成28年3月、令和3年5月改訂）
https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf
- (7) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成6年5月14日）
<https://www.env.go.jp/content/000222703.pdf>
- (8) 消費者教育の推進に関する基本的な方針（令和5年3月28日）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- (9) 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成25年1月21日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm
- (10) 第3次学校安全の推進に関する計画
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm
- (11) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf

- (12) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成24年7月25日） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017_01.pdf
- (13) パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- (14) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- (15) 学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- (16) 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて https://www.mext.go.jp/a_menu/14167461.htm
- (17) 教員研修について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/index.htm
- (18) 校長・教職員 学習情報ポータル https://www.mext.go.jp/a_menu/suishin/detail/index_00001.html
- (19) Plant 全国教員研修プラットフォーム（（独）教職員支援機構HP内） <https://www.nits.go.jp/service/plant/>
- (20) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html

4. 幼児児童生徒への対応に関するもの

- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成29年3月） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
- (2) 児童虐待への対応に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm
- (3) いじめの問題に対する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- (4) 不登校児童生徒への支援に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm
- (5) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- (6) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- (7) （独）教職員支援機構校内研修シリーズN087 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- (8) ヤングケアラーへの支援に関する施策について（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf
- (9) 生徒指導提要（改訂版） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm
- (10) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和4年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm
- (11) ハンセン病に関する教育の更なる推進について（令和4年7月） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_004.htm
- (12) こどもの貧困対策（こども家庭庁） <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/>
- (13) 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（令和2年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html
- (14) 高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）（令和3年9月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext_00001.html
- (15) 外国人児童生徒受入れの手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- (16) 外国人児童生徒教育研修マニュアル https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm
- (17) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- (18) 学校教育におけるJSLカリキュラム（小学校編、中学校編） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm
- (19) 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

- (20) 高等学校における外国人生徒等の受入の手引（東京学芸大学ホームページ）
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf
- (21) 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（東京学芸大学ホームページ）
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf
- (22) かすたねっと
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト”
- (23) 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて
<https://casta-net.mext.go.jp/>
- (24) 文部科学省×学校安全
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- (25) 教職員のための学校安全 e-ラーニング
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- (26) 性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- (27) 生命（いのち）の安全教育（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- (28) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
- (29) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html
- (30) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」と患者講義について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

5. その他関連する施策、計画や指針など

- (1) 初等教育資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/shotou/index.htm
- (2) 中等教育資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/chutou_index/index.htm
- (3) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm
- (4) スポーツ庁・障害者スポーツ施策に係るページ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm
- (5) ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkaigi/index.html
- (6) 学校における教育活動と著作権（令和5年度改訂版）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/pdf/93874501_01.pdf
- (7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページ
<https://sartras.or.jp/>
- (8) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会）
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/kyouka_02.pdf
- (9) 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- (10) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf
- (11) サイバーセキュリティ 2024（令和6年7月10日）
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2024.pdf>
- (12) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html
- (13) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html
- (14) 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年10月25日）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf
- (15) 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成30年3月2日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf
- (16) 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成28年2月29日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf
- (17) 敬語の指針（答申）（平成19年2月2日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf
- (18) 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（令和3年5月31日）
https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_kokt01-000015385_2.pdf

- (19) 文部科学省国際バカロレア教育推進コンソーシアム <https://ibconsortium.mext.go.jp/>
- (20) 子どもの体力向上（子供の運動遊び応援サイト等） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm
- (21) 体力・運動能力調査（結果報告書等） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm
- (22) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～ https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf
- (23) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf
- (24) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm
- (25) 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00001.html
- (26) 「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_00004.html
- (27) 大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度について https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm
- (28) 人権教育・啓発に関する基本計画 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.htm#1>
- (29) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf
- (30) オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf
- (31) 文化芸術推進基本計画 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/
- (32) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

76. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・STEAM 教育等の教科等横断的な学習
- ・心のバリアフリーに関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税・財政に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・水循環に関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・学校における動物飼育について
- ・エネルギーに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp